

地域実践研究

教育相談・就学先決定に関する研究

(平成 30 年度～令和元年度)

研究成果報告書

令和2年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

本報告書は、平成30年度～令和元年度地域実践研究「教育相談・就学先決定に関する研究」の研究経緯と成果、今後の展望をまとめたものである。

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正以降、障害のある子どもの就学先の決定に当たっては、障害のある子どもの保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取の機会の確保とともに、本人・保護者に対し、教育的ニーズや必要な支援の内容・方法等について、十分な情報提供を行い、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、合意形成を図り、総合的な判断をして市町村教育委員会が決定することとされている。

現在、上記改正令の施行以降5年余りの年月が経過したところであり、全国の各都道府県、市町村における就学先決定はどのような現状なのか把握し、そこに生じている課題を整理し、課題の解決に向けての方策を打ち出す必要がある。そして教育的ニーズに適した学びの場の決定を行っていくため、就学先決定に関わる教育相談、就学先決定の各プロセスについて、その取組を充実させていくことが重要である。

本報告書では、都道府県・市町村への就学先決定に関する調査、就学に係る教育相談を受けた経験のある保護者への調査、さらに、本研究に指定研究協力地域として参画いただいた各自治体における調査・実践、及び研究協議会等の議論を通して得られた知見を整理した。

1部は、研究の概要と基礎情報である。

第1章では、本研究の背景や目的、方法、研究体制、及び研究の経緯を述べた。

第2章では、就学手続きの変遷や、インクルーシブ教育システムにおける就学先決定の仕組み、就学に係る教育相談等の先行研究の知見等、就学先決定に関する基礎的情報を整理した。

2部は、各地の教育委員会や保護者への調査の結果と考察である。

第3章では、各自治体の就学に係る教育相談・就学先決定の現状と課題について、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、市町の保護者支援担当者への訪問聞き取り調査から、就学先決定に係る取組、課題、保護者の捉え等を考察・整理した。

第4章では、子どもの就学に係る教育相談を受けて、現在小学校や特別支援学校に就学している子どもを持つ保護者を対象にした質問紙調査やインタビュー調査から、保護者が捉える教育相談や就学先決定の課題等について整理した。

3部は、各指定研究協力地域における教育相談・就学先決定に係る取組の充実に向けた検討をまとめている。

第5章では、長野県内の市町村教育委員会就学担当者への訪問聞き取り調査をもとに、長野県の抱える就学先決定に関する課題を整理し、今後必要とされることを考察した。

第6章では、長野県内の特別支援学校、小・中学校、市教育委員会、福祉事業所への

調査をもとに、就学先決定を迎える時期における、学校と福祉事業所の連携について整理した。

第7章では、柏市の就学に係る教育相談の在り方について、保護者の相談理由や保育担当者の紹介理由の分析から整理するとともに、就学に係る教育相談の周知についても実践的検討を行った。

第8章では、富士見市の就学に係るサポートの周知方法として、モニター評価を踏まえてリーフレットの作成に取り組んだ経緯を整理した。

第9章では、坂城町の一貫した教育支援のための就学等に関する情報の一元化に向けた実践的取組を紹介した。

4部は、本研究のまとめである。

第10章では、全体を総合的に考察するとともに、就学に係る教育相談及び就学先決定に向けた取組に必要な視点を整理し、今後の課題について言及した。

2年間の限られた期間、限られた地域における調査、取組からの検討であるため、インクルーシブ教育システムの充実に向けた教育相談・就学先決定の在り方に迫り切れたとは言い難いが、それでも、教育相談・就学先決定に関し、各地が抱える現在の課題と今後に向けた知見について、一定の整理はできたと考えている。

本報告書が、地域の教育相談、就学先決定に向けた取組の充実にいくらかでも貢献できれば幸いである。

研究代表者 研修事業部 牧野泰美

目 次

はじめに

目次

1部 研究の概要と基礎情報

第1章 研究の概要	・ ・ ・	1
Ⅰ. 背景と目的	・ ・ ・	3
Ⅱ. 研究方法	・ ・ ・	4
Ⅲ. 研究体制	・ ・ ・	6
Ⅳ. 研究の経過	・ ・ ・	7
第2章 就学先決定に関する基礎的情報	・ ・ ・	9
Ⅰ. 就学手続きの変遷	・ ・ ・	11
Ⅱ. インクルーシブ教育システムにおける就学先決定の仕組み	・ ・ ・	12
Ⅲ. 先行研究・文献から	・ ・ ・	15

2部 各地の教育委員会や保護者への調査から

第3章 教育相談・就学先決定における現状と課題（1）		
ー各自治体への訪問調査からー	・ ・ ・	21
Ⅰ. はじめに	・ ・ ・	23
Ⅱ. 方法	・ ・ ・	23
Ⅲ. 結果と小考察	・ ・ ・	27
Ⅳ. まとめ	・ ・ ・	63
章末資料	・ ・ ・	67
第4章 教育相談・就学先決定における現状と課題（2）		
ー保護者への質問紙調査及びフォーカス・グループ・インタビューからー	・ ・ ・	83
Ⅰ. はじめに	・ ・ ・	85
Ⅱ. 保護者への質問紙調査	・ ・ ・	86
Ⅲ. 保護者へのフォーカス・グループ・インタビュー調査	・ ・ ・	103
Ⅳ. 考察	・ ・ ・	124
章末資料	・ ・ ・	127

3部 指定研究協力地域における教育相談・就学先決定に係る取組の充実に向けた検討

第5章 長野県内の市町村における教育相談・就学先決定に係る取組の現状と

課題－教育支援体制の構築と一層の充実に向けて－

(長野県・平成30年度長期型) . . . 137

I. 研究の背景と目的 . . . 139

II. 方法 . . . 149

III. 結果および小考察 . . . 151

IV. 長野県の各自治体の課題解決に向けての検討 . . . 179

V. 考察 . . . 187

章末資料 . . . 193

第6章 長野県の就学相談時の学校と福祉事業所の連携

(長野県・令和元年度長期型) . . . 197

I. 研究の背景と目的 . . . 199

II. 特別支援学校13校への聞き取り調査 . . . 203

III. 長野県内の5市町村教育委員会と5福祉事業所への調査 . . . 216

IV. A地域の小・中学校及び社会福祉事業所への質問紙調査 . . . 222

V. 考察 . . . 245

章末資料 . . . 251

第7章 柏市の就学相談の課題解明と今後の在り方

(柏市・令和元年度短期型) . . . 275

I. 研究の背景と目的 . . . 277

II. 方法 . . . 278

III. 結果および考察 . . . 279

IV. 取組および改善点 . . . 280

V. 成果と課題 . . . 281

章末資料 . . . 283

第8章 富士見市における就学サポートリーフレットの作成

(富士見市・令和元年度短期型) . . . 287

I. 研究の背景と目的 . . . 289

II. 就学サポートリーフレットの試作 . . . 291

III. 保護者を対象とした簡易的なモニター評価 . . . 292

IV. 簡易的なモニター評価を踏まえた就学サポートリーフレットの改良 . . . 295

V. 考察	・ ・ ・ 298
VI. まとめ	・ ・ ・ 299
章末資料	・ ・ ・ 300
第9章 坂城町の幼・保・小・中学校における一貫した教育支援のための 情報の一元化	
(坂城町・令和元年度短期型)	・ ・ ・ 303
I. 研究の背景と目的	・ ・ ・ 305
II. 研究の内容	・ ・ ・ 309
III. 研究の成果と課題	・ ・ ・ 315
IV. 今後に向けて	・ ・ ・ 317
章末資料	・ ・ ・ 318
4部 研究のまとめ	
第10章 総合考察	・ ・ ・ 319
I. 学校教育法施行令の一部改正（平成25年）以降の就学先決定 に関する現状と課題	・ ・ ・ 321
II. 教育相談・就学先決定の取組の充実に向けて ー指定研究協力地域の取組からー	・ ・ ・ 324
III. 今後の課題	・ ・ ・ 326
おわりに	

第 1 章

研究の概要

I. 背景と目的

II. 研究方法

III. 研究体制

IV. 研究の経過

I. 背景と目的

障害のある子どもの就学先の決定に関し、市町村の判断が、本人・保護者との信頼関係のもとで行われていくことは、就学後の子どもの教育の充実のみならず、インクルーシブ教育システムの推進にとって極めて重要なことである。

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部改正以降、障害のある子どもの就学先の決定に当たっては、障害のある子どもの保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取の機会の確保とともに、本人・保護者に対し、教育的ニーズや必要な支援の内容・方法等について、十分な情報提供を行い、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、合意形成を図り、総合的な判断をして市町村教育委員会が決定することとされている。

現在、上記改正令の施行以降 5 年余りの年月が経過したところであるが、全国の各都道府県、市町村における就学先決定に関する現状、課題についての整理はなされていない。仮に、各自治体で、就学先決定に関する各プロセスが、十分に行われていなかったり、課題が生じたりしているとすれば、本人、保護者が不利益を被ることになる。平成 30 年度から 2 カ年にわたり本研究に指定研究協力地域として参画している長野県は、教育的ニーズに適した学びの場の決定を行っていくため、就学に係る教育相談の在り方や、就学先決定の各プロセスについて、保護者への情報提供、相談員の質の向上、合意形成等における課題の解決を目指している。全国の各都道府県及び市町村においても様々な課題があることが推測される。

国立特別支援教育総合研究所（2015）は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた地域における体制づくりに関して、どの地域においても取り組むべき内容（グランドデザイン）として 8 観点 34 項目を示している。「就学相談・就学先決定に関すること」はその 8 観点の一つであり、重要項目として、①障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されていること、②保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ就学先の決定に反映されていること、③就学時健診の目的・役割とそれまでの相談支援体制が確立していること、④保育所・幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されていること、⑤就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実していること、を挙げている。この 5 項目は、就学先決定に向けて、上記の就学先決定の各プロセスが十分に行われていくうえで不可欠なものとなっている。上記のグランドデザイン 8 観点 34 項目について、国立特別支援教育総合研究所（2018）は、青森県内の全市町村に対する取組状況の調査を行っている。それによると、8 観点の中で、就学相談・就学先決定に関することについては、比較的多くの市町村が取り組んでいたが、その取組の実態、質、課題等については明らかにされていない。

そこで本研究では、各地の就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状を把握し、課題を明らかにする。具体的には、本人・保護者への情報提供、園・学校間の連携、合意形成、就学先決定後の見直し等に関する現状、生じている課題を明らかにする。さらに、各自治体の工夫、取組から、課題解決の方策や、就学先決定に係る各プロセスについての留意事項、参考となる知見について整理する。

また、本研究に参画している長野県をはじめ、柏市、富士見市、坂城町が就学先決定に

関して課題としている、就学に係る教育相談の仕組みの整備、就学に係る教育相談等に関する関係機関や保護者への周知・情報提供の在り方、就学先決定に向けた取組に係る教育と福祉の連携、必要な情報の一元化等の観点からも検討、整理したうえで、就学先決定に係る課題の解決に向けた知見を得る。

以上を通して得られた成果をまとめ、各自治体の就学に係る教育相談、就学先決定に関する取組の充実に資する。

Ⅱ．研究方法

本研究では、就学に係る教育相談、就学先決定に関する動向・知見の文献等による整理、各地の取組に関する資料収集、各地の就学先決定に係る現状と課題に関する調査研究、指定研究協力地域（長野県、柏市、富士見市、坂城町）の課題及び取組・工夫等に関する調査・実践研究等により、考察・検討を進める。全体の構造は図１－１の通りである。

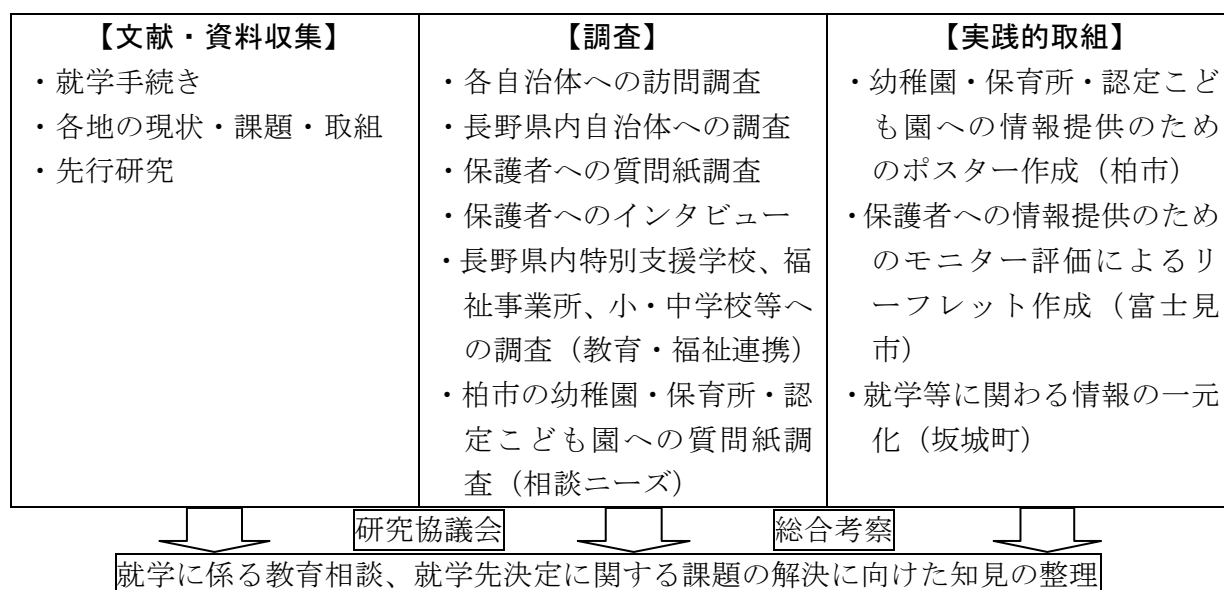


図１－１ 研究全体の構造

以下、具体的な取組を年度ごとに分けて示す。

平成 30 年度の取組

<文献・資料収集>

- ① 就学手続きに関する資料収集・整理
- ② これまでの就学に係る教育相談、就学先決定に関する先行研究の整理
- ③ 就学先決定に関する指定研究協力地域（長野県）の取組状況の整理
- ④ 各地の就学先決定に関する資料収集（文献、資料、各自治体ホームページ等）

＜調査＞

- ① 全国各地の就学に係る教育相談、就学先決定に係る取組の現状、工夫、成果、課題等に関する訪問聞き取り調査（都道府県及び市町村教育委員会就学担当者、市町村の療育センター等の保護者支援担当者）
- ② 指定研究協力地域（長野県）の市町村教育委員会就学担当者への就学に係る教育相談、就学先決定に係る取組の現状、工夫、成果、課題等に関する訪問聞き取り調査

＜研究協議会等＞

- ① 本研究の進捗状況、調査結果の解釈等に関する研究協力者を交えた協議の実施
- ② 地域実践研究フォーラムの開催（長野県に関する研究成果を中心に報告）

＜中間報告書の作成＞

上記の取組をまとめた中間報告書の作成

令和元年度の取組

＜文献・資料収集＞

- ① 指定研究協力地域（長野県、柏市、富士見市、坂城町）の就学先決定に関する課題、取組の整理（就学先決定に向けた取組に係る教育と福祉の連携、就学に係る教育相談の仕組みの整備と関係機関への周知の在り方、就学に係る教育相談等に関する保護者への周知・情報提供の在り方、就学先決定に係る必要な情報の一元化、等）

＜調査＞

- ① 就学に係る教育相談を経て就学した子どもの保護者に対する、実際に受けた相談や情報提供等に関する質問紙調査及びフォーカス・グループ・インタビューの実施
- ② 長野県内の就学に関する教育と福祉の連携の実態に関する、特別支援学校、市教育委員会、福祉事業所等への訪問聞き取り調査の実施。小・中学校、児童発達支援事業所等への質問紙調査の実施
- ③ 柏市における就学に係る教育相談に関する幼稚園・保育所・認定こども園等に対する質問紙調査の実施

＜実践的取組＞

- ① 富士見市における、就学に関する情報を保護者に提供するためのリーフレット作成とモニター評価の実施
- ② 坂城町における、就学先決定に関する情報の一元化と共有を目指した実践的取組の実施

＜研究協議会等＞

研究の進捗状況、調査結果の解釈等に関する研究協力者を交えた協議の実施

＜研究成果報告書の作成＞

上記の取組により得られた資料の総合的な検討・考察、研究成果報告書の作成

Ⅲ. 研究体制

本研究は、平成 30 年度においては、国立特別支援教育総合研究所の研究チームメンバー 4 名（研究代表者、研究副代表者、研究分担者）のほか、地域実践研究員（長期派遣型）1 名、研究協力者 5 名（文部科学省特別支援教育調査官、学識経験者、県教育委員会指導主事、特別支援教育推進員、県立養護学校教員）の体制で進めることとした。

令和元年度については、研究チームメンバー 5 名（研究代表者、研究副代表者、研究分担者）のほか、地域実践研究員 5 名（内長野県は長期派遣型、他の市町は短期派遣型）、研究協力者 5 名（文部科学省特別支援教育調査官、学識経験者、市教育委員会指導主事、県立養護学校教員、障害者相談支援センター職員）の体制とした。1 年目の取組を生かすため、平成 30 年度の地域実践研究員に研究協力者としての参画を依頼した。

1. 研究代表者・研究副代表者・研究分担者

牧野 泰美	研修事業部上席総括研究員・研究代表
山本 晃	研究企画部総括研究員・研究副代表（平成 30 年度）
李 熙馥	インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員・研究副代表
土屋 忠之	インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員
坂井 直樹	研修事業部主任研究員（令和元年度）
土井 幸輝	情報・支援部主任研究員（令和元年度）

2. 地域実践研究員

熊谷 祥	長野県諏訪養護学校教諭（平成 30 年度・長期型）
内田 潤一	長野県小諸養護学校教諭（令和元年度・長期型）
青木 孝予	柏市教育委員会指導主事（令和元年度・短期型）
齊藤 七実	富士見市教育委員会教育相談室室長（令和元年度・短期型）
加藤 篤史	富士見市立関沢小学校教頭（令和元年度・短期型）
宮坂 正	坂城町立南条小学校校長（令和元年度・短期型）

3. 研究協力者

中村 大介	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
本郷 一夫	東北大学大学院教育学研究科教授
倉島さつき	長野県教育委員会特別支援教育課指導主事（平成 30 年度）
柴田 淳	長野県特別支援教育推進員（平成 30 年度）
五味 智子	長野県諏訪養護学校教諭（平成 30 年度）
小林由美子	小諸市教育委員会指導主事（令和元年度）
熊谷 祥	長野県諏訪養護学校教諭（令和元年度）
竹中 正文	佐久広域連合障害者相談支援センター障害児コーディネーター ／社会福祉法人小諸学舎（令和元年度）

IV. 研究の経過

1. 平成 30 年度（2 年計画の 1 年次）の経過

○所内定例会

- ・研究の進捗状況の確認と研究内容の協議（年間を通して開催）

○長野県教育委員会及び研究協力者との連携

- ・本研究の趣旨、計画等の説明及び依頼内容等の説明（4～5 月）
- ・研究協議会の開催（自治体等への訪問調査の状況、解釈、まとめ方等の協議（12 月））
- ・地域実践研究フォーラムの開催（長野県総合教育センターにおいて開催された「平成 30 年度第 2 回特別支援教育地区代表者会」において本研究の成果を報告）（2 月）

○地域実践研究推進プログラム

- ・第 1 回：研究計画の概要の報告と協議（4 月）
- ・第 2 回：進捗状況の報告と協議（8 月）
- ・第 3 回：成果の一部の報告と協議（12 月）

○文献・資料収集

- ・就学先決定に係る研究動向及び各地の取組等についての資料の収集（4～7 月）
- ・長野県の課題・特徴、就学先決定をめぐる状況等に関する資料の収集・整理。長野県の市町村体制整備研修会への参加による情報収集（4～6 月）
- ・日本特殊教育学会第 56 回大会（大阪教育大学）における資料収集（9 月）

○訪問聞き取り調査

- ・全国各地（県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、療育センター等保護者支援担当者）及び長野県内の市町村教育委員会就学担当者への就学先決定に係る現状と課題に関する聞き取り調査項目の検討（6～7 月）及び実施（7 月～1 月）
- ・訪問聞き取り調査の倫理審査委員会への申請・許可（7 月）

○中間報告書の作成

- ・1 年目の研究経緯と成果に係る中間報告書の作成（1～2 月）

2. 令和元年度（2 年計画の 2 年次）の経過

○所内定例会

- ・研究の進捗状況の確認と研究内容の協議（年間を通して開催）

○指定研究協力地域及び研究協力者との連携

- ・本研究の趣旨、計画及び依頼内容等の説明（4～5 月）
- ・研究協議会の開催
 - 第 1 回：保護者への調査の実施計画、調査内容についての協議（6 月）
 - 第 2 回：保護者への調査の結果概要、指定研究協力地域の取組状況等の協議（12 月）
- ・長野県の市町村体制整備研修会における 1 年次の成果の報告（5 月）
- ・柏市の就学に係る教育相談についての体制づくり、富士見市の就学に関する情報の保護者への提供の在り方、坂城町の情報の一元化に関する取組について、各々の市町との連絡・意見交換（年間を通して実施）

○地域実践研究推進プログラム

- ・研究計画（2年次）の概要の報告と協議（4月）
- ・各指定研究協力地域の進捗状況の報告と協議（8月）
- ・研究成果の報告と協議（12月）

○文献・資料収集

- ・保護者の就学・教育相談等に関する意識、フォーカス・グループ・インタビューの理論・方法、就学に関する教育と福祉の連携等に関する研究・資料の収集（4～7月）
- ・日本特殊教育学会第57回大会（広島大学）における資料収集（9月）

○質問紙調査、フォーカス・グループ・インタビュー、訪問聞き取り調査

- ・就学に係る教育相談を経て就学した子どもの保護者に対する質問紙調査及びフォーカス・グループ・インタビューに関する項目の検討（6～7月）及び実施（10月～12月）
- ・長野県内の就学に関する教育と福祉の連携の実態に関する特別支援学校（特別支援教育コーディネーター、教育相談担当者等）、市教育委員会、福祉事業所への訪問聞き取り調査、及び小・中学校、児童発達支援事業所等への質問紙調査に関する項目の検討（6～7月）及び実施（9月～12月）
- ・上記調査の倫理審査委員会への申請・許可（7月）

○研究成果報告書の作成

- ・各取組の成果のまとめ及び総合的な考察・整理（1～2月）

引用文献

国立特別支援教育総合研究所（2015）．インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－．専門研究A研究成果報告書．

国立特別支援教育総合研究所（2018）．地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究．地域実践研究成果報告書．

参考文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）．共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）．

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）．教育支援資料－障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実－．

付記

本報告書では、とりわけ各指定研究協力地域の取組に関わる章においては、就学に係る教育相談について、各自治体が使用している表記とした。

（牧野泰美）

第 2 章

就学先決定に関する基礎的情報

- I. 就学手続きの変遷
- II. インクルーシブ教育システムにおける就学先決定の仕組み
- III. 先行研究・文献から

I. 就学手続きの変遷

1. 本研究における「就学」「教育相談」の定義

就学とは、学齢に達した子どもが学校に入学して、所定の教育課程のもとで学習することをいう。日本の教育法制上では、義務教育に関してのみ使用される用語である（世界大百科事典，1988）。

本研究で扱う「就学」は、主に障害がある子ども、又は生活上、学習上において困難を抱える子どもの小学校段階への就学を指すこととする。なお、義務教育間の教育の場の見直しや、小学校段階から中学校段階への就学についても含めることとする。

就学義務については、憲法第 26 条第 2 項において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と規定されており、また、教育基本法第 5 条第 1 項には「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定されている。これらの規定を受けて学校教育法第 16 条では「保護者（中略）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とされ、次いで第 17 条第 1 項において「保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」、同条第 2 項において「保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」とされている。

また、本研究で扱う「教育相談」とは、障害者基本法の一部改正（平成 23 年 8 月 5 日公布・施行）や学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月施行）の趣旨を踏まえ、障害のある子ども（特別な支援が必要となる可能性のある子どもを含む。）及びその保護者に対し、各市町村が実施している就学先を見据えた相談を指すこととする。

2. 就学に関する歴史上の変遷

障害のある子どもの就学については、1948 年（昭和 23 年）盲学校・聾学校への就学義務制が実施された。その後、養護学校の義務制が施行されたのは戦後の学校教育制度が発足してから 32 年目の 1979 年（昭和 54 年）である。

障害がある子どもは特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学することが基本であったが、2002 年（平成 14 年）の学校教育法施行令の一部改正により、特別の事情のある場合は、特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学する障害の程度であっても、近隣の小学校・中学校に入学できることが明文化された。

就学制度の転換により、下記の四つの観点から総合的に判断して就学先を判断すること

となった。

- (1) 障害の種類・程度
- (2) 医療や学識経験者等の専門家の意見
- (3) 就学後の支援の状況
- (4) 保護者及び本人の希望

また 2007 年（平成 19 年）の「特殊教育」から「特別支援教育」への制度改革と、さらには 2012 年（平成 24 年）の中央教育審議会初等中等教育分科会からの「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の提言を受け、2013 年（平成 25 年）に学校教育法施行令が一部改正され、障害のある子どもの就学に当たっては、個々の障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断し決定する仕組みに改めることとなった。この改正により、就学先の決定に当たっては、上述した四つの観点に、新たに以下の三つの観点が加わり重視された。

- (1) 本人・保護者に十分情報提供を行う
- (2) 本人・保護者の意見を最大限尊重する
- (3) 教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う

このように、2013 年（平成 25 年）9 月の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある子どもの就学先の決定について、原則として本人・保護者の意向を最大限尊重するようになった。

なお、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会，2012）においては、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」に関しても、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うとの観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとした。

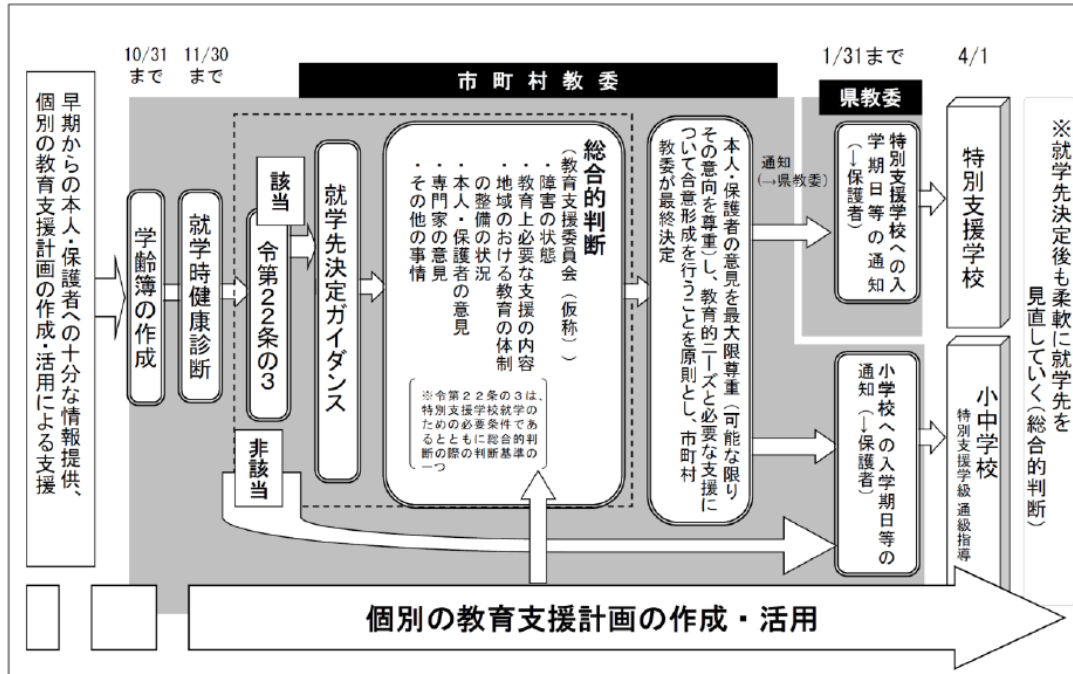
Ⅱ．インクルーシブ教育システムにおける

就学先決定の仕組み

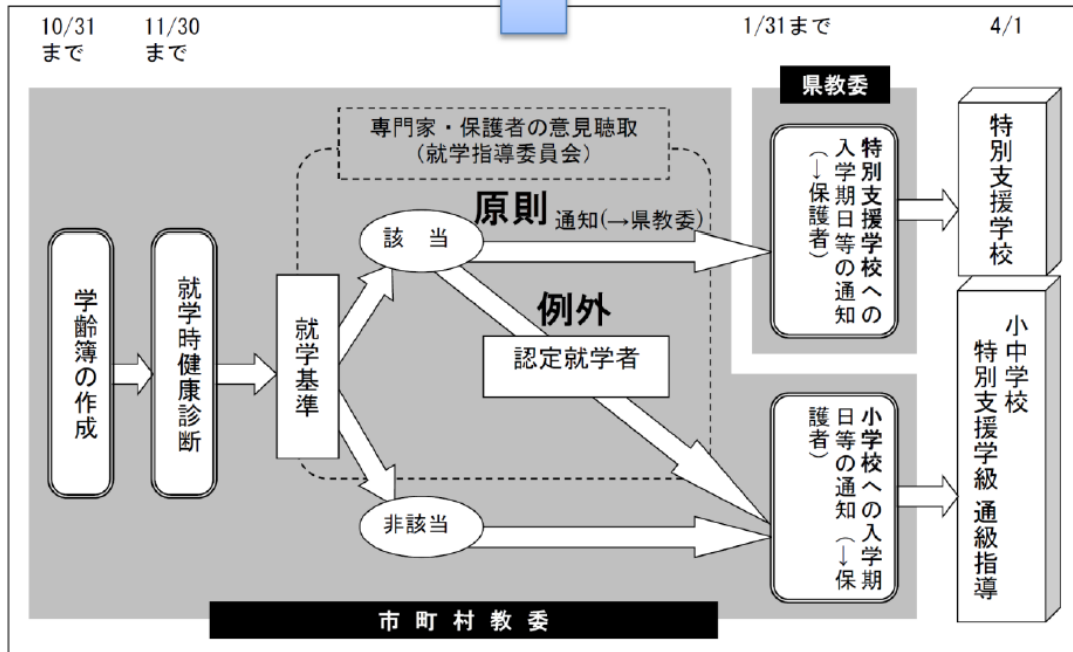
2013 年（平成 25 年）9 月、学校教育法施行令の一部改正により、特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第 22 条の 3）に該当する子どもは原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更された（図 2－1）。ここでは、教育支援資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2013）から、改正の趣旨と内容を引用し、整理しておく。

障害のある児童生徒等の就学先決定について(手続きの流れ)

【学校教育法施行令改正後】



【学校教育法施行令改正前】



「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)から抜粋

図2-1 就学先決定に関する手続きの流れ

1. 改正の経緯及び趣旨

学校教育法施行令は、障害のある子どもの就学先決定の仕組みについて規定している。2002 年（平成 14 年）以前においては、一定の障害のある者（視覚障害者等）については、例外なく特別支援学校に就学することとされていたが、その後、2002 年（平成 14 年）の改正により、認定就学制度が創設され、小・中学校の施設設備が整っている等の特別の事情がある場合には、例外的に特別支援学校ではなく認定就学者として小・中学校へ就学することが可能になった。

2002 年（平成 14 年）の改正以降、小・中学校に在籍する障害のある子どもの数が増加傾向にあるほか、学校施設のバリアフリー化、教職員の配置や研修体制等の充実が図られてきている。2006 年（平成 18 年）には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択され、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。また、同条約の批准に向けた作業の一環として 2011 年（平成 23 年）には障害者基本法が一部改正され、第 16 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされた。さらに 2012 年（平成 24 年）7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」との提言がなされた。

上記を踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある子どもは原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の子どもの障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改めることとなった。

なお、上記の中央教育審議会初等中等分科会報告（2012）においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられている。

2. 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものである。以下同じ。）の就学に関する手続きについて、以下の整備を行うこととされた。

（1）就学先を決定する仕組みの改正

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

（2）障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

（3）視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小・中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

（4）保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

Ⅲ. 先行研究・文献から

ここでは、我が国における就学に関連する先行研究について、国立特別支援教育総合研究所が行ってきた研究、他機関・大学等の研究を概観する。

1. 国立特別支援教育総合研究所における研究

「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究」（国立特別支援教育総合研究所，2015）において、インクルーシブ教育システム構築に向けて、どの地域においても重要な事項（グランドデザイン）が整理され、就学相談・就学先決定に関しては、就学先を決定する仕組みの確立、保護者や専門家の意見聴取の機会の設定、就学時健診・相談支援体制の確立、就学支援シートの活用、保護者への情報提供等の支援体制の充実の必要性について述べている。またそれらについて、いくつかの自治体の参考となる取組が例示されている。

2016 年（平成 28 年）には、地域実践研究「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究」において、青森県内の全市町村に対するグランドデザインの取組状況の調査が行われた。それによると各市町村教育委員会の取組として、就学相談に関する取組は、グランドデザインの中で最も多くなされていた。成果としても早期支援の充実が図られたとの報告がなされている。課題としては「幼保・小中との連携」「私立の保育園・町外幼稚園との連携体制の構築」「幼保・小中間での引き継ぎの手法の整理・システム化」等が挙げられた（国立特別支援教育総合研究所，2018 a）。

さらに「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」（国立特別支援教育総合研究所，2018b）においては、インクルーシブ教育システム構築の評価指標の作成が行われている。この研究の中で、上記の就学先決定に関する仕組みや相談支援体制についてのグランドデザインの項目が評価指標に取り入れられている。

2. 大学等における研究

保護者支援に視点を置いた研究では、竹内（2012）は、「障害児の就学先決定手続きにおける親参加・親支援の課題」において、障害児の家族に対する支援が、親に対し、専門家の求める「適正な障害受容」をし、当該障害児の障害や発達についての専門知識を身に着けた「準専門家」として就学指導に参加するといった、特別な「親役割」を要求することにつながる危険性について指摘し、必要な親支援の在り方について検討している。

また、相場・島津・伊藤他（2016）は、「発達に気がかりのある幼児に対する相談・支援アプローチ」において、幼稚園・保育所に在籍している発達に気がかりのある幼児の支援を行うため「相談ルーム」を設置し、幼児への指導、保護者への相談、幼稚園・保育所への情報提供を行った結果、保護者の養育に対する自信と、就学への前向きな姿勢に寄与したと述べている。課題としては、就学先決定後の追跡とフォローアップ、小学校との連携の強化、相談ルームの運営体制の強化を述べている。

さらに、横山・市森・表・岡本（2018）は、「就学サポート相談会に参加した発達障害児を持つ保護者の相談会前と就学後における子どもの状態の捉えと就学に関する思い」において、就学の相談会に参加した発達障害児を持つ保護者の、相談会前と就学後における子どもの状態の捉えと就学に関する思いを明らかにした。そこでは、相談会前における保

護者の子どもの状態の捉えとして【子どもの発達に生活する上で支障となる特性がある】
【学校生活でやっていけないかもしれない】【自分の子どもは相談の対象ではない】、就学に関する思いとして【通常学級・地域の学校への強い希望】【子どもに合わせた就学環境を整えたい】【生活力が付く就学先を選びたい】のカテゴリを抽出している。就学後では子どもの状態の捉えとして【学校生活に適応できている】【学校で適切な行動がとれていない】、就学に関する思いとして【情報共有による学校生活への安心】【順調に学校生活が送れそうな予感】【就学先への不満】のカテゴリを抽出している。発達障害のある子どもに適した就学環境を整えていくためには、保護者自身が子どもの特性を把握するとともに、就学先への申し送りを行う力を付けられるよう支援していくことが必要であるとしている。

就学先決定のシステムや、機関の支援体制については、木原・多田・古川（2013）が「地域校で教育を受けている肢体不自由児の支援について」において、事例検討を通じ、地域支援での教育と医療の連携における特別支援学校での校内専門家としての理学療法士の役割について報告している。その中で、地域校で教育を受ける肢体不自由児の数が増加していくこと、地域校での特別支援教育の担当者はほとんどが医学的な知識はなく、しかも初めて肢体不自由児を担当する教員も多く、医療機関での指導内容が教育機関に十分に伝わっていないという課題を述べている。そのため、地域校への支援は、専門家による教員が実施可能な支援方法の具体的な提示と、定期的な支援方法の見直しが大切であるとしている。

また、徳永（2017）は、「障害のある子どもの就学先決定と心理学的支援：コンセンサス・ビルディング・モデルの提案」の中で、実際の就学先を検討する際に、一つの視点として、合意形成の過程（コンセンサス・ビルディング過程）の提案をしている。そこでは、障害のある子どもの就学手続きの変遷や就学先決定の仕組みを取り上げ、就学先決定の課題について検討するとともに、その手続きにおける保護者の立場と保護者の不安や悩みを検討し、それらについて「公正さ」という概念で整理している。さらに、合意形成の前提となる保護者の意向を固めること、及び合意形成の過程（コンセンサス・ビルディング過程）について考察している。徳永（2017）は、障害のある子どもの就学に関する相談や手続きは、子どもの障害の受け止めの状況も含め、保護者が心理的に複雑な状況において、就学先を決めていくことが求められることを述べている。さらに、家庭状況や経済状況等、数多くの要因を考慮しながら進めなければならない難しい課題となる場合もあると述べている。そのような複雑な要因があることを前提に、合意形成を含めて、就学先決定について、行政手続きの視点から、その過程と必要な支援を検討している。

佐藤・今枝・菅野（2018）は、「障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に関する研究－教育委員会の運営する支援教室との関係から－」において、就学先決定に向けた支援体制を検討するために、全国的に先進的かつ障害幼児への早期支援に取り組んでいると考えられるモデル事業指定地域の教育委員会を対象として、支援教室の実施有無と就学先決定

に向けた取組及び関係機関との連携状況との関係を明らかにすることを目的とした研究を行っている。そこでは、移行支援における相談・支援体制整備の重要性が伺え、支援教室もその重要な役割を担うことが示唆されている。早期からの相談・支援を実施しており、保護者ともかかわりの深い支援教室を実施している方が、個別の教育支援計画等の子どもの情報を引き継ぐ資料を作成しやすい状況が考えられると述べている。今後の課題として、教育機関に限定せずに子どもの情報を引き継ぎ、共有する機能や、関係機関と連携するための機能に焦点を当て、子どもや保護者への就学を見据えた支援体制の在り方を検討していく必要があると述べている。

以上の先行研究から、就学に向けての保護者への支援や相談に関して、子どもや保護者への就学を見据えた支援体制の構築・充実の重要性、保護者の子どもの障害に関する思いを受け止めることの重要性、保護者の養育に対する自信や就学への前向きな姿勢を支援することの重要性が示唆された。このことから、本研究において、就学に係る教育相談の在り方、就学先決定に向けた各プロセスの課題と解決の方策を検討することは、保護者支援の観点からも重要と考えられる。

また、平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定に向けては、本人・保護者の意向を最大限尊重することとされたが、その後の各自治体の現状、課題について、先行研究を概観した限り、全国規模の調査はなされていない。上記施行令の一部改正後の、各地の就学先決定に向けた取組の状況、課題を把握する意味でも、本研究の意義は大きいと考えられる。

引用文献

- 相場眞理子・島津真奈美・伊藤栄子・田口睦子・斎藤孝・内海淳・藤井慶博（2016）．発達に気がかりのある幼児に対する相談・支援アプローチ．秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要，38，195-202．
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）．共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）．
- 平凡社（1988）．世界大百科事典第 2 版．
- 木原将歳・多田智美・古川敦（2013）．地域校で教育を受けている肢体不自由児の支援について．第 49 回日本理学療法学術大会抄録集，41．
- 国立特別支援教育総合研究所（2015）．インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて—．研究成果報告書．
- 国立特別支援教育総合研究所（2018a）．地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究．研究成果報告書．

国立特別支援教育総合研究所（2018b）．我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成－．研究成果報告書．

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）．教育支援資料－障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実－．

佐藤麗奈・今枝史雄・菅野敦（2018）．障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に関する研究－教育委員会の運営する支援教室との関係から－．東京学芸大学紀要，総合教育科学系，69(2)，463-475．

竹内麻子（2012）．障害児の就学先決定手続きにおける親参加・親支援の課題．早稲田大学大学院文学研究科紀要，第1分冊，57，71-83．

徳永 豊（2017）．障害のある子どもの就学先決定と心理学的支援：コンセンサス・ビルディング・モデルの提案．福岡大学人文論叢，48(4)，1027-1053．

横山三千代・市森明恵・表志津子・岡本理恵（2018）．就学サポート相談会に参加した発達障害児を持つ保護者の相談会前と就学後における子どもの状態の捉えと就学に関する思い．Journal of Wellness and Health Care，42，57-65．

参考文献

文部科学法令研究会（監修）（2018）．平成30年度版文部科学法令要覧．ぎょうせい．

（山本 晃）

第 3 章

教育相談・就学先決定における現状と課題（１）

－各自治体への訪問調査から－

I．はじめに

II．方法

III．結果と小考察

IV．まとめ

章末資料

①県教育委員会就学担当者用質問内容

②市町教育委員会就学担当者用質問内容

③保護者支援担当者用質問内容

I. はじめに

第1章で述べたとおり、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正以降、障害のある子どもの就学先の決定に当たっては、障害のある子どもの保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取の機会の確保とともに、本人・保護者に対し、教育的ニーズや必要な支援の内容・方法等について、十分な情報提供を行い、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、合意形成を図り、総合的な判断をして市町村教育委員会が決定することとされている。

現在、上記の政令改正以降5年あまりの年月が経過したところであり、本章では、各地の就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状や課題を把握、整理する。具体的には、本人・保護者への情報提供、園・学校間の連携、合意形成、就学先決定後の見直し等、就学先決定に係る各プロセスの現状、生じている課題を明らかにするとともに、各自治体の取組・工夫についても整理する。

II. 方法

1. 調査方法

(1) 調査対象

調査対象は、都道府県及び市町村の就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状や課題を収集するため都道府県教育委員会の就学担当者、市町村教育委員会の就学担当者とする。

また、就学に係る教育相談、就学先決定に係るプロセスについての保護者の認識、思い、保護者側から見た課題等を収集するため、市町村の療育センター等における保護者支援の担当者も対象とする。保護者支援担当者は、ここでは、保健師、相談員、支援員等の総称であり、早期から子どもや保護者と関わっている、発達、障害等に係る相談や支援の担当者をいう。保護者支援担当者を調査対象とするのは、保護者とのかかわりを通して、保護者の考えや思いを把握していると考えられることによる。

都道府県教育委員会については、地域バランスを考慮して抽出し、調査の承諾の得られた11都道府県（全都道府県の約四分の一）とする。

市町村教育委員会については、上記の都道府県教育委員会と同一都道府県内の市町村とし、都道府県教育委員会からの情報、人口等を考慮して選定し、調査の承諾を得られた市町村とする。11都道府県につき各1市町村、合計11市町村とする。

保護者支援担当者については、上記の市町村教育委員会と同一市町村内の療育センター等の、調査の承諾の得られた保護者支援担当者とする。

都道府県教育委員会と同一都道府県内の市町村教育委員会、その市町村教育委員会と同一市町村内の保護者支援担当者とするのは、現状や課題についてのそれぞれの捉えを比較するためである。

上記の調査対象を整理すると以下の通りである。

①都道府県教育委員会就学担当者

- ・ ・ 11 県教育委員会就学担当者
- 北海道・東北 3 県
- 関東 3 県
- 中部 1 県
- 近畿 2 県
- 中国・四国 2 県

②市町村教育委員会就学担当者

- ・ ・ 上記 11 県内の市町教育委員会就学担当者。各県につき 1 市町。合計 11 市町

③保護者支援担当者

- ・ ・ 上記 11 市町の療育センター等の保護者支援担当者。1 市町につき 1 名。

なお、上記の 11 市町の規模・人口等については、以下の通りである。

政令指定都市	1 市
中核市	3 市
その他の市	5 市
町	2 町
100 万人以上	1 市
30～50 万人	2 市
20～30 万人	3 市
10～20 万人	2 市
10 万人以下	1 市 2 町

（２）調査方法

調査期間は平成 30 年 8 月～平成 31 年 1 月で、本研究の研究分担者が調査対象先を訪問し、後述の調査内容をもとに調査対象者に対して、半構造化面接を行った。面接時間は約 60 分で、場所は訪問先の会議室等を使用した。聞き取り内容は許可を得て IC レコーダーで録音した。面接調査が効率よく進められるよう、調査対象者には、事前に、調査内容（質問）を送付し、可能な範囲で回答の準備を依頼した。

本研究において訪問面接調査としたのは、郵送等による記述式の調査よりも、対象者の考え、思い等の詳細が得られる可能性が高いと考えられたからである。

（３）調査内容

調査内容（質問）は、以下の通りとした。なお、本章末に、調査内容（質問）に関する

面接時の手持ち資料（事前に送付したものと同一）を示すので参照されたい。

①都道府県教育委員会担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）
- ・就学担当者の人数
- ・県が推進している就学に係る教育相談、就学先決定の流れ、プロセス
- ・合意形成の捉え方
- ・合意形成の課題
- ・県内の市町村において合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援内容、情報提供や取組、工夫（保護者、園、関係機関への理解啓発の取組・工夫を含む）
- ・就学先決定に関わる委員会について（名称、担当者、役割）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における課題
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における成果
- ・市町村教育委員会の就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える取組・工夫
- ・各市町村の現状や取組の差についての考えや工夫
- ・特別なニーズを持つ子どもへの支援内容、取組

②市町村教育委員会担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）
- ・就学担当者の人数
- ・市町が推進している就学に係る教育相談、就学先決定の流れ、プロセス
- ・合意形成の捉え方
- ・合意形成の課題
- ・合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援内容、情報提供や取組、工夫（保護者、園、関係機関への理解啓発の取組・工夫を含む）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスにおける保護者の参加状況
- ・専門家チーム（相談支援チーム）の構成
- ・就学先決定に関わる委員会について（名称、担当者、役割）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における課題
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における成果
- ・就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える取組・工夫
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する県からのバックアップ
- ・学びの場の見直しに関する教育相談、就学先決定の流れ
- ・学びの場の見直しに関する合意形成について、工夫や課題
- ・特別なニーズを持つ子どもへの支援内容、取組

③保護者支援担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）

- ・所属機関（療育センター等）における就学関係の担当者の人数
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者の相談件数や内容
- ・就学に係る教育相談や就学先決定のプロセスに関する保護者の認識
- ・合意形成に関するプロセスや内容等に関する保護者の理解度
- ・合意形成のプロセスにおける保護者の参加状況
- ・合意形成に関する保護者のイメージ、認識
- ・就学先決定、合意形成における保護者の悩み、不安、課題、ニーズ
- ・就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報
- ・合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・合意形成がうまくいった事例（概要、理由）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に係る全体的なプロセスにおける保護者の悩み、課題、ニーズ、求めている情報
- ・所属機関（療育センター等）の保護者や本人の就学先決定を支援する取組、工夫
- ・所属機関（療育センター等）の就学に係る教育相談、就学先決定を支援する取組の成果と課題

（４）倫理的配慮

訪問面接調査を行うに当たり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会において承認を得た。都道府県教育委員会、市町村教育委員会の関係部課長の承諾を得た後、調査対象者（指導主事、保護者支援担当者）に対して、口頭と文書で研究の主旨について説明し、書面で調査協力の同意を得た。

調査協力は任意であり、調査協力承諾後でも辞退可能であること、辞退をしても不利益を被ることは一切ないこと、個人情報の管理を厳重に行うこと等を説明した。

（牧野泰美）

Ⅲ. 結果と小考察

1. 就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

(1) 県が推進する就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

11 県教育委員会の就学先決定に係る流れに関しては、表 3－1 に示すように、各県において大きな違いはみられなかった。多くの県が平成 25 年に改正された学校教育法施行令を基に作成された文部科学省の概念図に沿っている。

委員会の構成に関しては、どの県も医師や学識経験者、児童福祉施設関係者、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の担当職員や管理職、心理士、保健師等が就学先決定に係わる委員として委託されていた。H 県や J 県では、保護者が参加していることが特徴的であった。

参考として、各県が行う各市町村教育委員会の就学関連担当者への説明会資料やリーフレットをいただいた県のみを分析すると、表 3－2 に示すように、説明会資料の内容としては、就学手続きに関する考え方や方法、各学びの場の特徴、就学後のフォローアップ体制、支援ファイルの作成や活用等について周知していた。また各県が作成したリーフレットの構成内容をみると、就学先決定や入学までの流れを分かりやすくまとめていたり、各学びの場の特徴について明記したりしていた。A 県のリーフレットでは、就学先決定に係る Q & A という欄に、保護者の希望や意見を述べるができることについて明記していた。また、K 県では、各障害種の特別支援学校での教育内容や実際の様子、小・中学校での特別支援教育の推進について、具体的で分かりやすく説明しているのが特徴的であった。

(2) 市町が推進する就学先決定・学びの場の見直しに係る流れ及び委員会の構成

表 3－3 に示すように、市町教育委員会が推進する就学先決定及び学びの場の見直しに係る流れにおいて、各市町において大きな差はみられなかった。その中、C 県の c 町は、就学先決定において、子どもが在籍している幼稚園や保育所、地域の小・中学校等が主体となる取組を行っていた。園・所や学校の特別支援教育コーディネーター（特別支援教育 C o .）がガイダンスを行い、就学に関する教育相談を実施し、保護者の要望に応じて学校見学等も実施していた。園・所や学校が主体となるようにするために、各園・所や学校の管理職への理解啓発にも力を入れていた。

就学先決定に係る委員会の構成においても、各市町において大きな差はなく、医師、幼稚園や保育所、小・中学校の管理職、特別支援学校の就学相談担当者、学識経験者、児童福祉機関等が就学先決定に係る委員会の委員として構成されているところが多かった。

表 3 - 1. 各県における就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

	就学先決定の流れ	就学先決定に係る各種の委員会の委員
A県	就学先決定に係る考え方や手続き方法等をまとめた資料に基づいて各市町村教育委員会へ周知している	・医者 ・療育関係者 ・小・中・特別支援学校の管理職 ・学識経験者 ・関係行政機関
B県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・就学先決定に係る教育相談担当の指導主事 ・医師 ・学識経験者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・関係行政機関
C県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・市町村からの希望に応じて巡回相談する就学相談担当者(特別支援教育Co.、行政関係機関の担当者) ・特別支援学校の就学に係る就学支援審議会の委員 ・就学支援に係る諮問事項について審議する就学支援審議会の委員(学識経験者、医師、弁護士等) ・教育センターの発達に関する教育相談担当者
D県	障害のある子どもの早期発見をし、市町村において就学相談を実施。市町村の教育支援に関する委員会で総合的な判断を行い、就学先を決定。特別支援学校就学者については県教育委員会へ報告し、就学の手続きを行う	・医師 ・学識経験者 ・行政関係者 ・各障害種の特別支援学校校長 ・教育委員会
E県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・学識経験者 ・医師 ・幼・小・特別支援学校の管理職 ・児童福祉施設関係者

F県	市町村教育委員会と本人との間で就学相談(学校見学、情報提供等)を実施する。市町村教育委員会において就学先に関する保護者と合意形成し、就学指導委員会での審議、判断。その後就学先での入学相談を実施。県立特別支援学校対象については県で名簿作成等の手続きを進める	・医師 ・学識経験者 ・市町村教育委員会関係者 ・児童福祉施設関係者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・行政関係者
G県	就学先決定においては、地域の小学校を基本とする方針のもと、学校教育法施行令改正を踏まえている。G県では就学先決定において本人や保護者の意見聴取や適切な情報提供を行わないことを不利益な取り扱いとして規定	・医師 ・学識経験者 ・関係行政機関 ・特別支援学校の管理職
H県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・学識経験者 ・医師 ・幼・小・特別支援学校の職員 ・関係行政機関 ・親の会代表 ・特別支援学校PTA会長 ・指導主事
I県	就学先決定に係る考え方や手続き方法をまとめた資料に基づいて各市町村教育委員会へ周知している	・医師 ・学識経験者 ・幼・保・小・中・特別支援学校の職員 ・福祉施設関係者 ・指導主事
J県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・医師 ・学識経験者 ・幼・保・小・中・特別支援学校の職員 ・保護者 ・福祉施設関係者
K県	(県立特別支援学校への就学を希望する場合)市町村教育委員会で保護者への情報提供、対象児に関する情報収集をし、審議・判断した後、保護者との合意形成後に県教育委員会へ手続き	・学識経験者 ・医師 ・福祉施設関係者 ・特別支援学校の職員 ・県の教育センター

表 3 - 2. 各県の市町村教育委員会への説明資料及びリーフレットの構成

	市町村への説明会資料内容 (※資料を提供していただいた県のみ)	リーフレットの構成 (※資料を提供していただいた県のみ)
A県	・障害のある子どもの就学手続きにおける考え方 ・就学ガイダンス、相談支援ファイル、本人・保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成において大切にすべき点等 ・障害の種類や程度、就学先の決定の在り方 ・就学先の決定や通知方法 ・就学後のフォローアップと柔軟な対応に関すること	・市町村における就学先や教育支援の内容が決まるまでの流れ ・相談の呼びかけ ・多様な学びの場の説明(多様な学びの場の設定理由) ・就学先決定に係るQ&A(相談方法、通学方法、障害のある場合の就学先決定の方法、保護者の意見聴取)
B県	・多様な学びの場の説明 ・就学先決定に係る教育相談の考え方 ・就学先の決定と学びの場の見直しに関する考え方 ・支援ファイルの活用 ・就学関係法令	
C県		・就学先決定の流れ ・多様な学びの場の説明や学校教育法施行令第22条3の障害の程度の説明 ・各市町村、関係機関の連絡先一覧
F県	・就学相談の基本的な考え方や配慮事項(障害のある子どもへの理解、資料収集、保護者への情報提供、総合的な判断、就学後のフォローアップ、保護者の気持ちへの共感的理解、就学相談の流れにおける保護者の関与) ・就学相談に係る各委員会の役割と組織	
I県	・障害のある子どもの学びの場、就学先決定の在り方(学校教育法施行令)等 ・市町村教育委員会と県教育委員会の就学に関わる役割と責任(手続き、学びの場の見直しに係る手続き等)	・多様な学び場の連続性に関する概念図 ・就学先の見直し ・各学びの場における教育内容や対象 ・就学の手続き ・支援ファイルの活用 ・各関係機関の連絡先
J県	・保護者への情報提供(相談の呼びかけ及び相談方法、学びの場の説明、用語の説明等) ・就学先決定に係る担当者への情報提供(就学に係る相談の考え方、手続きの内容、支援シートの作成方法と活用方法、就学後のフォローアップと学びの場の見直し等)	・保護者用: 相談の呼びかけ、就学までの流れやスケジュール、学びの場の説明 ・就学相談担当者用: 支援の重要性、就学までのプロセスとポイント、多様な学びの場の教育課程に関する説明
K県	・学びの場の説明、就学先決定に係る考え方、早期からの一貫した支援に係る相談体制の整備、個別の教育支援計画の作成、就学先等の見直し、県立特別支援学校及び特別支援学級に係る就学事務手続き	・特別支援教育に係る用語説明、各障害種の特別支援学校での教育内容や実際の様子、通常学校における特別支援教育の内容や実際、相談窓口一覧

表 3-3. 市町における就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

	就学先決定の流れ	学びの場の見直しに係る流れ	就学先決定に係る各種の委員会の委員	就学先決定に係る専門家チーム（相談支援チーム）の委員
A県 a市	・ニーズのある子どもの把握：5歳児健診、校内委員会等 ・相談支援チームにおける教育相談（就学ガイダンス） ・必要に応じて学校見学 ・調査審議及び総合的判断（検査、行動観察、保護者面談等） ・所属所・園・学校等や保護者に結果通知、合意形成後、就学先決定	・保護者から学校への申し出を受け、調査審議を実施	・審議及び教育支援に関するアドバイスをする委員 ・医学診断書等の作成をする専門員 ・事務局	・指導主事 ・保健師 ・療育担当者 ・臨床心理士（保護者支援等） ・教育相談員（検査等）
B県 b市	・各健診及び各機関における障害のある子どもに対する乳幼児健診及び教育相談実施後、専門委員が幼稚園等を訪問し、情報収集 ・専門委員の報告を受け、審査を行い、就学先について検討 ・教育支援委員会から市教育委員会へ望ましい就学先について報告 ・市教育委員会で保護者との合意形成に係る教育相談実施	・小1～中3のすべての学年で実施。教育支援委員会で検討するための資料を各学校が提出。 ・知能検査等の実施後、教育支援委員会で検討し、結果を踏まえ、保護者と面談	・指導主事：事務処理等担当	＜教育支援委員＞ ・医師 ・幼・小・中学校の管理職 ・各障害種の特別支援学校の担当者 ・学識経験者 ・療育担当者 ・福祉行政機関
C県 c町	・町でガイダンスは実施しない。小・中学校の特別支援教育Co. が幼稚園・保育所に出向いてガイダンスを行い、就学に関する教育相談も実施。保護者の要望に応じて学校見学も実施。各就学相談担当の特別支援教育Co.については、Co.連絡会議で情報共有している。 ・以前は保健師が就学相談の中心的な役割を担っていたが、幼稚園・保育所、小・中学校が中心になるように連携体制を構築 ・管理職への理解啓発も徹底的に実施 ・障害がある子どもについては審議会で審議し、答申を受けて教育委員会で就学先を決定 ・審議会では保護者や本人の意見が大きな材料	・子どもの実態を把握し、医療・検査機関で診断。これらの情報を基に次年度の就学先について保護者を交えて協議する。	＜審議会委員＞ ・医師 ・特別支援学校の管理職 ・特別支援学校の地域支援Co. ・各幼稚園・保育所のCo. ・教育委員会 ・福祉行政機関の担当者 ・保健師	
D県 d市	・学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	・見直しについて本人や保護者の希望があった場合、本人・保護者と学校とで随時相談。必要に応じて学校見学や授業参観を実施。教育支援委員会で審議し、適切な学びの場を決定	・特別支援教育推進員（幼稚園・小・中・義務教育学校に対する支援アドバイス） ・特別支援教育指導員（就学相談、巡回相談）	

E県 e市	・特別支援学級や特別支援学校を希望する場合は、教育センターでアセスメント後、教育委員会で審議し、結果を通知	・教育センターが対応	・医師 ・特別支援学校の管理職	
F県 f市	・就学先決定に係る説明会、相談会等の実施 ・教育委員会で保護者と面談 ・就学支援相談委員会で審議(場合によっては学校と直接面談実施) ・支援シートの作成	・保護者と学校との話し合いを行い、教育委員会へ報告 ・場合によって学校見学の実施 ・場合によって医療機関の受診 ・審議後、適切な学びの場に新年度から変更	・小・中・特別支援学校の職員 ・医者 ・臨床心理士 ・療育担当者	
G県 g市	・各種健診や支援センター等でアセスメント及び療育を実施 ・各幼稚園・保育所等に心理士や指導主事等による巡回相談を実施(個別的教育支援計画の作成) ・教育支援委員会で就学に係る教育相談を実施 ・答申会議後、保護者との合意形成	・各学校から担当の指導主事に連絡 ・関係者で保護者と教育相談実施 ・校内委員会あるいは発達検査等の実施後、教育相談実施	・保健師 ・心理士 ・支援センターの相談員等 ・事務局担当の指導主事 ・通級指導教室の担当者	・心理士 ・特別支援教育担当の指導主事 ・通級指導の担当者等
H県 h市	・保護者から直接学校へ申し出をし、各学校の校内就学支援委員会で審議後、結果を市教育委員会へ報告	・保護者と学校が行う		・学識経験者 ・医師 ・特別支援教育Co. ・管理職 (いずれも固定ではない)
I県 i市	・専門巡回相談員が幼稚園や保育所等へ訪問し、指導助言。保護者の相談への対応 ・支援センターで特別支援教育就学審議会の対象を集約 ・就学審議会で審議後、所属園・所等や保護者へ報告し、教育相談を実施 ・保護者と合意形成後、就学先を決定	・支援センターで随時相談を行い、就学先決定に係る手続きに沿って進める	・専門員 ・事務局員 ・指導主事等	(支援センターの職員が専門家の役割を担う)
J県 j町	・保護者の申し出により就学相談を実施 ・教育支援委員、教育委員会が情報収集後、関係者と懇談 ・教育支援委員会で審議後、保護者に結果を報告し、懇談 ・保護者が就学先学校長等と懇談し、場合によっては学校体験を実施	・学校と保護者として随時相談し、教育支援委員会で審議を行う	・医師 ・学識経験者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・福祉関係者 ・子育て支援職員	・調査員(子どもの実態把握等)として、幼・保・小・中・特別支援学校の職員
K県 k市	・保護者が幼稚園や保育所、学校等を通して教育委員会に教育相談に申し込み、教育相談を実施 ・就学指導委員による審議後、保護者と合意形成。必要に応じて学校見学を実施	・教育相談を実施	・特別支援教育アドバイザー ・指導主事等の教育委員会関係者	・特別支援教育アドバイザー ・専門Co.

2. 合意形成について

(1) 各県・市町教育委員会及び保護者における合意形成の捉え方（表3-4）

①各県教育委員会

各県教育委員会就学担当者に、合意形成の捉え方について尋ねたところ、表3-4のような結果が示された。県教育委員会就学担当者は、合意形成について、＜教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致＞として捉える回答が多く、その次に＜就学先の希望・考えの一致＞に関する回答がみられた。

②各市町教育委員会

各市町教育委員会は、県教育委員会就学担当者と同様に、＜教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致＞と、＜就学先の希望・考えの一致＞に関する回答がみられた。そのほか、保護者が不安を抱かずに＜安心して送り出せる＞時点という回答や、＜就学先決定に係る審議会に出す資料について親の同意が得られること＞という回答もみられた。

③保護者支援担当者による保護者の認識

各市町の保護者支援担当者に保護者の合意形成に関する認識について尋ねた結果、＜合意形成に関する理解度はまちまち＞であるという回答や、＜親の意見が通るという理解＞、＜就学先を決めてもらうという認識＞、＜話し合いをして決定するというイメージ＞、さらには＜合意形成について知らない＞という回答がみられた。

(2) 各県・市町教育委員会及び保護者が捉える合意形成における課題（表3-5）

①各県教育委員会

表3-5に示すように、県教育委員会就学担当者は、合意形成における課題として、＜保護者と教育委員会との見解の違い＞について言及した。特に「本人・保護者の意見を最大限尊重し」という部分の意味を慎重に解釈すべきであるとの声が聞かれた。また、＜学校側の理解のなさ及び負担感＞に関する回答や、＜地域差＞、＜本人・保護者に対する情報提供の不十分さ＞、＜審議件数の増加による負担感＞の回答がみられた。さらに、「本人・保護者の障害に対しての受容が不十分である」という＜保護者の障害受容の不十分さ＞や、より専門的な支援を受けさせたいという思いで障害の程度が軽度の場合でも特別支援学校を希望する等の＜保護者の高い専門性へのニーズ＞に関する回答がみられた。他にも、＜通学手段のなさ等の家庭の生活スタイルの影響＞に関する回答や、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞の回答がみられた。

表 3 - 4 . 合意形成の捉え方に関する回答のカテゴリー分類

		教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致	就学先の希望・考えの一致	安心して送り出せること	就学先決定に係る審議会に出す資料についての親の同意	合意形成に関する理解度はまちまち	親の意見が通るという理解	就学先を決めてもらうという認識	話し合いをして決定するというイメージ	合意形成について知らない
就学担当者	回答機関数	9/11	2/11							
	例	「子どもの教育的ニーズや今後の支援ニーズは何かについて、保護者、教育委員会、学校の意見が一致すること」	「就学に関する十分な情報提供がなされた上で本人及び保護者が十分納得して就学先の決定がなされる状況」							
市町教育委員会	回答機関数	5/11	5/11	1/11	1/11					
	例	「保護者と学校側でこういう方向で支援していこうという風になっていくこと」 「入学後の生活がイメージできて、必要な支援や環境について内容を共有できている。優先すべき課題や支援の在り方の一致。将来を見通した子どもの成長を軸にして話し合いができていると双方が実感できている」	「保護者に答申について説明し、保護者と教育委員会の意見をすり合わせる中でこの子だったらこの学校かなと前向きに考えられていること」	「早期から支援を行い、十分に情報を提供し、保護者が不安を抱かず安心して送り出せるようになった時点が合意形成」	「審議会に出す資料について親に承諾書に押印してもらう瞬間（親が子どもの特性について理解し、受容した過程が込められていて、審議してもいいですよという合意形成）」					
保護者支援担当者	回答担当者数					3/11	3/11	1/11	1/11	4/11
	例					「説明を聞いたけど、自分で動く人もいるし、もう一回確認する人もいる。理解度はまちまち。意見を言っているんだと思う人はどれぐらいいるんだろうというのはあるけど(略)」 「(略)子どものことを心配していない、気にはなるけどという保護者は、(合意形成についての)イメージがまちまち」	「親の意見が尊重される点はよく承知していると思う。SNS等で情報は共有されやすい。基本的に答申が出て、通常の学級に行かせたい気持ちが強ければ通るんですよという考えを持っている」	「どこで学ぶかを決めってもらうという認識でいる人もいる」	「保護者の意向に学園の担任が同席し、指導主事が聞き取り、面談。指導主事もとても丁寧に相談に乗ってくれている。それらの話し合いを通して就学先を決定するとイメージしている様子がある」	「合意形成という言葉は知らないんじゃないですかね」 「5歳児相談を受ける時にわからない保護者もいる」

注) 複数の回答は、複数のカテゴリーに分類した。

表 3 - 5. 合意形成に係る課題及び保護者が感じるニーズや不安に関するカテゴリー分類

		保護者と教育委員会との見解の違い	学校側の理解のなさ及び負担感	地域差	本人・保護者に対する情報提供の不十分さ	審議件数の増加による負担感	保護者の障害受容の不十分さ	保護者の高い専門性へのニーズ	保護者が感じる周りの目	通学手段の無さ等の家庭生活スタイルの影響	各学びの場で受けられる支援に対する不安	保護者の考え・情報源が多様・複雑化	地域の小学校や通常の学級に居れないという不安	学校生活に対する不安	就学先決定全般にかかわる不安
県教育委員会就学担当者	回答機関数	6／11	3／11	3／11	2／11	1／11	2／11	1／11		1／11	1／11				
	例	・「必要な支援について学校や地方公共団体とで提供できるものと、保護者や本人の希望がかみ合わない」 ・「障害者基本法17条の「十分な教育」という部分について市町村教育委員会において十分理解しておらず、「本人・保護者の意見を最大限尊重」という部分のみを重視し、保護者の意見のみで就学先が安易に決定されている状況が散見される」 ・「親の希望が優位になること」	・「学校の理解がなく、最初から無理ということになったり、手をかけてくれないことで親の不満が出ることもある。お互いにすれ違いが出てしまい、それで安易に支援学校を希望することになることもある」 ・「均衡を失した又は過度の負担とそうでない場合との線引きが難しい」	・「地域の体力（財政面等）の差が大きい」 ・「市町村の指導主事の有無によっても差がある」	「本人・保護者に対して、多様な学びの場における十分な教育や障害者差別解消法の理念等について説明が不十分であると考えられ、早期からの充実した支援が望まれる」	「審議件数の増加による市町村教育委員会の負担増も懸念される」	・「本人・保護者の障害に対しての受容が不十分（特性理解、学びの場での支援内容の理解）」	・「（略）22条3に該当しない子どもも特別支援学校へという流れがある。手厚い支援を保護者が求めている。知的障害に当てはまる子どもさらに手厚い肢体不自由を希望するケースもある」		・「本当は特別支援学校に入学する子どもではないが、スクールバスがあるので希望する場合がある」	・「特別支援学級に在籍している子どもが特別支援学校に行きたいということが近年増加。思っていたような教育がなされていない、満足していない折り合いが付けられてなかった」				
市町教育委員会就学担当者	回答機関数	2／11	4／11		1／11	3／11	2／11	2／11	1／11	2／11	1／11	2／11			
	例	・「保護者の子どもの見立てと教育委員会の見解が違う場合、折り合いをつけていくことが難しい」 ・「保護者の考える本人に対する教育的ニーズと必要な支援が、市教委の就学担当、学校の考えるものと必ずしも一致しないこと」	・「多様な支援を必要とする子どもの受け皿として教育現場がなりきれていない。適切な学びの場という形で委員会で方向性を出す、実際にそれを受けていく教育現場が顔面通りに対応できていないこともある」 「（略）実際は学校の状況によって支援が左右されることも多い」		「十分な情報提供・子育て支援が行われていない。力をいれて取り組んでいるが、課題は残る」	「教育相談を受ける子どもが急激に増加し、話し合いの時間が少ない」	・「保護者の理解、子どもの障害を認めたくない気持ち、小学校入学後の学習状況を見てからでも遅くないという気持ち」	・「22条3に該当しない子どもの保護者が特別支援学校を希望する。より専門的な支援を受けさせたいという思い。（略）小学校でも専門的で手厚い支援を求めるケースが多い」	「周りの目（保護者が気にしている。車がなく特別支援学校には行けず、家庭生活スタイルの影響）」	「移動手段においても学校選びに関係している。車がなく特別支援学校には行けず、家庭生活スタイルの影響」	・「合意形成した内容が学校が十分にできていない。保護者のイメージと学校での支援が実際に違う」	・「保護者の考えが複雑化、多様化されている」 ・「保護者・本人から求められる教育的ニーズが多様かつ複雑になってきている。学校よりも保護者が詳しくなっている」			
保護者支援担当者	回答担当者数										4／11	1／11	3／11	5／11	1／11
	例										・「支援学級判定が出たけど、お母さんが望んでいる支援級のイメージと実際の学校のイメージが違いすぎる場合」 ・「（略）特に支援学級に就学する保護者は不安に思っている。学級によって対応が様々。（略）」	「いろんな情報を頼りにして混乱する親御さんがいる」	・「地域の小学校に就学したい保護者が多く、小学校に就学できないかもしれないということに不安がある。障害が重い場合でも、小学校を希望することが多い」 ・「支援級に入ったらそのままなのかという声もある（略）」	・「学校でうまくやっていけるか、友達関係が不安。学校に行けるだろうかという不安がある」	「どこが子どもにいいのか、どのような学びの場があるか、どう動いたらいいかわからない」

②各市町教育委員会

市町教育委員会就学担当者が捉える合意形成の課題としては、＜保護者と教育委員会との見解の違い＞、＜学校側の理解のなさ及び負担感＞、＜本人・保護者に対する情報提供の不十分さ＞、＜審議件数の増加による負担感＞の回答がみられた。また、＜保護者の障害受容の不十分さ＞に関する回答や、＜保護者が感じる周りの目＞、＜通学手段のなさ等の家庭の生活スタイルの影響＞に関する回答もみられた。さらに、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞との回答や、＜保護者の考えや情報源が多様化、複雑化＞しているとの声も聞かれた。

③保護者が感じる合意形成における課題

各市町の保護者支援担当者に保護者が合意形成において感じるニーズや不安等（課題）について尋ねた結果、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞の回答がみられた。「支援学級判定が出たけど、お母さんが望んでいる支援級のイメージと実際の学校のイメージが違いすぎる場合」のように、特に特別支援学級における指導等への不安の声が聞かれた。また、＜保護者の考え・情報源が多様化、複雑化＞していることや、＜地域の小学校や通常の学級に戻れないという不安＞に関する回答、「学校でうまくやっていけるか、友達関係が不安（略）」という＜学校生活に対する不安＞や＜就学先決定の全般に関する不安＞に関する回答がみられた。

（３）小考察

①合意形成の捉え方

県教育委員会就学担当者及び市町教育委員会就学担当者は、合意形成について、子どもの教育的ニーズや支援の方向性について共通理解し、その支援ができる学びの場を決定するという捉え方をしていた。県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者との間で合意形成の捉え方は一致しており、平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正による就学制度の趣旨に基づいていると考えられる。しかし、保護者側の捉え方としては、合意形成について理解が様々であることが示されており、子どもの就学先について本人・保護者、教育委員会、学校等が十分に話し合い、合意形成の上、決定するというプロセスをより広く周知していく必要性がうかがわれる。

②合意形成における様々な課題

県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者は、共通して＜保護者との見解の違い＞や、＜学校側の理解のなさ及び負担感＞について課題として挙げていた。保護者との見解の違いの背景には、保護者が抱く様々な思いがあることが推察できる。本調査からは、子どもの障害に対する保護者の障害受容の程度、保護者がより高い専門性を求めることのような、保護者の子ども理解に係る思いや、周りの目や通学手段のなさ及び地域の学校に行けないのではないかという不安等の地域生活から生じる困難さが就学先決定における保護者の

悩みの要因として考えられる。また、各学びの場が提供する教育の内容と程度に関する理解が不十分であることや、正しい情報を取り入れることの難しさが、合意形成において保護者と教育委員会との見解の違いに与える影響として考えられる。実際、合意形成において保護者が感じる不安やニーズとして、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞や、＜地域の小学校や通常の学級に戻れないという不安＞等の回答がみられており、これらの保護者の不安に対応できる情報提供が必要であると考えられる。県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者からも、＜本人・保護者に対する情報提供の不十分さ＞が合意形成における課題として挙げられていることから、上記の保護者の様々な思い等を考慮した情報提供を、より具体的で詳細に行っていく必要があると考えられる。

県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者は、学校側の理解のなさ及び負担感も合意形成に係る課題として挙げていた。就学先決定における合意形成において学校側がより主体的にかかわることが必要であり、学校が提供できる合理的配慮や支援の程度、内容を明確にすることが求められるだろう。さらには、子どもへの適切な指導・支援が学校の状況によって左右されないように地域の学校全体が特別支援教育を充実させていくことが、就学先決定において教育委員会や保護者、学校との合意形成をより円滑に進める土台になると考えられる。

(李 熙馥)

3. 合意形成の事例

(1) 合意形成を図ることが難しかった事例とその要因

ここでは、合意形成を図ることが難しかった事例について、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、療育センター等の保護者支援担当者に伺った事例を掲載する。以下、次の①②③の項目を柱として記述する。

- ①貴県内の市町村で、合意形成が難しかった事例
- ②なぜ、合意形成が難しかったのか。
- ③どのように対応されたか。

<特別支援学校が望まれるが、通学が困難で地域の小学校に就学した事例>

- ①医療的ケア対応の児童が、保護者の強い希望により、小学校の特別支援学級に入学した。通常の学級で過ごす場合、配慮事項が増え、会議の開催や支援員の配置等で課題が生じている。
- ②地域的な事情により、特別支援学校が遠方にあり通学が難しい。児童の障害の実態に応じて適した場に行かせたいが、通学困難等の事情により保護者が小学校を希望した。
- ③保護者の希望を尊重し、通学可能な小学校の特別支援学級を就学先とした。

(県教育委員会からの聞き取り)

- ①教育的ニーズを踏まえ、知的障害特別支援学校への就学が望ましいと市町村教育委員会と保護者で確認したものの、地理的な問題でそれが難しいケースがあった。
- ②地理的な問題により地域の学校に就学するケースは、就学のシステムが変更になる平成25年以前から数多くある。
- ③市町村立小学校の知的障害特別支援学級へ就学した。地域の特性や家庭の状況を把握して総合的な判断をしている。

(県教育委員会からの聞き取り)

<保護者は小学校を希望したが、小学校の環境整備が整っておらず、特別支援学校に就学した事例>

- ①知的な遅れのない肢体不自由の児童が、小学校を希望するケースがあった。小学校の受入れ体制が不十分だったことから、保護者と合意形成を行うことが難しかった。
- ②小学校では施設の環境が整っておらず、保護者の望む受入れ体制が作れなかった。
- ③家から距離のある肢体不自由の特別支援学校に入学した。今も県のフォローアップの対象生として、相談等支援を続けている。

(県教育委員会からの聞き取り)

<学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しない児童生徒で、保護者が特別支援学校を希望し、就学した事例>

- ①小学校の特別支援学級（知的障害）に在籍している児童の保護者が、中学校入学にあたって特別支援学校進学を希望した。市町村としては、児童の実態や発達検査等から学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しないため、特別支援学級への進級が適切であると判断した。保護者は中学校からは特別支援学校と決めており、行き違いが生じた。「保護者の意向を最大限に尊重するはずではないか」と県の方へ直接保護者から話があり、合意形成に時間がかかった。
- ②手厚く専門性の高い特別支援学校を希望する保護者が増えている。「保護者の意向が通る」と捉えている保護者が増えている。
- ③県としては、同令第 22 条の 3 に該当しない児童生徒については、通常の学級・特別支援学級への入級、または通級による指導を受けるよう丁寧な説明をしていきたいと考えている。このケースの場合は、県の教育支援委員会が関与し、話し合いを重ねた結果、より専門的な指導を受けたいという保護者の意向に沿って特別支援学校に在籍することになった。

（県教育委員会からの聞き取り）

<母親と父親の就学先に対する意向が異なった事例>

- ①母親と本人は、特別支援学校への就学（在籍中の小学校からの転校）を希望し、見学・体験を実施したが、継続して地域の小学校に在籍させたい父親と行き違いが生じた。
- ②学校・母親・本人の 3 者は特別支援学校への転校で意見が一致していたが、父親が転校に強く反対した。
- ③父親の心情も汲みながら、合意形成に向けて、教育相談を継続して行うことにした。

（県教育委員会からの聞き取り）

<保護者との合意形成が十分になされないまま特別支援学校に入学となり、入学後保護者が異議申し立てをした事例>

- ①特別支援学校へ入学が決まったケースだが、保護者が十分に納得せずに入学してしまった。その後、保護者が異議申し立てを行った。
- ②市町村が保護者に十分な情報提供を行っていなかったことが原因の一つであった。
- ③県としては、保護者に十分な情報を提供するように市町村教育支援委員会に促している。

（県教育委員会からの聞き取り）

<学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する児童の保護者が、児童の実態が十分に理解できず、小学校を希望した事例>

- ①市町村の判断と保護者の意見が合致しないケースがあった。

- ②市町村では知的障害特別支援学校への就学が適切であると判断したが、保護者と児童の実態の受けとめが一致せず、保護者は小学校への就学を希望した。
- ③特別支援学級や特別支援学校の授業参観・体験の機会、相談の機会を多く設け、特別支援教育に対する理解を促した。

(県教育委員会からの聞き取り)

- ①通常の学級を希望する保護者と、教育支援委員会の見解が異なるケースが毎年ある。
- ②自分の子どもの力を高く評価する家庭もある。また、障害の状態から通常の学級は厳しいと理解していても、小学校1、2年生の間だけは行かせたいと考える保護者もいる。
- ③丁寧に説明をし、見学等を勧めている。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

<保護者は通常の学級を希望していたが、教育支援委員会が学びの場を自閉症・情緒障害学級と判断した事例>

- ①市町村教育支援委員会は小学校の自閉症・情緒障害学級が学びの場としては適切と判断したが、保護者が通常の学級を希望しており合意形成を行うことが難しかった。
- ②保護者は児童の実態について十分承知はしており認識もしていたが、就学先を決める段階になり、迷いが生じたのではないかと考えられる。
- ③実際に通常の学級に入学して2カ月間、保護者が児童の実態を見て困難さを感じ、夏休み前に特別支援学級に学びの場を変更した。それまでは通常の学級で、合理的配慮を行っていた。

(町教育委員会からの聞き取り)

<医療的ケアが必要な児童で、保護者は小学校の特別支援学級を希望したが、教育支援委員会が学びの場を特別支援学校と判断した事例>

- ①医療的ケアが必要な児童について、市教育支援委員会は特別支援学校が適切な教育の場と判断したが、保護者は特別支援学級を希望した。
- ②医療的ケアに詳しい教職員が特別支援学級にいないため、入級は難しかった。
- ③最終的には丁寧に説明をし、納得して特別支援学校に入学した。保護者が希望する学びの場において、どこまで配慮が提供できるかということを確認した。

(市教育委員会からの聞き取り)

- ①医療的ケアが必要な児童について、保護者が地域の小学校を希望したが受入れが難しかった。
- ②地域の小学校の医療的ケアの受入れ体制が整っていないことが原因であった。命にかかわることであり、安全を第一に考え、特別支援学校に入学した。
- ③就学先が決定されて終わりではなく、受入れ態勢が整えば、学びの場を見直せるという話

をしている。

(市教育委員会からの聞き取り)

<保護者は小学校の特別支援学級を希望したが、教育支援委員会が学びの場を特別支援学校と判断した事例>

- ①教育支援委員会での審議の結果、特別支援学校への就学が適当と判断したが、保護者は小学校の知的障害学級を希望し就学した。
- ②地域の学校で学習させたいという保護者の気持ちが強く、本人に必要な支援についての話を進めることができなかった。
- ③本人・保護者が納得するまで体験見学を繰り返して決定するようにしている。

(市教育委員会からの聞き取り)

<保護者が、特別支援教育が必要と感じている一方で、他者からの視線が気になり、小学校を希望する事例>

- ①保護者が、自分の子どもに特別支援教育が適していると考えても、他者から見られることを気にして、小学校を希望した。
- ②小規模の市町村であり、学びの場が少ないことも影響している。母親の立場からすると他の保護者や児童から、自分の子がどういった目で見られてしまうか気になることが要因として大きいと考えられる。
- ③最終的には全員が了承して特別支援学校に進学した。ただ母親が納得して進学先を受入れているかというところもある。揉めはしないが、担当者から見て、納得せざるを得ない、そこしか学びの場が無いから仕方ない、といったニュアンスを保護者が抱えているように感じる。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

- ①保護者と相談担当者で、児童の姿についての認識・見解が異なるケースがあった。
- ②相談担当者は、当該児童に対して特別支援教育の必要性を感じていたが、保護者は世間体もあり、特別支援学級に入級することを不安に感じていた。
- ③丁寧な話し合いを行った。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

(2) 合意形成を図ることが円滑に行えた事例とその要因

合意形成を図ることが円滑に行えた事例から、合意形成に必要なかかわりとして、以下のようことが示唆された。

- 丁寧に保護者とのかかわりを続ける。
- 子どもの様子を丁寧に話す。

- 保護者に、候補となる学びの場をすべて見学してもらい、自分の子どもが入学したら、何をどこまでしてくれるかを理解してもらう。
- 学びの場で、子どもを大切にするという印象を保護者にもっていただく。実際に学びの場を見ることは重要である。
- こまめに保護者の不安や心配に寄り添うようにする。
- 家庭での様子を伺いつつ、今の子どもにとっての目標等を話していく。

（３）小考察

ここでは、以上の訪問調査により得られた、合意形成に関する事例・エピソードから、それらの傾向、ポイントを整理する。

○県教育委員会就学担当者への聞き取りから

- ・市町村教育委員会と連携し、合意形成が困難なケースについては、市町村教育委員会と共に、そのケースについて、教育支援委員会を開いたりして検討している。また、第三者の立場で、県教育委員会が市町村教育委員会に指導・助言を行っている。
- ・聞き取り調査の際の担当者の話から、市町村教育委員会から県教育委員会に、困難なケースについての相談が多くある県と、少ない県がある。相談が多い県は、それにより、市町村における困難なケースを把握できている。
- ・困難なケースがある場合、財政的支援を都道府県教育委員会が行う場合もあった。

○市町教育委員会就学担当者への聞き取りから

- ・保護者の意向と、教育委員会の決定先が異なる場合が、多くの市町で実在する。
- ・保護者の意向は、近隣の通常の小学校へ行かせたいという意向が多いが、環境が整備されている特別支援学校を希望する保護者もいる。
- ・合意形成を図るため、市町教育委員会は、保護者への丁寧な説明をしている（学校見学に市町教育委員会が帯同する市町もある）。特に、この学校ではこのようなことが可能である、この学校ではここまではできる、といったことを明確に伝えるよう努力している市町教育委員会もみられた。

○療育センター等の保護者支援担当者への聞き取りから

- ・聞き取り調査の際の保護者支援担当者の話から、保護者支援担当者は早期より継続的に保護者の思い、悩み等を聞き、相談にあたっていることから、保護者の意向をよく把握していることが推測された。
- ・市町教育委員会と連携して保護者支援を行っている担当者もみられた。

合意形成が難しい場合は様々なケースが考えられる。保護者が、子どもの実態に合った学

校を就学先に望むとは限らない。特別支援学校より、近隣の小学校を望む場合も多い。一方で、特別な支援を期待して、初めから特別支援学校を希望する場合も多くある。

また、子どもの実態に合った就学先が近隣にない場合や、近隣の学校で、合理的配慮が期待できない場合がある。

これらの対応策として、各自治体は、保護者の意向を尊重しつつ、就学先として考えられる複数の学校で、何をどこまでその子どものためにできるかを明確に伝えるように努めている。

また、就学先は、継続的・固定的なものではなく、随時、本人・保護者・学校・市町教育委員会で検討し、見直しできるものであることを丁寧に伝えるような働き掛けも行っていることが見受けられた。

(山本 晃)

4. 保護者への支援・情報提供に関すること

ここでは各県・市町が、就学先決定に関して、保護者への支援や、情報提供としてどのような取組をしているのか、保護者はどのような不安や悩みを抱え、どのような情報を求めているのかについて、訪問調査の結果を示す。

(1) 保護者への支援や情報提供の取組

就学に係る教育相談、就学先決定に関し、保護者への支援内容、情報提供、工夫している点を尋ねたところ、各県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者から、それぞれ以下のような回答が得られた。なお、県教育委員会就学担当者の回答のうち、保護者を直接対象とした取組には下線を付した。

各回答に付けた（ ）内の数字は、回答数（回答者数）を示している。ただし、回答の発言の中で触れられた内容であり、取り組んでいたとしても回答者が言及していない可能性もあり、回答数はあくまで参考として示している。

<県教育委員会就学担当者>

- ・就学に関する研究協議会、説明会、研修会の実施（市町村教育委員会担当者（指導主事等）、幼稚園・保育所関係者、相談員、特別支援教育コーディネーター等対象）（6）
- ・研修会の実施（保護者対象）（2）
- ・保護者対象のリーフレットの作成・配布（5）
- ・教育・就学相談会、訪問支援、相談、情報提供等（県立特別支援学校、特別支援教育センター等）（5）（うち、保護者対象の相談会等（2））
- ・市町村教育委員会への助言（1）
- ・設備等の面での支援（スロープの設置、支援員の配置等）（1）
- ・保護者に対しては直接市町村が行う（県としては特にない）（1）

<市町教育委員会就学担当者>

- ・5歳児発達健診の実施（教育相談・療育の勧め、保健師による継続的なサポート）（1）
- ・幼・保・こども園への巡回相談（3）
- ・幼・保・こども園の職員に向けた就学先決定までの流れや、就学後の学びの場の説明（2）
- ・保護者対象の相談（2）
- ・小学校の特別支援教育コーディネーターが園に出向いてガイダンス・相談（1）
- ・教育委員会相談支援チームによる就学相談（1）
- ・各園、センターで保護者対象の研修会、学習会、説明会（6）
- ・就学に関する面談を重ねる（1）
- ・保護者向けのリーフレットの作成・配布（1）
- ・就学支援シートによる連携（保護者による記入）（1）

- ・子育て支援・助言（１）
- ・学校・学級の体験見学（１）
- ・インクルーシブ推進員の配置（退職校長）（幼稚園と小学校のつなぎ）（１）
- ・福祉支援センター、幼稚園、保育所の所長会等に赴き、説明・助言（１）
 ※就学相談の仕組み・流れ、特別支援学級の学習内容、実態把握の方法、等
- ・市の広報で周知（１）
- ・幼稚園・保育所への訪問（１）

保護者への支援は基本的には市町村が担うが、県としては、研修会、助言や情報提供を市町村の担当者に行うことで、市町村を通した保護者への支援、情報提供に取り組んでいると考えられる。

県が行っている保護者への直接的な支援・情報提供としては、リーフレットの作成が多く、数は少ないが、県が直接、県立の特別支援学校や教育事務所を会場に、保護者対象の就学に関する研修会を行っているところもある。

市町としては、保護者向けに説明会、学習会、研修会等を実施するほか、相談、リーフレットの作成、さらに、特別支援教育コーディネーターや就学支援シートを活用した支援・情報提供を行っている。

（２）保護者の参加

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスにおける保護者の参加の有無、どのような形で参加しているか等について質問したところ、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者、それぞれ以下のような回答があった。なお、各回答の（ ）内の数字については上記と同様である。

<市町教育委員会就学担当者>

- ・教育相談（随時）（３）
- ・学習会（各園）・研修会・説明会（２）
- ・教育検査時の保護者面談（保護者用調査票の作成）（１）
- ・就学支援シートの記入（１）
- ・教育相談の検査の開示請求（１）
- ・審議における判断を伝える結果説明（２）
- ・結果の通知での合意形成（同意書の提出）（１）
- ・学校見学・体験入学（４）
- ・学校と保護者が直接やりとりをする（１）

<市町療育センター等保護者支援担当者>

- ・学校見学（６）

- ・体験入学に参加（３）
- ・相談の機会に参加（２）
- ・説明会（３）
- ・面談（２）
- ・専門員の行動観察の際の付き添い（１）
- ・保護者、現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談（１）
- ・保護者の自主的な学習会（１）
- ・保護者と学校が直接やりとり（１）

どの自治体も就学先決定に関し、保護者が参加する機会が確保されている。学校説明会、学校見学、体験入学等の機会であることが多い。

就学支援シートの記入、面談、検査結果の説明等の機会を通じた参加、随時行われる相談の機会のほか、自治体によっては、保護者と現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談の機会を設けているところもある。

（３）保護者の悩み、不安

就学先決定、合意形成において保護者が抱えている悩みや不安、ニーズについて、療育センター等の保護者支援担当者に質問したところ以下の回答を得た。なお、（ ）内の数字については上記と同様である。

- ・学校でうまくやっていけるか（生活や学習でとまどわないか）（４）
- ・学校や学級に子どもの困っていることを理解してもらえるか（１）
- ・教室環境が整うかどうか（自閉症等の場合）（１）
- ・学校での友だち関係（１）
- ・学校に登校できるだろうか（１）
- ・子どもの将来にとって何がよいのかわからない（１）
- ・どのような学びの場があるかわからない（１）
- ・どう動いたらよいかかわからない（１）
- ・本当に子どもに適しているかが分からない（３）
- ・入学後、本当に合理的配慮がなされるか（１）
- ・子どもにあった配慮が本当になされるか（２）
- ・地域の小学校に行くことができるか（１）
- ・学校での子どもの様子が見えない、先（入学後の様子）が見えない（１）
- ・特別支援学級に入ったあと、通常の学級に移れるか（２）
- ・学校で丁寧に見てもらえるか（１）
- ・複数で見てもらえていたのが一人の教員になる不安（１）
- ・教員の当たり外れ（１）

- ・（特別支援学級に入った場合）通常の学級とどのくらい関わられるか（１）

また、就学に係る教育相談、就学先決定の全体的なプロセスにおいて、保護者が抱えている悩みや課題、ニーズを尋ねたところ以下の回答を得た。なお、（ ）内の数字については上記と同様である。

- ・特別支援学級に在籍することで、不利になることはないか（１）
- ・どういったことが子どもの将来のためによいか（１）
- ・どのような学びの場があるか（２）
- ・保護者がどう動いたらよいか（１）
- ・就学後に遭遇する状況（起きうる事が予想しにくい）（１）
- ・合理的配慮がどの程度可能か（１）
- ・学校での子どもの様子（１）
- ・特別支援学級で学習をしっかり見てくれるか（生活がメインな印象がある）（１）
- ・特別支援学級の学習（運営）の実際（１）
- ・特別支援学級で育った子どもの実際（将来像）（１）
- ・将来自立して生活できるか（１）
- ・学校に関する情報（２）
- ・入学後、学童保育やディサービスを利用できるか（１）
- ・入学後、特別支援学級から移動できるか（１）
- ・入学後しっかりと必要な支援・配慮をしてくれるか（１）
- ・学校・教育委員会等と医療機関の意見が異なる場合にどう考えてよいか不安（１）
- ・気軽に発達について相談できるところがほしい（１）

合意形成においても、全体的なプロセスにおいても、保護者が抱える不安や悩みは同様な事柄が挙げられおり、入学後の子どもの状況、入学後の支援や配慮、就学に向けての動きが分からないこと、将来像、先が見えないことに不安を抱えていることがわかる。

（４）保護者が求める情報

就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報について、療育センター等の保護者支援担当者に質問したところ、以下の回答を得た。なお、（ ）内の数字については上記と同様である。

- ・学校が子どもに求めること・水準（座っていないと許されないか、文字はどの程度読めないといけないうか、排泄、生活習慣等どこまで許容されるか等）（２）
- ・手続き・準備（いつまでに、何をしたらよいか）（２）
- ・学びの場（どういった場があるか、学びの場の状況、我が子にふさわしい場）（３）

- ・就学に関することすべて（２）
- ・学びの場の変更（特別支援学級に入ってから、通常の学級に移れるか？）。変更できた場合に、教員をもう１人付けてもらえるか？（２）
- ・先輩保護者の経験談（特別支援学級に就学、通常の学級に就学、それぞれの保護者）（１）
- ・小学校の生活全般に関すること（教員との連絡の取り方、学校の日常の様子、学級の人数、良い教員か、等々）（３）
- ・特別支援学校と特別支援学級の教育内容の違い（２）
- ・通級とはどんなスタイルか（１）
- ・教員の専門性（教員は資格を持っているか）（１）
- ・特別支援学級と通常の学級の交流の状況（１）
- ・支援の質（人員、体制を含む）（２）

これらの保護者が求める内容は、上記の保護者が抱える悩みや不安にほぼ対応している。保護者は、学校生活全般にわたる情報を求めており、特に、学校の子どものへの要求水準、各学びの場の特徴・状況、手続きや準備についての情報を必要としている。

（５）小考察

就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援について、県としては、リーフレットの作成や、保護者対象の研修会等、保護者に対して直接的な支援も行っているが、中心となっているのは、研修会、助言や情報提供を市町村の担当者に対して行い、市町村を支えることで、保護者への支援、情報提供に取り組むという、間接的な支援である。

市町は、直接保護者を対象とした説明会、学習会、研修会、相談会の実施、リーフレットの作成・配布、保育所・園への訪問等を実施しており、また、学校説明会、学校見学、体験入学等の保護者の参加の機会も設けている。そのほか、保護者と現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談といった参画の機会を作る等の工夫も見られる。

県、市町は、上記のような保護者への情報提供や支援を行っているが、保護者は、入学後の子どもの状況や、実施される支援や配慮、就学に向けて行うべきこと、学校生活の流れや日常的に必要なこと等、具体的な情報を求めていること、通級による指導や特別支援学級等、各学びの場の具体的なイメージがつかみ切れないこと等、自治体が考えているよりも、学習上、生活上の細かな情報、就学に向けてすべきことの具体的な情報を求めていると考えられる。

また、各学びの場の学習活動、学校生活に関して抱いている保護者のイメージと自治体の捉えが一致していないことも考えられる。

就学先決定に向けた保護者への支援について、その地域の保護者が、どのような情報を求めているのかを各自治体が把握すること、それに基づき、可能な限り保護者の視点で具体的な情報を提供することが、自治体に求められる。

（牧野泰美）

5. 就学に係る教育相談、就学先決定における課題と成果

(1) 就学に係る教育相談、就学先決定における課題について

就学に係る教育相談、就学先決定における課題について、県及び市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者から回答を得た。以下に回答の内容を類別・整理して述べる。

①県教育委員会就学担当者

回答内容を大きく、県の取組に関連する課題、市町村の取組に関連する課題、小・中学校の取組に関連する課題に類別し、それを大カテゴリーとした。回答は、多い順に、市町村の取組に関連する課題が26件、小・中学校の取組に関連する課題が10件、県の取組に関連する課題が9件あった。各大カテゴリー内で、課題の内容を整理し、小カテゴリーとした。表3-6に、大カテゴリー、小カテゴリー、及び小カテゴリーの具体的な回答を示す。なお、表中の()内の数字は回答の件数を示している。

市町村の取組に関連する課題については、本人・保護者の意見を最大限尊重という部分のみを重視しているために、保護者の希望が優位になっており、県教育委員会就学担当者は、子どもの実態に合わない就学先決定になるのではないかと不安に感じている様子がうかがえた。市町村では人事異動等のため、専門性の高い就学支援担当者の確保が難しいことから、担当者の専門性が課題となっており、また、医師や心理士等の専門家の確保が難しい地域もあり、市町村における就学に係る教育相談の難しさを感じていた。就学先決定は市町村単位で行われているため、教育支援委員会の構成メンバーや就学先決定の判断基準が市町村により差があることや、その他、相談件数の増加、保護者への十分な説明、早期支援を課題としていた。

小・中学校の取組に関連する課題については、県教育委員会就学担当者は特別支援教育に関わる担当者及び学校の専門性や、入学後の学びの場の見直しを課題としていた。担当者及び学校の専門性については、特別支援学級や通級による指導の担当教員による自立活動等の指導力向上や、管理職の理解も重要であると考えていた。入学後の学びの場の見直しについては、入学後に思っていたような教育がなされていないと感じている保護者がいることもあり、特別支援学校や通常の学級、通級による指導等への学びの場の見直しをする必要があると考えていた。

県の取組に関連する課題として、就学基準の捉え方、合意形成の図り方等について、市町村との連携が不十分だと考えていた。また、特別支援学校への希望の増加や、高等部・高等学校での支援を課題としていた。

表 3-6 教育相談・就学先決定の課題(県教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村の取組 (26)	保護者の希望が優位になる(6)	・「本人・保護者の意見を最大限尊重」という部分のみを重視し、就学先決定が安易になされていないか不安。専門性等について、市等は難しい状況もありバックアップが必要となる。 ・保護者からの強い要望のために就学先がなかなか決定しないことや、実態に合わない就学先になったり、特別支援学級を設置することになったりする。
	担当者の専門性(5)	・市町村の担当が毎年3分の1以上は変わることや、医師や心理士等の専門家の人的確保。 ・市町の担当が就学先決定のシステムを理解していない場合もあり、担当者の専門性の向上。
	市町村により差がある(5)	・教育支援委員会の構成メンバーに専門家がおらず、小・中学校の教員、校長、保健師のみのところもあり、本来の役割を果たしているか疑問の場所もある。 ・就学先決定の判断について、市町村ごとの考えでやっているため差が出てきており、診断書の有無等、判断材料も市町村によって異なり、市町村の指導主事の有無によっても差がでてくる。
	相談件数の増加(4)	・教育支援委員会の審議件数が増えており、十分な審議ができていくかどうか懸念される。 ・就学に関する相談が増加し、この5年、市町村の負担が増えているのではないかな。
	保護者への十分な説明や対応(4)	・本人・保護者に対して、多様な学びの場における十分な教育や、就学の考え方等について説明が不十分であることが考えられる。 ・保護者の障害受容が難しかったり、家庭に課題があったりする場合、相談が複雑化する。
	早期支援(2)	・早期からの一貫した支援がまだ十分に機能していない面がある。
小・中学校の取組 (10)	担当者及び学校の専門性(5)	・指導力の足りない教員が特別支援学級担当になったりすることもあり、指導力の向上が最も必要。そのことが保護者の理解や地域の力の向上にもつながる。 ・通級による指導は学力中心で、自立活動の指導が後回しされてしまう等、専門的な指導が十分に行われていない現実もある。管理職の理解も必要となる。
	入学後の学びの場の見直し(5)	・思っていたような教育がなされていないと感じている保護者がおり、特別支援学級の児童生徒の保護者が、入学後に特別支援学校を希望するケースが増えている。 ・特別支援学級に在籍の場合、成長に応じて通常の学級や通級による指導等、学びの場をさらに検討する必要がある。
県の取組(9)	県と市町村との連携(5)	・就学基準の捉え方、合意形成が図られているかどうか、医療的ケアが必要な子どもについての情報等について十分に把握できない。
	特別支援学校への希望の増加(3)	・市町村によっては学校の専門性の課題もあり、特別支援学校に行きたいという相談が増加している。
	高等部・高等学校での支援(1)	・高等部に入って途中で退学するケースが毎年ある。自閉症・情緒障害特別支援学級がないので、高等部・高等学校でうまくいかないケースがある。

②市町教育委員会就学担当者

大カテゴリーである、市町の取組に関連する課題、小・中学校の取組に関連する課題、県の取組に関連する課題の件数は、それぞれ 12 件、9 件、1 件であった。上記の県教育委員会就学担当者の回答同様に、得られた結果を表 3－7 に示す。

市町の取組に関連する課題については、市町教育委員会就学担当者は、相談件数の増加を課題と捉えており、その理由として、委員会審議において、件数が多いため十分な審議ができないことや、担当者が特別支援教育全般にかかる業務を担当していることを課題として挙げていた。保護者の希望が優位になることも県教育委員会就学担当者と同様に課題としていたが、保護者の考えやライフスタイルの複雑化・多様化、移動手段、指定の学区外への就学

表 3-7 教育相談・就学先決定の課題(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町の 取組(12)	相談件数の増加(4)	・委員会審議において、件数が多いため十分な審議ができず、実態を示す資料・情報が十分に提供できない。 ・相談件数が急激に増加し、それを担当だけでやらないといけないという課題がある。担当は就学相談だけではなく、特別支援教育全般に係る業務を担当しているため工夫が必要となっている。
	保護者の希望が優位になる(3)	・保護者の考えやライフスタイルが複雑化、多様化している。保護者の移動手段も学校選びに関係してくる。 ・指定学区外への就学を希望する保護者が増えている。
	担当者の専門性(3)	・児童生徒の実態をつかみ就学先を判断するのは経験と知識がないと難しい。
	保護者への十分な説明や対応 (1)	・保護者の希望と教育支援委員会の判断が異なっている場合があり、説明する必要がでてくる。
	早期支援(1)	・幼稚園等の管理職の意識改革が重要となる。
小・中学校の 取組(9)	入学後の支援(3)	・支援員の配置、教材(ICT)、個別対応等の保護者の多様な要望についてどのように対応するか。 ・入学後すぐに新しい集団生活において困難なことが生じてしまう場合があり、その児童生徒への対応。
	担任及び学校の専門性(2)	・学校や教員によって専門性に大きく差があることがあり、管理職の意識改革も重要となる。
	入学後の学びの場の見直し(2)	・幼稚園等で特別な支援を受けていても通常の学級に在籍するケース等もあり、成長に応じて学びの場の見直しをさらに検討する必要がある。
	障害のある子どもの理解(1)	・障害のある子どものことについて、周囲の子どもや教員等の受入れ側の理解が十分でない学校がある。
	特別支援学級の増加(1)	・特別支援学級に在籍する児童生徒数は年を追うごとに増加している。
県の取組(1)	特別支援学校への希望の増加 (1)	・より専門的な支援を受けさせたいという保護者の思いがあり、就学基準に該当しない子どもの保護者が特別支援学校を希望する。

等、保護者の具体的な意見を取り上げており、市町教育委員会就学担当者はそれらの困難な要望への対応に課題を抱えている様子うかがえた。担当者の専門性については経験・知識が無いと難しいと感じており、経験や知識が少ないことからくる困難さを感じている様子うかがえた。その他、保護者への十分な説明や対応、早期支援を課題として挙げていた。

小・中学校の取組に関連する課題としては、入学後の支援を行う上で、保護者の多様な要望への対応や新しい集団生活において困難さが生じてしまうケース等を挙げていた。ただその要望や困り感には、担任及び学校の専門性が、教員や学校によって大きく差があることや、成長に応じて学びの場の見直しをさらに検討する必要があるという課題が背景にあるのではないかと感じている様子うかがえた。その他、障害のある子どもの理解や特別支援学級の増加を課題と捉えていた。

県の取組に関連する課題は件数が少なかったが、特別支援学校への希望の増加から、より専門的な支援を受けさせたいという保護者の思いが高まっている様子を感じ取っていた。

③市町療育センター等保護者支援担当者

大カテゴリーである、小・中学校の取組に関する課題、市町の取組に関する課題の件数は、それぞれ6件、2件であった。回答の中で県の取組に関する課題はなかった。保護者支援担当者は特に小・中学校の取組に関連する課題を多く挙げていた。結果を表3-8に示す。

表 3-8 教育相談・就学先決定の課題(市町療育センター等保護者支援担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
小・中学校の取組(6)	障害のある子どもの理解(2)	・受入れ体制が十分でなく、多様性を大切にすることと、個別に支援することが十分に区別されていない現状がある。
	特別支援学級の増加(2)	・特別支援学級が増加したが、そのため新しくできた学級の情報を得ることが重要となった。
	担任及び学校の専門性(1)	・新しくできた特別支援学級は専門性があまり高くない。
	入学後の支援(1)	・もう少し専門的な支援があれば通常の学級でやっていける児童生徒がいる。
市町の取組(2)	相談件数の増加(2)	・特に発達障害の相談件数が伸び続けている。

小・中学校の取組に関連する課題について、保護者支援担当者は、障害のある子どもの理解について、受入れ体制や個別に支援することへの理解の不十分さを挙げていた。特別支援学級の増加も課題と感じており、新しくできた学級の情報を得ることが重要と考えていた。教員の専門性や学習の様子等の情報と考えられる。

市町の取組に関連する課題については、市町教育委員会就学担当者和同様に、保護者支援担当者は発達障害等、相談件数の増加を課題と捉えていた。

（２）就学に係る教育相談、就学先決定における成果について

就学に係る教育相談、就学先決定における成果について、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者の回答を整理した。

①県教委育委員会就学担当者

回答を表３－９のように整理した。都道府県教育委員会就学担当者は、市町村が就学に係る教育相談等の取組を丁寧に行うことから市町村に特別支援教育が浸透してきており、そのことから地域で障害のある子どもを育てていくという意識が浸透してきたと感じている様子がうかがえた。また、組織間連携が密になったと感じており、その理由として県教育委員会就学担当者が、市町村を巡回したり、電話相談をしたりすること、市町村教育委員会就学担当者が幼稚園等に対し、早期から適切な情報を提供したり、助言を行ったりすることを挙げていた。学びの場の見直しについては、入学後も実態に応じてフォローするシステムや、就学前に保護者・本人が多様な学びの場を見学・体験する等の取組が行われ始めていると感じていた。その他、保護者の意識の変化や市町村・学校・保護者の話し合いが密になったこと、学校の受入れ体制の変化を成果と感じていた。

表 3-9 教育相談・就学先決定の成果(県教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村で特別支援教育が浸透(7)	・総合的に判断することを伝えることで、各市町村が就学相談等の取組を丁寧に行うようになり、特別支援教育に関する理解が徐々に広がってきている。 ・地域で、障害のある子どもを育てていくという意識が浸透してきたこともあり、特別支援学校に行っても、市町村の子どもという意識がでてきた。
組織間連携が密になった(6)	・県担当が市町村を巡回したり、電話相談をしたりする中で連携が密になり、通学区域外や重度の子ども等について情報交換が多くなった ・市町村の担当が早期から適切な情報を提供したり、助言を行ったりして保育園、保健所等に関わることで、地域での理解も深まっている様子が見られる。
学びの場の見直し(4)	・継続支援として、特別支援学校に入学したがいずれは地域に戻りたいケース、訪問教育へ変わりそうなケース等を実態に応じてフォローするシステムができてきた。 ・就学前に保護者・本人が多様な学びの場(小学校、特別支援学校等)を見学・体験することにより、将来の見通しをもたせることができてきた。
保護者の意識の変化(3)	・理解が広がったことで、より高い専門性を求める傾向が出てきており、特別支援学校への就学希望や、小・中学校での支援の要望が増えている。
市町村・学校・保護者の話し合いが密になった(2)	・保護者と市町村担当との話し合いが増加し、丁寧な相談を続け、関係性を築いていくことにより、合意形成につながるようになってきた。
学校の受入れ体制(1)	・個々のケースについて話し合いをもつことで、小・中学校も受入れ体制を意識するようになった。

②市町教育委員会就学担当者

回答を表3-10のように整理した。市町教育委員会就学担当者は、市町と幼稚園等が連携して説明会や保護者面談、集団場面の実態把握を行ったり、小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園や保育所で一緒に就学に係る教育相談を行ったりする等から、組織間連携が密になったと感じている様子がうかがえた。また担当者等が保護者と何回も面談したり、時には一緒に学校見学をしたりしながら丁寧に対応するようになった等、市町・学校・保護者の話し合いが密になったと捉えていた。さらに、障害のある子どもが通常の学校に在籍することで小学校自体の障害に対する理解が深まってきた等、学校の受入れ体制にも成果を感じていた。その他、市町における特別支援教育の浸透や、保護者の意識の変化を成果と捉えていた。

表 3-10 教育相談・就学先決定の成果(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
組織間連携が密になった(5)	・市町担当者が公立幼稚園・保育所や療育センターと連携して、説明会や保護者面談、集団場面の実態把握を行う等、早期からの支援を行うようになってきた。 ・小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園や保育園で一緒に就学に係る教育相談をしたり、保育士が調査員を兼ねたりする等、小学校と幼稚園・保育園の連携が深まってきた。
市町・学校・保護者の話し合いが密になった(5)	・担当や調査員が保護者の状況を十分に把握しながら、何回も面談したり、時には一緒に学校見学したりしながら丁寧に臨むようになった。 ・話し合いを進める中で保護者の気持ちも変化することもあり、保護者の様子から弾力的に教育支援委員会を実施している。
学校の受入れ体制(4)	・管理職の特別支援教育に関する意識の変化もあり、障害のある子どもが通常の学校に在籍することで小学校自体の障害に対する理解が深まってきた。
市町に特別支援教育が浸透(2)	・就学先決定という個々の子どもの課題に取り組むことで、市がどう支援を行うのかを方向付けるといった大切な役割を果たしている。
保護者の意識の変化(3)	・難しいケースも保護者や学校と丁寧に話し合うことで合意が得られ、入学後に満足しているという保護者が多くなってきている。

③市町療育センター等保護者支援担当者

回答を表3-11のように整理した。保護者支援担当者は、担当者が説明会や早期支援として、幼稚園や学校に出向いて子どもを見て相談することが行われることで、幼稚園、学校、市町内の関係機関がつながり、地域での組織間連携が密になったと感じている様子がうかがえた。また、早期からかわり、丁寧な相談が行われることで、市町・学校・保護者の話し合いが密になったと感じており、相談件数の増加も成果と捉えていた。また、学校の受入れ体制も整い始め、通常の学級の中で支援を行っていた子どもにも個の支援が必要という見方が広がったと感じていた。その他、保護者の意識の変化について成果があったと感じていた。

表 3-11 教育相談・就学先決定の成果(市町療育センター等保護者支援担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
地域での組織関連携が密になった(6)	・担当者が説明会や早期支援として、幼稚園や、学校に出向いて子どもを見て相談することで、幼稚園、学校、市内の関係機関がつながり、就学までの流れがスムーズにいくようになった。
市町・学校・保護者の話し合いが密になった(5)	・小さいときからかわり、丁寧に相談することで保護者が納得するようになった。 ・相談件数が増えているが、それは成果でもあると思われる。
学校の受入れ体制(3)	・通常の学級の中で支援を行っていた子どもにも個の支援が必要という見方が広がった。
保護者の意識の変化(1)	・就学してから子どもや保護者が元気に過ごしている様子を感じている。

(3) 学びの場の見直しの課題と工夫

学びの場の見直しに関する課題や工夫について、市町の教育委員会就学担当者に尋ね回答を得た。

① 学びの場の見直しの課題

回答数は7件であった。得られた結果を表3-12に示す。

市町教育委員会就学担当者は、子どもを支援することと子どもの状態を改善することの違いが区別できていないことや、本人の困難さがかなり大きくなるまで学びの場の見直しについての要望が出ないこと等があり、入学後の支援・対応に課題があると捉えていた。また保護者が、学校に見放されたと受け取ってしまう、あるいは、何でもしてくれると思う等、保護者への説明、対応を丁寧にすることの必要性を課題として挙げていた。その他、組織間連携に関する課題も挙げていた。

表 3-12 学びの場の見直しの課題(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
入学後の支援・対応(4)	・子どもへの支援と子どもの状態の改善との違いが区別できずに混乱している部分がある。 ・本人の困り感がかなり強くなるまで見直しをせず、2 次的な障害が発生する場合がある。
保護者への十分な説明や対応(2)	・慎重に進めないと保護者が「学校に見放された」と受け取ってしまう。 ・障害者差別解消法の影響か、保護者が何でもしてくれると思い、多くの要望を出すことがある。
組織間連携(1)	・支援が難しいと判断し、市町教育委員会へ特別支援学校を勧めて欲しいと学校から要望が来ることが多くなっている。

②学びの場の見直しの工夫

回答数は12件であった（表3-13）。

市町教育委員会就学担当者は、支援の必要な子どもについては定期的な支援会議を設けたり、支援員を低学年に重点的に配置し、交流を数多く行い、特別支援学級に優れた教員を配置する学校を増やしたりする等の実際的な支援に関する工夫を回答として挙げていた。また、学びの場の見直しについては保護者の意向を重要視することや、研修会、教育相談、学校見学・体験を複数回行い十分な情報提供を行う等、保護者への対応に関する工夫も挙げていた。その他、組織間連携や、教育委員会での協議等の組織での連携や協議に関する工夫も挙げていた。

表 3-13 学びの場の見直しの工夫(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
入学後の支援(4)	・保護者と指導者の子どもの理解の共有のために、支援の必要な子どもについては定期的な支援会議を設けるようにしている。 ・支援員は低学年に重点的に配置し、交流を数多く行い、特別支援学級に優れた教員を配置する学校を増やす。
保護者への十分な説明や対応(4)	・保護者の意見を丁寧に聞き、見直しについては保護者の意向を重要視する。 ・学びの場の見直しについての理解が深められるように、研修会、教育相談、学校見学・体験を複数回行い、十分な情報提供を行う。
組織間連携(2)	・担当者が学びの場の見直しについて説明会等で学校へ詳しく説明し、個々のケースについても学校を訪問して話し合う。
教育支援委員会での協議(2)	・小学校の在籍中に教育相談をうけて検討するようにしており、ケースによっては、1年後再審議という具体的な方法で行うこともある。

(4) 小考察

就学に係る教育相談、就学先決定に関する課題として挙げられているのは、本人・保護者の希望、子どもの実態、教育的ニーズや必要な支援等を踏まえて総合的な判断を行うこととなっているが、保護者の希望のみが優先されがちになるといった、保護者の希望が優位になりやすいことや、相談件数の増加により十分な審議ができないこと、担当者の専門性の確保が難しいこと、就学先となる各学校の教員の専門性の差、学びの場の見直し、学校の障害のある子どもの理解、市町によって進め方や判断に差があること、保護者への説明が不十分なことがあること、特別支援学校の希望の増加、組織間の連携の強化等であった。

これらの多くは、県や市町教育委員会の就学担当者、療育センター等の保護者支援担当者、それぞれ、立場の違いはあっても、課題として挙げていた。これらの課題は、先に整理した合意形成に関する課題と重なる事項も多い。就学先決定に向けては、それだけ合意形成の重要性が意識されているということの現れとも考えられる。

上記にあるように、学びの場の見直しについて、それ自体が、就学に係る教育相談、就学先決定に関する課題とされているが、就学後の支援、保護者への十分な説明、組織間連携等が学びの場の見直しに関する課題となっており、支援会議、教員配置、保護者との話し合いや情報提供等において工夫がなされている。

一方、就学に係る教育相談、就学先決定に関する成果としては、県と市町村の連携が密になったこと、地域における組織間の連携が密になったこと、保護者、学校、教育委員会の話し合いが丁寧にかつ密になったこと、地域や学校の特別支援教育に対する理解が深まったこと、学校が障害のある子どもの受入れを意識するようになってきたこと、学びの場の見直しに関する意識が進んだこと等が挙げられた。

これらの成果は、県、市町村、保護者、学校、療育機関等、それぞれの連携や話し合いが密になったこと、雰囲気や意識の変化、理解の深まり等に関することが多い。学校教育法施行令の一部改正以降の各地の就学に係る教育相談・就学先決定に関する体制づくりの取組を通して、徐々に成果と考えられることが見えてきているということである。

本研究において、研究協力者（第1章Ⅲ）を招聘して実施した研究協議会において、就学先決定の取組に関する課題は様々にあっても、成果に目を向けて発信することは、日々、困難のある中、就学に係る教育相談、就学先決定に取り組んでいる関係者に勇気や活力を提供することになるのではないかという意見があった。このことからすると、成果を伝えていくことも、就学先決定の取組を充実させていくことにつながる可能性がある。

（土屋忠之）

6. 就学に係る教育相談、就学先決定を支える工夫

(1) 就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫について回答を得た。

① 県教育委員会就学担当者

得られた回答を整理し、市町村に対する取組、学校・幼稚園等に対する取組、保護者・本人に対する取組の大カテゴリーに類別し、大カテゴリー内の取組・工夫を整理して小カテゴリーとした。小カテゴリーの具体例も含め、表3-14に示した。

表 3-14 教育相談・就学先決定のプロセスを支える工夫や取組(県教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村 (19)	研修会や説明会の開催 (8)	・市町村教育委員会指導主事を対象とした協議会や研修会において、特別支援教育の動向について説明や協議を行っている。 ・市町村就学事務担当者会にて課題の共有を行っている。
	実態把握や相談(8)	・県の指導主事や特別支援教育推進員が、市町教育委員会の教育相談や就学先の決定と、合理的配慮の状況を把握し、助言等を行っている。 ・就学支援に対し困難な事例を抱えている場合は、市町村教育委員会の就学事務担当者と連携し、必要な助言をしている。
	資料作成・配布(3)	・就学手続きに関するリーフレットを作成し、各市町村に配布した。
学校・幼稚園等 (12)	研修会や説明会の開催 (8)	・特別支援学校及び小・中学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修会を毎年実施し、就学に関するケース等の情報を共有している。 ・教育相談や就学事務に携わる学校の相談員に対して、適切な就学と就学事務等について連絡会等を実施している。
	実態把握や相談(4)	・特別支援教育推進員が教育相談や就学先の決定と合理的配慮について、学校や幼稚園等への助言等を行っている。 ・特別支援学校のコーディネーターが小・中学校の要望に応じて出張相談できるようにしている。
保護者・本人(1)	説明会等の開催(1)	・すべての特別支援学校で説明会や体験入学を実施している。

県教育委員会就学担当者の回答からは、県の工夫として、市町村に対して、研修会や説明会の開催、実態把握・相談・助言等を行っているとした。また、就学先決定に係り困難な事例についての相談を行うほか、退職した校長等を特別支援教育推進員として配置する等の工夫をしているところがあった。その他、リーフレット等の資料作成・配付等の工夫を行っているところがあった。

学校・幼稚園等に対しても、研修会や説明会の開催、実態把握や相談による支援を工夫として挙げていた。特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会、教育相談や就学事務に携わる学校の相談員を対象とした連絡会等の開催も工夫の例として挙げていた。また、就学先決定や合理的配慮等について、学校や幼稚園等を対象に、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育推進委員が訪問する等の支援も工夫として挙げていた。

保護者・本人に対しては、都道府県の工夫としては、数は少なかったが、特別支援学校での説明会や体験入学等の実施を挙げていた。

② 市町教育委員会就学担当者

大カテゴリーのうち、都道府県は市町村に対する取組が中心となるが、市町は学校・幼稚園等に対する取組が中心となっていた。得られた回答を整理して表3-15に示した。

表 3-15 教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
学校・幼稚園等(9)	研修会や説明会の開催(6)	・各小・中学校の特別支援教育コーディネーターや担当者を対象とした研修会を実施して、就学先決定のプロセスを説明し、情報共有をしている。 ・保育士を対象とした発達検査の研修を行っている。
	状況把握や相談(3)	・学校、幼稚園等へ指導主事が出向き、子どもの様子を観察し、職員に話を聞き、支援を行っている。 ・特別支援学校の教員が巡回・観察し、普段の指導への支援を行っている
市町(5)	研修会や説明会の開催(3)	・研修会の中で特別支援教育を取り上げている。
	状況把握や相談(2)	・教育センターとの連携を密にして、情報共有を行っている。 ・県教育委員会へ電話で相談を行っている。
保護者・本人(4)	状況把握や相談(4)	・特別支援学校の教員が巡回相談し、保護者への支援を行っている。

市町の取組としては、学校・幼稚園等に対して、小・中学校の教員を対象とした研修会を行うほか、保育士を相談員として活用するための研修を行う等の工夫を挙げていた。また、指導主事や特別支援学校の教員が学校や幼稚園等に訪問して、子どもの様子を観察し、職員の話聞くことから支援を行っていることも工夫として挙げていた。

市町自体の取組を支えることとしては、研修会の中で特別支援教育を取り上げたり、教育センターと情報を共有したりしていることのほか、県教育委員会へ電話で相談すること等を工夫として挙げていた。

保護者・本人に対しては、特別支援学校の教員が巡回相談によって直接支援を行うことを工夫として挙げていた。

③ 市町療育センター等保護者支援担当者

保護者支援担当者は、大カテゴリーのうち、保護者・本人に対する取組の工夫が回答の中心であった（表3-16）。

保護者・本人に対して、丁寧に何度も相談したり、先輩の保護者に相談できるようにしたりする等を工夫として挙げていた。その他、就学に関する説明会や幼児教室の開催、パンフレットの配布等の様々な工夫を挙げていた。

学校・幼稚園等に対しては、幼稚園等に対して保健師が出向いて相談する、小学校に対してスクールソーシャルワーカーと連携する等、学校・幼稚園等と連携しながらの取組を工夫として挙げていた。

市町に対しては、保護者対象の就学についての説明会や相談会を実施する上で、連携・協力をしていることを工夫として挙げていた。

表 3-16 教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組(市町療育センター等保護者支援担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
保護者・本人 (8)	状況把握や相談(5)	・面談や電話で丁寧に何度も相談をする。 ・先輩の保護者に相談できるようにしている。
	説明会等の開催(2)	・就学に関する説明会や幼児教室を開催して、参加を促す。
	資料作成・配布(1)	・就学に関するパンフレットを配付する。
学校・幼稚園 (3)	状況把握や相談(3)	・支援が必要なケースについては、保健師がすべての幼稚園等に出向いて相談しに行っている。 ・入学後に課題が出てきた場合は、小学校のスクールソーシャルワーカーと連携している。
市町(2)	研修会・協議会や連絡会の実施(1)	・保護者等への説明会の協力
	状況把握や相談(1)	・保護者への相談に関する市教育委員会への協力

(2) 県の市町村支援の考え方

県教育委員会就学担当者に対して、市町村への支援についての考え方を尋ねた。

回答からは、市町村への支援に関し、方向性を示しながら実施、市町村の違いを尊重、実施状況の把握、の三つに類別できた。それぞれの具体例も含めて表3-17に示す。

県教委育委員会就学担当者は、市町村に対して、統一の書式や書類、望ましい判断基準等を伝え、担当者間での情報交換等も行いながら進めているとの回答があった。また、小さな自治体や大きな自治体の違い、合同で就学支援を行っている自治体等、自治体の主体性を尊重する支援を行っているとの回答もあった。その他、調査等を通して、実施状況の把握に努めているとする回答もあった。

表 3-17 県の市町村支援の考え方(県教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
方向性を示しながら実施(5)	・教育支援資料の考え方に基づくことを前提に、統一の書式や書類、望ましい判断基準を示している。 ・研究協議会にて担当者間での情報交換を行いながら進めている。
市町村の違いを尊重(3)	・市町村の主体性を尊重しつつ、必要な情報を提供するとともに、要請に応じて助言を行っている。 ・小さな自治体と大きな自治体の違い、合同で就学支援を行っている自治体、それぞれに応じて「この自治体だからこの対応で良い」と考えている。
実施状況の把握(1)	・各市町村教育委員会の教育支援委員会に関する調査を実施し、状況や課題を把握している。

(3) 市町への都道府県からの支援の実際

市町教育委員会就学担当者に対し、市町への都道府県からの支援の実際について尋ねた。得られた回答を表 3-18 のように整理した。

市町教育委員会就学担当者の回答からは、県から、研修会や説明会を通して、就学先決定までの流れや新しい動きの説明を受けたり、合意形成が困難な場合に助言を受けたりしている状況が見られた。就学に関する参考資料や刊行物の提供も県からの支援として挙げられていた。

また、県からの学校への支援として、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの派遣による相談も行われているとの回答があった。

表 3-18 市町への都道府県からの支援の実際(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町への支援(6)	研修会や説明会の開催(2)	・就学担当者会議や指導主事会議で、就学先決定までの流れや新しい動きについての説明がある。
	状況把握、相談(2)	・情報共有を行い、合意形成が困難な場合に助言を受ける。
	資料作成・配布(2)	・就学に関する参考資料や刊行物の提供
学校・幼稚園への支援(2)	状況把握、相談(2)	・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの派遣による幼稚園・保育所・学校への相談

(4) 小考察

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫として、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等保護者支援担当者、それぞれ立場は異なるが、研修会・説明会等の実施、相談、資料作成・配布等を挙げていた。

これらの取組・工夫は、先に述べた、各自治体の保護者への支援・情報提供の取組・工夫と同様な内容が挙げられている。

県は、主に、市町に対して、就学に関する考え方の説明や、困難な事例についての助言

等の役割を果たし、市町は、主に、学校・幼稚園や、保護者に対する支援を担っている。

県の市町村支援の考え方として、県として、市町村に対し、方向性を示し支援することと、市町村の違いを尊重することが挙げられた。県は、統一の書式、望ましい判断基準等を示しつつ、市町村の主体性を尊重し、必要な情報を提供していることが考えられる。

実際に、市町教育委員会就学担当者の立場から、県からの支援について捉えてみると、研修会や説明会において県全体としての就学先決定までの流れを知り、困難な事例の場合には、県からの助言を得て、就学先決定の取組を進めていると考えられる。

県教育委員会と市町教育委員会は、研修会や説明会、相談・助言を通して、情報交換、意思疎通を図り、県としての方向性を踏まえつつ、それぞれの市町の状況を考慮し、主体性を尊重した就学に係る教育相談、就学先決定の取組を進めていることがうかがわれた。

(土屋忠之)

IV. まとめ

今回の訪問調査では、本章のⅡで述べたように、地域バランスを考慮して 11 県の教育委員会就学担当者、11 市町教育委員会就学担当者（11 の調査対象県につき、その県内の 1 市町）、11 市町の療育センター等保護者支援担当者（調査対象市町に 1 名）から、聞き取りを行うことができた。各項目についての結果と小考察は上記の通りであるが、ここでは、「県及び市町の取組」、「保護者の状況」、「行政・学校・地域・保護者」の三つの観点から整理しておきたい。

1. 県及び市町の取組

各県、市町は、行政の取組として、就学支援・相談・就学先決定に係る委員会を組織しており、専門家からの意見を聴取できる仕組みを作る等、就学先決定に向けての体制を整えている。また、多くの県が、就学に関するガイドブック等を作成し、市町村に対して、さらには、保護者に対して情報提供している。

合意形成については、県、市町とも、教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致、就学先の希望・考えの一致と捉えており、合意形成がなされるよう取り組んでいる。しかし、合意形成に困難さを感じ、課題を抱えている現状がある。保護者との見解の相違、本人・保護者への情報提供の不十分さ、学校の理解の不十分さ、保護者の障害受容の不十分さ等からくる合意形成の難しさ、審議件数の多さから十分に深められないことといった課題のほか、「保護者の意見を最大限尊重して検討する」ということが、単に、保護者の意見にそのまま従うことになってしまいかねないという悩みを行政の側は課題として抱えている。

保護者への情報提供や保護者を支える取組として、県は市町村への情報提供、研修会・説明会、助言等の充実を図り、市町村を通して保護者を支える取組を、市町は説明会、相談会、リーフレットの作成・配布等、保護者への支援や、情報提供の工夫をしている。また、就学先決定の流れの中で、学校見学、体験入学、随時相談の機会を設ける等、保護者が直接参画できる機会を確保している。

就学に係る教育相談・就学先決定の取組の成果としては、以前より市町において特別支援教育の理解が深まったこと、県と市町の連携が密になったこと、地域において組織間連携が密になったこと、学校が障害のある子どもの受け入れを意識するようになったこと、学びの場の見直しについての意識が進んだこと、市町・学校・保護者の話し合いが密になったこと、等が挙げられる。

課題としては、上記の合意形成に係る本人・保護者の意見を最大限尊重することに関する課題のほか、相談担当者の力量・専門性、市町村による差、保護者への十分な説明、地域の実情に応じた取組、教員の専門性、学校の理解と組織的対応、組織間連携等が挙げられる。

2. 保護者の状況

就学に係る教育相談・就学先決定をめぐる保護者の状況として、たとえば、学びの場に

関する「合意形成」について、「話し合いを通して共通理解する」、「自分の希望・意見が通る」、「決めてもらえる」等、保護者は様々な異なった捉えをしているのが実態である。また、合意形成について、知らない、理解していない保護者もいる。

就学先決定、合意形成をめぐる保護者の悩みや不安は、学校でうまくやっていけるか、理解してもらえるか、友だち関係、本当に子どもにその場が適しているか、学校での様子が見えない、特別支援学級で学ぶことで何か不利にならないか、しっかり対応してくれるか、教員の専門性はどうか、将来的に自立できるか、等、多岐にわたっている。

また保護者が求める情報も、学校がどのくらいの水準を子どもに要求するか、何ができるようになっていないといけないか、たとえば、きちんと座っていられないといけないか、学校の日常はどのような毎日なのか、朝から下校までどのような日程でどのようなことがあるのか、就学までにどのような準備が必要なのか等、かなり具体的な事柄が挙げられている。

保護者の視点からは、学校の理解や対応、同居している家族や近隣の人々の理解にも不安を抱き、実際に偏見から苦勞している様子も見受けられる。

なお、次章（第4章）においては、直接保護者を対象に調査を行っており、保護者の思いを踏まえた議論を展開する。

3. 行政・学校・地域・保護者

行政として、就学に係る教育相談・就学先決定に向けた体制づくりは進められており、様々な組織が作られ、各種の取組も行われている。

保護者への情報提供もなされているが、保護者が本当に欲している情報が提供されているかという観点では、十分とは言えないと考えられる。教育行政や学校の視点からすれば、当然と考えられていることを保護者は知らなかったり、イメージできなかったりしている状況にあることが考えられる。

学校生活の日常に関する具体的な情報、学校生活に向けて準備すべき事項、特別支援学級ではどのような学習が行われどのような日常を過ごすのかといった学校・学級等学びの場についての具体的情報、学校の雰囲気や先生方の情報、特別支援学校や特別支援学級で学んだ子の将来、制度や仕組み、等々、保護者は、実際に行政から提供されている情報以上に、学校に関する素朴な質問を持ち、具体的な情報を求めている。

自分が学校生活を過ごしていた頃のイメージしか持ち合わせていない保護者も、様々な情報を持ち合わせている保護者もいる。自分では情報を得るのが困難な保護者も、周囲から様々な方法で情報を収集できる保護者もいる。

行政としては、保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、それに応じて、可能な限り具体的な情報を提供する努力が必要と考える。

合意形成の困難さの要因に、持っている情報の違い、特別支援学級に抱くイメージの違い等、子どもの実態を共通理解し、必要な支援や、適した学びの場を話し合う際、たとえば、学びの場に対する認識が異なっているとすれば、当然、合意形成の壁になることは推測できる。学校見学等の機会を設けている自治体も多いが、保護者が、各学校、学級等の実態を十分知ることのできるような情報提供の在り方が求められる。

また、学校側も、その学校の特色、障害のある子どもにどのような支援が可能なのか、

等を、該当の保護者はもちろん、障害のない子どもの保護者、さらには地域に対してわかりやすく伝えていく工夫が求められる。

さらに地域との関連では、家族や近隣の人々の障害や特別支援教育等に対する理解を広げていくような取組も重要と考えられる。これは教育行政だけではなく、様々な部署が連携しつつ、取り組んでいく必要がある。就学に向けて、担当者の専門性も含め教育相談の充実を図ることはもちろん、子どもの発達や障害について心配している保護者が、安心して相談でき、就学先を考えられるような環境・状況をつくっていくことが、子どもに十分な学びを保障していく上でも重要である。

本報告書の第5章では、指定研究協力地域である長野県における就学先決定に向けての課題を検討するが、長野県は全国の都道府県の中でも市町村、とりわけ村の数が多いこと、特別支援学級の設置率が高いこと等もあり、地域性も重要な検討要素となる。就学先決定に関し、地域性を踏まえた議論は第5章で展開する。

(牧野泰美)

教育相談・就学先決定に関する調査（訪問調査）

県教育委員会担当者様への質問内容

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

4と9につきましては、事前にご記入いただけますようお願いいたします。

- 1 ご回答いただく方のご所属

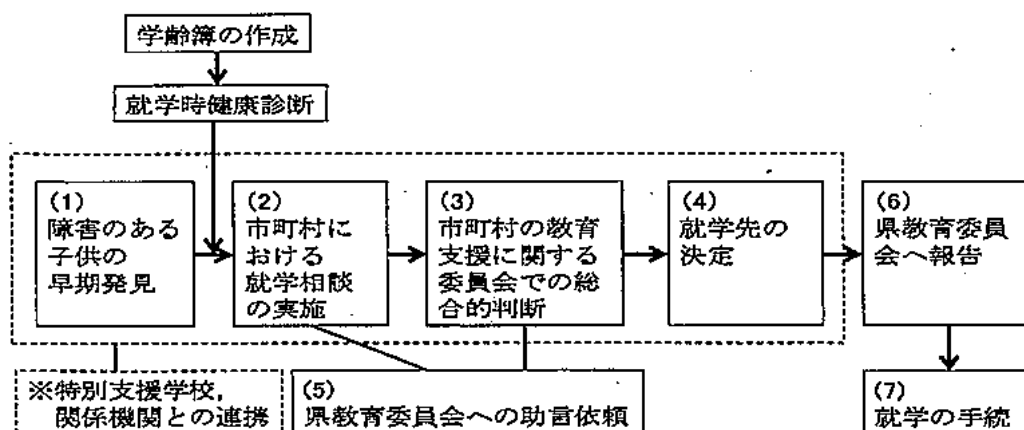
- 2 教育相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

 人

- 3 ご回答いただく方のお名前

- 4 貴県が推進している教育相談・就学先決定の流れ、プロセスについて、教えてください。

例



例のような資料があり、当日いただける場合は、ご記入されなくて結構です。

- 5 合意形成について、どうなることが、合意形成が図られたとお考えでしょうか。教えてください。

- 6 合意形成の課題についてお教えてください。

7 貴県内の市町村で、合意形成がうまくいかなかった事例があれば、お教えてください。
 なぜ、うまくいかなかったかもお教えてください。また、どのように対応されたか、お教えてください。

--

8 教育相談、就学先決定に関わって、保護者への支援内容、情報提供等や取組、工夫している点をお教えてください。
 (保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

--

9 貴県に、教育相談・就学先決定に関わる委員会がある場合は、担当者と役割をお教えてください。関わられる方、すべてをお書きください。

担当者	役割
(例) 指導主事	市町村教育委員会への指導の総括

1 0 就学相談・就学先決定における課題について、お教えてください。

--

1 1 就学相談・就学先決定における成果について、お教えてください。

--

1 2 - 1 貴県内の各市町村教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組について教えてください。（研修や専門家の派遣、定期的指導など）

1 2 - 2 県内の各市町村の教育相談・就学先決定のプロセスや取組の現状が異なることや差がみられることもあると思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。工夫されていることがありましたら、教えてください。

1 3 特別なニーズを持つ子どもへの支援内容と取り組みについて教えてください。

ありがとうございました。

教育相談・就学先決定に関する調査（訪問調査）

市町村教育委員会担当者様への質問内容

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

4と9と10につきましては、事前にご記入いただけますようお願いいたします。

- 1 ご回答いただく方のご所属

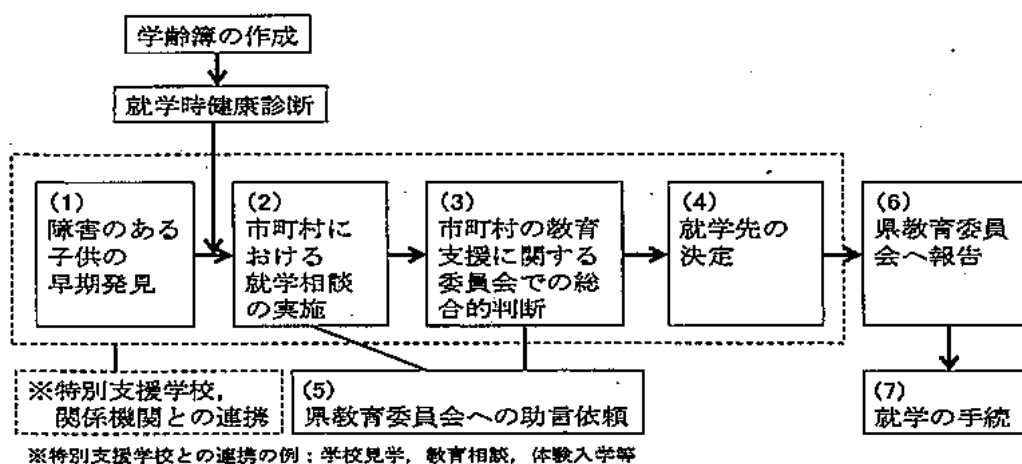
- 2 教育相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

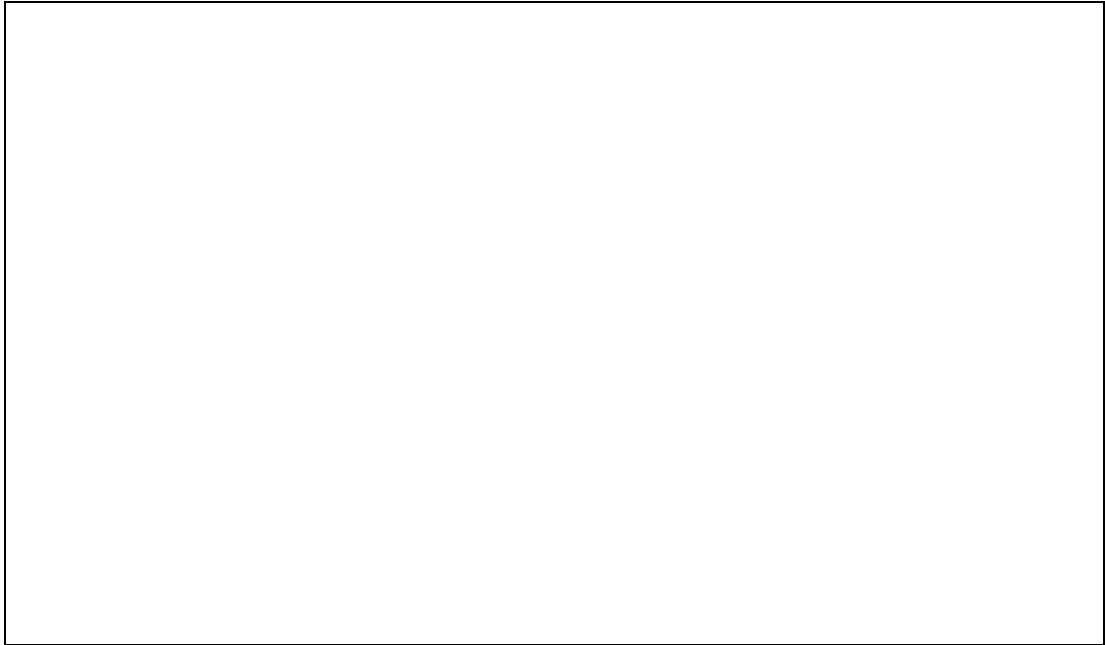
 人

- 3 ご回答いただく方のお名前

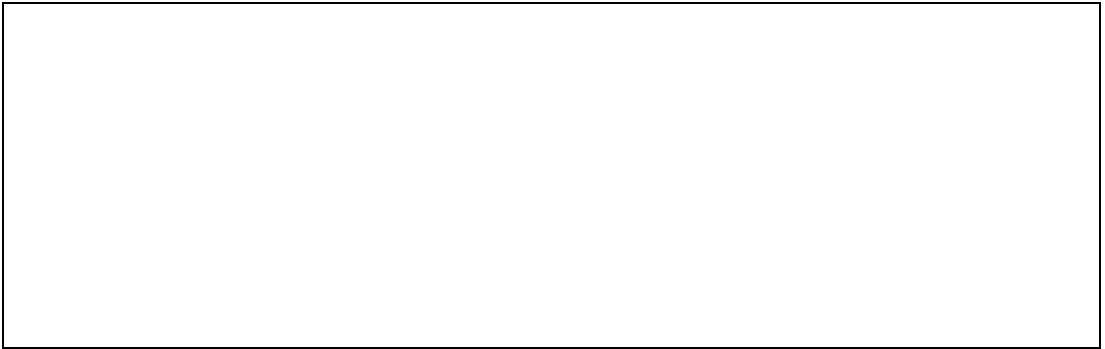
- 4 貴教育委員会が推進している教育相談・就学先決定の流れ、プロセスについて、教えてください。

例





- 5 合意形成について、どうなることが、合意形成が図られたと言えますでしょうか。
お教えてください。



- 6 合意形成の課題についてお教えてください。



7 合意形成がうまくいかなかった事例についてお教えてください。なぜ、うまくいかなかったかもお教えてください。

8－1 保護者への支援内容、情報提供等や取組、工夫している点をお教えてください。
(保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

8－2 教育相談・就学先決定のプロセスにおいて、保護者はどこにどの程度、どのように参加されますか（会議への参加、説明会への参加、体験入学等）。

- 9 貴教育委員会内に専門家チーム(相談支援チーム)がある場合、その構成について、お教えてください。

誰が	いつ頃	どのようにかわるか
(例) 保健師	相談直後から	病気や障害の早期発見をする。 専門医の受診を勧める。

- 10 貴教育委員会の教育相談・就学先決定にかかわる委員会の担当者と役割をお教えてください。

担当者	役割
(例) 指導推進員	各地域に対する支援アドバイス

1 1 就学相談・就学先決定における取組の課題について、お教えてください。

--

1 2 就学相談・就学先決定における取組の成果について、お教えてください。

--

1 3 - 1 貴教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組についてお教えてください。(研修等)

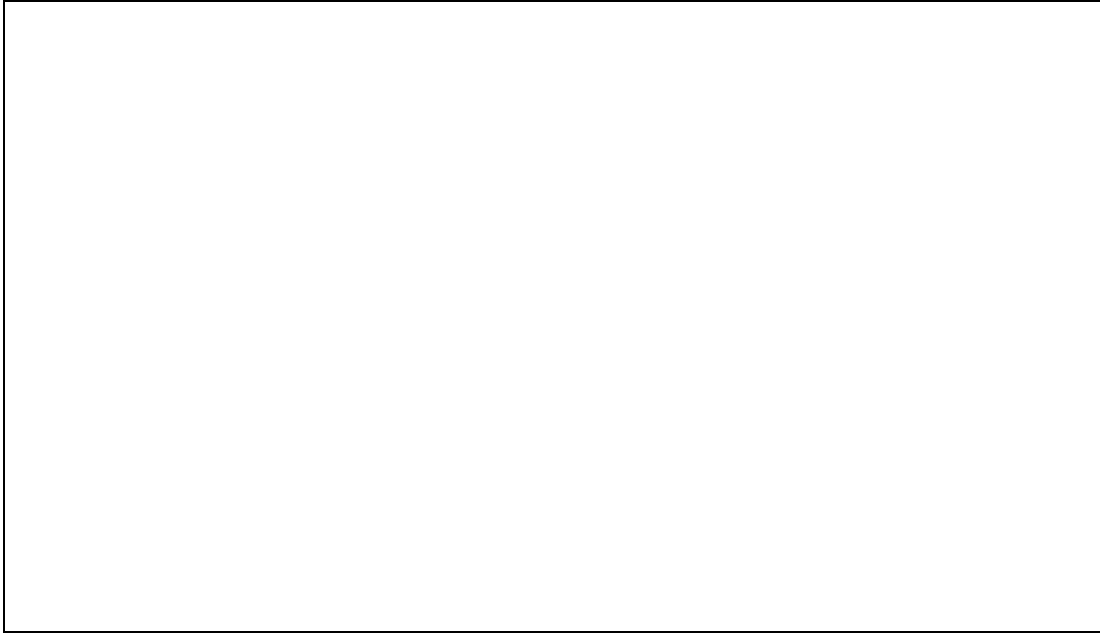
--

- 1 3 - 2 貴教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるために、県からのバックアップがあったら教えてください。

- 1 4 学びの場の見直しに関する教育相談・就学先決定の流れについて教えてください。

- 1 5 学びの場の見直しについての合意形成について、工夫や課題をお教えてください。

16 特別なニーズを持つ子どもへの支援内容と取り組みについてお教えてください。



ありがとうございました。

資料③

教育相談・就学先決定に関する調査（療育センター訪問調査）

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

1 ご回答いただく方のご所属

2 貴センターで就学相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

人

3 ご回答いただく方のお名前

4 保護者の認識について伺います。

① 教育相談や就学先決定における保護者の相談件数や内容について教えてください。

② 教育相談や就学先決定のプロセスに対する保護者の認識は、どの程度ですか？

③ 合意形成に関するプロセスや内容等に関する保護者の理解度はどの程度ですか？

④ 市町村の就学先決定にかかる合意形成において、保護者の参加の有無や参加の仕方（会議への参加、説明会への参加、体験入学等）内容について教えてください。保護者は、就学先決定プロセスにおいて、いつどのようにどの程度参加できるか、知っていますでしょうか？

5 就学先決定における合意形成について、保護者はどのようなイメージをお持ちでしょうか。（合意形成とは何かということに対する保護者の認識について）

6 就学先決定について、特に合意形成において、保護者はどのような悩みや不安、課題、ニーズをお持ちでしょうか。

7 就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報等の内容についてお教えてください。

8 もし、保護者からの相談のうち、合意形成がうまくいかなかった事例がありましたら、教えていただけますか。なぜ、うまくいかなかったかも教えてください。そして、貴センターでは、どのように対応されたか、お教えてください。

9 もし、保護者からの相談のうち、合意形成がうまくいった事例がありましたら、教えていただけますか。なぜ、うまくいったかも教えてください。（保護者が合意形成で、納得した事例）

10 市町村の就学相談・就学先決定にかかる全体的なプロセスにおいて、保護者はどのような悩みや課題、ニーズをお持ちでしょうか。保護者が求めている情報はどのようなか。

--

1 1 貴センターの保護者や本人の就学先決定を支援する取組について、その内容や工夫されている点がありましたら、お教えてください。

(保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

--

1 2 貴センターの就学相談・就学先決定を支援する取組の成果と課題について、お教えてください。

--

ありがとうございました。

第4章

教育相談・就学先決定における現状と課題（2）

ー保護者への質問紙調査及び

フォーカス・グループ・インタビューからー

I. はじめに

II. 保護者への質問紙調査

III. 保護者へのフォーカス・グループ・インタビュー調査

IV. 考察

章末資料

①保護者調査票

②FGI 質問項目

③FGI 説明文

I. はじめに

障害のある子どもの就学に係る教育相談では、本人や保護者の意見を最大限尊重しながら、子どもの障害の状態や教育上必要な支援内容等を考慮し、就学先について総合的に判断し、決定することが求められている。そのため、保護者の意見と就学先を決定する教育委員会との合意形成を行うことが重要とされる。

各県の教育委員会と各市町の教育委員会を対象に、就学先決定に関する現状や課題を把握した第3章では、合意形成に困難さを感じていることが示された。特に保護者の強い要望や保護者の障害受容の不十分さに起因する保護者のとらえ方と、教育委員会のとらえ方との相違からくる合意形成の困難さが多く聞かれた。また、第3章では、保護者支援を担当している機関の担当者を対象に、保護者が就学に係る教育相談や就学先決定において感じる課題等についても聞き取りを行っており、その結果、保護者側は合意形成について様々なとらえ方をしていることや、子どもの学校生活に対する不安感等を抱いていることが示された。このことは、教育委員会の行政側と保護者との間で、十分な共通理解がなされているとは言い難い状況を示唆している。徳永(2017)は、障害のある子どもの就学先を考える際は、保護者の障害受容も含めて、心理的に複雑な状況の中で行われることを理解し、家庭状況や経済状況など、様々な要因を考慮しなければいけないと指摘している。そのため、保護者が子どもの就学に係る教育相談においてどのような気持ちで臨んでいるか、保護者が安心して教育相談を行い、子どもの就学先を決定することを支えるためには、どのような情報を提供し、どのようにかかわるべきか等について考えることが求められる。平成25年の学校教育法施行令の一部改正に伴って合意形成の重要性が強調されている今日、教育委員会と保護者との合意形成をより円滑に行うことを推進するために、どのような情報を提供し、どのように就学に係る教育相談を行うべきかについて、保護者の視点から考えることは重要であると考えられる。

そこで、第4章では、子どもの就学に係る教育相談を受けて現在小学校や特別支援学校に入学している子どもを持つ保護者を対象に、これまで受けてきた就学に係る教育相談において提供された情報や手続き、時期等の適切さや、就学に係る教育相談を受けた当時の気持ち等について検討を行うことを目的とする。保護者側がとらえる就学に係る教育相談の効果や課題について整理することを通して、障害のある子どもの就学先を決定するプロセスの在り方及び、就学に係る教育相談にかかわる教育委員会や担当者の情報提供やかかわりの在り方について提案する。

(李 熙馥)

Ⅱ．保護者への質問紙調査

1．目的

保護者がこれまで受けてきた就学に係る教育相談や就学先決定に向けた相談の際に提供された情報や手続き、時期等が適切であったかを明らかにするために、子どもの就学に係る教育相談を受け、現在小学校や特別支援学校に就学している子どもの保護者を対象とし、質問紙調査を行った。以下に、本調査の方法、結果・小考察、まとめを記述する。

2．方法

(1) 調査の対象者

調査対象者は、平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの改正以降に就学し、平成 31 年 4 月 1 日時点で、小学校あるいは特別支援学校の 1 年生から 6 年生までの子どもをもつ保護者を対象とした。地域バランスを考慮し、東北、関東甲信越、中国、九州の 4 つの地域に在住する保護者を対象とした。保護者への依頼や選定は、療育センターや児童発達支援センター等の療育機関、特別支援学校や市の教育委員会等を通して行い、調査協力に同意する保護者を対象とした。

参加者数は、表 4－2－1 の通り、東北地域 11 人、関東甲信越地域 5 人、中国地域 10 人、九州地域 6 人の合計 32 人であった。なお、障害種によって就学に係る教育相談の在り方が異なることは想定していないため、障害種は問わないこととした。

表 4－2－1 調査対象者（人）

地域	小学校	特別支援学校	合計
東北地域	1	10	11
関東甲信越地域	4	1	5
中国地域	6	4	10
九州地域	5	1	6
合計	16	16	32

(2) 手続き

本調査の対象者は、地域の教育委員会や学校長の学校運営、保護者や子どもの日常生活に支障が生じることがないように、研究協力者との協議を重ね、慎重に選定した。具体的には、研究チームの研究職員及び研究協力者との信頼関係が構築されている表 4－2－1 に示した 4 つの地域の教育委員会や学校長、療育施設長等に本調査の趣旨を説明し、協力の内諾を得た上で保護者に直接、調査協力について依頼を行った。調査対象者となる保護者には、当該の教育委員会や学校長、療育施設長等を通じて事前に趣旨説明を行い、同意を得られた保護者に質問紙を郵送した。質問紙調査は、回答への過度な負担を避けるために所要時間は、約 10 分程度となるようにした。

（３）データ収集方法

調査期間は 2019 年 10 月～12 月であり、内諾を得た 32 名に郵送し、全員から回答を得た。そして、回答済の質問紙に基づいて、個人が特定されないように各データを集計した。

（４）質問紙調査の項目

各自治体が行っている就学に係る教育相談の内容について、保護者がどのようにとらえているかを明らかにするために、調査項目は、第 3 章で示した教育相談・就学先決定における現状と課題を明らかにするために行った各自治体の教育委員会への訪問調査の結果を参考に作成した。具体的な質問紙調査の項目を表 4－2－2 に示す。

なお、本調査では、保護者に分かりやすい質問紙とするために、就学を入学と記述することとした。

表 4－2－2 保護者への質問紙調査の項目

-
- | |
|---|
| (1)子どもの属性(現在の学びの場、学年、障害診断名(疑いも含む)) |
| (2)子どもの学びの場が入学時と現在が異なる場合の状況 |
| (3)現在の在籍に決めたきっかけ |
| (4)入学先を決めるための相談開始時期 |
| (5)教育委員会が主催する入学先決定に関する説明会の有無 |
| (6)入学先決定に関する説明会の開催時期 |
| (7)説明会の時期は適切であったか |
| (8)入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか |
| (9)入学先決定に関する説明会で提供された内容のうち聞くことができてよかったこと |
| (10)入学に関する説明会で「当時、こういうことを聞いておけばもう少し楽だったかな」と思うこと |
| (11)入学に関する説明会に参加しなかった理由 |
| (12)入学先を決める際に何を参考にしたか |
| (13)入学先を決める際に誰とよく相談したか |
| (14)お子さんの在籍を見直したい(すでに変更した)場合に手続きの方法や時期等について知っているか |
| (15)入学後のフォロー内容 |
-

（５）倫理的配慮

保護者への質問紙調査を行うに当たり、当研究所の倫理審査委員会において承認を得た。依頼状にて、保護者の了解、承諾、同意を得るとともに、口頭と文書で研究の趣旨について説明し、書面で同意を得た。調査協力は任意であり、事前・途中において辞退をしても不利益を被ることは一切ないことや、居住地や在籍校、氏名など保護者や子どもの個人情報が特定されないように処理すること、得られた情報を厳重に管理することを説明した。

3. 結果と小考察

ここでは、質問紙の調査項目別の結果を記す。また、表中の数値は人数又は件数を示す。なお、(1)～(5)及び(13)～(16)の質問は保護者全員に実施した結果を示している。(6)～(11)は(5)の質問について、「説明会有り、参加した」と回答した保護者、(12)は(5)の質問について「説明会には参加しなかった」、「説明会はなかった」、「わからない」と回答した保護者の回答結果を示す。

(1) 子どもの現在の学びの場・学年・障害診断名（疑いも含む）

子どもの属性（現在の学びの場、学年、障害診断名（疑いも含む））について結果を示す。まず、子どもの現在の学びの場について、結果を表4-2-3に示す。保護者32人の回答のうち、子どもが「小学校」に入学している保護者が16人、子どもが「特別支援学校」に入学している保護者が16人であり、「小学校」と「特別支援学校」が同数であった。「小学校」の回答のうち、「特別支援学級」が9人で最も多く、次いで「通常の学級」が4人、「通級による指導」が3人であった。

表4-2-3 子どもの現在の学びの場(人)

小学校	通常の学級	4	16
	特別支援学級	9	
	通級による指導	3	
特別支援学校	特別支援学校	16	

子どもの現在の学年別人数については、結果を表4-2-4に示す。小学校では「1年生」、「2年生」、「3年生」が最も多くそれぞれ4人であった。次いで「5年生」の2人、「4年生」と「6年生」はそれぞれ1人であった。特別支援学校では、「3年生」が最も多く6人であった。次いで、「2年生」、「4年生」、「6年生」がそれぞれ3人で、「5年生」は1人であった。「1年生」はいなかった。

表4-2-4 対象児童の現在の学年別人数(人)

小学校 通常の学級 特別支援学級 通級による指導	1年生	4	特別支援学校	1年生	0
	2年生	4		2年生	3
	3年生	4		3年生	6
	4年生	1		4年生	3
	5年生	2		5年生	1
	6年生	1		6年生	3

子どもの障害診断名（疑いも含む）は、記述式により回答を得た。ここでは、保護者が実際に記入した「疑いを含む障害診断名等」をそのまま表4-2-5に明記し、カッコ付けで人数を添えることとした。

小学校と特別支援学校に共通して、いずれも自閉症スペクトラム障害のある子どもをもつ保護者が多い傾向がみられた。特別支援学校では、知的障害や先天性脳性麻痺等の障害のある子どもの保護者がいた。

表 4-2-5 対象児童の障害診断名等（疑いも含む）（カッコ内は人数）

小学校	通常の学級	自閉症スペクトラム（１）、広汎性発達障害（１）、アスペルガー症候群（１）、知的遅れ（１）
	特別支援学級	自閉症スペクトラム（５）、高機能自閉症（１）、発達障害（１）、アスペルガー症候群（１）、知的障害（１）
	通級による指導	自閉症スペクトラム（２）、体幹の機能障害（１）
特別支援学校		自閉症スペクトラム（７）、知的障害（４）、てんかん（２）、先天性心疾患（１）、広汎性発達障害（１）、脳梁欠損症（１）、先天性脳性麻痺（１）、ダウン症候群（１）

（２）子どもの学びの場が現在と入学時で異なる場合の状況

「子どもの学びの場が現在と入学時で異なる場合の状況」について、表 4-2-6 に示したように 1 名の保護者から回答を得た。変更の理由として、児童の学級での状態を踏まえた変更と記されていた。

表 4-2-6 子どもの学びの場が現在と入学時で異なる場合

回答人数	1人
入学時の学びの場	知的障害特別支援学級
現在の学びの場	自閉症・情緒障害 特別支援学級
在籍を変更した時期	4年生4月

（３）現在の在籍に決めたきっかけ

「現在の在籍に決めたきっかけ」について、質問項目の中から 3 つまで選択可として回答してもらった結果を表 4-2-7 に示す。なお、小学校に子どもが入学している保護者 16 人中 15 人から、特別支援学校に子どもが入学している保護者 16 人全員から回答が得られた。

小学校では「子どもに必要な配慮や支援が適切に受けられると思ったから」が最も多く 9 件であった。次いで「地域で育てたかったから」及び「通学に便利だから（例：自宅から学校が近い、通学バスがある等）」がそれぞれ 5 件、「みんなと同じところに行かせたかったから」が 4 件、「医師や心理士などの専門家等からの勧め」、「子どもの学力をしっかりと保証してくれそうだったから」がそれぞれ 3 件であった。こうしたことから、保護者によっては、小学校を就学先として検討する際の理由として、自宅からの通学が便利な居住地の小学校で必要な配慮や支援を受けながら、地域の子どもと同じ学校に通わせたいという願いがある可能性も考えられる。

特別支援学校では「子どもに必要な配慮や支援が適切に受けられると思ったから」が小学校と同様に最も多く、14 件であった。次いで「医師や心理士などの専門家等からの勧め」が 6 件、「家族（夫、祖父母等）からの意見」、「教育委員会や幼稚園・保育所等の関係者からの勧め」、「学校見学等で子どもがその学校を希望したから（相性がよさそうだったから）」がそれぞれ 3 件であった。このことから、医師や心理士などの専門家等や教育委員会や幼稚園・保育所等の関係者からの勧めに基づき、家族（夫、

祖父母等）からの意見を参考にして、必要な配慮や支援が適切に受けられる特別支援学校に就学した可能性も考えられる。

「その他」の自由記述による回答については、小学校から2件得られた。具体的には、「小学校の見学や特別支援学級の先生と話をし、保護者や子どもが希望した」、「他の選択肢が分からなかった」との回答が得られた。特別支援学校においては、「その他」の自由記述による回答はなかった。

表4-2-7 現在の在籍に決めたきっかけ（3つまで選択可）（件数）

選択項目	小学校 (n=15)	特別支援学校 (n=16)
子どもに必要な配慮や支援が適切に受けられると思ったから	9	14
地域で育てたかったから	5	0
家族(夫、祖父母等)からの意見	2	3
教育委員会や幼稚園・保育所等の関係者からの勧め	0	3
医師や心理士などの専門家等からの勧め	3	6
通学に便利だから(例:自宅から学校が近い、通学バスがある等)	5	1
みんなと同じところに行かせたかったから	4	0
就学奨励費等、経済的な補助がもらえたから	0	1
親の仕事の場から近いから	0	1
学校見学等で子どもがその学校を希望した(相性がよさそうだったから)	0	3
子どもの学力をしっかりと保証してくれそうだったから	3	2
学童・児童館・デイサービス等が利用できたから	1	2
その他	2	0

（４）入学先を決めるための相談開始時期

「入学先を決めるための相談開始時期」についての回答結果を表4-2-8に示す。小学校の保護者と特別支援学校の保護者のいずれも16人全員の回答が得られた。

小学校では「5歳の時」が最も多く10件であった。次いで「4歳の時」の4件で、「就学前健康診断（入学する予定の学校で行う健康診査）」は1件であった。「その他」については1件であり、「就学前相談」との回答が得られた。

特別支援学校では、「5歳の時」が小学校と同様に最も多く13件であった。次いで「就学前健康診断（入学する予定の学校で行う健康診査）」が2件であった。また、「3歳の時」が1件あった。

小学校と特別支援学校に共通して「5歳の時」の件数が多かった。このことについては、厚生労働省の「軽度発達障害に対する気づきと支援のマニュアル（厚生労働省：2007）」では、軽度発達障害の早期発見の時期として、「3歳児健診以降から小学校に入学するまでの間、たとえば5歳児健診あるいは発達相談を行うのがよく、5歳児健診と事後相談とで一つのパッケージであるべき」と記述されている。このことから「5歳の時」との回答が多かったことが考えられる。

表 4－2－8 入学先を決めるための相談開始時期（件数）

選択項目	小学校 (n=16)	特別支援学校 (n=16)
3歳以前	0	0
3歳の時	0	1
4歳の時	4	0
5歳の時	10	13
就学前健康診断(入学する予定の学校で行う健康診査)	1	2
その他	1	0

（５）教育委員会が主催する入学先決定に関する説明会の有無

「教育委員会が主催する入学先決定に関する説明会の有無」についての回答結果を表 4－2－9 に示す。小学校の保護者、特別支援学校の保護者、いずれも 16 人全員の回答が得られた。

小学校では「説明会有り、参加した」が最も多く 10 件であった。次いで「説明会有り、参加しなかった」が 4 件、「説明会はない」が 2 件であった。「説明会があったが、参加しなかった」の回答はなかった。

特別支援学校では、「説明会有り、参加した」と「説明会があったかどうか分からない」がそれぞれ 6 件と多く、「説明会有り、参加した」は小学校でも最も多い回答であった。「説明会があったが、参加しなかった」と「説明会はない」は 2 件であった。

「説明会はない」との回答は小学校と特別支援学校から 2 件ずつ得られているが、同じ地域の参加者で「説明会有り、参加した」と回答している参加者もいた。また、小学校と特別支援学校において、一定数の保護者が「説明会があったかどうか分からない」との回答もあったことから、教育委員会が主催する入学先決定に関する説明会の開催の周知を適切に行う必要があると考えられる。

表 4－2－9 教育委員会が主催する入学先決定に関する説明会の有無（件数）

選択項目	小学校 (n=16)	特別支援学校 (n=16)
説明会有り、参加した	10	6
説明会があったが、参加しなかった	0	2
説明会はない	2	2
説明会があったかどうか分からない	4	6

（６）入学先決定に関する説明会の開催時期

質問項目（５）にて、「説明会有り、参加した」と回答した保護者に「入学先決定に関する説明会の開催時期」についての質問を行い、小学校 10 人中 7 人、特別支援学校 6 人中 3 人から回答が得られた。その結果を表 4－2－10 に示す。

小学校では、「5 月」と「6 月」がそれぞれ 2 件、「7 月」、「秋頃」、「10～12 月」がそれぞれ 1 件であった。

特別支援学校では、「夏頃」、「秋頃」、「覚えていない」がそれぞれ1件であった。

こうしたデータからも、できるだけ早く、遅くとも秋頃までに説明会を開催し、相談担当者と保護者が就学先に関する協議の時間を確保することが望ましいと考えられる。

表 4－2－10 入学先決定に関する説明会の開催時期（件数）

回答	小学校 (n=7)	特別支援学校 (n=3)
5月	2	0
6月	2	0
7月	1	0
夏頃	0	1
秋頃	1	0
10～12月	1	1
覚えていない	0	1

（7）説明会の時期は適切であったか

質問項目（5）にて、「説明会があり、参加した」と回答した保護者に「説明会の時期は適切であったか」についての質問を行い、小学校の保護者10人中8人、特別支援学校の保護者6人中6人から回答が得られた。その回答結果を表4－2－11に示す。「もっと早い方がよかった」及び「もっと遅くてもよかった」の時期については、記述にて回答を求めた。

小学校では「適切だった」が最も多く6件であった。「もっと遅くてもよかった」は1件であったが、時期の記述はなかった。その他、「もっと早いほうがよかった」が1件あり、時期は「1月」と回答していた。

特別支援学校では、「適切だった」が小学校と同様に最も多く、5件あった。その他、「もっと早い方がよかった」の回答が1件あったが時期の記述はなく、「もっと遅くてもよかった」の回答はなかった。

表 4－2－11 説明会の時期は適切であったか（件数）

選択項目	小学校 (n=8)	特別支援学校 (n=6)
適切だった	6	5
もっと早い方がよかった	1	1
もっと早い方がよかった（ ）月頃	1月	記述なし
もっと遅くてもよかった	1	0
もっと遅くてもよかった（ ）月頃	記述なし	

（8）入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか

質問項目（5）にて、「説明会があり、参加した」と回答した保護者に「入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか」について選択項目を複数選択可として質問を行い、小学校の保護者10人中9人、特別支援学校の保護者6人中6人から回答が

得られた。その回答結果を表4-2-12に示す。

小学校は「入学先が決まるまでの手続きの流れ」及び「障害がある場合の入学先決定の方法や流れ」がそれぞれ7件で最も多かった。次いで「入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期について」と「入学後の在籍先について見直すことができることやその手続き」がそれぞれ6件、「学校体験の有無や手続きについて」が5件、「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの場所における学習内容や学校生活の違いや特徴に関する説明」、「入学後に学校で受けることができる配慮内容について」、「入学先についての相談窓口」がそれぞれ4件であった。

特別支援学校については「入学先が決まるまでの手続きの流れ」、「障害がある場合の入学先決定の方法や流れ」、「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの場所における学習内容や学校生活の違いや特徴に関する説明」、「入学後に学校で受けることができる配慮内容について」、「学校体験の有無や手続きについて」がそれぞれ5件で最も多かった。「入学先が決まるまでの手続きの流れ」と「障害がある場合の入学先決定の方法や流れ」は、小学校でも最も回答の多い項目であった。次いで「入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期について」が4件であった。

表4-2-12 入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか（複数選択可）（件数）

選択項目	小学校 (n=9)	特別支援学校 (n=6)
入学先が決まるまでの手続きの流れ	7	5
障害がある場合の入学先決定の方法や流れ	7	5
特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの場所における学習内容や学校生活の違いや特徴に関する説明	4	5
特別支援教育に関する用語等の説明	1	2
入学後の在籍先について見直すことができることやその手続き	6	1
入学後に学校で受けることができる配慮内容について	4	5
必要な支援内容を記載した文書(あるいはファイル、シート)等の取り扱い	2	2
学校体験の有無や手続きについて	5	5
入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることや時期	6	4
入学先についての相談窓口	4	1
関連機関の一覧について	3	1
障害のある子どもの将来像について	1	2
その他	1	0

こうした結果については、この質問項目に関連する質問項目(10)「入学先決定に関する説明会で提供された内容のうち聞けてよかったこと」や質問項目(11)「入学に関する説明会で、当時、こういうことを聞いておけばもう少し楽だったかなと思うこと」の各質問項目にて、それぞれの結果と関連付けて考察を述べる。

「その他」の自由記述による回答は、小学校から1件得られ、「補助金」であった。就学奨励費等についての情報提供がなされたのではないかと推察することができる。

(9) 入学に関する説明会での内容は適切であったか

質問項目(5)にて、「説明会有り、参加した」と回答した保護者に、「入学に関する説明会での内容は適切であったか」について複数選択可として質問を行い、小学校の保護者10人中9人、特別支援学校の保護者6人中6人から回答が得られた。その回答結果を表4-2-13に示す。

小学校では「知りたい内容が整理されていて、参考になった」が4件で、多かった。次いで「まあまあ参考になった」が3件、「情報が多くて、理解することが難しかった」が1件であった。

特別支援学校では、「知りたい内容が整理されていて、参考になった」が5件で、小学校と同様に多かった。「情報が多くて、理解することが難しかった」は1件であった。

こうした結果について、小学校と特別支援学校のいずれも概ね「参考になった」、「まあまあ参考になった」が多い回答結果が得られたことから、説明会の開催の効果はあったと考えられる。そのため、参加しなかった保護者への参加を促す取組が大切になると考えられる。

表4-2-13 入学に関する説明会での内容は適切であったか(複数選択可)(件数)

選択項目	小学校 (n=9)	特別支援学校 (n=6)
知りたい内容が整理されていて、参考になった	4	5
まあまあ参考になった	3	0
言葉が難しく、理解することが難しかった	0	0
情報が多くて、理解することが難しかった	1	1
内容が分かりにくく、参考にはならなかった	0	0
その他	1	0

「その他」の自由記述による回答は、小学校の保護者から1件得られ、「障害児は特別支援学級に在籍することが望ましいということや校区外の学校には行かないようにというような若干のプレッシャーがあり、その2点をしきりに説明を受けただけで参考にはならなかった様に思う」との声であった。こうしたことから、保護者の希望や子どもの状況を踏まえ、保護者への丁寧な対応が大切であると考えられる。

(10) 入学先決定に関する説明会で提供された内容で聞けてよかったこと

質問項目(5)にて、「説明会有り、参加した」と回答した保護者に「入学先決定に関する説明会での提供された内容で聞けてよかったこと」について複数選択可として質問を行い、小学校の保護者10人中10人、特別支援学校の保護者6人中6人から回答が得られた。その回答結果を表4-2-14に示す。

小学校では「学校体験の有無や手続きについて」が7件で最も多かった。次いで「障害がある場合の入学先決定の方法や流れ」と「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明」がそれぞれ6件、「入学先が決まるまでの手続きの流れ」、「入学後の在籍先について見直すことができることやその手続き」、「入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができるこ

とやその時期について」が5件、「入学先についての相談窓口」が4件であった。

特別支援学校では「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明」が6件で最も多く、これは小学校でも2番目に多い回答であった。次いで「入学先が決まるまでの手続きの流れ」と「障害がある場合の入学先決定の方法や流れ」が4件であった。小学校で最も多かった「学校体験の有無や手続きについて」は、特別支援学校での回答は2件のみであった。

**表 4－2－14 入学先決定に関する説明会で提供された内容のうち聞けてよかったこと
(複数選択可) (件数)**

選択項目	小学校 (n=10)	特別支援学校 (n=6)
入学先が決まるまでの手続きの流れ	5	4
障害がある場合の入学先決定の方法や流れ	6	4
特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明	6	6
特別支援教育に関する用語等の説明	1	2
入学後の在籍先について見直すことができることやその手続き	5	0
入学後に学校で受けられることができる配慮内容について	3	3
必要な支援内容を記載した文書(あるいはファイル、シート)等の取り扱いについて	2	0
学校体験の有無や手続きについて	7	2
入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることや時期	5	1
入学先についての相談窓口	4	0
関連機関の一覧について	3	0
障害のある子どもの将来像について	2	1
その他	1	0

質問項目(8)「入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか」の結果と比較してみると、今回、聞けてよかったと選択された項目の中で上記のような件数の多い項目は、質問項目(8)で選択された項目と、小学校、特別支援学校のいずれにおいても対応していた。このことから、聞けてよかったと保護者が感じて印象に残った項目である可能性もある。「入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか」で回答された項目は、保護者が必要としている情報を強調して伝達する工夫も大切であると考えられる。

3件以下の項目については小学校、特別支援学校ともに表4－2－14の通りの回答である。「その他」の自由記述による回答は、小学校から1件得られ、「補助金」との回答であったが、質問項目(8)「入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか」でも同様な記述が見られ、一部の保護者ではあるが、就学奨励費等のことであると推察することができることから、就学奨励費等について関心があった可能性があると考えられる。

(11) 入学に関する説明会で、「当時、こういうことを聞いておけばもう少し楽だったかな」ということ

質問項目（５）にて、「説明会があり、参加した」と回答した保護者に、「当時、こういうことを聞いておけばもう少し楽だったかなと思うこと」について複数選択可能として質問を行い、小学校の保護者 10 人中 6 人、特別支援学校の保護者 6 人中 4 人から回答が得られた。その回答結果を表 4－2－15 に示す。

小学校では「もっとこういう情報があればよかったと思うこと」の回答が 4 件みられた。次いで「入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き」と「入学後に学校で受けることができる配慮内容について」が 3 件、「必要な支援内容を記載した文書（あるいはファイル、シート）等の取り扱いについて」、「障害のある子どもの将来像について」が 2 件であった。こうした結果は、この質問項目に関連する質問項目（８）「入学に関する説明会でどのような内容が提供されたか」の結果や、質問項目（10）「入学先決定に関する説明会で提供された内容のうち聞いてよかったこと」の結果と比較してみると、「入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き」を除いては、質問項目（８）と質問項目（10）では選択回答数が少ないため、保護者に十分な説明がなされなかった可能性が考えられる。または、学びの場の見直しや、支援ファイル等の文書の取り扱い、障害のある子どもの将来像に関しては、子どもが入学後に直面する課題であるため、就学に係る教育相談の時には、保護者にとって優先順位が低かった可能性も考えられる。このことは、入学後に直面することについては、入学後に情報を提供する、あるいは入学前の就学に係る教育相談においても、保護者に見通しを持たせるためにより分かりやすく伝える等の工夫が求められると考えられる。

特別支援学校では「もっとこういう情報があればよかったと思うこと」、「関連機関の一覧について」がそれぞれ 2 件、「入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き」、「入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期」についてはそれぞれ 1 件であった。

「もっとこういう情報があればよかったと思うこと」の自由記述による回答は、上記のように、小学校の保護者から 4 件、特別支援学校の保護者から 2 件得られた。小学校の保護者からは、「各学校の支援について、支援員等の情報」、「下校後の放課後デイサービスの一覧」、「中学校や高校に進学する時の進路先」、「通常の学級に在籍している児童が受けることができる配慮内容や過去の事例」という回答があった。特別支援学校の保護者からは、「支援学校の中学部、高等部について相談したかった」、「全く分からないところからのスタートのため、もう少し早い段階で、経験者（OB）の経験談などを聞くなど、全てにおいて考える時間が足りなかった」等の記述が得られた。これらの回答の多くは、実際の学校での生活や進路に関することであり、前述したように、やはり入学してから直面する課題についても、事前に情報がほしかったととらえている様子がみられた。

表 4－2－15 入学に関する説明会で、「当時、こういうことを聞いておけばもう少し楽だったかなと思うこと」（複数選択可）（件数）

選択項目	小学校 (n=6)	特別支援学校 (n=4)
入学先が決まるまでの一般的な手続きの流れ	0	0
障害がある場合の入学先決定の方法や流れ	1	0
特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明	1	0
特別支援教育に関する用語等の説明	1	0
入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き	3	1
入学後に学校で受けることができる配慮内容について	3	0
必要な支援内容を記載した文書(あるいはファイル、シート)等の取り扱いについて	2	0
学校体験の可否や手続きについて	0	0
入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期について	0	1
入学先についての相談窓口	0	0
関連機関の一覧について	0	2
障害のある子どもの将来像について	2	0
もっとこういう情報があればよかったと思うこと	4	2

(12) 入学に関する説明会に参加しなかった理由

質問項目（5）にて、「説明会には参加しなかった」「説明会はなかった」「わからない」と回答した保護者に対し、「入学に関する説明会に参加しなかった理由」について、複数選択可能として質問を行い、小学校の保護者 6 人中 6 人、特別支援学校の保護者 10 人中 10 人から回答が得られた。その回答結果を表 4－2－16 に示す。

小学校については、「説明会があることについて、知らなかった（あるいは連絡がなかった）」との回答は 4 件あり、この 4 人の保護者のうち、質問項目（5）において「説明会があったかどうかわからない」と回答した保護者が 3 人、1 人は「説明会はなかった」と回答していた。「説明会以前に入学に関する十分な情報を得ていた」と回答した保護者は 1 人であり、質問項目（5）では「説明会がなかった」と回答していた。さらに、「わからない」と回答した保護者の 1 人は、質問項目（5）では「説明会があったかどうかわからない」と回答していた。

特別支援学校では、「説明会があることについて、知らなかった（あるいは連絡がなかった）」との回答は 4 件あり、その 4 人の保護者のうち、質問項目（5）では「説明会があったかどうかわからない」と回答した保護者が 2 人、「説明会はなかった」と回答した保護者が 2 人であった。「わからない」と回答した保護者の 3 人は、質問項目（5）ではすべて「説明会があったかどうかわからない」と回答していた。その他、自由記述での回答は 2 件あり、「年長時の 1 年間の説明が多く、どれがその説明か覚えていない」と、「小学校と特別支援学校の校長先生と直接会って話しをした」との回答がみられた。これらの結果から、説明会があることを知らない保護者がいるということを踏まえて説明会の開催に関する情報を適切に提供し、徹底的に周知する必要があると考えられる。

**表 4－2－16 「説明会には参加しなかった」「説明会はなかった」「わからない」と回答した方で、入学に関する説明会に参加しなかった理由
(複数選択可) (件数)**

選択項目	小学校 (n=6)	特別支援学校 (n=10)
必要性を感じなかった	0	0
都合が合わなかった	0	1
説明会以前に入学に関する十分な情報を得ていた	1	0
説明会があることについて、知らなかった(あるいは連絡がなかった)	4	4
わからない	1	3
その他	0	2

(13) 入学先を決める際に何を参考にしたか

質問項目(5)にて、「説明会には参加しなかった」「説明会はなかった」「わからない」と回答した保護者に対し、「入学先を決める際に何を参考にしたか」について、複数選択可能として質問を行い、小学校の保護者6人中6人、特別支援学校の保護者10人中9人から回答が得られた。その回答結果を表4－2－17に示す。

小学校では「家族や知人の意見」が5件で最も多かった。次いで「保健師等、保健センターや療育センターの職員の意見」が3件、「幼稚園・保育所等の先生に聞いて情報を得た」、「教育委員会等の相談窓口相談した」、「医師や心理士など専門家の意見」がそれぞれ2件であった。

特別支援学校では「保健師等、保健センターや療育センターの職員の意見」が5件で最も多く、次いで「医師や心理士など専門家の意見」が3件、「家族や知人の意見」と「幼稚園・保育所等の先生に聞いて情報を得た」がそれぞれ2件であった。

小学校と特別支援学校の保護者に共通しているのは、幼稚園、保育園等の先生や医師等の専門家、保健師等、保健センターや療育センターの職員の意見や情報を参考にしていることである。また、家族や知人の意見も参考にしている件数が多いのは、就学相談に関わるこうした関係者が「家族の意見も参考に就学先を決定して欲しい」と保護者に常に助言している場合が多いことが関係している可能性も考えられる。

なお、小学校の保護者、特別支援学校の保護者ともに、「教育委員会のホームページ等を参考にした」との回答はなかった。

「その他」の自由記述による回答は、小学校から3件、特別支援学校から1件得られた。小学校は、2件が「学校見学」、1件が「発達関連の書籍」、特別支援学校は「子どもの様子を見るため、支援学校での親子学級へ参加」であった。

表 4－2－17 入学先を決める際に何を参考にしたか（複数選択可）（件数）

選択項目	小学校 (n=6)	特別支援学校 (n=9)
幼稚園・保育所等の先生に聞いて情報を得た	2	2
教育委員会のホームページ等を参考にした	0	0
教育委員会等の相談窓口相談した	2	1
ネットで情報を得た	1	1
医師や心理士など専門家の意見	2	3
保健師等、保健センターや療育センターの職員の意見	3	5
家族や知人の意見	5	2
その他	3	1

(14) 入学先を決める際、誰とよく相談したか

「入学先を決める際、誰とよく相談したか」について、小学校の保護者 16 人中 16 人、特別支援学校の保護者 16 人中 14 人から回答（3つ選択可）が得られた。その回答結果を表 4－2－18 に示す。なお、「家族」、「専門家（例：医師、心理士、大学教授等）」、「その他」については、記述にて回答を求めた。それぞれ具体的に記述された内容と件数を記す。

表 4－2－18 入学先を決める際、誰とよく相談したか（3つ選択）（件数）

選択項目	小学校 (n=16)	特別支援学校 (n=14)
家族	14	10
家族（記述(複数可)の内容）	両親7件 配偶者 12 件 姉妹2件	両親6件 配偶者7件
幼稚園・保育所の先生	4	2
小学校の先生	0	1
特別支援学校の先生	0	2
療育センターやデイサービス等の職員	8	6
同じ悩みを持っている保護者や、すでに入学しているお子さんの保護者	8	5
教育委員会	2	1
専門家(例:医師、心理士、大学教授等)	4	1
専門家(例:医師、心理士、大学教授等) (記述の内容)	記述なし	記述なし
保健師	2	1
その他	0	0

小学校では「家族」が最も多く 14 件であった。次いで「同じ悩みを持っている保護者や、すでに入学しているお子さんの保護者」と「療育センターやデイサービス等の職員」が 8 件、「幼稚園・保育所の先生」、「専門家（例：医師、心理士、大学教授等）」が 4 件であった。専門家に関する具体的な記述は見られなかった。

特別支援学校では、「家族」が小学校と同様に最も多く、10件であった。次いで「療育センターやデイサービス等の職員」が6件、「同じ悩みを持っている保護者やすでに入学しているお子さんの保護者」が5件であった。「療育センターやデイサービス等の職員」と「同じ悩みを持っている保護者やすでに入学しているお子さんの保護者」は、小学校、特別支援学校ともに2番目ないし3番目に多い回答であった。

小学校と特別支援学校に在籍する子どもの保護者は、家族に相談するとともに療育センターやデイサービス等の職員や施設等で出会う同じ悩みを持っている保護者や既に入學している子どもの保護者、幼稚園や保育所の先生、専門家（医師や保健師等）に相談している。このことから、家族とともに子どもを取り巻く各関係者が相談相手として重要な役割を果たしていることがうかがわれる。

(15) お子さんの在籍を見直したい（すでに変更した）場合、手続きの方法や時期等について知っているか

「お子さんの在籍を見直したい（すでに変更した）場合、手続きの方法や時期等について知っているか」について、小学校の保護者16人中16人、特別支援学校の保護者16人中12人から回答が得られた。その回答結果を表4-2-19に示す。

表4-2-19 お子さんの在籍を見直したい（すでに変更した）場合、手続きの方法や時期等について知っているか（件数）

選択項目	小学校 (n=16)	特別支援学校 (n=12)
学んでいる場所の見直しが可能であることは知っていて、手続き等についても知っている(知っていた)	3	0
学んでいる場所の見直しが可能であることは知っているが、手続き等については知らない(知らなかった)	12	7
学んでいる場所の見直しが可能であることは知らない	1	4
その他	0	1

小学校では「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っているが、手続き等については知らない（知らなかった）」が12件で最も多かった。次いで「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っていて、手続き等についても知っている（知っていた）」が3件であった。「学んでいる場所の見直しが可能であることは知らない」は1件であった。小学校の保護者からの回答は、「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っていて、手続き等についても知っている（知っていた）」や「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っているが、手続き等については知らない（知らなかった）」の件数が多数を占めたことから、説明会や療育施設や学校等の関係者により、学びの場の見直しが可能であることについて知らされていると考えられる。

特別支援学校では、「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っているが、手続き等については知らない（知らなかった）」が7件であった。次いで「学んでいる場所の見直しが可能であることは知らない」が4件あり、「学んでいる場所の見直しが可能であることは知っていて、手続き等についても知っている（知っていた）」の回答は

なかった。特別支援学校の保護者も小学校の保護者の場合と同様に、学んでいる場所の見直しが可能であることは知っている場合が多い。その手続きについて、子どもの実態に応じて保護者に就学に関する説明会やホームページ等で情報を提供していく必要があると考えられる。

「その他」の自由記述による回答は、特別支援学校の保護者から1件得られ、「見直しをしたいと思わない」であった。この保護者は、入学してみてよかったと考えていると思われる。

(16) 入学後のフォロー内容

「入学後のフォロー内容」について、小学校の保護者16人中16人、特別支援学校の保護者16人中12人から回答（複数選択可）が得られた。その回答結果を表4-2-20に示す。

小学校については、「クラスの担任や担当の先生と、子どもの様子について相談・共有している」が14件で最も多かった。次いで「入学前から相談していた学校の先生と、子どもの様子について相談・共有している」が5件であった。このことから、入学前からの学校の先生との交流や、入学後の学校の教員によるフォローが重要であると考えられる。

「その他」は2件の回答が得られ、具体的には「通常の学級に在籍しているので、特にフォローは受けていない」、「デイサービスの職員の方々からのフォロー」、「学期に一度の支援会議」であった。とりわけ、「通常の学級に在籍しているので、特にフォローは受けていない」という回答から、常日頃から教員による保護者への声掛けをして関係性をよくしておくことが大切であると考えられる。

特別支援学校では、「その他」が6件で、最も多かった。次いで「クラスの担任や担当の先生と、子どもの様子について相談・共有している」が5件、「保健師から連絡があり、子どもの様子について相談・共有している」が1件であった。「入学前から相談していた学校の先生と、子どもの様子について相談・共有している」の回答はなかった。

「その他」の自由記述による回答については、「担任の教員から密に連絡がある」、「入学後、相談する人がいない」、「特段のフォローはない」、「センターの方と相談」、「相談支援専門員との面談」との回答が得られた。「担任の教員から密に連絡がある」という学校と保護者との良好な関係が構築できているケースもあるが、「入学後、相談する人がいない」、「特段のフォローはない」、「特にフォローは受けていない」といった回答もあったことから、常日頃から保護者が気軽に担当教員に相談できる関係を築いておくことや、学校での取組状況をしっかりと共有することが大切であると考えられる。

また、「センターの方と相談」、「相談支援専門員との面談」との回答から、学校のみならず、相談に関わる関係機関によるフォローの状況にも教員は留意する必要があると考えられる。

表 4－2－20 入学後のフォロー内容（複数選択可）（件数）

選択項目	小学校 (n=16)	特別支援学校 (n=12)
教育委員会から連絡があり、子どもの様子について相談・共有している	0	0
保健師から連絡があり、子どもの様子について相談・共有している	0	1
入学前から相談していた学校の先生と、子どもの様子について相談・共有している	5	0
クラスの担任や担当の先生と、子どもの様子について相談・共有している	14	5
その他	3	6

以上ここでは、これまで受けてきた就学に係る教育相談において提供された情報や手続き、時期等の適切さについて明らかにするために、現在小学校や特別支援学校に就学している子どもの保護者を対象とした質問紙調査の結果について示した。

次節では、本調査に参加した保護者に、質問紙調査の結果をもとに就学に係る教育相談を受けた当時の気持ちをより詳細に把握するために、フォーカス・グループ・インタビュー調査を行った結果について述べる。

参考文献

厚生労働省（2007）．軽度発達障害に対する気づきと支援のマニュアル．

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/>（アクセス日、2020-2-1）

（土井幸輝，土屋忠之）

Ⅲ. 保護者へのフォーカス・グループ・インタビュー調査

1. 目的

第4章のⅡにおいて質問紙調査を行った保護者に対して、就学に関する教育相談時期における気持ちを更に詳しく聞き、相談の効果や課題について整理し、よりよい就学に関する教育相談を実施するために必要な要素を提案することを目的としている。

2. 方法

(1) 調査対象者

本調査の対象者は、第4章のⅡで実施した質問紙調査の協力者32名のうち、フォーカス・グループ・インタビュー調査に協力する同意を得られた者とした。参加人数は、中国地域11名（1組は夫婦で参加）、九州地域6名、東北地域8名（1組は夫婦で参加）、関東甲信越地域4名であった。夫婦で参加した組は夫婦で一つの発言として欲しいと参加者側から要望があったため、27名を対象とした。

参加者27名のうち、子どもが小学校に就学している保護者が16名、特別支援学校に就学している保護者が11名であった。

(2) 手続き

本調査において、参加者から話を聞く際には、少人数のグループで行うフォーカス・グループ・インタビュー（以下、FGI）の手法を用いた。実施したFGIでは、各地域において3～6名のグループを設定した。

インタビューの際には、参加者の互いの顔が見え、話したことが聞き取ることができる位置関係で行うこととした。

FGIを運営する当研究所の研究員（以下、司会者）は、参加者の輪の中に入る位置でインタビューを行った。

インタビュー実施時間は約1時間30分で設定した。

FGIは、個別に行うインタビューと比較すると、リラックスした雰囲気を作ることができるだけでなく、集団で行うことによる相乗効果が現れ、幅の広い、より包括的なデータが得られるというメリットがある。反面、特定の参加者の発言量が多くなることもあるなどのデメリットも生じる可能性があるため、FGI実施前、及び実施中において司会者はインタビューの進行をコントロールする必要があることから、インタビュー前に想定される様々な展開に対応するための準備を十分に行うこととした。

(3) データ収集方法及び処理方法

FGIを実施した期間は、第4章のⅡで実施した質問紙調査の期間と同じ2019年10月～12月に設定した。

FGIを実施するに当たり、実施場所へ当研究所の研究員が訪問し、直接話を聞き、同時に記録を残した。FGIを実施する時には、インタビュー記録を補完するために

I Cレコーダーで参加者が話した内容を録音した。インタビュー内容のテキスト化終了後には、録音したデータを消去した。

テキスト化した記録は小学校に就学した子どもの保護者のグループ（以下、小学校G）と特別支援学校に就学した子どもの保護者のグループ（以下、特別支援学校G）に整理し、分析した。

（４）F G I の調査項目

F G I では、以下の質問項目で行った。質問１～８は主に就学に係る教育相談に対する気持ち、質問９～１５は就学した後の就学に係る教育相談や、学校生活に対する気持ちを尋ねるものとした。

【就学前】

- １．お子様の入学先を決める相談を始められた時の、お気持ちはどうでしたか？
- ２．入学に関する相談をされてこられたと思いますが、その相談は、どうでしたか？（内容の適切さ、わかりにくさ、担当者との信頼関係、忙しさ、障害受容・・・）
- ３．入学に関する相談で、これはよかったなと感じたことは何でしたか？
- ４．逆に、これはよくなかった、嫌だった、面倒だったことは何でしたか？
- ５．入学前に、知っておいた方がいい、やっておいた方がいいと感じることは何ですか？
- ６．今のお子様の在籍校に決めた理由は何ですか？
- ７．入学先を決める時に、一番大変だったことは何ですか？
- ８．一番心の支えになったこと、前向きにしてくれたことは何ですか？

【就学後】

- ９．実際に入学してみて、どうですか？相談時に受けた説明やイメージと違うところは、どこですか？入学前の気持ちとの変化はありますか？
- １０．入学前にかかっていた相談機関（教育委員会等）から、入学後もこんな支援があったらうれしいというのがありますか？
- １１．学校にお願いしたい支援内容はどんなことがありますか？
- １２．これから小学校へ入学する子どもをもつ保護者の方に、先輩保護者としてアドバイスするとすれば、どのようなことを伝えたいですか？
- １３．これから、中学校への入学、あるいはお子様の成長に合わせて学ぶ場所を見直すこともあるかと思いますが、それらに向けて、これからの入学に関する相談に望むことはなんですか？（ほしい情報、ほしい支援内容・・・）
- １４．入学してみて、お子様が成長したと感じるところはどこですか？それはなぜだと思えますか？
- １５．今、みなさんにとって一番心の支えになっているのは何ですか？

（５）倫理的配慮

参加者へのF G I を開始するに当たり、当研究所の倫理審査委員会において承認を得た。インタビュー参加者及び療育施設等代表者あてに、実施に関わる依頼文書を送

付した。また、参加者の居住自治体の教育委員会教育長あてにインタビュー実施に関する了知文を送付した。その際、個人情報保護のため、インタビュー参加者の氏名、住所等は明示しなかった。

F G I 開始前に、書面及び口頭で、研究の目的、手続きに関する説明を行った。併せて、本調査への協力は任意であること、本調査への協力を事前・途中・事後において辞退しても不利益を被ることはないこと、結果の公開に際して参加者及び子どもの氏名、住所、在籍校は一切公表しないこと、調査に関わるデータは流出などのないよう厳重に管理することについて説明を行った。これらについて参加者から同意を得たうえで実施した。

なお、インタビュー時の録音データは、内容のテキスト化終了後に消去を行うことを参加者に約束した。

3. 結果と小考察

本項では、F G I で得られた結果及びそれに対する小考察を行う。

(1) 保護者の就学に係る教育相談時の気持ち

質問1～4において、就学に係る教育相談を受けたうえで保護者が感じたことを尋ねた。質問1「お子様の入学先を決める相談を始められた時の、お気持ちはどうでしたか？」では、表4-3-1のような回答（要旨）が得られた。なお、表4-3-2は参加者から得られた発言の抜粋である。

小学校Gの方が特に「不安」というキーワードが多く、ネガティブにとらえられる発言が比較的多かった。それと比較して、特別支援学校Gの方が、「迷いはない」や「うれしい」などポジティブにとらえられるような発言が多かった。これは、小学校Gの保護者が、就学に向けての準備の期間に気持ちの揺れ動きが起こりやすいことを示唆している。特別支援学校Gの子どもは障害の程度が重いため、障害に対する受容が早い段階から行われ、就学先の選択肢を特別支援学校に定めていた保護者が多いことが発言からうかがえる。これと比較して、小学校Gは障害の程度の軽さゆえ、子どもの特性をどう捉えるべきかという迷いや、これから成長する（変わる）のではないかと言う気持ちがあったため、我が子の学びの場の選択肢に幅があり、学びの場を何処にするか迷いが生じていることが一因として考えられる。

特別支援学校Gの保護者は、「迷いはない」と言う発言は、我が子の実態を早い段階から掴んでいることや、学びの場の選択肢が多くなかったという要因から発せられたものであるとも考えられる。こういった背景があることが、相談担当者の対応の遅さを感じる要因につながったことも考えられる。

これに関連した発言として、就学先決定の時期が早いと感じたというものが小学校Gと特別支援学校Gの両方で見られた。就学先を考え始めてから、決定までの期間が短いことがそのように感じる一つの要因であると考えられる。

表 4-3-1 就学に係る教育相談を始めたときの気持ち

小学校 G	●学校生活になじめるか不安だった（3） ●就学先決定の時期が早いと思った（2） ○特別支援学級でどのように成長していくのだろうか ○迷いはなかった ●就学する場に迷いがあった ○見学に行ったので余裕をもって就学できた ●就学先のイメージがわからなかった ●学校でどのような支援が受けられるのか不安があった ●学校の設備や介助に不安があった ●知識もなく仕事をしていて相談の時間が取れなかった ●就学先決定に不安があった ○見学に行ったので安心した ○友達に恵まれていた。 ●ついていけるか不安はあった
特別支援学校 G	●対応が遅いなど感じた（2） ○いよいよという感じ ○ちゃんと決めないといけない ○そういう時期が来たのか ○就学先を決めるのが速いと感じた ●悩むことはなかったが、どのように動いていいのかわからなかった ●どこに相談したらいいかわからなかった ●就学先を迷っていた ○市の人が進めた ○就学先を決めていた ●特別支援学級は厳しいと思っていた ○先のことを考えて特別支援学校に決めた ○迷いはなかった ○うれしい気持ちだった ○ドキドキしていた ○自立させたいと思った

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

表 4-3-2 就学相談を始めたときの気持ちに関する発言例（抜粋）

小学校 G （特別支援学級）	○特別支援学級で本人のペースでやってくれればいいなと思いながらも、 <u>学校生活や他の友達だったり、なじんでくれるかなという不安がありました。</u>
小学校 G （通常の学級）	○5歳ごろから考えないといけないなと思いつつ、 <u>ちょっと早いというか、心の準備ができてなくて、でももうそろそろ決めていかないといけないという時期にきて、ちょっと自分自身においついていかない。</u>
小学校 G （通級指導教室）	○小学校の設備や介助に不安があった。双子なのでできるだけ一緒に地域の小学校へ通っていければという願いがあった。 <u>やっていけるのか不安があった。</u>

特別支援学校 G	○いよいよだなという気持ち。幼稚園 4 年間通ってて、ある意味、ここがゴールという感じがあったので、やっとという感じがあった。
特別支援学校 G	○私の子どもは言葉も話せませんし、歩けませんので、その辺は覚悟はきまっていたので、どこにするかというあれはなく、はい、そうですね。ようやく小学校に入れるという、進める学校があるんだなというのだなという気持ちだったので、 <u>特に迷いはなかった</u> ので、はい。
特別支援学校 G	○（略）市からのこういうふうにしてくださいみたいなのが、 <u>対応が遅い</u> なと思いました。4 月じゃなくて、もっと 2 年前とかにしてくれたら、うーんと、例えば、支援、まあ、自分から行く人もいるみたいですけど、やっぱり就学前で年長さん、年中さんの時期はぜんぜんそんなこと考えてなくて、どういう風なのかもわからなかったもので、今思うと年中のころからやりたかったなっていう、就学を考えたかっていうのがあって、支援学級の方の見学も支援学校の方の見学も、支援学級の見学なんて 11 月ぐらいだったので、12 月までに決めなければいけないのに、11 月に見学って、それって遅いんじゃないかなと思いました。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

質問 2 「入学に関する相談をされてこられたと思いますが、その相談は、どうでしたか？」では、実際に就学相談を受けたときの内容の適切さや内容の分かりやすさについて尋ねた。回答の要旨については表 4-3-3 の通りである。なお、表 4-3-4 は参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-3 就学相談を実際に受けて感じたこと

小学校 G	○療育機関の相談に助けられた ○先輩ママの話を事前に聞いていたので相談前に意思は決まっていた ●保健師さんがあいまいな返事だった ●親が決めるような言い方だった ●雰囲気が固い・怖いところでやるんだと感じた ○普段の様子を聞かれ希望を聞かれた ●教育委員会側の人が多く圧倒された ○親の意見を尊重してくれる感じだった ○設備の関係があったので早いうちに相談があってよかった ○手厚く相談に乗ってくれたのはありがたかった ○就学先の校長に理解があった ○支援会議のメンバーが信頼できる方ばかりだったので安心した ●いろいろ説明されるから悩む ○見学をして子どもが楽しそうだったので安心した ○親類がいたので決めた
特別支援学校 G	●対応が遅いと感じた（2） ●話を聞くだけの場だった ●自分の子が特別支援学校に行くことが悲しかった ●面接みたいな雰囲気だった ○お任せしていた

○療育機関の職員を信頼していた（２）

○担当の方に勧めてもらった

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

就学に関する相談について、教育委員会の相談担当者に対する信頼が高かったという意見がある反面、「あいまい」「相談ではなく、既に就学先が決まっているかのような展開」「雰囲気悪さ」について小学校Gと特別支援学校Gの両方で発言があった。

小学校Gでは、「いろいろ説明されるから悩む」という発言があった。多くの選択肢を示されることは、保護者が考える助けになる反面、人によっては困惑することもうかがわれる。保護者に対する情報の提供の仕方（保護者の希望を聞きながら、段階を追って情報を提供するなど）にも工夫が必要であると考えられる。

また、地域によって異なるが、就学に係る教育相談の場において、保護者を配慮しない事務的で面接のような雰囲気を出す教育委員会には、保護者にとってストレスに感じるようである。

相談の仕方の詳細（同席者はどのような役職で、何人いるのか。どのような流れで進めるのか等）について事前に説明、もしくは何らかの形で分かるようにしておくことでストレスの軽減が図られるのではないかと考えられる。

今回のFGIにおいて、小学校Gで唯一、「専門家の意見が分かれたのが困った」という発言があった。保護者は、相談担当者から多くの情報を聞くことで迷いが生じることもあると前述したが、併せて、専門的知識を有していると考えられる複数の者から、異なった意見を聞くことは更に困惑させることになる。就学に関する基準については、相談を担当する者が共通認識をすることは必要であると考えられる。

表 4-3-4 就学相談を受けて感じたことの発言例（抜粋）

小学校G (特別支援学級)	○自分は支援級と決めてたんですけど、そこでもうちょっと選択肢をいただけるのかな、背中を押していただいたり、相談的なことができるかなと思ったら、もうお母さん次第です、お家の方の次第ですっていう言葉しかもらわなかった。あれ？自分で決めるしかないんだっていうのと、もしかしたら普通級にいけるのかなという期待もあったんですけど、やっぱり自分で決めた方に行くしかないかなって。行っただけどスッキリしなかったです。
小学校G (特別支援学級)	○就学前の相談が最初の接点のような感じで、身近にという感じは感じなかったです。相談というか、机の前に座られている感じが、就職？（中略）みたいな感じで、言われていることに、はいという感じで受け止めて、印象がそうだったんです。こちらから話をしても人数的にも圧倒されますし、なんとなく圧がかかるじゃないけど。
小学校G (特別支援学級)	○相談するときに、一から説明するとか、市の方だったり、学校の先生だったり、いろいろ話したんですけど、 <u>どっちの面も話してくれるから悩む</u> というか。

小学校 G (特別支援学級)	○教育委員会の教育相談員と園の主任の先生から話を聞いた。(中略)療育支援センターのセンター長からも話を聞いたが、通常学級でやっていけるのか <u>専門家の方の意見が分かれたのは困った。</u> (略)
特別支援学校 G	○うちは、もう支援学校だなどこっちも教育委員会も思っていたので、教育委員会の方も資料をみて、支援学校ですね、お互いにそうですねみたいな感じだった。不安だったりもうちょっと知りたかったのにといい思いはしなかったんです。でも、相談ってついてたけど、 <u>市役所とかの窓口で話すつもりで行ったのが、やっぱり面接みたいな雰囲気だったな</u> という印象はあります。
特別支援学校 G	○障害が重度さんだったので、支援学校しかないという思いはあったけど、 <u>やっぱり親として、悲しかったです。みんなお友達は普通の学校に行くのに、今も泣きそう、なんでうちの子だけ、支援学校に行くんだろうというのがすごいあって。6年経っても今でも涙が出るんですよ。</u> (略)

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

質問 3 において、就学相談でよかったと感じたこと、質問 4 で嫌だった、面倒だったと感じたことを尋ねた。各質問の回答の要旨は表 4-3-5、表 4-3-6 に示した。なお、表 4-3-7 及び表 4-3-8 は、参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-5 就学相談でよかったと感じたこと

小学校 G	○見学の機会があったこと (3) ○療育施設の職員に相談できたこと (2) ○(相談会の待合の場において) 同じ思いを持つ人がこんなにいるんだと思った ○保健師に思ったことを話せた ○学校の先生が入学前から心配してくれたこと ○放課後デイのことも一緒に聞いたこと ○情報があること。ただし分からないこともあった ○療育施設でほかのママと話せたこと
特別支援学校 G	○手順を説明してくれたこと (3) ○担任の印象がよかった ○療育施設の職員 ○相談担当者の対応がよかった ○子どもの様子をきちんと見てくれた ○支援学校の教育相談の際に細かく話をしてもらった ○就学する予定の学校の先生方が優しかった ○情報収集でよい学校ということだった

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的(ポジティブ)な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的(ネガティブ)な意見として区別した。

表 4-3-6 就学相談で嫌だったこと、面倒だったこと

小学校 G	●就学先が決められていた ●就学先を決めるまでの期間が短い ●相談が淡々としていた ●親が決めるように言われたこと ●断定で返された ●機械的な決定をされたこと ●知能テストの結果で決めつけられたこと ●同じような子どもを持つ親がどのように動いているか分からなかった ●行くところで一から説明すること ●管理職の理解がなかった ●相談の度に子どもの障害を認めなければいけないこと
特別支援学校 G	○気になることはない（４） ●相談会での内容がはっきりしないところ ●何度も足を運ぶことが面倒 ●対応の遅さ ●平日に時間を指定されたこと ●思っていることのニュアンスが伝わらない

※各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

就学相談でよかったことに関しては、学校の見学ができたことや、相談することによって就学する学校に関する情報が得られたこと、就学相談担当者に対する印象がよかったということが挙げられる。特に、療育機関の職員との相談については、信頼も置き、就学先決定のきっかけになっているようである。教育委員会が催す相談会において、就学までの手順を教えてもらえることがよかったと話す保護者がいた。

このようなことから、相談時の保護者の心理的な安定も提供する療育機関と、就学先決定のプロセスに関する情報を提供する教育委員会が、より密接に連携を図ることによって、保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者が納得できるよりよい就学に係る教育相談を行うことができるのではないかと推察される。

嫌だったことについては、特別支援学校 G では気になることはなかったという意見が多かったことに比較して、小学校 G では、嫌だと感じるものが多く示された。

具体的には、就学先決定のプロセスにおいて、すでに就学先が決められていたと感じたことや、機械的であること、知能テストで決められていると感じたという発言が見られた。この発言からは、平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正の基本的な前提である、保護者の意見を最大限尊重するという面に関する課題がうかがわれる。

療育機関に通っていなかったと思われる保護者からは、他の保護者がどのように就学先決定のために動いていたかが分からなかったという発言があった。このことから、療育機関等に通っていないと保護者には情報が入りにくい状況であることがうかがえる。

表 4-3-7 就学相談でよかったことの発言例（抜粋）

小学校 G （特別支援学級）	○決定に至る過程で、 <u>小学校へ見学ができたことがよかった</u> 。聴覚過敏があるので、静かな教室があることがわかってよかった。
小学校 G （通級指導教室）	○◇◇（療育施設名）ですね。やっぱお母さん方の意見だったり△△先生（施設職員）とか相談したりとか。姉弟子がいるお母さん先輩ママがいらっしゃるので、いろんな所の学校の状況だったり聞ける。
小学校 G （特別支援学級）	○（相談の順番を）待っている <u>他の保護者をみて、同じ思いで待っている</u> らっしゃるんだなと思った。待っている人を見ると、こんなにいるんだなと思った。
小学校 G （特別支援学級）	○相談は、主にここ（療育施設）の先生が一番多かったんじゃないかと思うんですけど、やっぱり幼稚園よりも、よくみてもらったという感じがあったので、 <u>信頼してました</u> 。
特別支援学校 G	○（略）役所の人に来て、 <u>手順を説明してくれたのはよかったかな</u> と思う。
特別支援学校 G	○先生の第一印象ですね。もしそこで支援学校の先生のイメージが悪かったら、タイプじゃない男性だったりしたり、こんな先生？ でも、タイプだった。話しやすい、相談しやすい、味方になってくれやすいオーラがある先生が支援学校の先生でおっちゃったから行っちゃったかな。（略）

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

表 4-3-8 就学相談で嫌だったことの発言例（抜粋）

小学校 G （特別支援学級）	○相談っていう程度で行ってるのに、 <u>断定で返されたこと</u> ですかね。がーんって殴られた感じでしたね。全部親なんだって。石をかかえて帰ってきたみたいな気がしました。
小学校 G （特別支援学級）	○知能テストは子どもの一部を評価するものであるにもかかわらず、 <u>知能テストに基づいて決めつけて言われたことがきつく、つらかった</u> 。
小学校 G （特別支援学級）	○子どものことをわかっている親の立場からすると、肢体不自由だから教育委員会から就学先を肢体不自由校というように <u>機械的な決定をされたことには嫌な気持ちになった</u> 。（略）
小学校 G （通級指導教室）	○嫌だって思ったのは、 <u>1回子どもの障害を認めなければいけない</u> 自分がいるっていうのがなんか辛いな。A（子どもの名）はAなのになんでよその子と違うって言うのを1回1回認めなければいけないっていうのがやっぱり辛いな。
小学校 G （通常の学級）	○学校見学に行った時に、校長先生の対応だとか教頭先生があんまり理解されていない。話してもあまり通じていない。支援学級の先生はもちろんお勉強された先生なので。でも上の先生は何か「私は会議がある」とか言われて抜けたりとかして、あまり話を聞いてもって言う話を聞いたりしてて。温度差を感じる。
特別支援学校 G	○ <u>ありません</u> 。あと、先輩ママさんがいたので、そちらの情報も頂いて、一人一人見てくれるよ、ということで、なのであまり悪いほうは、ぜんぜん考えませんでした。

特別支援学校 G	○面倒ってというのは感じたことは、やっぱり、平日に時間を取られたり、この日の何時って指定されるとそれに合わせないといけないなって。大変だなって。
----------	--

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

（２）就学先を決定する際の気持ち

就学先を決定する際の気持ちを質問 6 「今のお子様の在籍校に決めた理由は何ですか？」と尋ね、その回答の要旨を表 4-3-9 に示した。表 4-3-10 は参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-9 現在の就学先決定の理由

小学校 G	☐ 校区内（４） ☐ 歩いて通える ☐ 家が近い ☐ 地元の小学校 ☐ 兄弟が通っている（２） ☐ 友達が進学する ☒ 通常学級は無理と思った ☒ 消去法 ☐ 本人の意思
特別支援学校 G	☐ 支援が手厚い（２） ☐ 他を考えてなかった（２） ☐ 自立を目指してほしいという願い ☐ 自立できるように ☒ 選択肢がない ☒ 消去法 ☐ 考えていた特別支援学校で十分だった ☐ 親が手助けするため ☐ 分からない

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

小学校 G では、就学先決定の理由が居住地で設定されている校区内であることが最も多い理由であった。幼稚園・保育所時代の友達との関係を途切れさせたくないという保護者の願いや、我が子を地域で育てたいという願いがあるようである。反面、特別支援学校 G は、当該学校で受けられる指導・支援に対する期待が大きな理由であった。特に自立を目指すことを目標に掲げている保護者もいた。また、子どもの実態から、選択肢が特別支援学校しかないということも挙げられていた。

前述の通り、小学校 G の就学先決定の理由が居住地にある学校であることが多かったが、参加者の中には、居住地の校区とは異なる学校に就学させたいと考えていた保護者もいた。近隣の学校区が特別支援教育に関する専門性が高いということや、施設・設備が整っているということが理由として考えられる。インタビュー以外の場面において、保護者の中には、「行きたい学校に行けるようになればよいのに、なぜできない

のか」という疑問を発することも見られた。

表 4-3-10 就学先決定の理由に関する発言例（抜粋）

小学校 G （特別支援学級）	○私は、何も迷わず、 <u>校区内の近いところ</u> っていう、昔ながらの地元に行くみたいな感覚で選びました。
小学校 G （通級指導教室）	○ <u>家から近くて兄弟と同じ小学校</u> で何とか受け入れてくれそうだったから。
小学校 G （通常の学級）	○ <u>本人が普通がいい</u> と言っていた。
特別支援学校 G	○ <u>支援をしてくれる人が手厚いところ</u> がそこだったから。 ○消去法っていうと聞こえが悪いですけど、普通級は厳しいね、支援級も厳しいね、じゃ支援学校だね、で頑張ってもらおうと思いました。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

質問 7「入学先を決める時に、一番大変だったこと」は何かということを尋ねた際の結果は表 4-3-11 の通りである。表 4-3-12 は参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-11 入学先決定の際に大変だったこと

小学校 G	●校区外就学の際の手続き（2） ●就学先決定の判断（2） ●就学先決定までの期間が短いこと ●学校側からの要求が多い ●決定した就学先が本当によかったかどうか ●聞いた話が最初と異なること（就学先決定日） ●設備整備を依頼すること ●周囲の受入れに関する不安 ●行きたい学校にいけないこと ●子どもがなじめるかどうか
特別支援学校 G	●登下校への対応を考えること（4） ○なかった（4） ●放課後のことも考えないといけないこと（3） ●他の就学先を決められたこと ●理想とのギャップ ●家族への説明

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

質問 7「就学先決定で大変だったことは何か」という回答においては、就学先決定をしたその判断が、正しかったのかどうかという不安を感じているという発言が小学校 G のみで聞かれた。今回参加した特別支援学校 G の保護者からはそのような発言は聞かれなかった。これは、おそらく早い段階から我が子の障害の状態を把握し、「自立

を目指す」という明確な目標をもてたことが、就学先に対する不安を和らげた一因とも考えられる。

特別支援学校Gでは、入学先決定の際に大変だったこととして、学校における学びに関することよりも、登下校の方法や、放課後デイサービスなど、入学後の放課後の過ごし方に関することが挙げられた。

特別支援学校Gの場合、すでに学びの場として特別支援学校を選択することに対する迷いはないことから、具体的に就学してからの生活の在り方について考えることの方が大変であると考えていることがうかがえる。特に登下校については、学校が居住地から遠距離である場合もあり、通学バスに乗車させる時間や、乗車させる場所まで送迎しなくてはならないことに負担感を感じることも推測できる。

表 4-3-12 就学先決定で大変だったことの発言例（抜粋）

小学校G (通常の学級)	○一番本人が普通学級にいたいと言って今もいさせているけど、いろいろ大変なことが多すぎて、 <u>これでよかったのかな</u> ということをいつも思っています。
小学校G (特別支援学級)	○特別支援学級に入級するか通常学級にするかの <u>判断が難しかった。</u>
小学校G (通級指導教室)	○ <u>バリアフリーの対応をお願いすることが大変だった。</u>
小学校G (特別支援学級)	○最終決定を 11 月の下旬ごろに決めたらいいですよって教育委員会の方に言われて、(中略) 主人と毎晩毎晩、どうしようどうしようって言っている中、10 月頃に教育委員会から電話がきて、「どうしますか？どう決めますか？」って昼間何回も電話いただいた。(中略) 会議にかけないといけなくて、そろそろ決めてもらわないと困りますとか、教育委員会の事情をものすごく言われた。だったらその <u>〆切を言っちゃだめなんじゃないかって私としては思っ</u> て、焦らされたというのがありました。
特別支援学校G	○ <u>自分の理想とのギャップ</u> ですね、夢とか。
特別支援学校G	○学校から 18 キロ離れている。通学バスがあるので、3 年前からスクールバスがあるので、大分ましになったんですけど、スクールバス乗り場にも 10 分かけて送りに行くというのはあります。
特別支援学校G	○私はここに通うって決めてたので、一番覚えているのは、登校時間と下校時間を聞いて、 <u>フルタイムで仕事をしているので、朝と帰り</u> どうしようって、それがすごく大変で、そっからどっかに預けるところを探さなきゃいけなくて、それで、いろいろ施設をまわったりして、それが一番大変だった。学校決めるよりも、時間はやっぱり普通の小学校とは違うので。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

（３）これから就学する保護者へのアドバイス

これから就学に関する相談等を行う保護者に対して、先輩保護者として、入学前に知っておいた方がいい、やっておいた方がいいとアドバイスするとしたらどのようなことであるかについて、質問５として尋ねた。その結果は表４-３-13 に示した通りである。

また、質問１２として、これから小学校へ入学する子どもをもつ保護者に対して、入学する前に行うとよいこと等に関して、先輩保護者としてアドバイスしたいことを尋ねた。結果は表４-３-14 の通りである。表４-３-15 及び表４-３-16 は参加者から得られた発言の抜粋である。これらの質問は、就学先を考えた時期を振り返り、何が一番必要だったかに関する保護者の認識を問うための設問であった。

表４-３-13 入学前に知っておいたほうがよいこと、やっておいたほうがよいこと

小学校 G	☐ 学校見学（６）
	☐ 情報収集（２）
	☐ コーディネーターと話をすること
	☐ 入学前に特別支援学級の保護者とつながりを持てるとよい
	☐ 普段の学校の様子を知ること
	☐ 療育施設等早めに知ること
	☐ とりあえず行かせてみるのは
特別支援学校 G	☐ 学校見学（３）
	☐ 中学校や就労のことも視野に入れる
	☐ 療育は絶対必要
	☐ お任せだった
	☐ 保護者で集まって情報交換
	☐ スケジュールなど学校の情報
	☒ 行政があまり寄り添っていない

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

表４-３-14 これから入学する児童の保護者へのアドバイス

小学校 G	☐ 親が頑張る
	☐ 親が安定すること
	☐ 思いつかない・わからない（２）
	☒ 学校に求めないこと
	☐ 相談相手を見つけること
	☐ コーディネーターとのコネクション
	☐ いろいろな機関で情報収集すること
	☐ 学校の情報
	☐ 行動すること
	☐ わが子の障害理解
	☐ 家族の協力
	☐ 父親の協力

特別支援学校 G	○学校見学（２）
	○情報収集（２）
	○早めに手続きをすること
	○細かいことも聞くこと
	○学校見学するときにその後のこともちゃんと想像しながら見る
	こと
	○家と学校でやり方を変えないこと
	○父親も参加すること
	○子どものありのまま受け止めること
	○情報共有
	○特にない

*各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

就学前にやっておいたほうがよいことについては、小学校G、特別支援学校Gとも学校見学及び事前の情報交換・収集に関する発言が多かった。就学前の段階で小学校に通っている児童の保護者や、小学校の特別支援教育コーディネーターとコンタクトを取っておくことなど、今後お世話になるだろう関係者とコネクションを形成しておくことを勧める保護者もいた。また、学校の見学は普段の授業の様子を見るとよいという示唆も発言の中にはあった。就学に関する「適度な量」の情報が、保護者にとっては安心感を得られる要因の一つであると考えられる。表4-3-3に「いろいろ説明されるから悩む」という意見もあるように、多すぎる情報はかえって保護者を迷わせる要因になり得るからである。対象の保護者にとって「適度な量」の情報がどの程度であるのかについては、相談担当者が、当該児童の実態を適切に把握し、当該保護者とのやりとりを行い、信頼関係を紡いでいく中で見極める必要がある。

小学校Gにおいて、「わが子の障害理解」という発言があった。インタビュー中において、保護者同士で議論が起こった内容でもあった。議論において一部の保護者の中には、我が子に対して、実態を超えて無理をさせないようにしたいという思いがあることや、他の子どもが、困っている様子を見て、その子の保護者が自分の子どもの実態をきちんと把握していないのではないかという心配から発言された方もいた。

就学時健診等において、支援が必要な対象に挙がることなく小学校に入学した子どもが、小学校において行動の問題を起こすことがあるという事例が一部の保護者によって語られた。そのような子どもの保護者は、我が子に障害があるかもしれないということを気付き、理解するべきであるということであった。保護者が我が子の障害理解をすることで、早い段階での支援を受けることができ、子ども自身も困ることがないのではないかという意見が挙げられた。

このことから、小学校への就学に向けて、どの保護者に対しても、障害の有無に関わらず我が子の実態をしっかりと把握した上で、適切な対応が必要であるという、子育てに関する啓発をしていくことも就学相談を行う上では大事な視点ではないかと考えられる。

この質問の回答の中で、「学校に期待しないこと」ということを挙げた保護者が1名

いた。就学に係る教育相談開始時から、教育委員会や学校に対する印象が非常に悪かったことを当該保護者は語った。教育委員会や学校関係者との関係が悪くなったとしても、校区にある当該学校しか選択肢がないという状況での発言であった。

就学を検討する時期は、保護者にとっては非常に敏感になる時であり、相談担当者は、相談を適切に行う知識や技能を身に付ける必要がある。特に、相談に来た保護者を気持ちよく迎える等のホスピタリティの精神や、保護者の話に傾聴し、受容するなどの、いわゆるカウンセリング・マインド*を有していることは必須であると考えられる。

*カウンセリング・マインドは、「カウンセラーがクライアントに対して、あたたかい信頼関係に満ちた人間関係をつくる姿勢、態度、心構え」(小林, 2004) のことである。

表 4-3-15 入学前に知っておいたほうがよいこと、
やっておいたほうがよいことに関する発言例（抜粋）

小学校 G (特別支援学級)	○入学する小学校の見学はやったほうがよい。子どもの特性や苦手なことをまとめたサポートブックをまとめておくとスムーズに支援が受けられる。自分でインターネットでサポートブックのフォーマットを探してきて作成した。現在は市で統一したサポートブックのフォーマットはあるが、子どもの入学時にはフォーマットはなかった。
小学校 G (特別支援学級)	○ <u>見学や体験はとてもよい</u> 。特別支援学級の先生の異動の有無に関わらず、学校に入学前に何回か通って、保護者と特別支援学級の先生との信頼関係を築けておくとよい。入学前の小学校との関わりは大切である。
特別支援学校 G	○(略) <u>体験入学とか学校見学、親の学校見学みたいなのが結構早い時期にあったほうが</u> 、話聞いたりとか、学校の様子をみただけで、あーっ、大丈夫かな、学校いけるかなっていう、ちょっと安心が生まれました。
特別支援学校 G	○うちは、もちろん車いすなので。教室というか、そういうのを見学というか、やっぱり先生方とお話をしたりするというのは、 <u>見学</u> という形で。そういう機会があればした方がよいのかなあと感じます。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

表 4-3-16 これから入学する児童の保護者へのアドバイスに関する発言例（抜粋）

小学校 G (特別支援学級)	○私が歩んできた道で、感じたことですが、 <u>学校に求めない</u> ところです。それが一番かな。期待はしない。学校にすべてを求めない。自分でできることは自分です。
小学校 G (通級指導教室)	○ <u>相談相手を見つけておく</u> とよい。
小学校 G (通常の学級)	○まず <u>子どもの障害を理解してほしい</u> 。それが 1 番。やっぱり子どもちょっとおかしいなって分かっているはずなのに。分かっちゃう自分が怖いというか。とにかくためこまない。ひとりでかかえこまないことが大事だなと思う。

特別支援学校 G	○手続きが大変なので、まあ、早めに、早めにやらないと、後半バタバタしちゃうよっていう。
特別支援学校 G	○いろんなところを見てほしいのと、なんかわからないこと、小さいこと、こんなこと聞いてもいいのかなっていうのでも、聞いたほうがいいですね。とにかく自分から動かないと何がわからないのかも、たぶん教育委員会にきかなきゃいけないとかわかんないと思うので、自分からどんどん動いて、遠慮せずにいけばいいと思います。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

（４）就学するときの心の支え

就学を決める際に、一番心の支えになったこと、前向きにしてくれたことは何かを尋ねた結果の要旨は表 4-3-17、現在一番心の支えになっていることについて尋ねた結果は表 4-3-18 の通りである。なお、表 4-3-19 及び表 4-3-20 は参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-17 就学時に心の支えになったこと

小学校 G	○療育機関（３） ○療育機関の職員（３） ○先輩ママ（２） ○家族（３） ○ドクター ○療育機関のママ ○配偶者 ○保健師 ○他の保護者
特別支援学校 G	○家族（３） ○兄弟 ○周りの友達 ○療育施設 ○子ども ○先輩ママ ○特になし

表 4-3-18 現在心の支えになっていること

小学校 G	○家族（７） ○ママ友（２） ○自分の時間 ○学校の先生 ○相談できる人がいること ○他の保護者 ○下の子を産もうという気持ち ○子どもが学校に行ってくれること ○子どもが笑っていること
-------	---

特別支援学校 G	○家族（3）
	○配偶者（2）
	○先生方（2）
	○成長が感じられる毎日
	○愚痴を吐き出せる人
	○子どもが元気に過ごすこと（2）
	○子どもの成長
	○情報

就学前は療育機関の職員や家族が心の支えとして多数を占めている。いわゆる先輩ママと言われる既に就学に係る教育相談を経験した保護者の存在も大きいようである。

就学後は家族が心の支えとなっている。我が子の成長も心の支えの一因となっているという発言も見られた。

先輩保護者については、その出会いの機会がない保護者もいることが考えられる。この場合、例えば就学先決定に関するガイダンスの時に、先輩保護者の経験談を聞く機会を設けるなど、療育機関等に通っていない保護者への支援も必要であろう。

F G I を実施した際に、多くの保護者から、「このように就学に関する課題を話し合う場があつてよかった」という意見をいただいた。このことから、保護者同士が情報を共有することは有益であると考えられる。

第4章のⅡの表4-2-17において、入学先を決める際に参考にしたものとして、家族や知人の意見という回答が、小学校、特別支援学校を併せて7件あった。このことから、家族や知人は就学先決定の際に大きな役割を果たしていることがうかがえる。心理的な支えでもあり、参考意見を求める先としての家族や知人にも就学に関する知識などをもってもらうことが、さらによりよい就学につながっていくことも考えられる。

表4-3-19 就学時に心の支えになったこと（抜粋）

小学校 G (特別支援学級)	○私はやっぱり先輩ママと、子どもたちですかね。支援学級の子どもたちが我が子じゃないですけど、やっぱりちょっとずつ成長していることがわたしも見えるし、あ、うちも子もちょっとずつ成長するのかな。やっぱり自分の子とずっと一緒にいると成長がわかんないですけど、でもなんか人の子って、一つ壁へだててみえるっていうか、あ、頑張ってるなどか、そういうのが支えですね。
小学校 G (特別支援学級)	○私は、療育先の先生と主治医の先生。相談されたことを旦那と決めて、それを認めてくれる家族がいたので、それで救われました。
特別支援学校 G	○周りの友達と、普通じゃない、普通ではない経験に楽しみたいという気持ちもあった。ま、息子の人生もあるんですけど、自分の人生も楽しもうと思って、前向きにならないと思って、とにかく笑っていたいなと思って。
特別支援学校 G	○子どもの存在ですかね。今でも、なんだろう、一番生きやすい環境になんとか行かせてあげたい。うん、そういう気持ちが強かったので。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

表 4-3-20 現在心の支えになっていること（抜粋）

小学校 G （通常の学級）	○こうやって会ったときに、 <u>他の親御さんと共感</u> 。知っている親御さんや先生たちが成長を認めてくれること。
小学校 G （通級指導教室）	○ <u>家族と学校の先生、子どもたちの成長</u> に支えられている。支援会議においても家族間でも意思を統一して家族の願いを伝えることができていること。特別支援学級の先生とも何かあれば相談できることが安心につながっている。家族の成長や理解も心の支えになっている。
小学校 G （特別支援学級）	○療育で知りあったお母さんと、ちょっとだけ主人、子ども自身も入ってきたなど、成長する姿をみると、このままやっていけるかなと励みになる。
特別支援学校 G	○ <u>家内</u> でしょうね あと <u>上の 2 人の子</u> が優しい。息子に障害があることで、うちの家族にプラスに働いたことがある。仲はいいです。やっぱり家族ですね。
特別支援学校 G	○私も子どもが、 <u>元気で楽しそうに</u> 、うん、日々生活しているのが支えです。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

（5）就学相談の内容と実際との相違

就学に関する相談を受けた際に説明されたことと、実際に就学してみて説明の内容と異なったことは何かについて、また、入学前と後では気持ちの変化はあったかどうかについて、質問 9 として尋ねた。結果は表 4-3-21 の通りである。なお、表 4-3-22 は参加者から得られた発言の抜粋である。

表 4-3-21 就学時の説明とイメージが異なったこと

小学校 G	○幼稚園の時より手厚いと感じた ●担任が変わると支援が変わること ●学校の先生は意外に何もしてくれない ●交流学級に行かされることが多く子どもがきつかった ●期待というものを切り捨てた ○特別支援学級に行ってよかった ●移行支援をしてもらえんと思っただけでももらえなかった ○不安はあったが入学したら子どもに合っていた ●思っていたような施設整備がなされなかった ●担任に子どもが怠けていると思われた ●思ったよりも交流学級で過ごすことができなかった ●通常の学級の担任が子どものことをよくわかっていない ●「交流学級に行かせてもらっている」というニュアンスが気になる ○いろいろあるけど本人が楽しく学校に行っている ●先生との相性の問題がある ○交流学級の子どもたちと異なる動き（移動）をすること
-------	--

特別支援学校 G	○特にない（５）
	●特別支援学校に行ったらルールがあると思っていたが違った
	●担任のあたりはずれ
	●平日に行事が多い
	●子どもが実態別に分かれていない

※各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

小学校 G と比較して特別支援学校 G は就学前と就学後のイメージの相異はあまり見られなかった。

小学校 G では、学校の教員との関係に課題があるという発言が多く見られた。これは、一部特別支援学校 G でも見られた。特に担任の障害に関する理解が乏しいと感じていることや、それに付随して、担任と子どもとの相性の問題も挙げられた。特別支援教育は学校全体で取り組むべきであるが、教員に対する特別支援教育の理念の周知については未だ課題が残る。そのため、教員の特別支援教育に係る知識や技能などの専門性の向上が、より一層求められる。

表 4-3-22 就学相談時の説明と実際が異なったことに関する発言例（抜粋）

小学校 G (特別支援学級)	○私は、入学を迎える前に期待というものを一切捨てるような状況になった。もっといろんな人に相談できるんじゃないかと思ったけど、結局は親で、 <u>相談できなかったなという気持ちのまま、行ったので、期待通りに何もしてもらってないっていうところで、ギャップというのはない。</u> 大きな期待は抱いてないから、何もしてもらわなくても、そうだね、そのままだねって、マイナスではあるけど、ただ文句があるわけではなく、今はそういう現状なんだなって、小学校のレベルはそういう感じなんだなって思う。だから距離は裏切らなかったの、近くに選んでよかったねっていう感じ。
小学校 G (特別支援学級)	○たまたま支援級の先生がすごくいい先生で、私は全然学校の様子とかはみれないんですけど、連絡帳とかでもその日の様子を書いてくださって、夕方電話でこういう風にしたいっていうのを伝えてもらっている。行っていないのに学校の様子がわかって、本当に支援級に行ってよかったね、安心するなっていう風に思いました。
特別支援学校 G	○私は <u>支援学校に行ったらルールに乗っていけるかな</u> と思ったら、 <u>定期的にお母さんどうしましょうとか、将来どうしますとか、ここ出たら高校はどうしますとか、高等部出たら何させますとか、わーとくる。</u> だから、今は情報がほしいですね。今自分が悩んでないから、もっと悩んだ時にこれをさせたいんですよというのが出ると思うんですけど、今ちょっと悩みがなくて、逆に悩みがないのが悩めます。
特別支援学校 G	○やっぱり <u>担任の先生のいわゆるあたりはずれ。</u> どこの学校もあると思うけど、私は逆にそういう気持ちになると勉強させてもらえるという風にとらえるようになったので、違うな、入学前と感ずることもないし、こうしてくださいと先生に伝えられるし、先生もちゃんとくみ取ってくれるので、全然悔いはない、行かしてよかったねと。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

4. まとめ

F G I で得られた発言を整理した結果、小学校 G と特別支援学校 G の発言の差異と共通点、就学先決定に関する課題という視点で以下にまとめる。

(1) 小学校 G と特別支援学校 G の差異

小学校 G と特別支援学校 G の発言の差異について、小学校 G と特別支援学校 G では、小学校 G のほうが比較的就学に関する相談等に対してネガティブな経験をしている傾向が見られた。

また、就学先を決めた主な理由に差異が見られた。就学先決定の理由として、小学校 G は居住地にある学校であること、特別支援学校 G は我が子に応じた指導・支援が受けられることが多かった。特別支援学校は居住地に設置されていないこともあることや、我が子の実態から小学校における学びの場では対応が困難であると判断したことなどがこのような結果に反映されていると考えられる。

就学先を決定する際に大変だったことにも差異が見られた。小学校 G では、就学先を決める判断をすることや、就学の手続きに関することが大変であったと感じていたが、特別支援学校 G は、登下校をどうするか、放課後デイサービスの利用をどうするかなど、就学した後のことを心配する傾向があった。

このように、就学先によって、保護者が感じている不安感や負担感に差異がある可能性があることを相談担当者はあらかじめ掴んでおく必要があると考えられる。

(2) 小学校 G と特別支援学校 G の共通点

小学校 G と特別支援学校 G で、ほぼ共通していると考えられることは二点挙げられる。

一点目は、両グループとも、就学先を考える際によかったこととして、学校見学等を行ったことを挙げていることである。見学をすることで必要な情報が得られたり、これまで不明確だったことが明確になったりしたことが、保護者の不安の解消につながっていたようである。就学に関する相談を行う側は、保護者が、「何が分かって」いて、「何が分からない」か、ということを事前に掴むことができれば、適切な就学に関するガイダンスを行うことに近づくことができるのではないかと。

二点目は、家族や知人、療育機関の職員などが就学相談時期の心の支えになっており、特に家族の支えは入学後も継続しているということである。このことから、家族全体で子どもを支えるという家族の関係性は重要である。

我が子に中心的に関わっている母親や父親を支えるために、家族や知人も特別支援教育に関する知識を身に付けてもらうような手立てを検討することは一考の価値がある。家族や知人に対する就学に関する理解啓発を行うことも必要と考えられる。

(3) 就学先決定に関する課題

就学に係る教育相談について、改善すべき課題があると考えられることが、保護者の発言にもあった。「相談と言いながらすでに我が子の就学先が知能検査等で決められていたこと」「就学相談の開始時期やその後の行政等の対応のスピード感に課題があ

る」がそれに当たる。特に前者については、保護者に対して、なぜその就学先を提案するのかという根拠を示す必要がある。中には、「知能検査は子どもの実態の一部分を切り取ったものである」ということを理解している保護者もいる。就学先は、子どもの実態を総合的に判断して決定するものであるから、知能検査だけで測ったのではないということを保護者に対して説明する必要がある。

上記のこととも関連するが、やはり就学に係る教育相談に対応する者の資質向上は欠かすことのできない課題である。就学前の障害のある子どもをもつ保護者が、どのような思いをもっているのかについて、可能な限り推し量ることができるということは、相談担当者の資質の必要条件であると考えられる。子どもの実態や保護者側の思いと、行政側が設定している就学に関する基準を摺り合わせて合意形成を図っていくために、当事者である子どもや保護者との友好的関係づくりからしっかりと始めることが大事である。そのためには、相談担当者がホスピタリティの精神をもつこと、カウンセリングに関して最低限基本的な技法等を学ぶことが必要である。

就学先決定のプロセスに関して、自治体によって就学相談の実施方法や内容が多様であり、改善をしてほしいという声も上がっていた。例えば、いわゆる5歳時健康診断を実施している自治体と実施していない自治体があり、実施していない自治体の保護者からは、「ぜひ実施してほしい」という意見も挙がっていた。このような意見についても真摯に耳を傾けていくことが大事である。

引用文献

小林 司（編著）（2004）．カウンセリング大辞典．新曜社．

参考文献

S・ヴォーン, J・S・シューナム, J・シナグブ（著）, 井下理（監訳）, 田部井潤, 柴原宜幸（訳）（1999）．グループインタビューの技法．慶應義塾大学出版会．

（坂井直樹, 李 熙馥）

IV. 考察

ここでは、第3章で検討した各自治体の教育委員会への聞き取り調査の結果と本章における保護者を対象とした調査の結果を比較しながら、就学に係る教育相談の在り方について提案を行う。

1. 就学に係る教育相談において保護者が求める情報

保護者への質問紙調査やフォーカス・グループ・インタビューを通して、子どもの障害の程度によって保護者の就学に係る教育相談を受けた時の気持ちや求める情報に差があることが示された。小学校へ入学した子どもの保護者の場合は、子どもの就学について不安を多く感じており、そのため、就学先決定においてもどこに就学すべきかに関する決定に大変さを感じていたことがうかがわれた。そのため、小学校へ入学した子どもの保護者の場合は、学校見学の有無や手続き、入学先決定の方法や流れ、各学びの場の説明、学びの場の見直しができることやその手続きに関する情報に多く関心を持っていたと考えられる。一方で、特別支援学校に就学した子どもの保護者は、早い時期から子どもの実態について療育機関等とのかかわりを通して把握しており、保護者の中で就学先がある程度早い時期に決まっていたため、実際の就学に係る教育相談では、登下校への対応や放課後の対応等、入学後の生活について特に不安を抱えていた様子が示された。このことは、第3章で示した、教育委員会が保護者に提供する情報を一律に保護者に伝えるのではなく、子どもの障害の程度によって伝える情報を柔軟に調整し、どの情報をどの程度伝えるべきかを吟味することが必要であることを示唆していると考えられる。就学に係る教育相談において教育委員会は、小学校の特別支援学級や通常の学級へ入学することが想定される子どもをもつ保護者には、より早い段階から学校見学等を通して十分に考えるための情報や時間を与えることが重要であり、特別支援学校に入学することが想定される子どもをもつ保護者には、入学後の通学や生活に関する情報もより丁寧に提供することが求められると考えられる。

また、少数ながら中学校や高校、あるいは中学部や高等部への進学に関する情報を求める声もみられた。小学校あるいは特別支援学校への入学に関する情報のみならず、切れ目のない支援として、進学に関する情報を伝え、少しでも保護者が見通しを持てるように情報提供することが必要であると考えられる。

教育支援資料（文部科学省，2013）によると、市町村教育委員会の就学事務担当者は、保護者へ適切な情報提供を行う必要があると述べている。適切な情報提供とは、就学に係る全般的な情報を一律的に、また一方的に伝えるのではなく、子どもの障害の程度や実態に応じて想定される就学先を見据え、その保護者に伝えるべき内容の重みを柔軟に調整しながら提供することであると考えられる。何よりも保護者が、今どのような情報を求めているかを随時確認しながら、相互的な関係の中で情報提供を行うことが重要であると考えられる。

2. 教育委員会と保護者との円滑な合意形成に向けて必要なこと

第3章では、教育委員会がとらえる合意形成の課題として、保護者との見解の違いや保護者の障害受容、保護者の高いニーズといった保護者との間で発生する意見のズレがあげられた。しかし、本章の保護者への調査からすると、保護者の中には、教育委員会のかかわり方に疑問や不信感を抱いていることも示された。教育委員会と保護者との間でこういったズレを埋めていくためには、子どもの状態に関する共通理解を図り、保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を形成することが重要であると考えられる。保護者は、幼稚園や療育センター等日常的にかかわる機関での相談については、好意的で信頼関係を形成していた。しかし、教育委員会は、就学先を決定するための会ではじめて接点をもつことも多く、事務的で権威的な相談になっていたことも保護者の回答からうかがわれる。教育委員会の担当者を信頼していたと回答したある保護者は、教育委員会の担当者が真摯に相談をしてくれたと語っており、教育委員会と保護者との間での信頼関係の形成が、合意形成に向けての基盤となると考えられる。保護者との信頼関係の形成は、教育支援資料（文部科学省、2013）にも強調されている。関係者の心構えとして、保護者の置かれた状況や考え・心情を理解することや、保護者の伴奏者として対応し、すべきことの優先順位を共有すること、保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つこと等が挙げられている（文部科学省、2013）。本章で示した保護者の様々な意見は、新たな発見ではなく、むしろ教育支援資料（文部科学省、2013）において強調されている保護者との信頼関係の形成の重要性をさらに裏付けるものであったと考えられる。

では、教育委員会と保護者との信頼関係を形成するためには、どうすればいいのだろうか。その一つの方法として、保護者が日頃関わっている幼稚園や保育所、療育センター等の機関と連携し、子どもの実態の共有や保護者の気持ちや状況などを共有することが考えられる。子どもの実態を把握し、成長の様子を保護者や関係機関と共有しながら、子どもにとって最も適切な学びの場について話し合いを重ね、保護者が納得できる就学先を決定していくプロセスが求められる。第3章では、就学先決定にかかわり、教育委員会が取り組んでいる保護者支援の一つとして、幼稚園・保育所・子ども園への巡回相談が挙げられている。こういった巡回相談等を活用して、保護者や関係機関と関係作りを行うことが望ましいだろう。

また、巡回相談等を通して保護者と関係性を形成することは、教育委員会が教育相談の課題として挙げていた担当者の専門性の向上や、保護者への説明や対応といった課題にも対応できると考えられる。はじめて就学に係る教育相談を担当する担当者であっても、巡回相談等を通して子どもの実態について理解を深め、保護者の気持ちに寄り添いながら保護者が求める情報を提供することを通して、その子どもにとっての適切な就学先を見極めることにつながると考えられる。また、教育委員会にとって就学に係る教育相談の課題として相談件数の増加が挙げられていたが、巡回相談等を通して日頃保護者と接点を持ち、関係機関と協力することを通して、相談の必要性が高いケースを見極めることにより、相談件数の増加による負担の改善につながると考えられる。

3. 今後の課題

就学に係る教育相談は、保護者と教育委員会の二者間で完結するものではなく、入学する学校との三者間での合意形成が必要である。保護者や教育委員会の判断が一致したとしても、学校側の受け入れ体制ができていないと、障害のある子どもに十分な学びを与えることはできない。就学先決定は、保護者と教育委員会との話し合いの終着点ではなく、スタート地点であり、子どもや保護者のスタートを支えるのは学校である。実際、多くの保護者は学校の対応の良し悪しによって就学に対する気持ちに変化していたことを述べており、就学後も当然ながら学校の対応によって、「ここに入学してよかった」ととらえる保護者がいる一方で、「就学に係る教育相談の時に言われた学校での支援のイメージとのギャップが大きい」ととらえる保護者がいた。第3章で検討した教育委員会も学校の受け入れ体制等について課題を述べており、教育支援資料（文部科学省，2013）にも、学校の関係者は障害のある子どもに対する教育の責任があるとともに、障害の状態等の変化に対しても主体的にフォローを行っていく必要があると述べている。障害のある子どもの就学先決定は、保護者にとっては大きな責任を負わせることになる。本章のフォーカス・グループ・インタビューに参加したある保護者は、現在子どもが6年生であるが、「未だに本当にそこ（就学先）でよかったのだろうかという思いはある」と涙ながらに話していた。このような保護者の不安を払拭し、障害のある子どもや保護者が安心して就学を迎え、充実した学びを保障するためには、学校の支援体制の強化や協力、特別支援教育の専門性の向上、教員の指導力の向上が不可欠であると考えられる。

就学は障害のある子どもの学ぶ権利を保障し、インクルーシブ教育システムの推進に向けて重要な入口である。そのため、教育委員会は保護者の気持ちに十分寄り添いながら、子どもの普段の様子について巡回相談等を通して関係機関と協力して把握していくとともに、子どもの状態によって保護者が求める情報を的確に、柔軟に伝え、時間をかけて保護者と建設的な対話を続け、合意形成をしていくことが求められる。また、学校も受け入れ体制を整え、学校全体で特別支援教育を推進し、教員の指導力を向上させ、保護者や子どもが安心して就学し、成長できるような体制づくりを行う必要があるだろう。今後は、就学に係る教育相談や就学先決定のプロセスにおける学校の役割や、学校が積極的に協力することによる成果や課題について検討することが必要であると考えられる。

引用文献

- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）. 教育支援資料-障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実-.
- 徳永 豊(2017). 障害のある子どもの就学先決定と心理学的支援：コンセンサス・ビルディング・モデルの提案. 福岡大学人文論集, 48 (4), 1027-1053.

(李 熙馥)

資料① 保護者調査票



お子様の小学校・特別支援学校入学当時の相談内容等に関するアンケート

このアンケートは、お子様の入学先を考えていらした時に、どのような相談をされていたのか、入学に当たり必要な情報とは何だったのか等について、お聞きするものです。

このアンケートは、任意であり、皆様の健康状態等に十分配慮して行います。ご回答いただかないことで保護者の皆様やお子様が不利益を被ることは一切ございません。回答した内容について同意撤回を行うことも可能です。

なお、皆様からいただいた回答は、個人が特定されないように処理すること、研究の目的以外には使用しないことを、堅くお約束致します。また、ご回答内容がお子様の学校に伝わることは一切ございません。

得られた回答の結果は、当研究所の報告書等にまとめて発信する予定（HP で公開）です。また、学会での発表等で、広く研究成果を発信させていただくこともあります。これからお子様の入学を控えていらっしゃる多くの保護者様が少しでも安心し、納得して入学を迎えられるよう、この結果を活かしていきたいと存じます。

ご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。

★質問項目は、14 問～20 問です。

★回答時間は、約 10 分程度です。

【本件照会先】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研修事業部 上席総括研究員 牧野 泰美（研究代表）

[Tel:046-***-****](tel:046-***-****) Email:*****@nise.go.jp

インクルーシブ教育システム推進センター 主任研究員 李 熙馥^{い ひぼく}（研究副代表）

[Tel:046-***-****](tel:046-***-****) Email:*****@nise.go.jp

I. お子様について教えてください。

(1) お子様は現在、どこで学んでいますか？✓をしてください。

☐ 通常の学級

☐ 特別支援学級

☐ 特別支援学校

☐ 通級による指導（在籍は通常の学級）

(2) お子様は現在、何年生ですか？（ ）年生

(3) 差し支えなければ、お子様の障害名を教えてください。

()（「うたがい」も含む）

(4) お子様は現在学んでいる場所が、入学時と異なる方にお聞きます。

①入学時、お子様は、どこで学んでいましたか？✓をしてください。

☐ 通常の学級

☐ 特別支援学級

☐ 特別支援学校

☐ 通級による指導（在籍は通常の学級）

②学んでいる場所を変更したのはいつですか？（ ）年生の（ ）月

③なぜ変更したのですか

()

(5) お子様の現在学んでいる場所に、決めたきっかけは何ですか？あてはまるものを、3つまで選んで✓して下さい。

☐ 子どもに必要な配慮や支援が適切に受けられると思ったから

☐ 地域で育てたかったから

☐ 家族（夫、祖父母等）からの意見

☐ 教育委員会や幼稚園・保育所等の関係者からの意見

☐ 医師や心理士などの専門家等からの勧め

☐ 通学に便利だから（例：自宅から学校が近い、通学バスがある 等）

☐ みんなと同じところに行かせたか

☐ 就学奨励費等、経済的な補助がもらえたから

☐ 親の仕事の場から近いから

☐ 学校見学等で子どもがその学校を希望したから（相性がよさそうだったから）

☐ 子どもの学力をしっかりと保証してくれそうだったから

☐ 学童・児童館・デイサービス等が利用しやすかったから

☐ その他（ ）

(1) 入学先を決めるための相談は、いつから始めましたか？✓をしてください。

- (2) 入学先をどのように決定するか（以下、「入学先決定」とします）について、教育委員会が行う説明会がありましたか？✓をしてください。

- (3) (2) で「説明会に参加した」と回答した方にお聞きします。

- () 月頃

- 適切だった □もっと早い方がよかった（ ）月頃
□もっと遅くてもよかった（ ）月頃

- ☐ 入学先が決まるまでの一般的な手続きの流れ
- ☐ 障害がある場合の入学先決定の方法や流れ
- ☐ 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの場所における学習内容や学校生活の違いや特徴に関する説明
- ☐ 特別支援教育に関する用語等の説明
- ☐ 入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き
- ☐ 入学後に学校で受けることができる配慮内容について
- ☐ 必要な支援内容を記載した文書（あるいはファイル、シート）等の取り扱いについて
- ☐ 学校体験の有無や手続きについて
- ☐ 入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期について
- ☐ 入学先についての相談窓口
- ☐ 関連機関の一覧について
- ☐ 障害のある子どもの将来像について
- ☐ その他（ ）

☐ 知りたい内容が整理されていて、参考になった

☐ まあまあ参考になった

☐ 言葉が難しく、理解することが難しかった

☐ 情報が多くて、理解することが難しかった

☐ 内容が分かりにくく、参考にはならなかった

☐ その他（

- ☐ 入学先が決まるまでの一般的な手続きの流れ
- ☐ 障害がある場合の入学先決定の方法や流れ
- ☐ 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明
- ☐ 特別支援教育に関する用語等の説明
- ☐ 入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き
- ☐ 入学後に学校で受けることができる配慮内容について
- ☐ 必要な支援内容を記載した文書（あるいはファイル、シート）等の取り扱いについて
- ☐ 学校体験の有無や手続きについて
- ☐ 入学先決定について、教育委員会と保護者が話し合うことができることやその時期について
- ☐ 入学先についての相談窓口
- ☐ 関連機関の一覧について
- ☐ 障害のある子どもの将来像について
- ☐ その他（ ）

- ☐入学先が決まるまでの一般的な手続きの流れ
- ☐障害がある場合の入学先決定の方法や流れ
- ☐特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級それぞれの特徴や違いに関する説明
- ☐特別支援教育に関する用語等の説明
- ☐入学後に学んでいる場所について見直すことができることやその手続き
- ☐入学後に学校で受けることができる配慮内容について
- ☐必要な支援内容を記載した文書（あるいはファイル、シート）等の取り扱いについて
- ☐学校体験の有無や手続きについて

(5) みなさんに、お聞きします。

お子様の入学先を決める際、誰とよく相談されましたか？あてはまるものを3つ
まで✓してください。

- ☐ 家族（続柄： ）（複数可）
☐ 幼稚園・保育所の先生
☐ 小学校の先生
☐ 特別支援学校の先生
☐ 療育センターやデイサービス等の職員
☐ 同じ悩みを持っている保護者やすでに入学しているお子様の保護者
☐ 教育委員会
☐ 専門家（例：医師、心理士、大学教授等）（職種： ）
☐ 保健師
☐ その他（ ）

(6) もし、お子様の今学んでいる場所を見直したい（すでに変更した）場合、手続きの方法や時期等についてご存じですか？（ご存じでしたか？）✓をしてください。

- ☐学んでいる場所の見直しが可能であることは知っていて、手続き等についても知っている（知っていた）
- ☐学んでいる場所の見直しが可能であることは知っているが、手続き等については知らない（知らなかった）
- ☐学んでいる場所の見直しが可能であることは知らない
- ☐その他（ ）

(7) お子様が入学後、どのようなフォローを受けていますか？✓をしてください。

- ☐教育委員会から連絡があり、子どもの様子について相談・共有している
☐保健師から連絡があり、子どもの様子について相談・共有している
☐入学前から相談していた学校の先生と、子どもの様子について相談・共有している
☐クラスの担任や担当の先生と、子どもの様子について相談・共有している
☐その他（ ）

皆様からいただきましたご回答を十分に活かすために、追加質問をさせていただく場合がございます。ご回答してくださった方を特定するため、差し支えなければ、ご回答いただいた方のお名前、もしくはニックネームを教えてください。個人情報につきましては、厳重に管理致します。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

資料② FGI 質問項目

【就学前】

1. お子様の入学先を決める相談を始められた時の、お気持ちはどうでしたか？
2. 入学に関する相談をされてこられたと思いますが、その相談は、どうでしたか？
(内容の適切さ、わかりにくさ、担当者との信頼関係、忙しさ、障害受容・・・)
3. 入学に関する相談で、これはよかったなと感じたことは何でしたか？
4. 逆に、これはよくなかった、嫌だった、面倒だったことは何でしたか？
5. 入学前に、知っておいた方がいい、やっておいた方がいいと感じることは何ですか？
6. 今のお子様の在籍校に決めた理由は何ですか？
7. 入学先を決める時に、一番大変だったことは何ですか？
8. 一番心の支えになったこと、前向きにしてくれたことは何ですか？

【就学後】

9. 実際に入学してみて、どうですか？相談時に受けた説明やイメージと違うところは、どこですか？入学前の気持ちとの変化はありますか？
10. 入学前にかかっていた相談機関（教育委員会等）から、入学後もこんな支援があったらうれしいというのはありますか？
11. 学校にお願いしたい支援内容はどんなことがありますか？

12. これから小学校へ入学する子どもをもつ保護者の方に、先輩保護者としてアドバイスするとすれば、どのようなことを伝えたいですか？
13. これから、中学校への入学、あるいはお子様の成長に合わせて学ぶ場所を見直すこともあるかと思いますが、それらに向けて、これからの入学に関する相談に望むことはなんですか？（ほしい情報、ほしい支援内容・・・）
14. 入学してみて、お子様が成長したと感じるところはどこですか？それはなぜだと思いますか？
15. 今、みなさんにとって一番心の支えになっているのは何ですか？

資料③ FGI 説明文

お子様の小学校・特別支援学校入学当時の相談内容等に関する インタビュー説明文

本日のインタビューは、事前にご記入いただきましたアンケートのご回答を基に、お子様の小学校・特別支援学校入学を控えていらしたときに、どのような相談をされていたのか、入学に当たり必要な情報とは何だったか等について、詳細を直接皆様におうかがいするために行うものです。

なお、本日はグループで行いますので、質問に対してお答えにくい事がありましたら、ご回答いただかなくて結構ですので、ご遠慮なさいませようお願いします。

本日のインタビューはおよそ 90 分を予定しています。長い時間ですので、途中で休憩を入れるなどしますが、体調等優れない場合などはご遠慮なくお知らせください。また、途中からでもインタビューへの参加を撤回することができますので、お知らせください。

本日のインタビューでいただきました回答は、個人が特定されないように処理をすること、研究の目的以外には使用しないことを堅くお約束いたします。また、お子様が通っている学校に、インタビュー内容が伝わることは一切ございません。

また、インタビューの際には、後に内容を再確認するために IC レコーダーにより録音を行います。確認終了後には録音データを確実に消去します。

本研究で得られた回答結果は、当研究所の報告書作成（HP で公開）や学会での発表等でこの結果を研究成果として発信させていただきます。

なお、回答の情報は電子データとして保存します。その際にはパスワードをかけた上で適切に管理します。なお、事故等による不測の事態に備え、電子媒体にバックアップを保存しますが、電子媒体は鍵のかかる保管庫にて適切に管理いたします。

最後に、本日のインタビューを行うに当たりまして、お手数ですが、研究協力承諾書のご記入をお願いいたします。また、インタビュー終了以降、回答した内容を撤回したい場合にはお配りしました研究協力撤回書を下記「本件照会先」までお送りいただくか、メールにてお知らせいただきますようお願いします。

【本件照会先】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研修事業部 上席総括研究員 牧野泰美（研究代表）

Tel: Tel: 046-***-**** E-mail: *****@nise.go.jp

第5章

長野県内の市町村における教育相談・ 就学先決定に係る取組の現状と課題 —教育支援体制の構築と一層の充実に向けて—

I. 研究の背景と目的

II. 方法

III. 結果および小考察

IV. 長野県の各自治体の課題解決に向けての検討

V. 考察

章末資料

○市町村教育委員会担当者用質問内容

I. 研究の背景と目的

1. 長野県の特別支援教育に関する現状

長野県においては、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、特別支援学校だけでなく小・中学校においても、児童生徒の支援体制づくりが喫緊の課題となっている。その詳細な概況と現状を、長野県教育委員会の「長野県 第2次特別支援教育推進計画―資料編―」（長野県教育委員会，2018a）を基に、以下に述べる。

小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は3.60%（6,246人）であり、同年の全国平均2.18%（約21万8千人）を上回る割合である（図5－1，図5－2）。特別支援学校に在籍する児童生徒数は0.78%（1,357人）であり、全国平均の0.71%（約7万1千人）と大きな差は無い。通常の学級に在籍し通級による指導を受ける児童生徒の割合は0.67%（1,165人）であり、全国平均0.98%（約9万8千人）を下回る割合となっている。そして、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受ける児童生徒を合計した割合は5.06%（8,768人）であり、これも全国平均の3.88%（約38万7千人）を大きく上回る割合である。

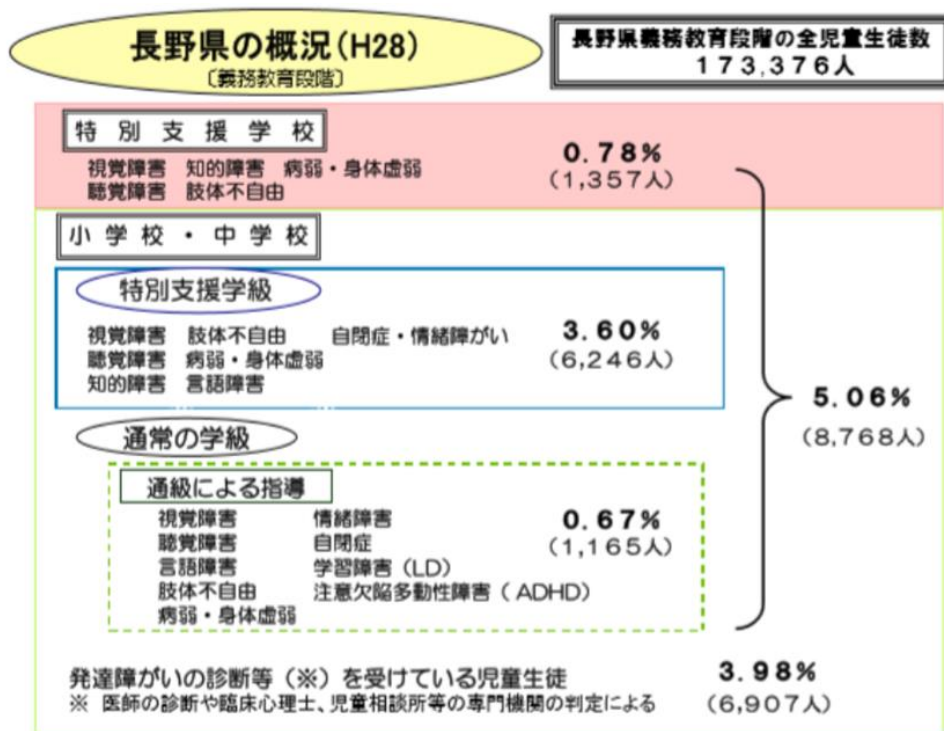


図5－1 長野県における特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）

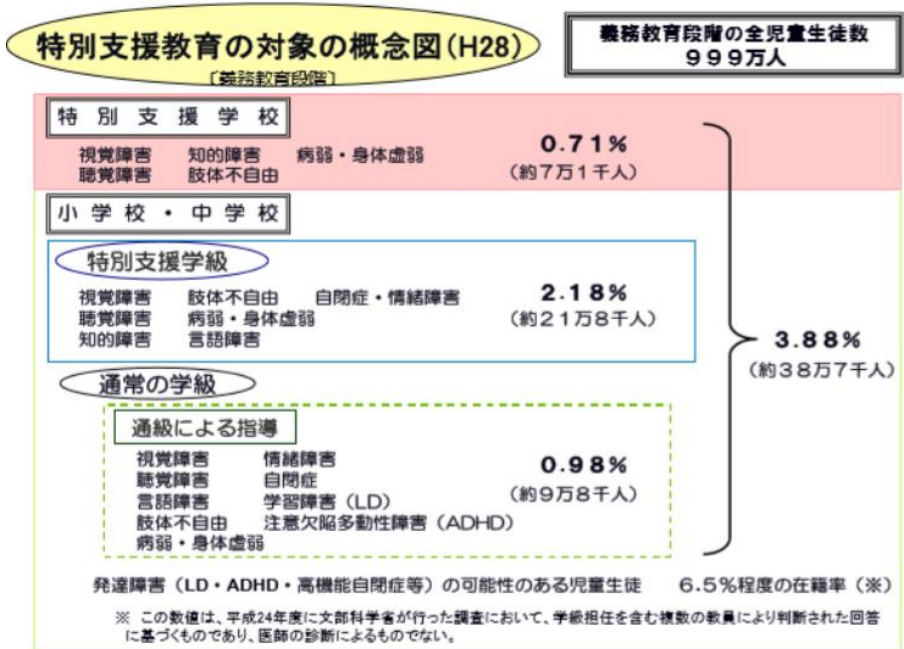


図5-2 全国における特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴って、市町村教育委員会における就学判断件数も同様に増加傾向にある(図5-3)。学びの場の見直し実施も平成25年度以降増加しているが(図5-4)、学校教育法施行令改正を受け、就学先決定後も児童生徒のライフステージに応じた支援を必要とする動きが高まったことが背景要因として考えられる。

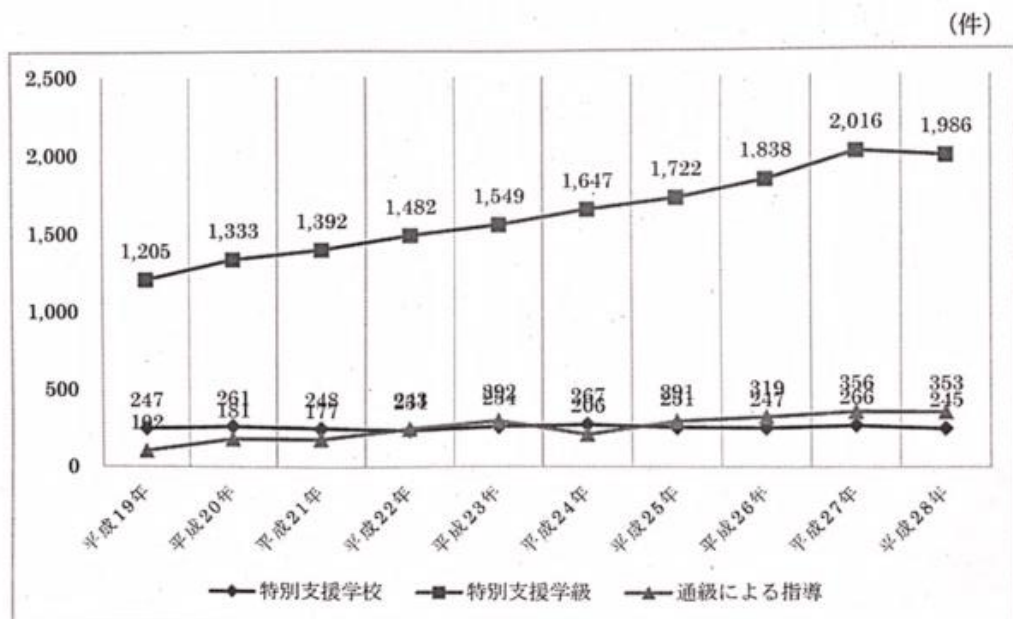


図5-3 市町村教育支援委員会の判断件数の推移

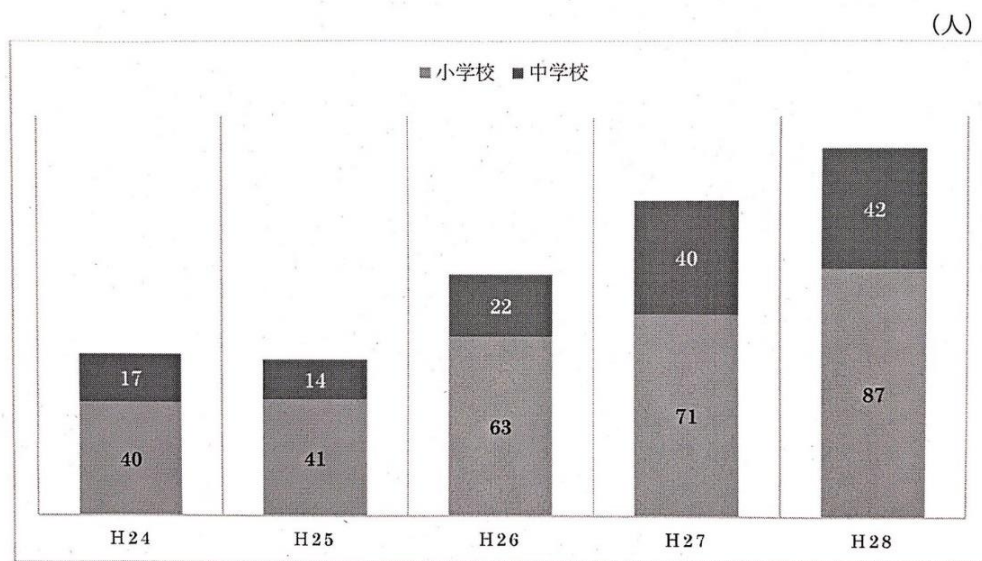


図5－4 学びの場の実施見直し状況（自閉症・情緒特別支援学級から通常学級へ
学びの場を変更した児童生徒数）

2. 長野県第2次特別支援教育推進計画について～インクルーシブ教育システム構築に向けた取組～

平成24年に長野県教育委員会は「長野県特別支援教育推進計画」を策定し、“障がいのある子の自立や社会参加に向けて、持てる力を最大限に伸ばすために最も必要であり、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指す”という基本方針のもと、特別支援教育を推進してきた。

この教育をさらに推進していくためには、これまで大切にしてきた、個の教育的ニーズに対応した特別な支援の充実に加え、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶこと、多様性を認め合うこと、集団の中で個が育つといった視点をさらに強化していくことを重要視し、平成30年に長野県教育委員会は「第2次長野県特別支援教育推進計画」（長野県教育委員会，2018b）を策定した（図5－5）。この計画は、およそ10年後を見据えた2018度～2022年度までの5年間を想定している。他者を理解しつながら合う力を育成することは、人権感覚を養い、共生社会の形成にもつながるものにとらえ、目指す基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とした。

この基本方向の実現のために、長野県は、「共に学ぶ」ことを追求することと、連続性のある「多様な学びの場」を整備することを同時に推進し、学校現場を「多様性を包み込む場」として充実させていくことを目指している。

そして推進する取組の1つに「地域連携・教育支援の充実」を位置付け（図5－6）、教育支援の機能強化をはかることとした。

基本方向

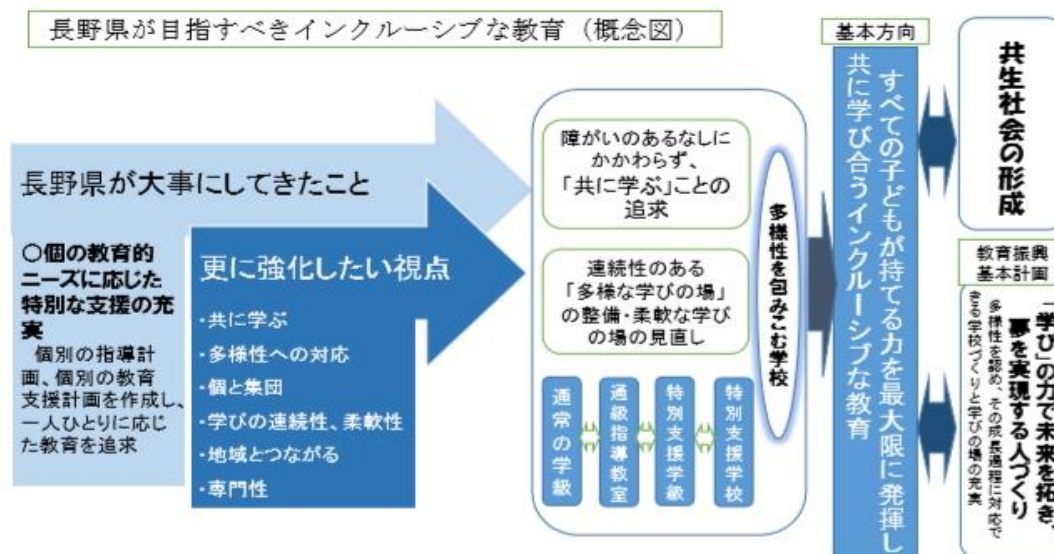


図 5－5 第 2 次長野県特別支援教育推進計画（概念図）

主な推進の方向

- 1 小・中学校における特別支援教育の充実
～すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化～
- 2 高校における特別支援教育の充実
～多様な教育的ニーズに応える学びの保障～
- 3 特別支援学校における教育の充実
～インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築～
- 4 地域連携・教育支援の充実
～生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制～

図 5－6 第 2 次長野県特別支援教育推進計画 主な推進の方向

3. 長野県の実教育支援に関する現状と課題

平成 25 年、学校教育法施行令の一部改正により、全国の自治体にて、これまでの就学先決定の考え方・手続きの変更が行われた。就学先の決定においては、障害のある児童生徒の教育的ニーズを明らかにした上で、自立し社会参加をするための基盤となる「生きる力」を培うための大事なスタート地点であることを念頭に置き、総合的な見地から最も適した就学先の判断・決定を行うことが重要視される方向となった。

長野県教育委員会においても、就学先決定に際しては、障害のある児童生徒の教育的ニーズを明らかにした上で、総合的な見地から最も適した就学先の判断・決定を行うために、就学相談を「単なる就学先決定」ではなく「早期から就学後までの一貫した“教育支援”の中の一部」として捉えるようになった。これに伴い、「長野県就学相談委員会」を「長野県教育支援委員会」という名称に変更し、就学先決定のみならず、その後の一貫した教育支援についても助言を行うという観点のもと、要綱の改正を行った。

先述したように、第2次特別支援教育推進計画では、インクルーシブ教育システム構築のための取組の一つとして、教育支援に関して「4 地域連携・教育支援の充実～生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制～」として提言している（図5－6）。【目指す姿】と【取組の方向性・施策】は以下の通りである。

【目指す姿】

○障がいのある児童生徒の就学にあたって、どの市町村においても、保護者に十分な情報提供と相談がなされ、子どもの実態や教育的ニーズについて共通理解した上で、最も適切な学びの場と教育内容について合意形成し、安心して就学することができている。

○小・中学校において、児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場の見直しが検討され、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その時点で最も適した学びの場で学ぶことができている。

【取組の方向性と施策】

①教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組

- ・ 就学相談のプロセスを示す就学相談リーフレットの配布と利用・相談窓口の周知等、情報提供を推進
- ・ 就学相談担当者を対象とした専門研修の実施
- ・ 特別支援教育推進員の定期的な訪問・助言

②学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進

- ・ 校内教育支援研修会等において、校内教育支援委員会の役割や見直しの手続きを周知
- ・ 学びの場の見直しについての取り組み事例の発信

【目指す姿】に示されているように、新たな就学先決定プロセスにおいて、最も重要な理念の一つが合意形成であると言える。“実態や教育的ニーズについて共通理解した上で、最も適切な学びの場と教育内容について合意形成”を行い、適した就学先を決定するために、就学相談を担当する者には、適切な情報提供、実態把握、相談、資料作成等に関する高い専門性が求められる。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会、

2012)において、「就学先決定においては、十分な情報提供をした上で、本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、関係機関が連携を図り意見を一致させるように努めることが望ましい」と述べられているように、就学先決定に向けた一連の流れの中で、本人・保護者との合意形成を図っていくことが重要視されている。

また児童生徒の変容に応じて、最も適した学びの場を熟慮していくことも重要視されており、就学先決定の後も児童生徒を支援していく体制づくりが求められる。

第2次特別支援教育推進計画における【取組の方向性と施策】を踏まえて、適切な就学先決定・その後の支援のために進められていることを以下に述べる。

平成25年に長野県教育委員会は「教育支援ハンドブック」(長野県教育委員会, 2016a)を作成し新たな就学先決定の仕組みについてまとめた。同書の中で、総合的判断を行うためのツールの一つとして作成・掲載されているのが、エントリーシート、判断検討シート、判断報告書の3枚のモデルシートである(図5-7、5-8、5-9)。

エントリーシートは個人情報に加え実態把握、本人・保護者の意向、育ちへの願いから、必要な支援・体制整備を明らかにする。

判断検討シートは市町村教育支援委員会で、総合的判断を行うために就学先を検討していく手順を図に表したシートである。必要とする支援が提供可能か否かを、候補とする複数の場で評価する仕組みになっている。

判断報告書は、エントリーシートの内容を基にした個人情報や、教育支援委員会で検討された内容をまとめて記入する。学習場面の想定を踏まえて記入する仕組みになっており、「合理的配慮」の提供の基となる。また、本人・保護者の想いや考えを押し量れるように「合意形成の経過」を記入する欄を設けている。この判断報告書は「個別の教育支援計画」の基となる情報が網羅されている。

平成28年に長野県教育委員会は、保護者用と就学相談担当者用の2種類の「就学相談リーフレット」(長野県教育委員会, 2016b, 2016c)を作成し、行政や教育現場に配布・普及に努めている。就学相談担当者用には、就学のプロセスと関係者が合意形成を行う際のポイントを記載し、就学に関する基本的な考え方について簡潔にまとめている。

また毎年5月の年度初めの時期には、長野県市町村体制整備研修会を実施している。この研修会では、就学相談に携わる行政、教育、福祉の職員を対象として、長野県の特別支援教育に係る現状や就学先決定におけるポイントの周知、市町村の取組の紹介等を行う。先述したリーフレットについても、相談担当者への理解啓発を目的として、活用する方法の説明を行う。

県から各市町村教育委員会へのバックアップの取組として、特別支援教育推進員の配置が挙げられる。特別支援教育推進員とは、県内の4地域(北信、東信、中信、南信)に各1名ずつ配置され、市町村教育委員会、幼稚園、保育園、学校等の機関に対して教育支援関係の業務のバックアップを行う役目を担う者を指す。長野県の特徴として、面積の広さ・山間地が広範囲であること、また県内は77という非常に多くの市町村で構成されていることが挙げられる(19市、23町、35村)。このうち村の35村は全国の都

道府県のうち最多であり、それ故に相談に携わる専門家の確保が各自治体で課題となっている。特に人口規模の小さな市町村においては、教育支援担当者が複数の業務を掛け持ちしなければならない現状があったり、担当者が必ずしも教育経験者とは限らなかったりするため、専門的な見地からの見方や事務手続きのノウハウについて助言を求める声が非常に多い。

[illegible]

5-7 エントリーシート

[illegible]

図 5-8 判断検討シート

ふりがな	生年月日 (学年)	在園 在園校
名前(性別)	現住所	
保護者名(職种)	学区校名	
運 送 先		
本人の状況	保育上の特記事項	所持手帳 無有(A1 A2 B1 B2) 交付年月日 身体障害者手帳 交付年月日 精神障害者保健福祉手帳 交付年月日
障がいのある児童の状況	22条の3該当	756号通知(特別支援学級)該当 □ 知的障害者 □ 肢体不自由者 □ 視覚障害者 □ 聴覚障害者 □ 言語障害者 □ 自閉症・情緒障害者 ※ 複数可 □ 非該当
障がいのある児童の状況	756号通知(特別支援学級)該当 □ 知的障害者 □ 肢体不自由者 □ 視覚障害者 □ 聴覚障害者 □ 言語障害者 □ 自閉症・情緒障害者 □ 非該当	756号通知(通級による指導)該当 □ 言語障害者 □ 自閉症者 □ 情緒障害者 □ 発達障害者 □ 学習障害者 □ 注意欠陥多動性障害者 □ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者 □ 非該当
本人・保護者の意向		
教育目標		
必要となる支援・体制整備	生活習慣	
	行動面	
	運動面	
	学習面	
総合的判断	就学先(学びの場)	
配属事項		

圖 5-9 判斷報告書

このような取組を長野県が推進している一方で、教育支援システムの構築状況や教育支援委員会の運営においては、市町村単位での運営となるため、長野県教育委員会が各地の詳細な実態を把握しきれない現状がある。総合的判断における重要な視点である“合意形成”についても、近年、研修会等で相談担当者が「就学先決定における一連の流れの中で、本人・保護者との合意形成を行う難しさ」を課題として挙げている。

以上の状況を踏まえ、本研究では、教育支援の中核を担っている市町村教育委員会の相談担当者を対象として、教育的ニーズに適した学びの場の決定を行うまでの過程において合意形成が円滑に図られているかという視点から、課題点や取組例を明らかにすることを目的とした。

具体的には、本研究の指定研究協力地域である長野県のA地域において、市町村教育委員会の教育支援に携わる相談担当者を対象に、各市町村で「教育的ニーズに適した学びの場の決定が行われているか」を明確にするためのインタビュー調査を行った。国立特別支援教育研究所の「インクルーシブ教育システム構築に向けた地域における体制づくりのグランドデザイン」（2017）より、就学相談・就学先決定に関する重視すべき内容として示されている点を参考に、教育支援体制を構築していく柱となる重要な要素を4点挙げ（保護者への支援、シート類活用、担当者の専門性向上、関係機関の連携）、それらについての取組・成果・課題を探ることを目的とした（図5-10）。

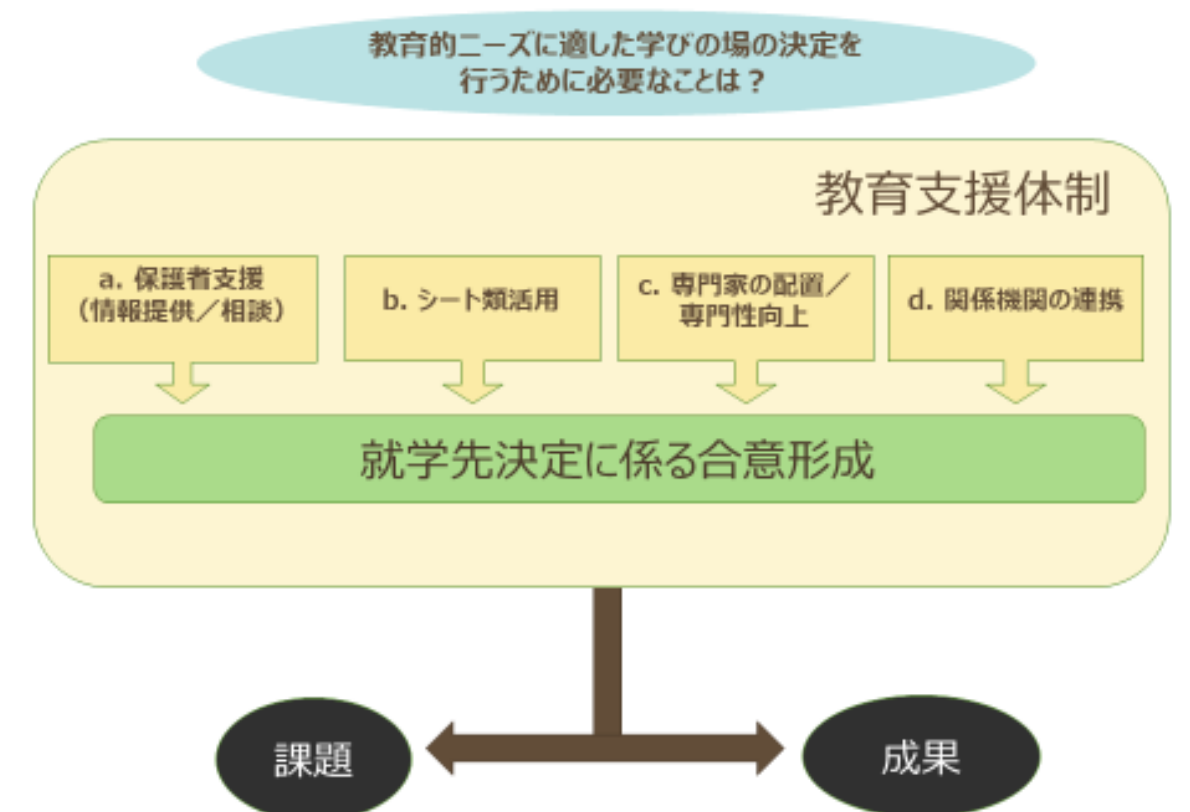


図5-10 研究のデザイン

A地域を選定した理由は、長野県内において市町村数が最多であることに加え、地域実践研究員の所属する勤務校が同地域にあり、各市町村教育委員会や学校の実態についての調査を進める上で最適な地域であると考えたためである。また、より詳細な実態を把握するために、同校教育相談担当者やA地域特別支援教育推進員を研究協力者として選定し、定期的に教育支援現場の最新の動向についての情報提供を依頼した。

Ⅱ. 方法

【A地域における教育相談・就学先決定に関する合意形成の現状・課題に関する調査】

1. 調査対象者

調査対象者は、長野県（図5-11）のA地域内の市町村教育委員会（A地域 市：3市，町：3町，村：4村）における教育支援担当者、計10名である。人口や学校の設置数等の状況によって、各地の実態や課題が大きく異なると考えたため、市町村の規模のバランスに考慮し3市3町4村とした（表5-1）。



図5-11 長野県

表5-1 調査対象とした市町村

	人口総数(人)	小学校(校)	中学校(校)
市(n=3)	50,000～100,000	5～20	3～10
町(n=3)	10,000～30,000	1～5	1～2
村(n=4)	5,000～20,000	1～5	1～2

2. 手続き

長野県A地域・特別支援教育推進員に、市町村として課題に感じている事例及び教育支援における取組の好事例がある3市3町4村の候補地を選定していただき内諾を得た。内諾を得た市町村教育委員会等に趣旨説明をし、同意を得られた市町村教育委員会に聞き取り調査を行った。

聞き取り調査対象者は、1市町村教育委員会につき就学担当者1名、計10名とした。

3. データ収集方法

調査期間は2018年7月～11月で、筆者が各市町村教育委員会を訪問し、後述するインタビュー内容を基に半構造化面接を行った。調査に要した時間は一時間前後であった。内容については担当者に許可を得てからICレコーダーで録音し、逐語録に起こしたものをデータとして使用した。

4. インタビュー内容

表5-2 市町村担当者に対するインタビュー項目

回答者情報、就学関係の担当者数
保護者への支援内容、工夫
保護者への支援の課題、課題の解決に必要なこと
教育支援ハンドブック掲載のシート等の活用
シート活用の課題、課題の解決に必要なこと
専門家チームの人数、役割
専門家の配置・専門性向上の課題、課題の解決に必要なこと、求められる専門性
就学相談における関係機関との連携の状況
関係機関との連携に関する課題、課題の解決に必要なこと
合意形成の捉え方、合意形成の課題
教育支援体制の構築に向けての課題
教育相談・就学先決定における取組や工夫の成果

5. 倫理的配慮

インタビュー調査を行うにあたり、国立特別支援教育総合研究所の倫理調査委員会において承認を得た。依頼状にて、市町村教育委員会における調査対象者の所属長の了解を得るとともに、訪問後に担当者に対して、口頭と文書で研究の趣旨について説明し、書面で同意を得た。調査協力は任意であり、事前・途中において辞退をしても不利益を被ることは一切ないこと、市町村や個人名が特定されない形での公表を行うこと、得られた情報を厳重に管理することを説明した。

6. データ分析方法

収集したデータの分析には、インタビュー調査から得られた内容を文章に起こして、逐語録を読み込み、語りを内容のまとまりごとに区切ってカテゴリー別に分類した。各カテゴリーにはそれぞれの内容を簡潔な一言で表す作業を行った。

Ⅲ．結果および小考察

1. 教育支援体制の構築に向けた現状と課題

(1) 保護者への支援（情報提供、相談等）に関する現状と課題

担当者の回答を基にカテゴリーを作成し、取組については表5-3、課題については表5-4にそれぞれ示す。以下、カテゴリーの表記を【 】（2つ以上に分類できる場合は、大カテゴリーを【 】、小カテゴリーの表記を〔 〕とした）で示す。「 」表記はインタビューの発言とし、「 」内の（ ）は筆者の加筆を示す。

実施されている取組をカテゴリー別に分類すると、【ガイダンス実施】、【巡回相談】、【相談機関の設置】、【学校見学・体験への同行】という4つの取組が挙げられた。

就学に関する【ガイダンス実施】は、調査を行った10市町村のうち9市町村が実施していた。保育士に就学のプロセスをレクチャーすることで、保護者との関係づくり/就学を見通した支援体制構築につなげる工夫も見られた。

【巡回相談】は10市町村すべてで実施されており、基本的には、児童生徒の園・学校での様子を担当者が中心となって観察し、担任・保護者にフィードバックするという形で行われている。【相談機関の設置】は10市町村すべてで実施され、就学を含め、広く児童生徒の育ちに関しての相談が可能となっており、保護者に対する支援体制が充実していることが明らかとなった。【学校見学・体験への同行】が挙げられたのは市町村それぞれ1か所ずつであった。

保護者支援の課題をカテゴリー別に分類すると、大カテゴリーは【相談につなぐことの難しさ】、【相談担当者の困り感】、【保護者が学びの場の様子をつかみづらい】の4つが挙げられた。

【相談につなぐことの難しさ】の詳細については、〔相談の必要性を感じない・拒む保護者〕、〔特別支援学級のマイナスイメージ〕、〔就学相談のマイナスイメージ〕、〔担任が仲介をする難しさ〕が課題として挙げられた。

〔相談の必要性を感じない・拒む保護者〕は2市1町2村で挙げられ「ガイダンスに来てほしい保護者が来てもらえない」、「園としては（子どもに）課題を感じるのだけれども、保護者はなかなかそれを感じてくれない」といった回答から、支援体制を構築したい周囲と保護者のズレが生じていることがうかがえる。

〔特別支援学級のマイナスイメージ〕も2市1町2村で挙げられ、祖父母が特別支援学級に対する抵抗感を強く抱き、理解を得るのが難しいといった事例が挙げられた。

〔就学相談のマイナスイメージ〕は1市2村で挙げられ、相談を受けることで必然的に特別支援学校への入学、もしくは特別支援学級への入級につながると捉えてしまう保護者がいることが明らかになった。

〔担任が仲介をする難しさ〕では2町1村で回答が見られた。具体的には、保育士が

保護者に相談を勧める際の苦悩が挙げられた。『『園からしつこく相談を勧められて嫌だ/悲しい』と保護者が言う。園としては早期に相談につなげたいのだが』といった両者の行き違いや、「(狭くてつながりが強いという) 地域性があるので、保育士に伝えたら広がるのではないか」という小規模の地域ならではの保護者の声が事例として挙げられた。

【相談につなぐことの難しさ】といったカテゴリーからもうかがえるように、特別支援教育だけでなく、相談を受けること自体に対する抵抗感も挙げられ、相談の敷居を高く感じる保護者もいることが分かった。先述したガイダンスの形態に関しても、市は希望する保護者を募り、特別支援学校や特別支援学級の様子を具体的に説明したり、就学相談を受けた保護者の講話を設定したりと、就学において心配事を抱える保護者のニーズに応えた、より詳細な内容を取り扱っている。町村は、幼稚園／保育園の参観日や行事等と兼ね、全保護者に対してのガイダンスという形で開催し、子どもの発達、保育園と学校の違い、入学までの準備（保護者・児童ともに）といった広い視点での説明を主として行い、学びの場の紹介や相談窓口の紹介につなげるといった形を取っている。町村がこういった形でガイダンスを行う背景としては、住民同士の結びつきが強い地域で相談についての理解啓発を行い、円滑に支援につなぐことをねらいとしていると推察される。実際に、村において「噂が広まるため、相談が必要と思っても受けることを躊躇してしまう保護者がいる」、「保育士にも知られたくない。全く関係性が無い人に相談したい」といった回答が見られた。今後は、母親・家族に対するアプローチの工夫も課題となってくることが推察される。特に、祖父母等を含めた家族に対して、第三者からの説明・相談を行うことによって、母親の心理的な負担の軽減につながるものが、対象地域の取組からうかがえた。ある市では「呼び掛けていたら、前と比べて夫婦で就学相談に来てくれる家庭が増えた」という手応えを担当者が感じたように、不安感を少しでも軽くできる可能性が示唆された。

【相談担当者の困り感】は、市のみで回答が見られた。就学先決定にかかる相談を行っていくにあたって、〔障害の重複化による就学先決定の難しさ〕、〔自宅から通学できる就学先が無い〕といったことに苦悩している事例が挙げられた。町村においては「進学先は（数が）限られているので、悩みようがない」といった回答からも、就学先の選択肢が少ないため担当者・保護者ともにかえって迷いが生じない可能性が示唆された。

【保護者が学びの場の様子をつかみづらい】といった課題は2市1村で「保護者が、特別支援学校や特別支援学級で受けられる具体的な支援方法が分からない」、「特に兄弟が小学校におらず初めて相談を受ける方は学校のことをよく知らない。初めて、わからない、不安でいっぱい」という事例が出された。言葉で説明をすることに加え、学校の様子については実際に体験・見学を重ねることの重要性がうかがえる。

表5-3 貴市町村が行っている、保護者への支援内容(就学相談の情報提供、ガイダンスの実施等)についてお教えください。

【ガイダンス実施】			【巡回相談】	【相談機関の設置】	【学校見学・体験への同行】
3/3	対象	内容	工夫点	3/3	1/3
市 (n=3)	年中・年長の保護者で、参加を希望する者	・幼稚園と学校との違い ・就学相談の流れ ・学びの場の紹介 ・知障・自閉症学級の様子(映像で実際の学習の様子を流したりする) ・特別支援学校の様子 ・特別支援学級に在籍する保護者の講和(就学にあたって悩んだこと等)	「時間帯を変え、同内容の複数開催。保護者には都合の良い日を選んでも参加してもらおう」 「特別支援教育についての理解啓発をはかるため、特定の保護者ではなく全員に通知をする」 「保育士や教員に対して参加を呼び掛ける」 「障がいや発達相談という言葉を前面に出さず、就学でお困りの方といったニュアンスで説明をする」 「ガイダンス参加が望ましいが来ていない家庭については個別で情報を補足している」	「発達センターで、育ちや就学相談等、子どもに関することを幅広く相談できるようにしている。窓口は相談内容によって分けられているが同じフロアのため情報共有ができる」 「教育支援委員会にかかるところまではいかないが、(園として心配な子ども)や(保護者が就学について考えることを拒否している子ども)を対象に、相談員が観察を行う。必要に応じて、保護者とも相談をして、小学校につなげる」 「園や学校から保護者に対して、相談窓口の紹介を随時行っている」 「市独自の手帳を乳幼児に交付。相談種別ごとに窓口一覧を記載」	「希望者には担当者が同行で学校見学に行く。医療機関への同行も行う」
町 (n=3)	年中の全保護者(2/3) 年長の全保護者(1/3)	・子どもの発達 ・保育園と小学校のちがい ・就学相談の流れ ・学びの場の紹介 ・入学までの準備で必要なこと ・相談窓口	「各国にパンフレットを配布、園長の方からそれを基に、参観日等で保護者に説明してもらおう」 「園の参観日と併せて開催する(2/3)」	「「個別相談の窓口を設け、相談にあたる」(3/3)」 「子育てひろばにて、児童の実態を見たり保護者の相談に応じたりする」	「担当者が学校見学に同行する」
村 (n=4)	年中の全保護者(2/3) 年長の全保護者(1/3)	・学びの場の紹介 ・自立に向けて ・就学までの大まかな流れ ・保育園と小学校の主な違い ・就学までにつけたい力(一人ひとりで通学することを特に重視するよう説明)	「参観日や行事等、保護者が集まる時に園で開催。特別支援学校や特別支援学級といった場があるという保護者への理解啓発の意識で行う(2/4)」 「入学式の総会で、保護者に対して、児童が実際に小学校に進学するための手伝いとして相談業務を行うということ伝える」 「色々な学びの場があり、選択時もあるといことを強調する。インクルーシブ教育の見方も同時に伝える」	「「個別相談の窓口を設け、相談にあたる」(4/4)」 「2,3歳対象の幼児教室・健診等で関係者が情報を共有し、就学相談につなげていく」 「療育手前の幼児に対して、小集団のグループ活動をを行い、就学相談につなげていく」	「担当者が学校見学に同行する」

（２）教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等の活用状況と課題

活用状況については、次の４段階に整理し、結果を表５－５に示す。

- I. ハンドブック掲載のシートの形式をそのまま使用している
- II. ハンドブック掲載のシートをベースに、若干の変更を加えて使用している
- III. 市町村独自の書類をベースに、ハンドブック掲載のシートの参考にした点を取り入れている
- IV. 市町村独自のシートを使用している

課題については結果を表５－６に示す。結果から、全ての市町村が就学相談を行うにあたってシート等を活用していることが明らかになった。

エントリーシートについては、II段階の“県のシートをベースに、若干の変更を加えて使用している”と答えた市町村が最も多かった。

判断検討シートについては、10 市町村中半分の 5 市町村のみの使用にとどまった。そのうち、I 段階に該当するのは 1 村、II 段階は 1 市 1 町 2 村であった。

判断報告書については、10 市町村中 7 市町村が使用していた。

各市町村がシート等のツール活用について課題として感じていることをカテゴリー別に分類すると、【情報の引継ぎ】、【作成側の負担感】、【シートについて評価・検討する時間の無さ】、【様式の統一】の４つが挙げられた。

【情報の引継ぎ】については 1 市 2 町 1 村で挙げられ、「活用に際してはエクセルで作って、それを（個別の教育支援）計画まで落とし込めるように全部セットになっている。（中略）必要な支援等の内容が全部引き継がれていくようにしたいと思って作成したので、今まではそこが課題だったということ」、「小から中のときは意見書という形で校長先生の意見を書いて出してやっていたけれど、情報が伝わっていかなかった。そのためこの（県の）シートの様式に統一させてもらった」といった回答が得られた。このように、複数の機関において情報共有を行うことの難しさを感じる一方で、「個で確実にコーディネーターに繋がれば、その情報が下に降りていくけれど、組織間だと繋がらない情報が結構あるので、教育委員会と学校との情報システムができればと思っている」といった回答のように、課題解決のためのシステム構築に取り組む市町村もあった。

【作成側の負担感】については、1 市 1 村で挙げられ、「書類作成は負担だから、園や学校が書きやすいようにできるだけ簡素化した」、「小学校の先生方はパソコンで作成しているが、保育園ではパソコンが苦手な方が多い。それに関しては手書きで構わないと言っているし、書いていただく人たちがやりやすいようにしている」という回答が得

られた。

【シートについて評価・検討する時間の無さ】については2市1村で挙げられ、「今我々が使っているのは県の丁寧なシートではない。検討・改定する負担感を考え、今ある物を有効活用する方向でやっている」、「とりあえず県の様式を使っているところ。直す・検討もなかなかできない。精一杯。手が、スタッフが足りない」といった回答が得られたように、改善点を感じながらも、時間的な余裕の無さから県のシートを取り入れることができないといった現場の悩みが挙げられた。

また、【様式の統一】を望む声も1村で挙げた。「各市町村での独自性は最小限にして、県で統一して同じものを使用したい。転居する子の場合、市町村が違えば形式が異なってくるため、もう一回判定するのに困る。(中略)だから最低限、県では統一したものを作って使用したほうがいいと思う」といった回答が得られた。

表5-5 教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等の活用状況

I：県のシートの形式をそのまま使用している
 II：県のシートをベースに、若干の変更を加えて使用している
 III：市町村独自の書類をベースに、県のシートの参考にした点を取り入れている
 IV：市町村独自の書類を使用している

	エントリーシート				判断検討シート				判断報告書			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
A市			○									
B市		○										
C市		○				○				○		
D町			○								○	
E町		○				○				○		
F町		○										
G村				○								○
H村		○				○				○		
I村	○				○				○			
J村						○					○	

就学相談において、長野県教育委員会が作成・ハンドブック掲載しているシート類（エントリーシート、判断検討シート、就学判断書）を活用しているかお教えください。

表5-6 シート等の活用について、どのような課題があるかを教えください。また、その課題を解決するためにどのようなことが必要か、併せてお教えください。

	1/3	【情報の引き継ぎ】	1/3	【作成側の負担感】	2/3	【シートについて評価・検討する時間の無さ】	【様式の統一】
市 (n=3)	「本来、特別支援学級に入級というのは、そこが生活の基盤となること。長野県はきょうこが少ない。特にうちの市はもっと少ない。それは自分には良くないと思うのでそのへんの意識付けを(記入欄に)入れました。」 ①通常学級に今いで特別支援学級に入ること考える子用 ②現在特別支援学級に入っていて、中学校で継続する子、あるいは知障・自情障間の移動を行う子用 ③幼保園の子 以上3種類のエンリトリーシートを作成し、特別支援学級に入っていた児童生徒は、特別支援学級と通常学級でどんな授業をしているか記入する欄を設けた」		1/3	「とにかく書類は負担だから、園とか学校が書きやすいようにできるだけ簡素化した。そして必要な情報、例えば受診しているか障害・診断名は出ていない場合は、医師の受診の有無。もしくは医師は受診しているか診断名は出ていないとかそういうものに具体的に書いてくださいとあらかじめシートに注意書きをしてある」	2/3	「今我々が使っているのは県の丁寧なシートではない。検討・改定する負担感を考え、今ある物を有効活用する方向でやっていた。ただ我々だけが勝手に作るわけではないので、保護者もその作成の段階に入っているのが望ましいんですけど、今のうちの(シートの)形ではあまりそいふ風になっていない。なので教育的ニーズを共有する時に、独自の形ではシートもそれほど役に立っていない」 「課題とすると、就学相談で行き場所を決めるだけじゃなくて、その子の困ること・願いをしざ・目標から、(適した支援と提供可能な場所について)言及しないといけないのは就学相談のねらいじゃないですか。これが今できてない。報告書の中にはこの子はこういふ特性もくはこういふことをした方がいいということを書けど、ちよっと、とても今やのきれない。時間的な問題はある」	【様式の統一】
町 (n=3)	「活用の際にはエクセルで作ってくださっていて、それを計画まで落とし込めるように全部シートになっている。学校の方でそれをしていかけていたんで、来年評価していく。今年から使い始めたところなので。必要な支援やそういった内容が全部引き継がれていくようにしたいかなと思っていて作ってもらったので、今まではやっぱりそこが課題だったってこと」 「小から中へは意見書という形で校長先生の意見を書いて出してやっていたんですけど情報共有してはわかっていかなかった。そのためこの(県の)シートの様式に統一させてもらった」		1/4		1/4	「どの県も県の様式を使っているってところなん。で、直す・検討もなかなかできない。精一杯やっているって言うところなんです。手が、スタッフが足りない」	
村 (n=4)	「面々で確実にコーディネーターに繋げればその情報の下に降りてくるけれど、組織間だと繋がる情報って結構あるので、教育委員会と学校との情報システムとして、情報を電子化してパソコン上に落とす、決策として、情報を取り扱って非常に難しいけど、学校と教員個人情報のコーディネーターが買れるとか。まだうまく運用できないですけどその形を作れたら」		1/4	「小学校の先生方はパソコンで作成しているが、保育園ではパソコンが苦手な方が多い。それにしても手書きで書いてもらえんと言っているし、書いていただく人たちがやりやすいようにしている」	1/4	「各市町村での独自性は最小限にして、県なら県で同じものを使用したい。転居する子の場合、各市町村が違えば形式が異なってしまうため、もう一回判定するのにも困る。国で一律これ使ってほしいと言っているが、できれば1番いいので。だから最低限度では統一したものを作ってほしいと思う。教員含めて異動もあるものでそこに行っても見られる形が絶対いい」	

（３）専門家の配置・専門性向上についての現状と課題／求められる資質・専門性

課題については表５－７、求められている専門性については表５－８にそれぞれ示す。

課題をカテゴリー別に分類すると、【人選・人材確保の困難さ】、【知識理解の不十分さと研修の必要性】、【専門家の負担の大きさ】、【医師の委員会参加が難しい】、【専門性の向上の必要性】の５つが挙げられた。

２市２町２村で挙げられた【人選・人材確保の困難さ】からは、「特別支援教育に詳しい方が（相談員として）入っているかどうかは、その各校の実情に応じてなので、入っていないということはある」、「今の心理士さんはもう何十年もやっていただいている。年齢も高齢に入っているの、いつまでお願いできるか」等の回答が得られ、就学相談を行うにあたって欠かせない立場の専門家を確保することの難しさがうかがえた。

【知識理解の不十分さと研修の必要性】についても市、町、村でそれぞれ１回答が得られた。「特別支援教育の、特に、発達障害に関わること等、盛んに法律が色々動くがそれについての理解が正直不十分」、「法律・学習指導要領が変わり、理解していく時間が、先生方が取れない。これはもう法律で決まったという情報を共有しながらどうしていくかといった部分（に課題がある）」といった内容があった。必要性は感じているが、時間的な問題から研修実施が難しいことが各回答からうかがえる。その際、こういった形で特別支援教育に関する情報を共有していくかという点は今後の課題であると考えられる。

【専門家の負担の大きさ】は２市で見られた。詳細は「自分で授業を持ちながら、（相談員の）業務もやってもらう人たちが多い。だから先生達の負担は非常に大きい。それから手が無い。いったんなってもらった先生は数年やってもらう」、「授業を持っている職員が（巡回等の教育支援業務を）丁寧にやるほど、実際に受け持っている子どもの指導にかかわれなくなる」といったように、学級担任が相談員を行う際の負担の大きさと、それによって生じる本来の業務への支障を懸念している事例があった。市においては相談数も多く、仕事量に大きく影響することが考えられる。

【医師の委員会参加が難しい】は１町２村で挙げられた。「医師の配置で悩んでいた。委員会にも参加してもらえない。確保すら無理だと医師会に言われた」、「とにかく（委員会に）来ることができないため名簿から（医師を）外してくれと言われていて。でもそういうわけにいかない」といった内容からうかがえるように、専門的な見解を述べる役割を担う医師が、教育支援委員会に参加することが難しいといった実態があった。

さらに、【専門性の向上の必要性】に疑問を呈す声も１町で得られた。「技能の向上という部分について、私たちは他の市町村の教育支援委員会を見ることがないため、正直全然わからない。小規模な町や村になればなるほど件数も少なく必要性も年によって全然違うので、これから少子化で、どのように技能向上を目指したらいいのか、必要があるのかどうかもわからない」といった回答からは、小規模の地域が継続的に支援体制を維持することの難しさが読み取れる。

求められる専門性に関して担当者にインタビューを行った結果、【特別支援教育に関

する知識】、【関係者の心情に寄り添いながら話を進める力】、【チームで動く意識】、【連続性を意識した見方】、【困難さに目を向ける】、【各専門家の見解】の6つのカテゴリーが得られた。

【特別支援教育に関する知識】は3市すべてが挙げており、町も2町で挙げられた。「ある程度専門的な知識を持っていてある程度判断に関われる、そういう知識がある方が（望ましい）」、「例えば療育手帳・特別児童手当だとか、そういうものについての知識もないと。実際対応だけではなくてサービス面で、保護者と会ってこういうサービスできますよというアナウンスができないといけない部分もある」、「就学相談するにあたっては合理的配慮（の知識が必要）。それについては先生達も色々悩むため、必要な部分の文言の知識は持っていた方がいい」等の内容が得られた。

【関係者の心情に寄り添いながら話を進める力】においては1町1村で挙げられた。「保護者への伝え方・相談の受け方。親御さんによって受け取り方が違うこともある。この辺りの見極めが非常に難しい。みんながみんな同じように説明するのがいいのかというとそうではない」といった保護者への配慮や、「学校も、保護者の気持ちも、こちらはよく理解しなければいけない」といったように、保護者だけでなく就学先決定に携わる関係者に対しても心情を汲みながら接していくことの大切さが挙げられた。

【チームで動く意識】においては1市1町で挙げられた。「共通理解を図ること。チームで話し合ったことは足並みを揃えてやっていかないといけない。情報を伝えることだけを優先すると、保護者の地雷を踏むこともある」、「『自分だけがこのことについてよく知っている』という発想では困る。一緒に子どものために考えましょうという姿勢が重要。コミュニケーションや常識的な連携を確実に取ることが大事」といった回答が得られたように、就学先決定までの過程においては、単なる専門性の発揮にとどまらず、それを生かすために関係者と連携を取りながら動いていく姿勢が重要だと考えられる。

【連続性を意識した見方】は2村で、【困難さに目を向ける力】は1市で、【各専門家の見解】は1村で、それぞれ回答が得られた。

専門性に関しては、特別支援教育の基礎的な知識が求められることが前提であり、かつチームで各々の専門性を発揮しながら互いに協力する意識を重要視することがうかがえた。

表5-7 専門家の配置・専門性向上について、どのような課題があるかを教えてください。

	【人選・人材確保の困難さ】	【知識理解の不十分さと研修の必要性】	【専門家の負担の大きさ】	【医師の委員会参加が難しい】	【専門性の向上の必要性】
市 (n=3)	2/3 「特別支援教育に詳しい方が(相談員として)入るかどうかは、その各校の実情に応じてなので、入っていないことがある」 「やっぱり(教育支援委員会の)人選が大変。任期は2年。どうしても人が入れ替わる中には教員がいて異動があるんで人選をどういっ風にしていこうかというのは1番迷う」	1/3 「特別支援教育の、特に、発達障害に関わることで、盛んに法律が色々動くがそういう面の理解とか。そういうところが正直不十分です」	2/3 「自分で授業持ちながらこの(相談員の)業務もやってもおらんたちがとても多い。だから先生達の負担は非常に大きい。それから成り手が無い。いつたんなくなってもおった先生は数年やってもらう」 「授業をもってる職員が(巡回等の教育支援業務を)丁寧にやるほど、実際に受け持ってる子どもの指導にかかわれなくなる」		
町 (n=3)	2/3 「今の心理士さんはもう何十年もやっていただいている。年齢も高齢で、いつまでも働いてくれる。常勤で町に心理士さんを置いてもらえば全てをカバーしてもらえらるため、要望を今年から出し始めています」 「無い軸は振れない。WISC取れる職員が今は学校の中にいない。独自に雇ってる臨床心理士に色々教えていただいている。人材はいてもタイミングよくその人に相談員に入ってもらうのは難しいし、退職されたらそういう手伝えしてもらえるようにできるかどうか等、タイミングを含め人材をまっく行かせるか、活用できるかが大変」	1/3 「法律・学習指導要領が変わり、理解するための時間が先生方が取れない。これはもう法律で決まったという情報を共有しながら、実際どうしていくかっていってところの研修のための時間が取れないというのが課題ですかね」		1/3 「医師の配置で悩んでいた。委員会にも参加してもらえない。確保すら無理だと医師会から言われたのでいい悩んだ」	1/3 「技能の向上という部分について、私たちは他の市町村の教育支援委員会を見ることがないので、正直全然わかりません。小規模な町や村になればなるほど件数も少なく必要性も年によって全然違うので、これから少子化で、どのように技能向上を目指したいのか、必要があるのかどうかわからない」
村 (n=4)	2/4 「心理士の先生も長く仕事してらっしゃるので、そろそろ引退したいって言われているので、困った。一軒一軒見ていただける民家もあるんですけど先生の負担も大きいので。ちょっとそろそろ引退を言われて、後任の先生がいらないってところが今ちょっと課題ですね」 「専門職を本当は正規でおきたいんですよね。主に心理職とか。そうすればすごく動いていただけるんですが」	1/4 「スキルアップといことで研修なんかの問題。だからもう少し保育士とか関係の職員で研修ができるといいと思うんですが、そこがなかなか難しいところなんです。時間的な問題が1番大きい」		2/4 「とにかく(委員会に)来ることができないので名簿から(医師を)外してくれと言われている。でもそういうわけにいかない」 「ほとんど参加できないですね。そのため決定されたところで通知を出して内容を見ていただく。名前は載っているけれどもあまり機能しないというのが実態です」	

表5-8 専門家に求められていることは何か、お教えください。

	【特別支援教育に関する知識】	【関係者の心算に寄り添いながら話を進める力】	【チームで動く意識】	【連続性を意識した見方】	【困難さに目を向ける】	【専門分野での見方】
市 (n=3)	3/3 「ある程度専門的な知識を持っている程度判断に関わっている、そういう知識がある方が」「まずはやはり特別支援教育に関する全般的な知識みたいなもの」「一番はその先輩の障害について基礎的な理解を持っていないといけない、例えば療育手帳・特別児童手帳などとか、そういうものについての知識もないと。保護者と会ってこういうサービスでまますよというアナウンスができないといけない部分もある」		1/3 「共通理解を図ること。チームで話し合ったことは足並みを揃えてやっていかないといいけない。情報を早く伝えることを優先すると、保護者の地雷を踏むことも」		1/3 「『大変だ大変だ』といっただけではなくて、どこがその子にとって問題といっかそこが明確にならないと。この子のこまごまとした部分から、こまごまとした部分まで理解した上で対応していかないと」	
町 (n=3)	2/3 「少なくとも発達障害だとか一通りそまわったことについての知識や理解は無いと、それは勿論困る」 「就学相談するにあたって、やっぱり合理的配慮ですかね。それについてはやっぱり先生達も色々悩んでいる。その子にとって本当に必要な部分の文言であったり、そまわった部分の知識は持っていた方がいいい」	1/3 「学校も、保護者の気持ちも、こちららはよく理解しなければいけない」	1/3 「自分だけがこのことについてよく知っている』という発想では困る。一緒に子どものために考えまよという姿勢が重要。コミュニケーションや常識的な連携を確実に取ることが大事」			
村 (n=4)	1/4 「保護者への伝え方であったりその相談の受け方。親御さんによって受け取り方がまた違ってくる言えとあります。この辺り非常に難しい。その辺の見極めとか。みんながみんな同じように説明するのがいいのか？っていい話もあるので」	1/4 「保護者への伝え方であったりその相談の受け方。親御さんによって受け取り方がまた違ってくる言えとあります。この辺り非常に難しい。その辺の見極めとか。みんながみんな同じように説明するのがいいのか？っていい話もあるので」		2/4 「やっぱり継続的に見ていただけることかなと。日々子どもとかかわって成長を見ていただけること。子どもの見立てといっか、成長の子測も含めそまいところを見ていただける方がいいかなと思っている」 「現時点でなく長いスパンを、将来を視野に入れて意見を言える見解を持ったアドバイザーができる人が必要。目先の事だけじゃしよがないので」		1/4 「それぞれの専門分野での見方。OT、ST等の見方と、教育相談員の見方は結構ぶつかるといっか、話がされるのは良いと思っ

（４）関係機関の連携の現状と課題

関係機関の連携に関する取組については表５－９、課題については表５－１０にそれぞれ示す。

各市町村においては早期支援体制が確立されており、発達や子育てについての悩みを抱えた保護者が相談を行える機関の整備がされてきているが、今回の調査にあたっては、就学先決定に関係する取組内容を対象として、カテゴリー分類を行った。その結果、【相談員による巡回相談】、【判定後の状況調査】、【幼保小接続カリキュラムの実施】、【保健課／福祉課との連携】、【医療機関との連携】、【高校との連携】が挙げられた。

【相談員による巡回相談】については 10 市町村すべてで相談員（心理士、作業療法士、保健師等も含む）が定期的な巡回相談を行っている。気になる子を観察から拾い上げたり、保護者や担任との面談をしたりと、各市町村の実態に合わせて行い、就学相談につなげている。

【判定後の状況調査】は 1 市 2 町 1 村で挙げられ、就学判定後も児童生徒の状況を確認してフォローアップする取組が実施されていることが明らかになった。学校での様子の観察や支援の引継ぎ等の確認を行う機会としても、重要性が高いことが示唆された。

【幼保小接続カリキュラムの実施】は 1 市 1 町で挙げられ、幼保小の連携を重視した接続カリキュラムを推進していることが明らかになった。

【保健課／福祉課との連携】、【医療機関との連携】については委員会への参加が挙げられたが、それに先立ち、各機関で得た児童生徒や保護者の情報提供や交換を行う等の工夫をしているという語りが得られた。

【高校との連携】においては、市町村外へ進学する生徒もいることから追跡調査の難しさがうかがわれるが、巡回相談の実施は 1 市で挙げられ、幼保小中高での情報共有の会議も 1 村で挙げられた。

一方で、課題をカテゴリー別に分類すると、【情報の共有・取り扱いの難しさ】、【会議等の日程調整の難しさ】、【高校との連携】、【各機関で把握している子どもの姿の違い】、【学校の理解・協力が得られない】の 5 つが挙げられた。

市で 1 回答、町で 1 回答、村で 3 回答がそれぞれ得られた【情報の共有・取り扱いの難しさ】からは、「保から小、小から中に情報提供するけれど、聞いてくれた人はほぼ担任にならない。情報も伝わらない」、「学校につないだあとの情報がいかに取り扱われてその振り返りができているのかが大きな課題。色々聞いていくと（関係書類が）校長室の金庫に眠っていることもある」等の回答が得られた。また、「お子さんの情報について共有はするんですが、すべての情報を共有するのではなく、どう守秘義務を意識するか」といった個人情報配慮の視点から課題を挙げた町があった。情報の共有や活用が求められているが、ライフステージ間の切れ目での滞りが懸念されていることが明らかになった。

【会議等の日程調整の難しさ】については町で 1 回答、村で 2 回答が得られた。連携

するにあたって「事務手間。日程調整は本当に大変」、「日程調整は永遠の課題。委員のメンバーが全員揃うのが難しい。当初決めてもなかなか難しい」、「ドクターは本当に予定が空かない。頻繁に行いたいけれど、なかなか日程調整ができず、3回の予定が1回になってしまう事はかなりある。学校も結構、行事や用事がある」といった回答があった。

【高校との連携】については、1市で「高校の場合は範囲が広がってしまう。この地域から離れたところの高校に通う子の中にも支援が必要な子が当然いる。中学校卒業後、連携をしていく上では高校側にもさらに理解を深めていただいて、情報共有できるような関係づくりをしていくことが必要か」という回答が得られたように、高校生に対してはフォローアップ体制が十分に作れず、生徒の実態がつかみづらく、支援が滞ってしまう市町村が各地にあることが推察される。市においては規模が大きく、町村と比較して個々の児童生徒の情報がつかみづらい可能性も背景にあると考えられる。今後、高校との連携強化を推進していくことが求められる。

その他、【各機関で把握している子どもの姿の違い】が1市、【学校の理解・協力が得られない】が1村でそれぞれ得られた。

表5-9 貴市町村が、各連携機関とどのように連携を図りながら就学相談を行っているかお教えください。

	【相談員による巡回相談】	【判定後の状況調査】	【幼小接続カリキュラムの実施】	【保健課／福祉課との連携】	【医療機関との連携】	【高校との連携】
市 (n=3)	3/3 ・相談員による巡回相談を行う	1/3 ・就学判定後に観察・会議等で状況調査を行う	1/3 ・学校や幼稚園の公開を行い、相談員が児童生徒の様子を見てフォローアップの機会とする	3/3 ・定期健診から相談につながる	3/3 ・病院での支援会議(1/3) ・医師の委員会参加(3/3)	1/3 ・市外の高校に進学した生徒の学校に訪問して情報共有を行う
町 (n=3)	3/3 ・相談員による巡回相談を行う	2/3 ・就学判定後に観察・会議等で状況調査を行う	1/3 ・学校が保育園の様子を見に行ったり、保育園は入学を見据えて支援方法を工夫したりしている	3/3 ・保険福祉課と連絡をとって情報交換を行う(1/3) ・定期健診から相談につながる(3/3)	3/3 ・医師の委員会参加	
村 (n=4)	4/4 ・相談員による巡回相談を行う	1/4 ・就学判定後に観察・会議等で状況調査を行う		4/4 ・定期健診から相談につながる	4/4 ・医師の委員会参加	1/4 ・幼小小中高の職員と、推進員、相談員、心理士が村内の要支援児童についての情報交換を行う会議を開催

表5-10 各関係機関との連携について、どのような課題があるかを教えてください。

	【情報の共有・取扱いの難しさ】	【会議等の日程調整の難しさ】	【高校との連携】	【各機関で把握している子どもの姿の違い】	【学校の理解・協力が得られない】
市 (n=3)	1/3 「保から小、小から中に情報提供するけれど、聞いてくれた人はほぼ担任にならない。情報も伝わらない」	1/3 「高校の場合は範囲が広がってしまう。この地域から離れたところの高校に通う子の中にも支援が必要な子が当然いる。中学校卒業後、連携していく上では高校側にもさらに理解を深めていただいて、情報共有できるような関係づくりをしていく必要がある」	1/3 「小学校と保育園で生活のリズムやスタイルが違ったら、子どもが見せる課題も変わってくる。保育園の時はちよっと心配だけだったことなかったものが、小学校に行ったら開くと言った。そうすると小学校は『あの保育園の先生は何も言っていない』。保育園は『保育園の時はちゃんとしたのに何やっぺんの学校は』、どなる」	1/3 「小学校と保育園で生活のリズムやスタイルが違ったら、子どもが見せる課題も変わってくる。保育園の時はちよっと心配だけだったことなかったものが、小学校に行ったら開くと言った。そうすると小学校は『あの保育園の先生は何も言っていない』。保育園は『保育園の時はちゃんとしたのに何やっぺんの学校は』、どなる」	
町 (n=3)	1/3 「大きくは守秘義務。子どもの情報について共有はするんですが、すべての情報を共有するのではなく守秘義務をどう持っていくかってこと。保護者の同意を得ながら、結果返しもここではこうやって使わせていただきます、一緒にやります、とか。あるいは合意形成のどこでの同意も、聞いてから進めていく」	1/3 「事務手間。日程調整は本当に大変」			
村 (n=4)	3/4 「単体同士の情報はすぐお持ちなんですけれども、支援委員会でお話聞いて初めて知ったってこともあって、もう少し情報共有ができればいいのかなど。やはり今後は赤ちゃんから18才まで一元化して、総合的な支援をということで、継続していく支援っていうのがすごく難しいかなと。課題ですね」 「小～中、中～高で、なかなかうまく引き継ぎができない。細かい連携ができない。先生方も変わるし、それが難しいところですね。シート等に情報書いて、一応先生方見ると思うんですが、あまり活用されてない。フィードバックされてない」 「学校にないだあとの情報がいかに取り扱われてその振の通りができていないのか大きな課題。色々聞いていくと(関係書類が)校長室の金庫に眠っていることもある。そういった情報がいかに取り扱われているかっていうのは課題です」	2/4 「日程調整は永遠の課題。委員のメンバー全員揃うのが難しい。当初決めてもなかなか難しい。特に心理の先生は曜日が決まっているんです。学校も会議があったりして」 「ドクターは本当に予定が空かない。頻りに行いたいけれど、なかなか日程調整ができず、3回の予定が1回になってしまふ等の事はかなりある。学校も結構、行事や用事がある。調整は厳しい」			1/4 「こちらの考え方を小中学校にお伝えしているんですけども理解してもらえない。保育園に足を運んでお子さんの把握に努めてほしいといったことなど。問題の根本的なことは何かと考えると、学校の教員の理解啓発が不十分、知識不足がある」

2. 就学先決定に係る合意形成について

(1) 合意形成の捉え

平成 25 年の学校教育法施行令改正により、就学先の決定においては、最も適切な学びの場と教育内容について本人・保護者と合意形成を行うことが重要視される方向となったのは先述した通りである。

本研究において市町村は、教育委員会が“合意形成“という概念をどのように捉えているかということを調査し回答を求めた。結果については表 5－11 に示す。

「どのような状態になることが『合意形成が図られた』と捉えているか」という質問に対し、市町村からは【教育的ニーズや支援方法、学びの場について、保護者と委員会（学校）の見解が一致すること】、【保護者が委員会の支援方法や就学先判断を受け入れる・納得してもらうこと】という 2 つのカテゴリーに分類される回答が得られた。

「必要な情報を理解した上で納得していただいて、方法が決まってくるというのが合意形成のあり方」、「情報を出した上で、できることとできないことを明確にして、より良い方向を探って、保護者が了承し、理解・同意が得られた時」といった回答もあったように、就学先の決定においては、保護者が提供された情報を十分に理解していることを前提に行われるべきという声もあった。いずれの市町村も、最終的な判断は保護者の意向を第一としており、それに沿って進めていくことを前提としている。

合意形成を行う上では、保護者自身が判断に必要な情報を理解して、かつ希望する就学先について明確な意見を持っているという状況が前提にあることが不可欠であると推察される。

(2) 就学先決定に係る合意形成の課題

課題については表 5－12 に示す。カテゴリー分類を行った結果、【就学先について、保護者の希望と市町村の判断が異なる】、【保護者対応の難しさ】、【学区内に学びの場が無い】、【合意形成に必要な話し合いの時間の確保】、【学びの場についての教員の理解不足】といった課題が挙げられた。

【就学先について、保護者の希望と市町村の判断が異なる】について、「一致しない場合にどのように対応していくか」、「委員会の判断と異なる結果を保護者が導き出したとしても、いかに合意形成ができるかだと思っている。そこをどうするかというのは、担当者と保護者の関係性もある。関係性が無い人が話をすると保護者が納得できないケースもある」といった回答からは、判断が異なってしまった後に、保護者と合意形成をはかっていく難しさがうかがえた。また、「判断を受けたお子さんのご家庭が、（入学後に）『やはり別の学びの場がいい』と。二段階の要求になってきた時に、学校が対応に苦労した」といった、決定後の保護者の意向の変化が挙げられた。

【保護者対応の難しさ】は 1 市 2 町 2 村で挙げられており、「担当者は、保護者がわかっていることを前提に話を進めているような気がする。実際は、『あの時説明したけのに…』ということがあったり、若干違う風に捉えていたり」、「合理的な配慮を超える

ような要求を町が飲まざるを得ない。通常の学校では対応に限られるという話をしているが、不満が出てしまう。実際やっていると学習面での不安が出たり、保護者が対応しないといけない部分が出てきたり、「親御さんに対する説明が難しい。説明の仕方も。なかなか理解してもらえないこともある」等の回答が得られた。

ともすれば保護者との対立を生じてしまう事態も予測されるほど、就学先決定という業務の重要度は高く、責任感も伴う。慎重に慎重を重ねた上で取り組む一方で、必ずしも保護者との意見が一致するとは限らないことに対しての困難さを抱えていることが示唆される。

【学区内に学びの場が無い】については、「知的障害学級の判断が出ているが、その学級が設置できない場合があった。合意形成は出来ているけれど、就学先の判断と異なった対応をしないといけない時。合意したものを、どういった他の形で支援してあげるかというのが大きく課題としてある」といった回答が1町で得られた。

その他、【合意形成に必要な話し合いの時間の確保】、【学びの場についての教員の理解不足】がそれぞれ1市で挙げられた。

表5-11 貴市町村では、どのような状態になることが「合意形成が図られた」ととらえているか、お教えください。

	【児童生徒の教育ニーズ・支援方法・就学先について保護者と委員会(学校)の意見が一致すること】	【保護者が委員会の支援方法や就学先判断を受け入れる・納得してもらったこと】
市 (n=3)		3/3 「基本的には学校主体となって保護者と合意形成はかかるが、市教委や関係機関と関わらなければ、必要な情報を理解した上で納得していただく、方法が決まってくるというのが合意形成のあり方」 「基本的には委員会の判断が出て、親がその委員会の判断で承諾をいただいている。そこで決まった時なのかなって」 「保護者が納得してくれること。本当は(保護者と委員会の)双方納得すること」
町 (n=3)	1/3 「決定に対して教育支援委員会や教育委員会での考えと、保護者のご意見が一致したときかな、形成がはかられたっていうのは。その前にいただきたいかなどの段取りを取るんですけど」	2/3 「情報を出した上で、できることとできないこと明確にして。より良い方向を探って、保護者が了承し、理解・同意が得られた時」 「就学結果の報告書を見せて、支援委員会の方向を伝え、保護者に納得していただくとき」
村 (n=4)	2/4 「保護者に子どもたちの様子を理解してもらったこと。保護者は自身を理解して子どもの将来を考えて『それいいな』となったとき。要するに判断と保護者の希望が合致した時が合意形成ができたと言える」 「お母さんと私たち行政とその進学する在籍している学校長の三者が、それで納得できるというのが一番かなとは思ってるんですけど」	2/4 「1番は保護者の同意だと思います。学校の先生方は判定すればそれなりに理解はされるので。1番は保護者ですね」 「保護者に子どもたちの様子を理解してもらったこと。保護者は自身を理解して子どもの将来を考えて『それいいな』となったとき。要するに判断と保護者の希望が合致した時が合意形成ができたと言える」

表5-12 貴市町村の、就学先決定に係る合意形成の課題についてお教えください。

	【就学先について、保護者の希望と市町村の判断が異なる】	【保護者対応の難しさ】	【学区内に学びの場が無い】	【合意形成に必要な話し合いの時間の確保】	【学びの場についての教員の理解不足】
市 (n=3)	2/3 「判断と通算就学っていうのはある。『我々の意見は意見として尊重してほしい、だけど僕が人々を特別支援学校に入れたのは絶対にしません。だから話合いながら決めていきます』というのは保護者に言っている」 「一致しない場合にどのように対応していくか」	1/3 「担当者は、保護者が分かっていることを前提に話を進めているような気がする。実際は、『あの時説明したのに…』というところがあったり、若干遠慮に招き寄せたり。保護者の目線に立って逆に間に立つ相談員とかが聞いてあげたりする。その所はどうですかって学校に投げかけたり、丁寧にやらないと」	1/3 「知的障害学校の判断が出ているが、知的障害学校が設置できない場合があった。合意形成は出来ていないけれど、就学先の判断と異なった対応しなくてはならないとき。判断と異なる時に、合意したものをどこまでかかのかの形で支援してあげるかというのが大きな課題としてある」	1/3 「支援会議の回数を重ねなければいけない。時間的なもので、どうやってその時間を確保していくか。関係者も当然必要に応じて含めて出席する場合があります。あったりすると、かなりの日程調整が変更になってしまいう」	1/3 「例えば特別支援学校への進学を勧める。その学校の教育課程とか、実際に行って見ている先生がいるとか、どういって教育をしているとか、そういうことを知らないまま特別支援学校の進学はどうかといったアプローチが本来、当にいいのか。送り出す側も受け入れていただく側の支援のことについて周知したりしておくのは学校側の一つの課題としてある」
町 (n=3)	1/3 「判断を受けたお父さんのご家庭が、(入学後に)『やはり別の学びの場がいい』と。二段階の要求になってきた時に、学校が対応に苦労した」	2/3 「(子どもの実態や今後の学びの場について)相談担当者が保護者に)伝えなきゃいけない部分があると思うんです。でもそれは苦しい部分がある。で、それをやったり自分との責任としてきちんと伝えられるかどうかってのはとっても大事。そういう姿勢で臨まない、先送り先送りして最後の最後で苦しくなって、土壇場になってなんだったって話に。そこへんは、特に今もめてるわけじゃないけれど、もう少し早く対応できた方がいい事例もあります」 「合理的な配慮を超えるような要求を町が飲まざるを得ない。小中学校では対応が限られるって言う話をしてはいるんですが、不遇が出てしまふ。実際やっていくとその学習面での不安だったりの保護者や対応しないといけない部分が出てしまふ。また、合理的な配慮が、というか、合理的な配慮を超えるような要求を町が飲まざるを得ない。みたいなところがある。保護者がインクルーシブっていうのはわかるけれど、こまごま言い方は失礼ですが、その言葉を使って配慮を求めてくる。保護者の立場からするとそういった想いは当然なのかもしれないけれど」	1/3 「(子どもの実態や今後の学びの場について)相談担当者が保護者に)伝えなきゃいけない部分があると思うんです。でもそれは苦しい部分がある。で、それをやったり自分との責任としてきちんと伝えられるかどうかってのはとっても大事。そういう姿勢で臨まない、先送り先送りして最後の最後で苦しくなって、土壇場になってなんだったって話に。そこへんは、特に今もめてるわけじゃないけれど、もう少し早く対応できた方がいい事例もあります」 「合理的な配慮を超えるような要求を町が飲まざるを得ない。小中学校では対応が限られるって言う話をしてはいるんですが、不遇が出てしまふ。実際やっていくとその学習面での不安だったりの保護者や対応しないといけない部分が出てしまふ。また、合理的な配慮が、というか、合理的な配慮を超えるような要求を町が飲まざるを得ない。みたいなところがある。保護者がインクルーシブっていうのはわかるけれど、こまごま言い方は失礼ですが、その言葉を使って配慮を求めてくる。保護者の立場からするとそういった想いは当然なのかもしれないけれど」		
村 (n=4)	2/4 「判断と異なった就学の場合。その判断が100%その子にとって、正しい判断ってことは言えない。本人の伸び率それから保護者の家庭の環境もある。親とよく合意形成できない。きょうだいが小中学校にいるから行かせたいとか、地域の人がうちの子見てほしいとか、そういった想いがあふ」 「委員会の判断と異なる結果を保護者が導き出したとしても、いかに合意形成ができるかだと思っている。そこをどうするかというのは、担当者や保護者の関係性もある。関係性が無い人が話をすると保護者が納得できないケースもある。そういう課題の方が大いにあるかなと。専門性や専門職の役割が重要かと」	2/4 「地域としてのかわわが密になっているので。例えば特別支援学校に入ったらそこの子っていう風に言われるかもしれない心配もある。外から見た子どもが心配になっちゃうお母さんとか。だから特別支援学校に対する抵抗感も強いし、こまごま聞かれてくるような気持ちになるとか、その適切な学びの場っていうのが、私たちとしては情報として知っているけど、お母さん達からすると『できない子』っていう風になるんじゃないかって。地域とかかわわが密なので、そういう心配を保護者がしている」 「親御さんに対する説明が難しいです。説明の仕方もあるから理解してもらえないことも。理解のある親御さんならいいんですけど、いろいろある方々の方で。」	2/4 「地域としてのかわわが密になっているので。例えば特別支援学校に入ったらそこの子っていう風に言われるかもしれない心配もある。外から見た子どもが心配になっちゃうお母さんとか。だから特別支援学校に対する抵抗感も強いし、こまごま聞かれてくるような気持ちになるとか、その適切な学びの場っていうのが、私たちとしては情報として知っているけど、お母さん達からすると『できない子』っていう風になるんじゃないかって。地域とかかわわが密なので、そういう心配を保護者がしている」 「親御さんに対する説明が難しいです。説明の仕方もあるから理解してもらえないことも。理解のある親御さんならいいんですけど、いろいろある方々の方で。」		

3. 教育支援体制の構築に向けての課題

教育支援体制の構築に向けて課題と感じていることを表5-13に示す。カテゴリー分類を行った結果、【判断と異なる就学先を選択した場合の基礎的環境整備／合理的配慮を決めていく難しさ】、【障害種別・状態に応じた学びの場の少なさ】、【複数の業務をかけもつ負担感の大きさ】、【学びの場の指導形態に対する認識のずれ】、【教育支援にかかる時間】、【現場の教職員の困り感】といった課題が挙げられた。

【判断と異なる就学先を選択した場合の基礎的環境整備／合理的配慮を決めていく難しさ】については2市1町で挙げられ、「施設面で出来る限りのことはするけれど、障害を持っているお子さん達は大変な思いをするだろうし、危険回避のためには職員・周りの児童生徒も協力していかないといけない」といった、人的な配慮体制を整備することの難しさについての回答があった。また「教育環境をどこまで整えることができるかということに関してはおうちの方と『ここまでは教育委員会としてできます。でもこれはおうちの方が学校に来てやってください』と。そういう具体的なところを決めていく難しさが就学先における課題」、「合理的な配慮も、どこまでやったら・決めたらいいのか分からないし。特別支援学校判断のお子さんがあると、町として支援員をつけないと学校が困る。町としての負担も限界がある。ただ、保護者にしてみれば『あの子に支援員がついているのにこっちはどうしてつけてくれないの』となってしまう」といった回答からは合理的な配慮について保護者と合意形成していく過程の悩みがうかがえる。

【障害種別・状態に応じた学びの場の少なさ】について、1市1町1村で挙げられており、「ここは選べる特別支援学校が少ない。また小規模校だと特別支援学級の数に偏りがあり、なくなるかもしれない。そういう中で就学先を保護者と一緒に決定していくときに、自ずと範囲が狭まってしまう。制約がかかってしまう」、「知的障害学級の判断ではないけれど、行動障害があって、小・中学校で授業を受けるのは非常に難しいというお子さんの進学先に困る。重い自閉症で、知的な遅れを伴わない子が多い。（適していないのに）小・中学校で無理に受け入れると、その子たちの自己肯定感を低める原因になる」、「就学先（の小・中学校）は今のところ小・中一校ずつしかない、他の市だったら通級による指導があるけれど。進学先の決定はもう選択肢がない」といった回答からは、児童生徒が最も適していると思われる学びの場が、地域資源等の様々な事情により提供できない等の悩みがうかがえる。適した学びの場が遠方になってしまうと、通学や送迎等、多くの制限が生じてしまい、結果として消去法的に就学先決定を行わざるを得ない状況になってしまう事例があった。村においては担当者だけでなく保護者も、適した学びの場を選択できる状況に無いことが明らかになった。

【複数の業務をかけもつ負担感の大きさ】は3村で挙げられており、「役場の事務、児童虐待等の業務があり、幅が広くて大変。子育て支援、学童保育も扱う」、「教育相談だけではなく個別相談もあり、業務を多くやっていただいているため、もう一人くらい教育相談・就学相談を分けた職員で配置したい。教育相談・就学相談をメインで行えれば、相談員もアセスメントに集中できる」等、人口規模が小さな村ならではの業務体制

による負担感の大きさが挙げられた。少子化や人口の縮小が著しい町村においては、今後の就学先判定にかかる児童が見込めないといった懸念もあり、教育支援担当者に十分な人手を配置することが困難な苦しさがある。こういった地域が増加する可能性を踏まえ、教育支援の担当者だけでなく関係する機関が連携して児童生徒の早期からの支援に携わることが急務である。特に、小規模地域ならではの情報ネットワークを生かし、関係者との体制づくりや情報提供に努めている村があるように、機関同士の結びつきを強める包括的な体制づくりが求められると考えられる。

【学びの場の指導形態に対する認識のずれ】については1市で挙げられ、「保護者や教職員の、特別支援学級に対する考え方。特に『国語と算数だけ行ってくればいい』という考えが多い。『自立活動そのものを知らない』『作業してれば自立活動』という捉えもある」という回答から、保護者・教職員と担当者、両者の学びの場に対する認識が異なっている可能性がうかがえる。

【教育支援にかかる時間】、【現場の教職員の困り感】についてはそれぞれ1市で挙げられた。

4. 教育相談・就学先決定における取組と成果について

各市町村教育委員会の、教育支援の取組に関する成果についてまとめた結果を、表5-14に示す。カテゴリー分類を行った結果、【相談体制の充実】、【早期支援体制の充実】、【関係機関ネットワークの構築】、【巡回相談の実施】、【幼保小連携】、【つなぎのフォロー】、【保護者への理解啓発】、【学校見学・体験】、【ガイダンス実施】、【判断後の状況調査】、【第三者としての介入】、【保護者の実態に合わせた支援】という結果が得られた。

特に、複数の市町村で【相談体制の充実】【早期支援体制の充実】といった、保護者のニーズに応えた支援体制の整備が進んでいることが示された。「就学判断にかかるまでにはいかないが、園が心配な子ども、親がまだ委員会にかかることを承諾してくれていない子ども等を対象に教育相談を行う。子どもの様子の観察、保護者との懇談を行い、小学校に情報提供をしてフォローアップをよびかける」といった就学相談の前段階での児童の拾い上げや、「園・学校と保護者の橋渡しをしていただく療育コーディネーターの充実。未入学時の就学に関しても市のコーディネーターと関わって行き、医療センターの同行受診等も一緒にしていただけるので非常にありがたいという声が園や学校から届いている」といった実態把握に努めるコーディネーターの充実等、市町村の実態に合わせた取組が行われている。

また村においても、「虐待等も含めた、包括的な子ども支援を扱う。子どもが不安定な要素の裏には全部家庭が背景にあるため、母親支援も行う。特に最近は虐待のケースが非常に多いので、そこから相談に入り、必要があればその後につなげていく」といった回答が挙げられたように、教育支援以外の複数業務を担当することで、よりその家庭が抱える問題の本質に迫っていけるといった特色もある。そして「規模が小さいがフットワークの軽さがあり、学校や保育園で困っていたり呼ばれたりするとすぐに行ける。保護者からの相談があったときも何時から検査実施といったことがその場で決められる等、一連の流れがスムーズ」といった回答からは、狭い地域ならではの人間関係のつながりの深さを生かした支援を行っていることがうかがえる。

【関係機関ネットワークの構築】、【幼保小連携】、【つなぎのフォロー】といったカテゴリーの回答からは、機関連携の重要さが挙げられた。特に幼保小の職員間のやりとりの機会を設定したことにより「保育園と小学校が非常に密接につながってきているので、配慮を要する子どもの共通理解がしやすい。気兼ねなく見に行ったり聞いたりする関係が定着してきている。そうすると園と学校とが保護者を交えてやっているという時に見通しをもって相談を進めていくことができやすい」、「保護者が小学校に関して感じるギャップを薄めるため、学校見学を推奨したり同行したりしている。何回か学校に行くことで保護者が『学校の敷居がそんなに高くない』『先生たちに気軽に話しかけてもいい』と感じる声を聞いている。そういった仕組みができるとすごく楽だと感じる」という実感を得られたことが挙げられている。また、【幼保小連携】、【つなぎのフォロー】【判断後の状況調査】を行った市町村は、ギャップを生じやすい園と学校への双方向へのアプローチによって、両者が互いの場を深く知るきっかけとなったり、今後を意識した支援方法を

実践したりといった手応えを感じていた。早期の支援体制が整備されてきている一方で、環境の変化によってこれまで受けてきた支援や保護者との関係が途切れてしまうことの無いよう、特に切れ目と言われる時期において、関係者は引継ぎ等に十分に留意する必要があると考えられる。

表5-14 貴市町村の、教育相談・就学先決定における取組と成果についてお教えください。

[illegible]

5. A地域まとめ

本章の調査より示された結果を、以下表5-15にまとめる。

表5-15 A地域まとめ

1. 教育支援体制の構築に向けた現状と課題 (1) 保護者への支援（情報提供、相談等） ・様々な要因により、相談につなぐことに難しさがある。 ・就学相談や特別支援学級に対するマイナスなイメージを抱く保護者がいる。 ・家族内で意見が対立することがあり、担当者としての対応が難しい。
(2) 判断シート等のツール ・記載された内容を共有するために、機関同士で工夫する必要がある。 ・書類の記入で終わるのではなく、コンセプトや使用方法についての理解が必要。 ・シートについて評価・改訂する時間的な余裕がない。
(3) 専門家の配置・専門性向上／求められる資質・専門性 ・相談員の、特別支援教育に関する知識理解を深めたい。 ・研修を行いたいが、時間的な問題があって難しい。 ・制度や法規など、頻繁に変わる点を把握する必要がある。
(4) 関係機関の連携 ・会議等の日程調整が困難であり、関係者が揃いづらい。 ・心理職の確保が困難である。 ・医療機関との連携構築が課題である。
2. 就学先決定に係る合意形成 (1) 合意形成の捉え ・いずれの市町村も最終的な判断は保護者の意向を第一としており、それに沿って進めていくことを前提としている。
(2) 就学先決定に係る合意形成の課題 ・就学先について、保護者の希望と市町村の判断が異なった場合の対応が課題である。 ・保護者との関係に留意しながら相談を進め、就学先決定をする難しさがある。
3. 教育相談・就学先決定における課題 ・判断と異なる場合の基礎的環境整備・合理的配慮を決定していく難しさがある。 ・障害種別に適した学びの場が少なく、選択肢が自ずと限られてくる。 ・村において、複数業務をかけもつ相談員の負担感が大きい。
4. 教育相談・就学先決定における取組や工夫の成果 ・健診で気になる子を拾い上げ、就学等を見据えた相談につなげる体制が整っている。 ・関係機関との連携により、保護者へのアプローチが形となってきている。 ・保護者からの相談に応じられる体制が整っており、個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。

Ⅳ. 長野県の各自治体の課題解決に向けての検討

1. はじめに

A地域の調査においては、早期支援・相談体制の構築と機関連携の円滑化により、本人・保護者のニーズに応じた支援の提供が実施できていることが示された。規模の小さな市町村ではその地域の特徴を生かし、関係機関同士の情報の共有に努めたり、保護者全員に対してガイダンスを実施し理解啓発を行ったりといった工夫が明らかとなった。一方で、関係者で合意形成を行っていく過程においては、学びの場の選択肢が少ないことや、保護者と担当者との見解の違いが生じた際の対応の難しさが挙げられた。

本章の調査において示されたA地域が抱える課題が、長野県内の他地域においても同様に存在するかを明らかにするため、長野県教育委員会特別支援教育課が定期開催している推進員会議に参画して協議を行うこととした。特に「保護者支援（情報提供・相談）についての課題」、「教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等の作成・活用における課題・工夫」、「専門家（相談員・心理職・医師・訓練士）の配置／求められる資質・専門性」、「関係機関の連携についての課題」、「就学先決定までの一連の流れにおいて合意形成を図る際の課題について」、以上5点をキーワードとして取り上げ、共通する課題をまとめ、各市町村が抱える課題の解決に向けた手段を検討することをねらいとした。

2. 概要

（1）目的

A地域で得られた結果を基に、各地域（A地域、B地域、C地域、D地域）のバックアップ業務を行っている特別支援教育推進員を対象とし、教育支援（教育相談・就学先決定）において課題と感じていることの聞き取りを行う。各自治体の現状や課題を明らかにし、長野県の今後の就学にかかる教育相談・就学先決定の在り方について提案を行う。具体的には、就学先決定における合意形成に焦点を当て、合意形成のとらえ方や合意形成に至るまでのプロセス、そのプロセスにおける課題等について検討することを目的とした。

（2）対象・会場・実施日時

長野県教育委員会特別支援教育推進員4名を対象とした。

実施日時は平成30年12月4日（水）13:00～14:00で、長野市にある長野県庁西庁舎一階会議室にて実施した。

(3) 実施内容

①情報提供

グループ協議の参考となるよう、本研究において調査を実施したA地域の知見（先述した表5-15）の提供を行い、それに基づいて各地域の実態の協議を行った。

②グループ協議

I. 教育支援の体制構築に向けた現状と課題

- i 保護者支援（情報提供・相談）
- ii 教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等のツール
- iii 専門家（相談員・心理職・医師・訓練士）の配置／求められる資質・専門性
- iv 関係機関の連携

II. 就学先決定にかかる合意形成を図る際の課題

(4) グループ協議において出された各地域の課題

I. 教育支援の体制構築に向けた現状と課題

i. 保護者支援（情報提供・相談）

《協議の柱—A地域の現状—》	
①一部の保護者の特別支援教育に対するマイナスなイメージ・抵抗感が課題として挙げられる。可能な限り早期から相談につなげたい自治体・保育園と、保護者側とのズレが生じ、結果、駆け込み相談となってしまう例がある。	
②子どもの養育に深く携わっている母親が個のニーズに応じた支援の必要性を感じていても、父親や祖父母の反対を受けて板挟みになってしまう。	
③「特別支援学級に入ったら高校への進学は無理?」「通常の学級に戻れない?」等、長期的な視点で考えた保護者が、就学相談に踏み切りにくい現状がある。またこういった疑問に対して、担当者も明確な答えや前例を示しづらい。	
B地域	①について ・ マイナスイメージは確かにあるが、早期の支援体制が構築されている地域においては、特別支援教育に対する抵抗感が薄れている傾向にある。 ・ 保護者が支援の継続を希望することが多く、早期から相談につなげたい担当者とのずれが生じにくい。 ②について ・ 支援の継続希望、通常の学級に対する不安感等の理由から、祖父母の反対があっても特別支援学校を選択する場合がある。

	③について ・小規模市町村が抱える課題として、“業務の多さ”、“業務の掛け持ち”、“担当者の教育経験の無さ”がある。
C地域	①、②について ・特別支援に対する抵抗感はある。原因は祖父母による反対だけでない。例えば母親の病気等の問題を抱える要支援家庭に対しては、早期からの支援体制構築の難しさがあり、就学相談につなげにくい。 ・複数の関係機関と連携する必要がある。 ③について ・進学先の決定に対する学校の意識の低さが保護者の焦り・不安につながる。
D地域	①について ・特別支援教育に対するマイナスイメージは徐々に減ってきている。 ・積極的な支援活用の背景には、幼保時代の支援を望む保護者と、それに伴って特別支援学級の体制整備が進んでいることが考えられる。 ②について ・母親と家族との価値観の相違による対立によって相談の滞りが生じることがある。 ③について ・相談を希望しない保護者との関係構築の難しさがある。

ii 教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等のツール

《協議の柱—A地域の現状—》	
①ハンドブック掲載の就学関係シートを参考に改訂を加え、昨年度から今年度にかけて導入している市町村がほとんどだが、一方で改定する時間が無かったり、今までのシートの評価（どういった点が不十分か）についての検討ができなかったりするため、従来そのままの書類を使用している市もある。 ②活用（合意形成を行うための検討材料としての使用）に関しては具体的なイメージを持ってない担当者も多く、「個人情報の記入」に終始している現状がある。	
B地域	①について ・県のシートの良い部分を加える等改訂をする上で、（担当者が）必要と思われる観点を見いだせない。 ②について ・あまりコンセプトを理解せず、形式をそのまま使用する市町村が多い。子どもにとってどういう支援が必要で、それが可能な学びの場はどこかといったニーズを探る視点に欠ける。
C地域	①について ・内容を十分に理解した上での使用かと言うと、必ずしもそうではない。規模が大きな自

	治体は県のシートを使用している。 ②について ・シートの使用方法を十分に理解できていない自治体がある。研修会でレクチャーすることが必要ではないか。
D地域	①について ・市は自治体独自のシートを使用している所が多い。 ・町村は新しい県の形式を導入している所もある。ただ課題としては事務関係職員が一人のみの市町村等、検討シート等を作成できる人がいない。使っているけれど不十分といったところがある。 ・学校としたら教員の異動が市町村を越えてあるため、なぜシート類が同じものにならないのかという疑問の声がある。異動先でも同じシートであれば経験があり、やりやすいという声が出ている。 ②について ・A地域と同様

iii 専門家（相談員・心理職・医師・訓練士）の配置／求められる資質・専門性

《協議の柱—A地域の現状—》	
①人口規模が小さな町・村においては心理職の確保が困難である。また、少子化が進み教育相談にかかる子どもが見込めない年度もあり、今後の人材確保・育成に疑問を感じている町があった。 ②相談員の（インクルーシブ教育や新学習指導要領など）教育の動向についての理解が不十分。	
B地域	①について ・小規模な町村だけでなく市ですら困難。医療関係者・福祉関係者というと更に難しいと町村レベルにおいては感じる。一つの対策事例として、複数の町村で広域的に委員会を立ち上げ、特別支援教育のエキスパートを集めて、教育医学の専門家としての意見を求めるようにしている所もある。 ②について ・相談員の中に教育経験者、校長経験者も含めて、教育経験者を入れている市町村が多い。そういう方はインクルーシブ教育・学習指導要領については理解している。ただ人口1,000もいかない町村に、教育経験者の配置は難しく、そういった方達に知識理解を求めるのは難しい。 ・相談員は教育現場・保育現場を経験した者でないと難しい。
C地域	①について ・今後、WISC等の心理検査に教員が携われるのか、そういった見通しも不透明なところがある。 ②について ・エリアを区切って把握・統括する指導主事を置くのはどうか。

	・小さな町や村は困り感がある。校長等、教育関係者がいれば良いが、特別支援教育の経験者でなければ難しいのでは。常に巡回してフォローを行える人物・体制を作ることが重要だと思っている。
D地域	①について ・心理職を二人体制でやっていたり、市町村費で大学から推薦をもらって正規採用したりする市町村がある。それ以外は嘱託で高齢化、資格もない状態。どこも数年先、誰を雇うのかという問題で悩んでいる。 ②について ・A地域同様に難しい。

iv 関係機関の連携

《協議の柱—A地域の現状—》 ①0～18歳までの一元化した支援を考えていくうえでの「高校との連携」、また連続性のある支援を行うために「幼保—小の連携」「小—中の連携」は欠かせないが、切れ目で滞ってしまう現状がある。 ②関係機関が一堂に会す会議においても、日程調整と情報の共有が困難である。	
B地域	①について ・幼保小の連携については、具体的には保育園を教育委員会の管轄下に入れて、一貫した体制を作ろうという動きがある。市は規模が大きく難しいが、2/3の町村はその体制が構築できた。 ・ハード面（体制）は整いつつあるが、ソフト面（内容）での連携が必要。 ②について ・どの市町村でも悩みの種として挙がる。人口が小さな村だと要保護児童対策地域協議会、教育支援会等を一度に行って対策しているが、大きい市町村は難しい。
C地域	①について ・入学した生徒について、新たな環境で不適応行動が出てきてしまった事例があった。色々と支援されていたことも一切引き継がれておらず、苦労した。 ・「(小学校、中学、高校に) 入れればそれでいい」といった意識の教員もいる。児童生徒のその先を見据えてやっていくことが必要。 ②について ・関係機関が一堂に会するのは非常に難しい。
D地域	①について ・中学と高校が連携していくことに関しては難しさがある。 ・小・中も、小学校の想いに対し、受け入れる側がそれに応じた体制が作れていないことも。「受験があるから生活単元学習なんかやってられない」といった声もある。生徒中心に考え、連絡を取り合い、期待を裏切らない形で受け入れられるような機会をとってほ

	しい。 ・ 小学校の先生は中学校の実態を知らないまま本人や保護者に特別支援学級を勧める。 小・中の先生同士、事情を理解している人が確実に調整することが必要。 ②について ・ D地域においても難しさはある。
--	---

Ⅱ. 就学先決定に係る合意形成を図る際の課題

《協議の柱—A地域の現状—》	
①「就学先について、保護者の希望と市町村の判断が異なる」という課題は、比較的多くの市町村で見られた。いずれの市町村も保護者に寄り添い意向を重要視しているが、「合理的配慮を考えていく上で保護者と合意形成ができない、もしくはできても後から話が二転三転する」といった声も聞かれた。 ②「保護者と学校との仲立ちの重要性」「保護者への説明の仕方」等、保護者との関係を良好に保ちながらも重要な部分に斬り込んでいかなければならない難しさもある。	
B地域	①について ・ 合意形成の過程について、B地域のほとんどが、独自の説明資料を使って各園に配布している。 ②について ・ 小さな市町村内で保護者と意見の対立を起こしたくないという気持ちは理解できるが、詳細にわたって確認し合意形成していく必要がある。学びの場についてだけでなく、教育目標・教育課題についての合意形成も必要。それが可能な場合はどこなのかという視点で話を進めている。
C地域	①について ・ 合意形成をしていく中で、保護者への伝え方が非常に難しいと感じる。大事なところなので教育委員会と当該学校の校長が、必ず一緒に考えてやっていく必要がある。 ②について ・ 小学校に入学して過ごしていく中で、段々と我が子の状態について理解できてくる保護者もいる。 ・ 判断はいつも見直しをして学びの場は柔軟に変えていく可能性がある、と保護者に説明しておくことが必要。
D地域	①について ・ 学びの場の合意形成ができないことの背景要因として受け入れ環境がないこともあるのではないかと。通学の問題も絡んでくる。 ②について ・ 委員会と密に連携し、時間をかけて相談を行ってきた保護者は、入学後の課題を見通すところまで行くが、(入学まで差し迫って) 突然相談を持ち掛けられ判断をされると受け入れられない部分があると推察される。

(5) グループ協議において出された解決の方策

I. 教育支援の体制構築に向けて
i 保護者支援（情報提供・相談） ○リーフレットの活用 ・毎年、幼稚園／保育園で保護者全員に配布することで、関係者同士の相互理解が期待できる。 ・就学の流れを理解していない幼稚園／保育園の担任は不安を抱いている。推進員がリーフレットを使って流れを説明すると、「今までこういう話を聞く機会が無く、非常に参考になった」という声が挙がった。保護者、幼稚園・保育園の担任、小・中学校の教員等を対象としてリーフレットを活用していくことが効果的であると考えられる。
ii 教育支援ハンドブック掲載の就学関係シート等のツール ○シートの活用のための研修 ・使用しやすい側面があるということを普及するために、シート類について説明する機会が必要である。
iii 専門家（相談員・心理職・医師・訓練士）の配置／求められる資質・専門性 ○相談員への支援体制 ・複数市町村をひとつの地域として把握する指導主事を置き、教育支援委員会が指導を受けられる体制づくりが有効ではないか。
iv 関係機関の連携 ○高校との連携強化 ・県立高校に設置された特別支援教育コーディネーターの業務内容に、市町村との連携、定期的な訪問を位置づける。 ・コーディネーターは熱意がある方が多いが、実際にどう動くかといったイメージが持てない部分もあるため、具体的なモデルとしての方向性が出てくると良い。
II. 就学先決定に係る合意形成を図る際の課題 ○保護者との関係構築 ・保護者への伝え方を工夫し、相手がどう受け取るかということに留意して相談にあたる。 ・教育支援委員会と当該学校の校長が、指導内容や受け入れ環境については互いに考慮・確認する必要がある。 ・(障害受容に関しては)、保護者が時間をかけて理解できる事例もある。判断は常時見直しをして、必要に応じて学びの場は変更する可能性があることは事前に保護者に伝えておくことが大切である。

（６）まとめ

グループ協議において、長野県内の各地域の現状から課題を整理し、解決に向けた提案や方策を見出した。

保護者支援に関しては、他地域においても就学相談につなげることの難しさが挙げられた。つなげることが難しい要因には、特別支援教育に対する抵抗感だけでなく、家庭の様々な困り感が背景にあることが協議より明らかになった。特に現在は虐待・貧困・外国籍等、家庭の様相が多様化しており、児童生徒の実態だけでなく、背景にある家庭状況を考慮した上で総合的判断を行うことが必要になってくると示唆された。幼児・児童期に保護者が抱く複雑な心理面を考慮しながら、長期的な視点で支援にあたる重要性を再確認することができた。

シート類の活用に関しては、A地域と同様に他地域においても、使用方法がハンドブックに掲載されているものの、それを熟読しコンセプトを理解した上での活用という点で、まだ不十分であるという見解が示された。研修で取り扱う等、活用方法についての普及が今後の課題であると考えられる。

専門家の配置に関しては、規模の大小にかかわらず長野県内の市町村の大半が困難さを抱えている可能性があることが協議より明らかになった。複数の自治体が共同で雇用する等の工夫もあり、好事例を発信していくことが解決のヒントにつながると考えられる。

関係機関の連携に関しては、A地域と同様に、幼保小の連携が徐々に整いつつあること、小中高同士の連携において困難さを抱えること等の事例が挙げられた。高校の特別支援教育コーディネーターの役割強化・機能拡充が今後一層期待されると考えられる。

合意形成を行う際の課題については全地域で共通することが明らかになった。保護者への説明の難しさ、学びの場の少なさも同様に課題として挙げられた。合意形成のプロセスを示した図を活用する等の各地での実態に応じた取組の普及・推進が望まれる。

V. 考察

1. 教育支援の体制構築に向けて

(1) 保護者への支援において求められること

①保護者のニーズに沿った相談体制づくり

保護者側の「何が分からないのかが分からない」、「どういった支援が受けられるのか」、「学校はどういったところか」といった不安感、そして障害受容という問題に直面している時期であることを考慮すると、保護者のニーズや困り感は、幅広く様々なものと推察される。担当者には、問題に応じて対応できる相談力の向上が求められている。実際に、保護者が遠慮して相談に行けず、担当者から児童の様子を聞いたところ、安心して抱えていた悩みを話すことができたという事例も挙げられた。保護者からの問いかけに応じるだけでなく、担当者からアプローチを行う等の工夫も期待される。

②保護者との信頼関係構築

一方的な情報提供にとどまらず、相談しやすい雰囲気づくりに努め、背景にあるもの（家庭環境、他の家族との関係）を考慮した上で、相談にあたることが求められる。相談担当者だけでなく、児童生徒・保護者と密接にかかわる担当が、入学後・進学後のイメージを持ちながら生活を過ごす指導・支援を行えるように、今後は幼稚園教諭／保育士／小・中学校・高校教員の伴走者としての役割が一層求められると考えられる。

③地域への理解啓発

就学先決定を含む相談は、障害のある子どもに限定されたものではなく、すべての子どもが自身に適した学びの場を選択するためのもの、という包括的なイメージを抱けるように各市町村が工夫していることが本研究より明らかになった。早期からの支援体制が構築されることによって、特別支援教育に対する保護者の意識も変化することが推察される。今後もより一層、限定的なイメージを広げていくための取組が期待される。

(2) 教育支援ハンドブック掲載のシート類の活用について求められること

活用例の共有

ハンドブック掲載のシート類は徐々に普及が行われているが、活用に関しては具体的なイメージを持てずにいる市町村も多く、いわゆる“個人票”として個人情報の記入に終始している現状がある。個別の教育支援計画に必要な情報を関係者同士で共有していきけるという利便性や、総合的判断の際に学びの場と提供可能な支援を選定する仕組みを兼ね備えており、市町村の実態に合った利用促進が期待されている。必要とされているのは、「このような使用方法によって有効活用ができた」といった実感を関係者が持つよう、コンセプトや使用方法について更なる理解促進をしていくことと考えられる。

今後は活用事例を可視化・共有する等の取組を充実させていけるよう、県が主体となって各市町村に情報を提供していくことが求められる。

（３）専門家の配置／必要とされる専門性

①地域の実態に応じた相談体制の構築

多くの市町村に共通する課題として、専門家、特に心理職の確保が極めて困難となっていることが考えられる。少子化が進み教育相談にかかる児童生徒が見込めない年度もある町では、「専門家の育成が果たして必要だろうか」といった今後の人材確保・育成に疑問の声が上がっている。また、「できれば複数の村で共同雇用といった形を取れないか」という回答が得られたように、一つの市町村だけで対応するのではなく、複数で体制を築いていきたいといったビジョンが挙げられた。今後は、各市町村の出生率等や早期からの児童の動向を勘案しながら、複数の市町村で専門家を共同雇用するといった形での体制維持も必要となってくると考えられる。地域の実態に応じた取組を実施し、運用されることが適切な教育支援につながることを期待される。

②関係者に寄り添う相談力

専門家に必要とされる力についての調査から、特別支援教育に関する基礎的な知識が複数の市町村で重要視されていることが明らかとなった。一方で、保護者の受け取り方を想定した上での伝え方の工夫を行えること、複数の関係者のそれぞれの立場や気持ちを理解した上で関係調整を行っていくこと等、教育相談・就学先決定に携わる担当者としての本質である共感性や他者理解を兼ね備えた人材が、今後、現場においては求められることが推察される。

（４）関係機関の連携について求められること

①判断後のフォローアップを兼ねたつなぎの部分の支援

小・中学校において重要視されているのは、巡回相談と同様に、判断後の児童生徒に対するフォローアップである。新たな環境において児童生徒は、従来の姿とは全く違う面を見せたり、それまで取り上げられなかった課題が明らかになったりと、周りの変化によって影響を受けることが考えられる。そういった事態を想定して、あらかじめ支援会議を設定しておいたり、巡回をして行動観察を行ったりと、連続性のある支援の実施が保護者の安心感にもつながることが示唆されている。

②複数の機関のそれぞれの役割を生かした支援体制の構築

複数機関がかかわって早期支援にあたる、いわゆる“横の連携”の重要性は厚生労働省による平成26年の「今後の障害児支援の在り方について ～『発達支援』が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」(2015)において述べられているように、関係機関が児童・保護者に対してライフステージに応じた支援を推進していくことが大切である。

円滑に支援を行うためには、関係する各機関が日頃から連携を密にし、情報共有を行い、役割を果たしていくことが重要である。中核となる発達センターや学校等の機関は、地域の支援資源の把握に努め、必要に応じてそれらを有効活用できる体制づくりが求められる。健診やこどもひろば等において、子どもの見取りに関しての体制が整備されており、医師、心理士、保健師、作業療法士、言語聴覚士等の専門家といった役割の重要度は高く、様々な専門家の見地からの意見提供を行うことで、児童の今後を見通した効果的な支援体制構築に役立つことが考えられる。

2. 就学先決定に係る合意形成を行うにあたって求められること

「障害者の権利に関する条約 ー第 24 条 教育ー」においては、障害者の教育の権利を認めるとともに、教育制度の確保にあたって「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」が位置付けられている。

当然、教育現場である学校においても、児童生徒の実態を考慮した上で、提供可能な支援について、関係者間で合意形成を行っていくことが重要視されている。入学後にどこまで支援が成されるのか、といった疑問を抱える保護者に対して、納得のいく説明がなされることが重要だが、「できることとできないことを、予め伝えておくことが大切」という回答からも推察できるように、事前に両者が綿密な確認を行った上で、就学先についても検討していくことが望まれる。

その際に言葉だけのやりとりでは誤解が生じてしまう可能性もあることに充分留意する必要があり、第三者による立会や、書面に合意形成の経過を残しておく等、行き違いを防ぐ工夫も考慮することが大切である。

①就学先決定の決め手となるための情報提供を確実に行う

保護者が十分な理解をした上で、関係者同士が意見を重ねていくことが適した就学先決定を行うためには重要である。担当者は保護者が求めている情報を収集し、伝わりやすい形で提供することが、相談を行っていく上で不可欠である。先述した情報提供についての体制整備が今後一層求められてくると考えられる。

②長期的な子どもの姿をイメージした上で適した支援方法の共通理解をはかる

伴走者としての丁寧なかかわりが、大きくその後の保護者との関係構築に関与してくると考えられる。学びの場の決定というイメージが先行しがちであるが、その前提として児童生徒の的確な実態把握と今後の支援の手立てを明確にすることが重要である。

③学びの場の所属長が提供可能な支援について詳細な部分まで確認を行う

学校に求められる役割として、直接的に就学先決定にかかわることのない教職員も、学びの場についての知識理解を深めていくことがあると考えられる。【学びの場の指導形態に対する認識のずれ】という事例からも教職員の知識理解が不十分であることが示

唆されている。今後一層、学びの場の柔軟な見直しが進んでいくことが推察されるが、通常の学級と特別支援学級、また特別支援学校といった複数の場における教育課程や指導形態の周知を図ることが求められると考えられる。【現場の教職員の困り感】とも関連してくるが、児童生徒の姿から、その時の最も適した支援や学びの場について、教職員もさらに積極的に熟考していくことが望まれる。

④幼稚園教諭・保育士の伴走者としての役割

保護者が自発的に動く際の手助けとなるよう、相談機関が記載された手帳の配布を行ったり、幼稚園・保育園の担任が気になる子を発見した際に、園と保護者の橋渡し役となる療育コーディネーターの配置をしたりといった報告が挙げられたが、保護者・園の気づきを早期発見・支援につなげる工夫も大切であると考えられる。特に幼稚園・保育園においては集団生活を基本としており、子ども自身が持つ困り感が表れやすい場でもある。

保護者の意向や長期的な目標、支援方法等、合意形成を経て決定された内容について、情報の共有が円滑に行われるようシート等の資料を充実させる、会議で確実に周知を図る等の工夫が今後も求められる。

3. 保護者との信頼関係づくりの重要性

最後に、本研究の結果から、体制整備やシステム構築に加えて、すべての基盤となることが、保護者との関係づくりにあると示唆された。

保護者に就学先での様子を聞き心配なことがあったら連絡するよう一声かける、分からないと思われることは担当者から何回も聞く、必要があれば何度も何度も相談を行っている等、細かな部分の配慮を欠かさずに行っているエピソードが多く語られた。保護者との関係づくりにおいて大きく影響するのは、相談にあたる人物の人柄であると感じる担当者もいた。文部科学省の教育支援資料（文部科学省, 2013）において、「共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である」と述べられているように、保護者との信頼関係を構築するように努めることが相談業務においては重要な意味を成すと考えられる。

引用文献

- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
- 国立特別支援教育総合研究所（2017）. インクルーシブ教育システム構築に向けた地域における体制づくりのグランドデザイン. 東洋館出版社.
- 厚生労働省（2015）. 今後の障害児支援の在り方について ～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000051371.pdf)

[Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000051371.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000051371.pdf)

(アクセス日、2018-5-1)

マピオン (2019). 都道府県地図

<https://www.mapion.co.jp/map/admi20.html> (アクセス日、2018-11-16)

文部科学省 (2008). 障害者の権利に関する条約について—資料 3-9—

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/08081901/008.htm
(アクセス日、2018-5-1)

文部科学省 (2013). 教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～.

長野県教育委員会 (2016a). 教育支援ハンドブック

長野県教育委員会 (2016b). 就学相談リーフレット (就学担当者用)

https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/tokubetsushien/documents/syugaku_soudan_tantou.pdf (アクセス日、2018-5-1)

長野県教育委員会 (2016c). 就学相談リーフレット (保護者用)

https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/tokubetsushien/documents/syugaku_soudan_hogosya.pdf (アクセス日、2018-5-1)

長野県教育委員会 (2018a). 第2次長野県特別支援教育推進計画—資料編—

長野県教育委員会 (2018b). 第2次長野県特別支援教育推進計画

参考文献

国立特別支援教育総合研究所 (2007). 発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究. 中間報告書.

国立特別支援教育総合研究所 (2016). 専門研究A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて—」. 研究成果報告書.

国立特別支援教育総合研究所 (2017). インクルーシブ教育システム構築のための学校における体制づくりのガイドブック. 東洋館出版社.

国立特殊教育総合研究所 (2007). 乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究—乳幼児期における発見・支援システムの実態調査を中心に—. 調査研究報告書.

文部科学省 (2014). 学校教育法施行令の一部改正について (通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm (アクセス日、2018-11-15)

文部科学省 (2016). 平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I

笹森洋樹・後上鐵夫・久保山茂樹・小林倫代・廣瀬由美子・澤田真弓・藤井茂樹 (2010).

発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第 37 巻, 3-15.

(平成 30 年度地域実践研究員 熊谷 祥)

章末資料

平成 30 年 8 月 28 日（予定）

教育相談・就学先決定に関する調査（訪問調査）

市町村教育委員会担当者用
質問内容

国立特別支援教育総合研究所 地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

目的：長野県の市町村教育委員会が行っている教育相談・就学先決定を支える仕組みや支援内容・およびそれらについての課題と成果を明らかにする。

※5－③－（１）【専門家チームの人数と役割…】につきましては、事前にご記入いただくか、関連資料をご用意いただくようお願いいたします。

1. ご回答いただく方の所属をお教えてください。

教育委員会	課
-------	---

2. 教育相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

人

3. ご回答いただく方のお名前をお教えてください。

--

4. 就学先決定における合意形成をはかるために必要な教育支援の取り組みについて

①保護者への支援

（１）貴市町村が行っている、保護者への支援内容（就学相談の情報提供、ガイダンスの実施等の取り組み）についてお教えてください。

--

(2) 保護者への支援について、どのような課題があるか教えてください。また、その課題を解決するためにはどのようなことが必要か、併せて教えてください。

②シート類の活用について

(1) 就学相談において、教育支援ハンドブック掲載のシート類（エントリーシート、判断検討シート、就学判断書）を活用しているか教えてください。している場合は、何を、どのように活用しているか具体的にお教えてください。

(2) シート類の活用について、どのような課題があるか教えてください。また、その課題を解決するためにはどのようなことが必要か、併せて教えてください。

③専門家の配置・技能向上について

(1) 貴市町村の、教育支援業務に携わる専門家チームの人数と役割についてお教えてください。

担当者	役割
(例) 臨床心理士	(例) 行動観察・知能検査等のアセスメントの実施

- (2) 専門家の配置・専門性向上について、どのような課題があるかお教えてください。また、専門家に求められていることは何か、併せてお教えてください。

④他機関との連携について

- (1) 貴市町村が、各関係機関（県教育委員会、障害者支援センター、医療機関、学校、幼保園等）とどのように連携を図りながら就学相談を行っているかお教えてください。

- (2) 各関係機関との連携について、どのような課題があるかお教えてください。また、その課題を解決するためにはどのようなことが必要か、併せてお教えてください。

5. 就学先決定にかかる合意形成について

① 貴市町村では、どのような状態になることが「合意形成がはかられた」ととらえているか、お教えてください。

② 貴市町村の、就学先決定にかかる合意形成の課題についてお教えてください。

6. 貴市町村の、教育相談・就学先決定における課題について、お教えてください。

7. 貴市町村の、就学先決定を支えるための取り組みや工夫の成果について、お教えてください。

第6章

長野県の就学相談時の学校と福祉事業所の連携

I. 研究の背景と目的

II. 特別支援学校 13 校への聞き取り調査

III. 長野県内の5市町村教育委員会と5福祉事業所への調査

IV. A地域の小・中学校及び社会福祉事業所への質問紙調査

V. 考察

章末資料

- ① 聞き取り調査内容(特別支援教育コーディネーターおよび教育相談専任用)
- ② 聞き取り調査内容(児童発達支援事業所・基幹センター用)
- ③ 質問紙調査(小学校用)
- ④ 質問紙調査(児童発達支援事業所用)

I. 研究の背景と目的

1. 長野県の平成 30 年度(2018 年度)の就学に関する研究からの展開

(1) 長野県の平成 30 年度(2018 年度)の調査研究の概要

第 5 章の「長野県内の市町村における教育相談・就学先決定に係る取組の現状と課題—教育支援体制の構築と一層の充実に向けて—」によると、長野県内の教育支援の体制構築に向けて 3 つのことが求められ、さらに具体的な 7 つの取組が必要であると提案している。

(1) 保護者への支援

- ① 保護者のニーズに沿った相談体制づくり
- ② 保護者との信頼関係の構築
- ③ 地域への理解啓発

(2) 教育支援ハンドブックに掲載されているシート類の活用

(3) 専門家の配置

- ① 地域の実態に応じた相談体制の構築
- ② 関係者に寄り添う相談力

(4) 関係機関の連携

- ① 就学先決定後のフォローアップを兼ねたつなぎの部分の支援
- ② 複数の機関におけるそれぞれの役割を生かした支援体制の構築

(2) 関係機関との連携から得られる示唆

第 5 章によると、関係機関との連携について、就学先決定後の子どもに対するフォローアップの重要性と支援会議の準備や連続性のある支援の実施が保護者の安心感につながるとしている。また、複数の機関が関わって早期支援にあたるといった横の支援についても、厚生労働省の平成 26 年度「今後の障害児支援の在り方について～『発達支援』が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」(2015)を引用し、関係機関が児童や保護者に対してライフステージに応じた支援を推進していくことが大切であるとした。関係機関の日頃からの連携の確認、医師、心理士、保健師、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の役割やそれぞれの立場から意見提供を行うことが児童の今後を見通した効果的な支援体制の構築に役立つと示唆している。また、これらについては、長野県教育委員会が作成した教育支援ハンドブック(長野県教育委員会, 2015)にも同様に示されている。

2. 長野県における特別支援教育の推進

第5章でも述べられているが、長野県教育委員会は平成30年に長野県第2次特別支援教育推進計画（長野県教育委員会, 2018）を策定（図6-1）し、その中で、目指す方向として、表6-1-1のように4点を挙げている。特に「4. 地域連携・教育支援の充実～生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制～」の項目では、ライフステージに応じた支援の充実への目指す姿の一つとして、「どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関が保護者や本人の伴走者となり、相談や連携を通して支え続けている。」としている。具体的には、（1）早期アセスメントを保育や教育に活かし、集団の中での育ちにつなげる取組、（2）乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供、（3）医療・保育・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化、（4）ライフステージ間の切れ目ない支援と連携を挙げている。（3）医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化に関しての具体案として、圏域ごとの自立支援協議会療育部会と特別支援教育コーディネーター連絡会との合同開催等や、地域における医療・保健、福祉・労働・教育等の連携を進めるための体制づくりに触れている。

これらのことから、長野県教育委員会では、教育委員会や学校といった教育機関のほかにも医療分野、福祉分野、行政分野といった関係機関との連携の必要性和重要性を意識した施策となっている。

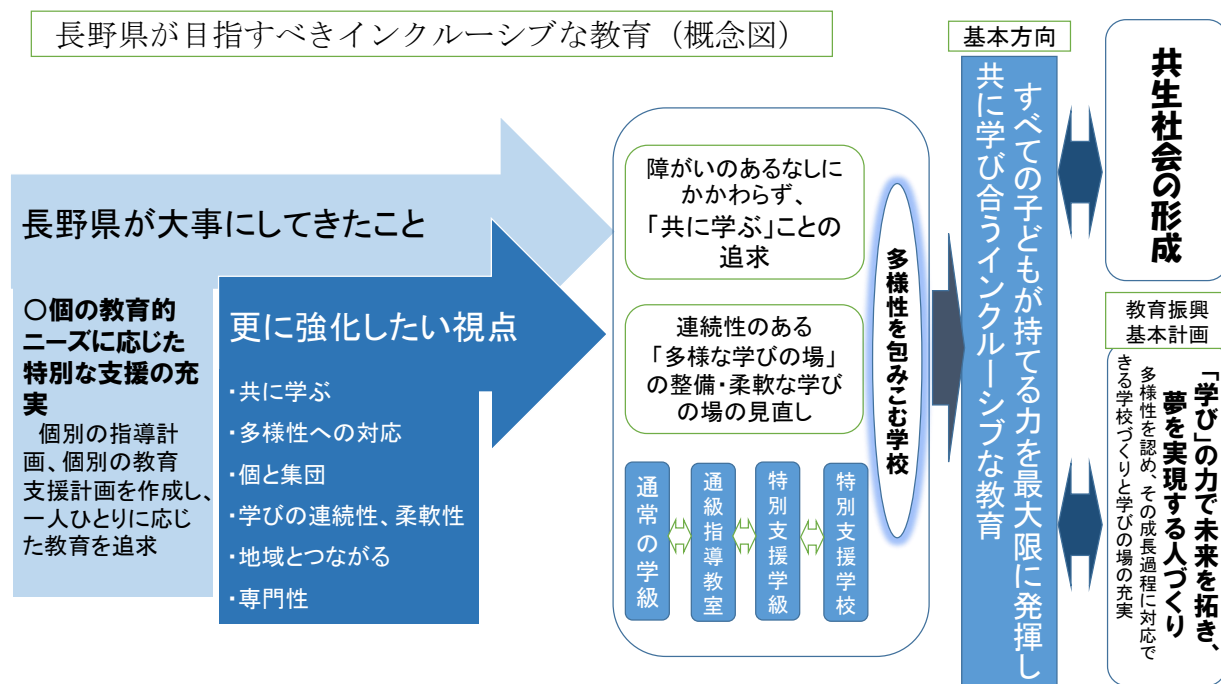


図6-1 長野県第2次特別支援教育推進計画

表6-1-1 第2次長野県特別支援教育推進計画 主な推進の方向

- 1 小・中学校における特別支援教育の充実
- 2 高校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援学校における教育の充実
- 4 地域連携・教育支援の充実

3. 教育と福祉の一層の連携について

教育と関係機関の連携に関して、厚生労働省と文部科学省は、平成24年度に「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進」を連名で発出し、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた障害福祉サービス利用への移行に関する内容を示している。

また、平成26年度の厚生労働省の障害児支援の在り方に関する検討会は、平成24年4月施行の改正児童福祉法等による障害児支援の体系の再編・一元化後の施行の状況や子ども・子育て支援法の施行等を踏まえた取りまとめを行い、「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」(2015)の中で、教育支援委員会において、就学先決定や就学先変更の際に、個々の子どもの福祉面からの実態を把握する福祉関係者は積極的に協力していくことが重要と示唆している。その後、厚生労働省による児童発達支援ガイドラインにおいては、子どもが成長し、児童発達支援センター等から小学校や特別支援学校（小学部）に進学する際には、子どもの発達支援の連続性を図るため、保護者の了解を得た上で、子どもの発達の状況や障害の特性及び児童発達支援センターで行ってきた支援内容等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要であると明記されている。

さらに、平成30年度には「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（文部科学省,2018）が、文部科学省から発出され、改めて、学校と児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所双方の個別の教育支援計画の引継ぎと就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮を行う旨の通知が出されている。

これらのことから、教育と福祉の連携や協力体制についての取組の推進を目指していくことが、これからの就学支援に大きく影響することと考える。

4. 長野県の福祉政策と事業所数に関する動向

(1) 長野県の福祉に関する施策

上記のような国及び長野県教育委員会の動向から、今後、教育と福祉の連携が一層求められることが考えられる。具体的には、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所（相談支援専門員）といった現場レベルでの連携が考えられる（以下、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所または相談支援専門員を合わせて述べる場合は、総称する形として福祉事業所とする）。

長野県の福祉に関する政策について「長野県障がい者プラン 2018（第5期県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を含む）」では、表6-1-2に示すように児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所の2016年度の事業所数と2018年度以降の県が考える整備プランから、今後2020年度までの期間に、3種類の事業所は増加していく見込みであると読み取ることができる。このことは、それぞれの事業所は幼稚園・保育所、小学校、中学校といった、幼児期や学齢期の時期に福祉の立場に関わり、福祉の視点や制度により障害福祉サービスを提供することから、必然的に、地域の小学校や中学校、高等学校、特別支援学校への就学・進学の際には少なからず関わることであり、今後、増えていくものと考えられる。

表6-1-2 障害福祉サービスの整備

単位：事業所数

サービス種類	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	52	67	71	75
放課後等デイサービス	120	155	163	172
障害児相談支援	184	207	216	2271

※ 2016年は実際の事業所数（実績）を示し、2018年度以降は県の見込みの値。

※ 長野県障がい者プラン 2018の一部を抜粋。

5. 研究目的

本研究では、今後、一層の連携が必要と考えられている教育と福祉の連携に注目し、長野県全域における障害のある子どもの就学に関する教育と福祉の連携についての実態把握を行うことを目的とする。

具体的には、①長野県全域の特別支援学校を対象とした聞き取り調査を行い、長野県内の教育支援委員会と福祉事業所の関わりをはじめとした、就学における教育と福祉の連携の実態把握を行う。②長野県内の5つの市町村と5つの福祉事業所を対象に、教育支援委員会における福祉事業所の関わりとその効果や課題を明らかにする。③長野県内の選定した特定の地域（今後はA地域と記名）の小・中学校と福祉事業所に対して、就学の際に小・中学校と福祉事業所がどのように連携し、就学に関してお互いに何を求めているかといった点について、質問紙調査を通して明らかにする。

Ⅱ．特別支援学校 13 校への聞き取り調査

1. 目的

長野県内の教育と福祉の連携に関する資料について一部地域の実践などが紹介され、教育と福祉の連携の好事例が報告されている。しかし、未だ長野県全域における状況の把握と資料は十分に揃っているとは言えない。そこで、長野県内の教育と福祉の連携に関する調査を行うに当たり、77 市町村の状況や地域性といった広範囲の実態把握が必要であると考えられる。本研究では、特別支援学校 13 校の特別支援教育コーディネーターと教育相談担当者等を対象に、聞き取り調査を通して長野県内の教育支援委員会と福祉事業所との関わり及び就学時や就学前後の学校と福祉事業所の連携についての実態把握を行い、連携の効果や課題を明らかにする。

2. 方法

(1)調査対象

調査対象者は、長野県（図 6－2－1）の全域となる 10 圏域を対象とし、それらの圏域を拠点とする知的障害特別支援学校 11 校と病弱特別支援学校 2 校を対象とした。対象となる学校種の選定理由としては、長野県内の市町村に限らず、教育分野と福祉分野の広域の情報を詳細に得ることを目的とするため、業務の性質上、地域及び圏域の教育分野と福祉分野の連携等の状況についての情報を有し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所との関わりのある学校とした。

また、表 6－2－1 で示したように、特別支援学校からの情報収集に当たっては、センター的機能を担当している、特別支援教育コーディネーターと教育相談担当者等を調査対象者とした。



図6－2－1 長野県10圏域地図

出典 長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/10koiki/index.html>

表6－2－1 調査対象とした学校種およびセンター的機能担当者

学校種と訪問先数	担当	人数（人）
知的障害特別支援学校 11 校	特別支援教育コーディネーター	10
	教育相談等担当者	10
	特別支援教育コーディネーター兼教育相談	1
	地域巡回担当者	1
病弱特別支援学校 2 校	特別支援教育コーディネーター	2
	教育相談担当者	1
	特別支援教育コーディネーター兼教育相談	1

(2) 手続き

学校訪問による聞き取り調査の実施に当たっては、長野県特別支援学校校長会に調査訪問の目的、聞き取り調査対象者、方法等を説明し承諾を得た。

(3) データ収集方法

訪問調査は 2019 年 9 月～10 月に実施した。訪問に当たっては筆者が対象の学校を個別に訪問し、半構造化面接を行った。調査時間は 70 分とし、実際の聞き取りには、特別支援教育コーディネーターと教育相談担当者または巡回担当者の両名が同席をする形を原則としたが、業務の都合上同席が難しかった知的障害特別支援学校 2 校については、個別で同一の質問による聞き取りを実施した。聞き取りの実施に当たっては、担当者に研究および調査の趣旨説明を行い、許可を得たのちに I C レコーダーに録音し、逐語録および記録シートの内容をデータとして使用した。

(4) 聞き取りの内容

特別支援学校への聞き取りの内容を表 6－2－2 に示す。

表 6－2－2 聞き取り項目

回答者の情報

地域連携協議会や協議会および連絡会等の有無と就学に関する取組の有無や内容
教育支援委員会の状況と福祉分野の関わり

福祉事業所に関する情報

市町村ごとの教育支援委員会への特別支援学校の参加の状況

市町村ごとの教育支援委員会と福祉事業所の関わりに関する情報

市町村ごとの教育支援委員会に福祉分野が委嘱されていた場合の役割とその効果や課題
圏域内および市町村ごとの教育、福祉、医療、行政の運営の連携状況

(5) 倫理的配慮

インタビュー調査を行うに当たり、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会において承諾を得た。依頼状にて長野県内の特別支援学校における調査対象者への聞き取りについて所属長の承諾を得た。また、訪問時に担当者に対して、口頭と文書にて研究の趣旨について説明し、書面で同意を得た。調査協力は任意であり、事前・途中において辞退しても不利益を被ることは一切ないこと、学校名や個人名が特定されない形で公表を行うこと、得られた情報を厳重に管理すること、報告書は紙面または W E B 上にて公開されることを説明した。

(6) データの分析方法

収集したデータの分析には、聞き取り調査から得られた内容を文章に起こして逐語録を作成した。逐語録と聞き取り時に使用した記録シートを用いて分析を行った。項目によってはカテゴリー化を行いカテゴリーごとの内容を文章化した。

3. 結果および小考察

(1) 地域における協議会の実態と就学に関する検討の有無について

特別支援学校 13 校の市町村や地域ごとの協議会や連絡会の有無と取組について、8 校から回答を得た。回答の内容を整理し、表 6-2-3 に示した。

聞き取りの結果、長野県内には 2 つの圏域に地域連携協議会があることが示された。この他にも、複数の市町村または単独の市町村で、協議会や連絡会が設置されており、中には中学校区で設置している地域もあった。協議会の目的や取組については、研修会が最も多く、次いで、事例検討会であった。この他にも、顔を合わせる場や情報交換の機会といったことを目的にしているところもあった。参加者の内訳は、主催者や会議目的によるが、共通点として、教育、医療、福祉、行政といった異業種が集まっている会議が多い。就学に関する話題については、一つの地域連携協議会が、テーマの一つとして就学相談や校内就学委員会の進め方を扱っていた。

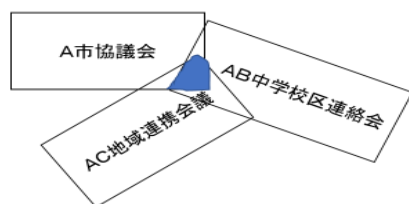
この他にも、聞き取りから、人口規模による協議会等の類似性についての情報を得ることができた。具体的には、図 6-2-1 で示したように、市などの人口規模が多い地域では、市単位の協議会以外に、地域や職業別の会議も多く、会議によっては、参加者の顔ぶれは変わるが、扱う内容が類似しているといったケースが示され、必要性を感じる一方で負担感があるといった意見があった。一方、町村によっては、職員数の都合上、兼務が多く、異なる会議でも参加者や顔ぶれが同じといったケースも報告された。

これらのことから、長野県内には、目的を持った協議会や連絡会が運営されている一方で、就学に関する検討はほとんどない。また、会議を新設する際には、どの地域であっても担当者の会議参加に対する負担増加への配慮と、担当者の兼務が多い地域では、同じ顔ぶれになりやすいことからの会議内容の発展性への疑問を十分に考えた上で、慎重に検討する必要があると考えられる。

表6-2-3 長野県内の協議会等の状況と就学に関する話題の有無

会議名	主な目的や活動	主な参加者	就学に関する話題	課題
A 圏域協議会	テーマ別の話し合い。市町村ごとに小・中学校や行政や福祉が集まり、その地域の課題について話し合う。情報交換を行っている。市町村ごとに必要感が異なる。中学校と高校の情報交換会もある。	特別支援教育コーディネーターや特別支援学校と福祉、行政など	テーマ別話し合い。適切な就学相談を進めるためにというテーマ。教育支援委員会の持ち方や、校内の就学相談の進め方について。	一定の成果があるので、次の段階を検討中
B 圏域協議会	教育を主体にしながら、医療、福祉、行政と連携。幼稚園、保育所、小・中学校、高校、教育と医療、福祉を対象に研修会を実施。作品展の運営。	小・中学校、特別支援学校、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、療育コーディネーター、障害者総合支援センター、教育委員会、福祉担当者等	就学だけ扱うというのは今のところないが、就学に関わった話が出る場合もある。	一定の成果があるので、次の展開を検討中
C 地域連絡会	設立時より医療を主体とした連絡会。事例検討。研修会。発達障害の子どもが地域で療育的な支援や医療的な支援を受けやすくする場の検討など。	地域の医師、心理士、言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育コーディネーター代表者、特別支援学校、市町村の保健・福祉・子育て支援などの担当者、療育機関、障害者支援センター、児童相談所	就学に関しての取り扱いはない。	特になし
D 町村協議会	教育や行政による研修会。研修会準備も行う。	小・中・高校、特別支援学校の校長、圏域の障害者総合支援センター、保健福祉事務所、圏域の教育委員会の代表、自立支援協議会長	就学に関しての取り扱いはない。	同じ顔ぶれになりやすい
E 地区連絡会	縦横の連携を重視。市町村行政からの発信がある。	障害者総合支援センターの相談支援専門員、発達障害サポーターマネージャー、療育コーディネーター、学校関係者	個別ケースによる。	類似した会議が他にもある
F 市協議会	学校区に隣接する複数の市町村が関わっている協議会。特別支援学級の児童生徒の連携の確認。事例検討会や研修会。顔の見えるつながりを重視。	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等、教育委員会、療育コーディネーター	就学に関しての取り扱いはない。	類似した会議がある
G 市連絡会	特別支援教育コーディネーター連絡会の拡大版としてメンバーが拡大。研修会や事例検討会。情報交換会。	小・中学校のコーディネーター、特別支援学級担任、児童相談所、福祉事業所、発達障害サポーター、療育コーディネーター、保健医療関係者、保育園、幼稚園、スクールカウンセラー、教育センター	就学に関しての取り扱いはない。	地域ごとに類似した会議ある。
H 町協議会	個々のケースや町の抱えている課題について会合を行っている。研修会による障害の理解と支援の協議。情報の共有。	小・中学校、高校、特別支援学校の教頭や特別支援教育コーディネーター、教育委員会、社会福祉協議会、保育課	就学に関しての取り扱いはない。	特になし
設置なし	自立支援協議会以外の教育が定期的に関わる協議会等の設置がない。			

人口規模が多い市



関係する地域内に立場や顔ぶれが異なる、複数の類似した協議会が多数ある。出席の頻度が多いことに負担感を感じやすい。

人口規模が比較的小さい町村



関係する地域内で担当者が兼務をしていることが多く、そのため立場は異なるが、集まってみると顔ぶれは同じになりやすい傾向がある。

図6-2-1 人口規模で異なる協議会設置上の課題のイメージ図

(2) 地域における就学の状況と福祉事業所との関わり

特別支援学校 13 校への聞き取りから得られた、近隣市町村の就学相談の状況や就学に関する福祉事業所との連携の有無などについて、特徴的な市町村（4 市、1 町、2 村）を表 6－2－4 にまとめた。また、これらの情報を整理する過程で、人口規模に応じて地域ごとの類似性があることが明らかとなった。そこで、人口規模ごとの分類表を作成し表 6－2－5 に示した。

結果として、人口規模により福祉事業所等の福祉資源の有無に差が生じることや、町村では、福祉事業所が無い場合や近隣の市町村にあったとしても、遠方のために利用できないことも明らかとなった。

また、就学前の幼稚園や保育所への福祉事業所による訪問については、圏域の基幹センターや、療育コーディネーター、児童発達支援事業所スタッフなどが訪問していることが分かった。訪問の仕方も単独または保健師や教育相談担当者、教育委員会の就学相談担当者と一緒に訪問するなど、地域の実情に合わせ多岐にわたっていることが分かった。

教育支援委員会への参加については、委員や情報提供者としての関わりがあり、この他にも、支援会議内での情報提供という形で就学に関わっていることが分かった。

移行支援会議については、どの市町村も重要視しており、教育委員会や相談支援専門員（その場合は相談支援専門員が実施するモニタリング）が中心となって行われていた。

各市町村の好事例や工夫では、情報の共有という点で教育委員会と福祉担当者や保健師が連携しやすい環境づくりの工夫が多く確認された。村については、小規模な人口と地域コミュニティを生かした、保健師を中心とした「小さいころから知っている」といった日常的な情報共有が見られた。

課題については、人口規模の多い市などでは、就学相談の対象者数に対して担当職員が少ないことや、地域によっては対象者の把握や周知の難しさがあった。一方で、これらの課題に対して、就学システムの一層の充実と福祉事業所などの外部機関との連携などが今後必要であるとされている。5 万人規模の市及び町については、担当者の異動に伴う就学相談のシステムの継承や情報管理についての課題が示された。村の規模では、就学相談に関する専門性の向上と維持、担当職員の異動に伴う引継ぎ、教育支援委員会の専門家等の確保が課題となっている。この他にも、単級や複式学級、特別支援学級に関することなど児童生徒の減少に伴う課題がうかがえる。

また、各市町村の共通点として、教育支援委員会の専門家の確保と育成が挙げられる。

これらのことから、地域ごとに障害のある子どもの就学の仕組みや福祉事業所の関わり方、教育支援委員会の運営方法が異なることが明らかとなった。よって、県などが提案や支援を行う場合には、地域の実態に基づいた、地域に合わせた提案や支援が重要だと考えられる。その一方で、地域によっては人口規模などで取組や課題が類型化できることから、市町村ごとに人口規模に応じた工夫や課題を共有し、意見を交わす機会も有効であると考えられる。

表6-2-4 就学における地域の実態と福祉事業所との連携状況一覧（7市町村を抜粋）

地域	市の人口規模 (人)	福祉資源 ※3	就学における福祉事業所の関わり ※1 ※2				課題や工夫
			就学前の関わり	教育支援委員会	移行支援会議	好事例・工夫	
A市	10万以上	あり	児童発達支援事業所を利用している園児のいる幼稚園や保育所への訪問や保護者、関係者との就学に関する情報共有。	参加	あり	教育委員会と保健師や福祉課との庁内の連携がスムーズ。児童発達支援事業所との連携により、福祉事業所の様子を含め就学に関した福祉の視点による情報を得る機会がある。	人口規模が大きく、就学相談に関するシステムが十分に対応できない地域や場面がある。就学に関する一人一人の理解に時間を要し、丁寧に取り組んでいるが、ケースによっては教育委員会だけではない人的、専門性の支援が必要。
B市	10万以上	あり	支援会議などで児童発達支援事業所の様子の情報提供あり。	情報提供	あり	教育委員会や子育て部門などが庁舎内で常に情報共有する仕組みを作っており、就学に関する情報の共有と連携が進んでいる。	
D市	5万前後	少ない	支援会議などで児童発達支援事業所や療育コーディネーターより情報提供あり。	なし	あり	教育委員会内での教育支援委員会のシステム化が進んでいる。保健師との連携や情報共有が行われている。	福祉課や福祉事業所との就学に関する連携の仕組みが弱い。個々のケースに応じて支援会議等で対応しているが、情報共有が限定されやすい。
E市	5万前後	あり	支援会議などで市担当者に児童発達支援事業所からの情報提供あり。	なし	あり	教育委員会内に福祉分野の担当者がおり、福祉事業所とのつなぎ役になり、情報が集約されている。教育支援委員会開催までの合意形成の仕組みが整っている。	システムとしての完成度が高いが、マンパワーに依存する部分もあり継続性が課題。
F町		あり	幼保園と教育委員会による園訪問や連携。	なし	あり	教育委員会、福祉課、保健師、福祉事業所など関係機関が一体となって情報共有と継続的な支援体制。庁内の連携がスムーズに行われている。	システムとしての完成度が高いが、マンパワーに依存する部分もあり継続性が課題。
G村		なし 遠方	教育委員会や保健師が訪問連携。	なし	あり	小さいころから居住する子どものことは行政、保健師、保育所や学校などが、把握しており承知している。「村として村の大切な子どものことを考える」「将来を見据えた就学の検討」といった全体で考える意識が高い。	村独自の就学ルールがあった時期もあるが、現在は、アドバイザーなども導入し、県全体の就学相談に移行している。単級や特別支援学級の定員の他、小・中学校の児童生徒数減少の影響もあり学びの場の選択肢が少ない。
H村		なし 遠方	教育委員会や保健師が訪問連携。	あり	あり	小さいころから居住する子どものことを行政、保健師、保育所や学校が把握。療育コーディネーターが長く関わり、福祉の視点からも情報を共有している。教育支援委員会を近隣の町村合同で実施。	村単独による教育支援委員会の難しさ。特別支援学校までの距離や通学に関する交通資源が課題。就学に関わる人材の専門性の確保や育成の難しさ。事務局担当者の専門性の確保の難しさ。

※1 就学に関して、どの事例も支援会議や教育支援委員会等への情報提供について保護者の同意を得ていることとする。

※2 本資料の作成に当たり、特別支援学校13校の情報に後述の5市5事業所への調査結果も加味しながら作成した。

※3 福祉資源は人口数に対しての事業所数等や調査による情報を参考に表記している。実際の過不足を示してはいない。

表6-2-5 市町村ごとの人口規模や庁内連携、課題に関する類型化

人口規模	福祉資源	就学における福祉事業所のかかわり				
		就学前のかかわり	就学支援委員会	就学後支援	庁舎内連携	市町村ごとの課題
10万以上	あり	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 ※ 児童発達支援事業所と訪問 → 情報の共有 支援会議で共有	委員として参加 ※情報も提供	放課後等デイサービスで継続利用 相談支援専門員として継続	教育委員会の中に福祉担当者が入っている。保健師等も連携している。	○人的不足 ○外部との連携が必要 ○システムが人口規模に対応できない地域や体制もある。 ○情報の一元化と個人情報対応の難しさがある。
			情報提供者としてかかわる		教育委員会と同一フロアまたは同一庁舎で福祉担当者や保健師が連携している。	
5万程度	あり	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 ※ 児童発達支援事業所と訪問 → 情報の共有 支援会議で共有	委員として参加 ※情報も提供	放課後等デイサービスで継続利用 相談支援専門員として継続	教育委員会の中に福祉担当者が入っている。保健師等も連携している。	○コンパクトなシステムが構築されている一方、マンパワーの要素も高く、汎用性は課題。システムの継承が難点。 ○情報の管理が課題。
			情報提供者としてかかわる		教育委員会と同一フロアまたは同一庁舎で福祉担当者や保健師が連携している。	
			かかわらない		教育委員会の中に福祉担当者が入っている。保健師等も連携している。	
	少ない	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 → 情報の共有 支援会議で共有 福祉による幼稚園・保育所訪問なし	委員として参加 ※情報も提供		教育委員会と同一フロアまたは同一庁舎で福祉担当者や保健師が連携している。	
			情報提供者としてかかわる		教育委員会と同一フロアまたは同一庁舎で福祉担当者や保健師が連携している。	
			かかわらない		教育委員会と他部署の連携が弱い。	
町	あり	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 ※ 児童発達支援事業所と訪問 → 情報の共有 支援会議で共有	情報提供者またはかかわらない	放課後等デイサービスで継続利用 相談支援専門員として継続	各担当部局等の連携が整っている。地域によって福祉事業所の連携が整い、情報共有が進んでいる。	○コンパクトなシステムが構築されている一方、マンパワーの要素も高く、汎用性は課題。システムの継承が難点。 ○情報の管理が課題。
	少ない	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 → 情報の共有 支援会議で共有 福祉による幼稚園・保育所訪問なし				
村	1か所程度または以上	幼稚園・保育所への訪問 以下は、同行のパターン例 ※ 保健師や教育委員会と訪問 ※ 教育相談担当者と訪問 ※ 療育コーディネーターと訪問 → 情報の共有 支援会議で共有 福祉による幼稚園・保育所訪問なし	なし	放課後等デイサービスで継続利用 相談支援専門員として継続	小さいころから、保健師を中心に家庭も含めた把握がされており、行政によっては、幼保小中への定期的な訪問も行われ、連携もおこなわれている。地元の子どもについて地元で考えていこうとする様子も見られる。	○就学相談及び就学支援委員会に関する専門家の確保の難しさ。 ○就学に関する人材確保と育成の負担や難しさ。 ○近隣町村合同の就学支援委員会設置の必要性。 ○単級や複式学級、特別支援学級など、児童生徒減の影響への対応。 ○福祉事業所が遠距離で利用が実質難しい。
	なし遠方		なし	なし		

(3)教育支援委員会への福祉事業所の関わりについて

特別支援学校 13 校に近隣市町村の教育支援委員会の実施状況と福祉事業所の関わりについて聞き取りを行った。13 校中 12 校は、全てではないが近隣の市町村教育委員会に委員や調査員として委嘱されており、学校長や教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当者、専門性の高い学校関係者を派遣している。なお、1 校については、教育支援委員会に関わっていないとして質問には無回答であった。

教育支援委員会への福祉事業所の関わりの有無について、特別支援学校が把握している各市町村の情報を表 6－2－6 にまとめた。なお、表中の数値は、特別支援学校が把握している情報をまとめたもので、あくまでも長野県内の教育支援委員会と福祉事業所の関わりの傾向を表している。77 市町村の実態を示したものではない。

教育支援委員会への関わりでは、児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所が 4 市で関わっていた。最も多かったのは、地域の基幹センター（7 市町村）であり、内訳として、基幹センターからは、療育コーディネーターが 4 市町村、サポートマネージャーが 1 市町村、所長などの基幹センタースタッフが 2 市町村に参加している。職種としては、療育コーディネーターが 5 市町村と最も多く参加している。この他には、教育支援委員会への参加ではないが、就学相談の対象の子どもが児童発達支援事業所などの障害福祉サービスを利用している場合に、教育支援委員会もしくは資料作成時に、保護者了解のもとで児童発達支援事業所等が情報提供者として関わっているとする市町村が 4 件あった。

これらのことから、長野県では、市町村によって教育支援委員会に療育コーディネーターや児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所などを委員や情報提供者として委嘱していることが確認された。

表6－2－6 特別支援学校 13 校から得られた教育支援委員会に福祉事業所が

関わっている市町村数

(単位：件)

特別支援学校が把握する教育支援委員会に福祉機関が関わっている市町村	市町村数 (延べ数)
教育支援委員として児童発達支援センターまたは、児童発達支援事業所のスタッフ（所長や相談業務担当者等）が参加している。	4
教育支援委員として基幹センターのスタッフが参加している。	2
教育支援委員として療育コーディネーターが参加している。 (内訳 基幹センター所属 4 法人所属 1)	5
教育支援委員としてサポートマネージャーが参加している。 (内訳 基幹センター所属 1 法人所属 1)	2
教育支援委員会には参加していないが、情報提供者として必要に応じて参加することがある。	4

(4)教育支援委員会における福祉機関の役割と効果と配慮点

特別支援学校 13 校への聞き取りを通して、表 6－2－7 で示したように、特別支援学校 4 校より教育支援委員会内での福祉事業所の立ち位置や発言内容についての情報や意見が得られた。主な役割としては、「小さい頃からの本人や家庭の様子を知っている」という意見が多く、その他には、「医療情報の提供や医療との繋ぎ役を担っている」などがある。

また、委員としての立ち位置については、福祉の専門家としての視点や意見、学校教育法施行令第 22 条の 3 を理解した上での発言を行っているという意見が出された。

教育支援委員会に福祉事業所が関わることへの影響や心配な点については、子どもや家庭への伴走者という立場から、ケースによっては、子どもや家庭への願いや想いが強い場合に、「判定や判断の際に混乱するのではないか」という意見が出ている。また、「こうあるべき」という考えの発言があったという意見もあった。

これらのことから、教育支援委員として期待される役割として、乳幼児のころからの情報提供と子どもの育ちや家庭状況を把握した上での福祉の専門家としての発言が予想される。また、配慮点として、子どもや家庭に対する伴走者としての願いや想いが強い場合の判定や判断への影響が挙げられているが、これらを解消していくためにも、学校教育法施行令第 22 条の 3 を理解した上での教育支援委員会への参加や、状況によっては長野県教育委員会が提供している教育支援ハンドブック（2015, 長野県教育委員会）を基にした研修などが必要と考える。

表6—2—7 教育支援委員会内における福祉事業所の役割と効果及び立ち位置と課題

n = 4

分類	具体的な発言内容の要約
役割と効果	① 小さい頃からの本人や家庭の様子を知っている 〔実際のコメントの要約〕 ・ 小さい頃から見ているのでどこがふさわしいか意見を述べている。 ・ 小さい頃を知っており、家庭の様子も知っているので、どんな経緯を経てきたのか、どんな支援が必要なのかといった補足説明をしている。 ・ 福祉事業所の利用もあり、本人のことをより把握しており、育ちを見ている。 ・ 療育コーディネーターの立場で小さい時から相談を受けている立場。 ・ 福祉の情報が療育コーディネーターから提供される。 ② 医療機関とのつながりがあり、医療情報を持っている。 〔実際のコメントの要約〕 ・ 病院からの情報も詳しい。医療と繋がっている。学校はあまり医療と繋がっていない。 ③ 福祉の専門家としての視点 〔実際のコメントの要約〕 ・ お子さんや保護者の情報を示しながら、方向性という点で福祉ならではの視点の意見を述べている。 ・ 専門的な立場から関わっている。

発言に関する立ち位置	① 専門員な立場から意見を述べている 〔実際のコメントの要約〕 ・ 判定案の資料に対して、根拠を述べて「この方向でよいと思います。」といった発言をしている。 ・ お子さんや保護者の情報を示した上で、この点も踏まえながら、必要に応じて意見を述べている。 ② 立ち位置について 〔実際のコメントの要約〕 ・ 就学判断に関しては、学校教育法施行令第 22 条の3をきちんと踏まえた上で発言している。 ・ 就学支援の仕組みを理解された上で参加している。 ・ 委員会には様々な(立場の)方が参加しているので、それぞれの意見の一つという感じ。
影響と心配	① 判定判断への影響と心配 〔実際のコメントの要約〕 ・ 難しいと思われるのは、伴奏して寄り添っているという立場もあるため、ケースによっては、願いや思いが強い場合に判定判断の場面で混乱するのではないか。 ・ 「こうあるべき」という思いや「そうだけできない」というようなことがある。 ・ (参加することで)大きな弊害はない。

(5) 学校と福祉事業所の見立てや方向性に関する相違の有無

特別支援学校 13 校に対して、これまでの学校と福祉事業所との連携の中で、子どもの就学先に関する見立てや方向性の「相違」を感じた経験について、表 6-2-8、表 6-2-9 のような回答を得た。

相違を感じた経験については、「相違を感じることもある」2 件、「相違を感じない」1 件、「どちらでもない」10 件であった。「どちらでもない」と回答した理由については、表 6-2-9 で示したように「意見が違う」「考えが違う」「立ち位置が違う」といった役割の違いに言及する回答と、「齟齬がある場合は調整する」「支援会議」といったような、仮に相違が見られた際に行っている対応についての回答の 2 種類が示された。

このことから、学校と福祉事業所との見立てや方向性、意見の相違については、単なる「相違」という言葉ではなく、互いの職種や役割を踏まえた「違い」と捉えたほうが良いということが分かった。実際の連携場面については、教育と福祉がそれぞれに持つ役割や文化の「違い」について十分に理解し、それぞれの役割を考慮した取組が必要であると考えられる。また、多くの回答者の発言の通り、仮に違いが生じたとしても支援会議等を用いた、話し合いによる相互理解と協力が重要であると考えられる。

表 6-2-8 学校と福祉事業所との連携の中での相違の有無

n = 13

学校と福祉事業所の相違に関する質問	ある	ない	どちらでもない
就学の見立てや方向性、考え方の相違	2	1	10

表6-2-9 「どちらでもない」の回答内容(一部) ※コメントを一部要約

- ・ 環境がそれぞれ違うから、どっちも本当の姿だと思う。
- ・ 学びの場として、食い違うというか、意見が違う。例えば、この子に対して、教育的ニーズがどこの場で学べるかというところと、療育コーディネーターは結構小さい子が関わっているんで意見が違うということはあるが、うまくいかないことではなく、考えが違うだけ。
- ・ 立ち位置がちょっと違う。福祉はサービスを充実させるとか保護者に寄り添うとか、役割がそれぞれ違っているんで違う。齟齬がある場合は調整する。
- ・ 支援会議を持って関係者でお子さんの様子を伝えて皆で考えて行くことが大事。
- ・ 学びの場の見直しの場合も、支援会議などでお子さんに関わるそれぞれの立場から発達や育ちの方向とかを言ってもらい、関係者に知っておいていただく。希望があれば、「体験で特別支援学級（学校）に行ってみましょうか。」と声をかけ、体験後も関係者で集まって支援会議を行う。

(6) 学校と福祉事業所の就学時の関わりの事例

特別支援学校 13 校への聞き取りを通して、就学に関する福祉事業所の関わりについての好事例や課題を収集することができた。そこで、事例を8つのカテゴリーに分類し、表6-2-10に示す。

「就学相談に向けての保護者支援」「就学先を迷う保護者への寄り添い」「保護者ニーズに基づく福祉事業所からの取組」では、福祉事業所による保護者の就学相談への同行や後押し、保護者のニーズに基づいた就学先の情報収集といった保護者支援について、複数の学校から好意的な受け止めが示された。

「就学後の切れ目のない支援」「学びの場の見直しへの関わり」では、入学後の1年間の継続した支援会議への参加や学びの場の見直しについて長期に渡り家庭や学校と取り組み、丁寧に関わる事例が示された。

「保護者の就学の不安への対応」では、保護者は福祉事業所にも進学先の相談をしていることが示された。

「福祉事業所に感じる良さと難しさ」では、回答者が感じる福祉事業所の良さや福祉事業所としての難しさが述べられた。

「就学への関わり方の課題と対応」では、保護者に対して就学先を示してしまうということが複数の学校から挙げられており、それらに対しては、学校からは就学の手順の説明や就学の主体の確認が行われていた。

これらのことから、子どもや家庭の幼稚園や保育所の時期や小学校や中学校、特別支援学校への就学先を検討する時期、さらには小学校・中学校、特別支援学校への入学後のことを考える場面といったあらゆる場面で福祉事業所が関わっていることが明らかになった。

また、保護者の就学に対する不安に寄り添い、支えるといった、福祉の役割の中でのきめ細な取組が見られ、学校や教育委員会とともに子どもや保護者の就学への道のりを伴走していることが事例からも示された。今後は、就学に関する一層の連携に向けて、就学の手順や学校教育法施行令第22条の3など、就学相談の理解と周知が大切になってくると考えられる。

表6-2-10 福祉事業所の関わりに関する事例

分類	具体的なコメント ※ コメントによっては回答を一部要約
就学相談に向けての保護者支援	○お母さんが就学のシステムが分からないっていうときに説明してあげて、お母さん一緒に行こうかといってくれている。 ○就学のシステムを福祉の方は知っていて、児童発達支援事業所を利用している場合は、就学の時に通常のクラスではなく、個別な支援が必要そうときはお母さんに「小学校の教頭先生に教育相談申し込もうねえ」って後押ししてもらっていたりする。 ○障害福祉サービスを使っているお子さんと児童発達支援事業所が役割の中心になってくるので、早い段階から特別支援学校や地域の小学校の参観に行ったりできているのではないかなと思う。 ○特別支援学校の参観に児童発達支援事業所の方が中心になって、お家の方に見に行っていくことをしている。 ○児童発達支援事業所に通っていたお子さんが、地域の小学校に入学するので、就学につきそって相談に乗っていた。また、入学後についても親身になって後のことを気にしていた。
就学先を迷う保護者への寄り添い	○学校から見ると、お家の方が特別支援学校について、もう少し気持ちを向けてほしいけど難しい場合、無理にというわけではないが、客観的な第三者として信用している児童発達支援事業所の人とか保健師と一緒に見学や体験をして、客観的に特別支援学校についての意見を信頼できる人から言うてもらうのも少し必要で大事だと思う時があります。
保護者ニーズに基づく福祉事業所からの取組	○児童発達支援事業所から、進路についての相談で、特別支援学校ってどういう感じですかというような話は聞きます。 ○福祉の方でお家の意向を聞いていると、例えば、学校見学が必要になるので福祉の方が直接動くのではなくて、学校の方から段取りをしてもらえないかということもある。 ○相談支援専門員が先にお母さんの前（話）を聞いていれば、相談支援専門員がすぐに学校に伝えてくださることもあります。 ○重度重複のお子さん達で、やっぱりお家の方がぜひ地元でというところで、最初にそれを掴んでる特別支援学校よりも、むしろ相談支援事業所の方たちが、家庭の願いからすると地域の知的養護学校だが、それは可能か。もしくは近隣の肢体不自由養護学校なのかという形で相談が入ってくることがある。 ○ケースによって、行政よりも早くキャッチしているところもあるので、一緒に行政に働きかけて、教育委員会の教育相談が実際動き出しているところがある。
就学後の切れ目のない支援	○特別支援学校の小学部に入学してくるお子さんの支援会議1年目ぐらいは、ずっと保育園や相談支援専門員さんが引き続き出ている。
学びの場の見直しへの関わり	○実際に放課後デイサービスの方が、例えば途中から学びの場を変える話を学校に申し込むみたいなケースがあります。親とそこで話していて、一緒と言うか保護者と機を同じくして、学びの場の変更を考えたいんだけどって言うことがあり、そこで支援会議というのはありました。 ○就学時に特別支援学校判断のお子さんが地域の小学校の知的障害学級に入学しました。就学前から児童発達支援事業所が関わっていたので、小学校でも児童発達事業所と学校関係者が定期的な支援会議に参加しました。中学校か特別支援学校中学部かの進学先の悩みも含めて、生活自立を考え、放課後等デイサービス事業所と学校で、その子の伸びをみんなで認めてきました。長期間の就学相談を続ける中、その児童発達事業所がキーパーソンになっており、就学前からずっとその子の育ちをずっと見てきています。小学校の受け入れもよく、児童発達事業所は一貫してお母さんサイドについてもらえているため、伸

	びを認め、今後の就学相談も気長にやるんだよねっというスタンスが揃ってきて暗黙の形で役割分担ができています。 ※ この文章は、原文が長文のため内容の改変に配慮の上、大幅に要約と省略を行っている。
保護者の就学の不安への対応	○放課後等デイサービス事業所に迎えに行ったときに、今度、中学校にいかなくてはいけない、どうしようということを個別に親御さんがスタッフに相談しているような話は、聞こえてきますが、どうしようかという相談の場に福祉事業所の方がきて一緒についているのはあまり聞かないです。
福祉事業所に感じる良さと難しさ	○福祉の方でも役割を心得てくださっている方がいる。 ○お子さんが障害福祉サービスを利用している場合は、児童発達支援事業所などが中心なんですよ、きっと。 ○地元の小学校を行政と福祉の方でも巡回しています。 ○就学について、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の方が意見を言える場所はあまりないと思う。 ○相談支援専門員の考えが反映されることもある。
就学の関わり方への課題や対応	○アドバイスを頂けるが、学校の状況がよく分かっていなくて、ありがたいけれども、どうしたらよいかというところがあります。 ○一時期、児童発達支援事業所の就学への意向が強く感じられたことがあったので就学の主体は誰が持つのかを保育園に伝えたことがあります。 ○事業所によっては、良い悪いではなく「特別支援学校がいいんじゃない」みたいなことを、児童発達支援事業所を利用しているお母さんに言ったことから、保育園からの依頼ではなく児童発達支援事業所から勧められたから特別支援学校を見学したいということがありました。 ○就学に関わった支援会議の中で、特別支援学校か地域の小学校かどっちかというところで、ある福祉事業所から小学校に行かれるのでないのという勧めがあって、お母さん達も特別支援学校と思っていたんだけど、ちょっと迷って、それを知った別の福祉事業所の方で、保育園の先生や学校で、児童発達支援事業所と相談支援事業所も参加してモニタリングを行いました。学校からは、環境が違うので実際に学校の様子も一緒に見てほしいと伝えました。

Ⅲ. 長野県内の5市町村教育委員会と5福祉事業所への調査

1. 目的

前述の特別支援学校 13 校への聞き取り調査を通して、各圏域の教育と福祉の連携状況についての実態が確認された。しかし、この調査から、長野県内の教育と福祉の実態をさらに明らかにするためには、市町村や福祉事業所といった当事者への具体的な取組や効果、課題の調査を行う必要が出てきた。そこで、特別支援学校 13 校への調査結果に基づく調査として、長野県内の抽出された地域（5 市町村、5 事業所）への調査を実施することとした。

2. 方法

(1)調査対象

調査対象は、特別支援学校 13 校への聞き取り調査の結果に基づき、表 6－3－1 に示す通り、5 市町村 5 事業所とした。選定の条件として、長野県内の北信、東信、中信、南信といった 4 つの地域それぞれに実施すること、教育支援委員会に福祉事業所またはその関係者が関わっていること、人口規模が異なる市町村であることとした。なお、福祉事業所については、調査先の市町村内に所在地のある福祉事業所とした。

対象者は、教育委員会については、当該の市町村教育委員会の就学に係わる就学相談担当者（以下、就学相談担当者）や教育支援委員会事務局担当者などの就学に係わる担当者とした。また、教育と福祉との連携実態の把握という点や児童発達支援事業所（センター）や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所の情報を有する、市町村福祉課など障害福祉サービスの担当者についても同席を求めた。

福祉事業所への訪問については、当該の福祉事業所長または児童発達支援管理責任者および相談支援専門員、基幹センター及び法人に所属する療育コーディネーターを対象に聞き取りを実施した。

表6－3－1 市町村および福祉事業所のインタビュー対象者

調査先	市町村の出席者 ※ 1	福祉事業所の出席者 ※ 2
A市町村	教育委員会 2 名	児童発達管理責任者 1 名
B市町村	教育委員会 2 名 福祉課 1 名	児童発達支援事業所長 1 名
C市町村	教育委員会 1 名 福祉課 1 名	療育コーディネーター 1 名
D市町村	教育委員会 3 名	児童発達支援事業所長 1 名
E市町村	教育委員会 3 名 福祉課 1 名	児童発達支援事業所長 1 名

※ 市町村の出席者について、教育委員会内に福祉担当者が所属している場合もあったが本表では教育委員会に含めて表記している。

※ 福祉事業所の出席者について、代表とした役職等を記載しているが、福祉、医療の有資格者もあり、所有する資格の観点からの発言もあった。

(2) 手続き

市町村訪問調査の実施に当たっては、当該の市町村教育委員会または教育長および福祉事業所長に調査訪問の目的、聞き取り調査対象者、方法等を説明し承諾を得た。

(3) データ収集方法

訪問調査は2019年12月～2020年1月に実施した。訪問に当たっては筆者が対象の市町村教育委員会または福祉事業所を個別に訪問し半構造化面接を行った。調査時間は60分とした。聞き取りの実施に当たっては、出席者に研究および調査の趣旨説明を行い許可を得たのちにICレコーダーに録音し、逐語録および記録シートの内容を分析データとして使用した。

(4) 聞き取り内容

市町村教育委員会及び福祉事業所スタッフへの聞き取りの内容を表6-3-2に示す。

表6-3-2 市町村教育委員会及び福祉事業所スタッフに対する聞き取りの項目

回答者の情報

教育支援委員会と福祉機関ならびに福祉事業所との関わり方

教育支援委員会が福祉機関ならびに福祉事業所に期待すること

教育支援委員会に福祉機関ならびに福祉事業所が関わることからの効果と課題

教育、福祉、医療、行政の連携についての意見や考え

地域連携協議会の有無や現状

自立支援協議会の現状

(5) 倫理的配慮

インタビュー調査を行うに当たり、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会において承諾を得た。依頼状にて対象とする市町村教育委員会及び福祉事業所における調査対象者へのインタビューについて所属長の承諾を得るとともに、訪問時に担当者に対し、口頭と文書にて研究の趣旨について説明し、書面で同意を得た。調査協力は任意であり、事前・途中において辞退しても不利益を被ることは一切ないこと、地域や市町村名、事業所名、個人名が特定されない形での公表を行うこと、得られた情報を厳重に管理すること、報告書は紙面またはWEB上にて公開されることを説明した。

3. 結果と小考察

(1)教育支援委員会と福祉事業所の関わり方

5市町村教育委員会それぞれの教育支援委員会での福祉事業所との関わり方について、表6-3-3に示した。

4市町村教育委員会より療育コーディネーターまたは児童発達支援事業所スタッフが委員として参加しているという回答を得た。また、1市町村からは、児童発達支援事業所のスタッフではあるが、別の立場として参加している。その上で、必要に応じて情報提供者の役割を担うことがあるといった内容の回答があった。

これらのことから、市町村によっては、教育支援委員会の委員として委嘱しているケースが認められ、地域の療育コーディネーターへの委嘱の他に児童発達支援センターまたは児童発達支援事業所に委嘱していることが明らかとなった。

表6-3-3 5市町村教育委員会の教育支援委員会と福祉事業所の関わり n=5

(単位：件)

福祉事業所の教育支援委員会への関わり方	市町村数
教育支援委員として参加 (内訳 療育コーディネーター1 児童発達支援事業所3)	4
教育支援委員会時にケースによっては情報提供者として参加	1

また、表6-3-4では、聞き取りを実施した福祉事業所がどの程度、教育支援委員会と関わっているかについて示した。教育支援委員会に参加している福祉事業所が4か所あり、内訳としては、療育コーディネーターが1市2村、心理士が1村であった。なお、この療育コーディネーターと心理職は別の人物であるが、同一法人に所属している。この他に、教育支援委員会には委嘱されているが他の立場で参加している回答が1件あった。また、教育支援委員会としての参加はないが、ケースによっては、教育委員会と連携して保護者了解のもとでの情報提供の実施をしているとの回答を得た。

これらのことから、市町村教育支援委員会への福祉事業所の参加は行われており、委嘱を受ける立場も地域によって異なることが示された。また、市町村によっては、有資格者や学識経験者としての立場を望まれることがあることが分かった。この他に、教育支援委員会への参加はないが、必要に応じて保護者了解のもと、教育委員会や関係機関と情報交換をしており、その多くの場面が支援会議であることも明らかとなった。

表6-3-4 5つの福祉事業所の近隣市町村教育支援委員会との関わり

n=5 (単位：件)

福祉事業所の教育支援委員会への関わり方	市町村数 延べ数
教育支援委員として参加 内訳 療育コーディネーター3 ※1市2村 心理職1 ※1村	4
教育支援委員会に別の役割・専門家（有資格者）として参加 内訳 児童発達支援事業所1 ※1市	1
教育支援委員会に関わっていないが、ケースによって、支援会議や教育支援委員会以外で情報提供がある。 ※保護者の同意を得て実施している。 内訳 児童発達支援事業所2	2
全く就学に関わっていない。	0

(2)教育支援委員会において福祉事業所に期待される役割

教育支援委員会において福祉に期待される役割について、市町村教育委員会と福祉事業所の回答を類型化したものを表6-3-5に示した。

教育側で最も多かったのは、「福祉の視点に基づくアドバイス」（5件）であった。他は、1件～2件と少ないが、子どもや家庭の情報提供や福祉の専門家の立場など多岐に及んでいる。福祉側は、いずれの項目も1件～2件であった。また、「福祉の視点や教育以外の視点に基づくアドバイス等」についての福祉事業所からの回答はなかった。「学識経験者、専門家という役割」は2件であった。

これらのことから、教育委員会が福祉事業所に期待する役割として、福祉の視点といった教育以外からの発言や助言による多角的な子どもや家庭の捉えを期待していると考えられる。一方で、教育が福祉に求めることと福祉が提供できることが一致しているのか、さらには、福祉事業所に委員としてどのような役割を期待しているのかなどの確認を行う機会も必要であるとする。具体的には、教育支援委員会の初回の場合などでそれぞれの立場で可能なことと難しいことなどの役割の確認を行う機会が大切だと考える。

表6-3-5 教育支援委員会において福祉に期待される役割(複数回答)

n=10 (単位：件)

教育支援委員会において福祉に期待される役割	教育委員会	福祉事業所
学識経験者 専門家		2
福祉の視点、教育以外の視点に基づくアドバイス等	5	
子どもの現状を知っている		1
家族の現状を知っている	1	1
特性への配慮についてアドバイス	1	1
障害福祉サービスに関する専門家		1
福祉事業所での子どもの姿から学びの場を検討	1	
福祉的支援（サービス利用）就学後の支援	1	1
地域や社会をつなぐ役割	1	

(3)教育支援委員会において福祉事業所が関わることの効果

教育支援委員会において福祉が関わることによる効果について、市町村教育委員会と福祉事業所の回答を類型化したものを表6－3－6に示した。

「福祉の視点や多様な視点」は、教育委員会から1件、福祉事業所から3件と双方から出されている。この他にも、「つなぐ役割」として、両社から1件ずつ回答があった。

また、福祉事業所からは、インクルーシブの視点で考える（2件）が示されている。

これらのことから、福祉が関わることの効果として、教育支援委員会においては、福祉の視点や多様な視点、インクルーシブの視点など教育以外の視点が入ることで、子どもや家庭の将来を見据えた多角的な見方や考え方による検討が可能になると考えられる。

表6－3－6 教育支援委員会において福祉に関わることへの効果(複数回答)

n=10 (単位：件)

教育支援委員会において福祉の関わることの効果	教育委員会	福祉事業所
つなぐ役割	1	1
立場の違い	1	
福祉の視点、教育以外の多様な視点	1	3
子どもの現状を知っている。継続的に見ている。		1
家族の現状を知っている。継続的に見ている。	1	1
インクルーシブの視点で考える		2
学校現場を知っている（見ている）	1	

(4)教育支援委員会において福祉事業所が関わることの課題

教育支援委員会において福祉が関わることによる課題について市町村教育委員会と福祉事業所の回答の抜粋を表6－3－7に示した。

「保護者との関係性への配慮」については、例えば、教育支援委員会に福祉事業所が加わった場合に、保護者によっては、教育委員会に近い存在になったと捉えて、福祉から離れていってしまうことを懸念し、連携は必要だが教育支援委員会に参加することが難しいとする回答があった。

「分野の違いと改善方法」については、教育と福祉、医療、行政のそれぞれの立場の違いを理解した上での参加が重要であり、互いの歩み寄りも必要という回答が2件あった。

「役割と限界・主体の明確さ」については、実際の教育支援委員会の場面で、福祉の領域を超えた意見や助言を求められたことがあり困惑したという回答が見られた。他にも、市町村によっては委員会の主体を明確にしてほしいといった回答があった。

「専門性への要望」は、就学に関して、専門性や情報から方向性を決めつけるのではなく、多角的に物事を捉えて意見が述べられるとよいという回答が見られた。

「就学に関する専門性と知識」については、教育支援委員会に関わる以上、参加者は長野県教育委員会が作成した教育支援ハンドブックを一読し就学の仕組みを理解することが大事であり、研修会があってよいという回答や学校教育法施行令第22条の3を知ったうえででの参加や発言が必要であるとする回答が見られた。

「情報の管理」は、互いの立場で得られた情報の管理方法と保護者の承諾などの必要性に関する回答であった。

「教育支援委員会に参加する上での経営上の課題」は、教育支援委員会に参加する場合の人件費や交通費、委員会に参加する際に福祉事業所の都合で欠員補充を行う場合の補償といった経営に関する回答であった。

これらの回答から、福祉事業所が教育支援委員会に参加するためには、福祉事業所に対して、領域・専門の範囲内での発言や助言で済むように、事務局や委員間での配慮が必要であると考えられる。また、立場や役割の明確化と配慮が重要であると考えられる。さらには、保護者との関係性に影響しないような配慮や、委員を送り出す福祉事業所が負担とならないよう、費用面や委員会出席による福祉事業所スタッフの欠員補充に対する補償といった工夫の検討も必要であると考えられる。

表6-3-7 福祉事業所が教育支援委員会に参加する上での課題 n=10

分類	聞き取り調査の回答の一部（内容を要約）
保護者との関係性への配慮	保護者達は、家族が主体と思っており、そこに福祉が寄り添っている。保護者にとって、教育委員会は別であり、福祉事業所が教育支援委員会に加わることは、家庭が福祉事業所と距離を置く可能性がある。
分野の違いと改善方法	- 福祉と教育では、子どもの捉え方と考え方の違いがある（2）。それを知ったうえで歩み寄ることが大切。 - 中立の立場がよい。
役割と限界主体の明確さ	- 福祉という領域の範疇を超えた発言や助言を期待されてしまう。 - 就学判断に直結する意見を求めらえることがある。 - 委員会の主体は誰なのか。教育委員会だと思うが。
専門性への要望	- 学校現場を知っている人のほうがよい。 - 多面的な考えや情報を持っている人がよい。
就学に関する専門性と知識	- 教育支援ハンドブックを使いこなせていない。 - 学校教育法施行令第22条の3の知識が必要。知識がない。研修会があるとよい。
情報の管理	情報の管理。情報の共有や発信の仕方が難しい。
教育支援委員会に参加する上での経営上の課題	- 法人の福祉事業所は収益を気にしなければならないため、報酬に関すること。移動の交通費。 - 教育支援委員に人を送るということは、事業所のサービス利用に対応するために欠員補充のやりくりが必要であり、そのための人員確保と報酬の心配がある。
その他	特にない。

※ 市町村教育委員会と福祉事業所の回答を合わせて表記している。

Ⅳ. A地域の小・中学校及び社会福祉事業所への質問紙調査

1. 目的

Ⅱ. Ⅲでは、長野県全域の就学に関する各地域の学校と福祉の連携の状況が明らかとなった。そこで、就学先となる小・中学校と福祉事業所が就学時の連携について、お互いをどのように捉えているのかを検討するために、県内のA地域をモデル地域として、地域内のすべての小学校・中学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所（以後、3つの事業所をあわせて記載する場合は、福祉事業所と述べる）を対象に就学相談という点から、それぞれの取組や課題について質問紙調査を用いて明らかにし、障害のある子どもの就学における教育と福祉の連携の在り方についての検討を行うこととした。

2. 方法

(1) 調査の対象地域と対象

調査対象地域については、長野県教育員会特別支援教育課と検討を重ね、長野県内の実態が反映しやすいように、隣接しあう市町村のあるA地域を選定した。

調査対象については、表6-4-1に示した通り、教育機関としてA地域内にある全ての公立の小学校37校、中学校16校を対象とした。福祉機関については、A地域障害者総合支援センターと対象の検討を慎重に行い、A地域障害者総合支援センターへの登録のある、A地域内で障害児福祉サービスを実施している、児童発達支援事業所（内、A地域の療育センターは児童発達支援事業所として登録している）8か所、放課後等デイサービス事業所12か所、相談支援事業所29か所を対象とした。

なお、回答者については、小・中学校は校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、教育相談担当者が合議の上で回答するように依頼した。福祉事業所については、所長、センター長、児童発達管理責任者、サービス管理責任者のいずれかが行うよう依頼した。なお、回答者の経験年数については、学校は就学に関わる経験年数が1年未満～30年以上までと多岐にわたり、福祉事業所は現在の役職経験年数について、概ね2年～5年程度であった。

表6-4-1 調査対象の校種別および事業所別の数

学校種 福祉事業所種	小学校	中学校	児童発達支援 事業所	放課後等デイ サービス事業所	相談支援 事業所
学校数または 福祉事業所数	37校	16校	8事業所	12事業所	29事業所

(2) 手続き

① 学校への調査手続き

A地域にある全ての公立小学校および中学校を対象とした。長野県教育委員会特別支援教育課の助言を得ながら、A地域校長会において、研究説明と調査協力の依頼を行った。具体的な質問紙の配布及び記入方法、回収方法の説明は、A地域教頭会の場で説明と依頼を行った。

② 福祉事業所への調査手続き

調査実施に当たり、A地域障害者総合支援センターの協力のもと、A地域自立支援協議会に対して、調査の説明及び協力の周知や依頼を行った。その後、福祉事業所は教育機関が行う調査活動に慣れていないという指摘もあり、可能な限り筆者が児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援センターを訪問し、個別に調査目的や内容、回答方法の説明を行った。また、都合により訪問できなかった4事業所については郵送とした。

(3) データ収集方法と回収率

調査期間は2019年9月～10月であり、郵送による返却とした。配布数、返却数、回収率、有効回答数については、表6-4-2の通りである。

小学校および中学校については、80%を超える高い回収率となった。福祉事業所に関しては、児童発達支援事業所が100%であった。放課後等デイサービス事業所については、3分の2に当たる返却があった。相談支援事業所は回収率52%と半分の回収率であったが、特定障害児相談支援事業所の登録はしていても、調査時期に児童のサービス利用がない相談支援事業所も多く、そのため利用者不在という理由から未返却ということも考えられる。

表6-4-2 質問紙の配布数及び返却数と回収率

学校種 福祉事業所種	小学校	中学校	児童発達支援 事業所	放課後等デイ サービス事業所	相談支援 事業所
配布数	37部	16部	8部	12部	29部
返却数	32部	15部	8部	9部	15部
回収率	86%	94%	100%	75%	52%

(4) 質問紙調査の項目と表記上の留意点

小学校及び中学校に対する質問内容を表6-4-3に示した。小・中学校については、福祉事業所との連携状況に関する質問内容とした。質問紙作成に当たっては、研究協力者のB市教育委員会指導主事に助言を求めた。

次に、事業所に対する質問内容を表6-4-4に示したが、作成に当たっては、研究協力者でもあるA地域障害者総合支援センターのコーディネーターに助言を求めた。

福祉事業所に対する質問紙調査については次の点に留意して実施した。

- ・ 福祉事業所の調査については、質問の性質上、どの質問においても「現在または過去に福祉事業所の障害福祉サービスを利用したことのある方」について回答することを前提とした。

- ・ 質問中の福祉事業所とは「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス事業所」「相談支援事業所」を総称して表すこととした。

表6-4-3 A地域の小学校および中学校への質問調査の項目

-
- ・ 福祉事業所と就学に関して連携をしたことがあるか。
 - ・ 就学に関する連携についてどのような取組が行われていたか。
 - ・ 就学に関する学校と福祉事業所との連携について調整や発信を誰が行ったか。
 - ・ 就学に関する学校と福祉事業所との連携の必要性。
 - ・ 学校は地域の福祉事業所にどのようなことを求めるか。
 - ・ 児童発達支援事業所や療育センターのことを知りたいか。また、何を知りたいか。
 - ・ 学校からみた「学校」「福祉事業所」のそれぞれ担う役割は何か（自由記述）。
 - ・ 学校と福祉の連携に必要なことは何か。
 - ・ そのほかに学校と福祉の連携についての考え（自由記述）。
-

表6-4-4 A地域の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所への質問調査の項目

-
- ・ 利用者の子どもや家庭に対し、小学校または中学校への入学を決める際に福祉事業所として関わったことがあるか。
 - ・ 入学に関して、保護者や本人、他の関係機関から相談を受けたときにどのような対応をしているのか。
 - ・ 小学校、中学校、特別支援学校への入学について、保護者からの相談があった場合に困ることは何か。
 - ・ 保護者からの入学についての相談で困った場合に、どこに相談をしているか。
 - ・ 今後、サービスを利用している保護者や本人から、小学校、中学校、特別支援学校への入学に関する相談を受けた場合に、福祉の立場としてあらかじめ入学について知っておきたいことは何か。
 - ・ 障害福祉サービスを利用している子どもの入学先となる小学校、中学校、特別支援学校に向けて、どのような願いを持っているか。
 - ・ 入学に関して、小学校、中学校、特別支援学校との具体的な連携について必要なことは何か。
 - ・ 福祉からみた「福祉事業所」と「学校」のそれぞれが担う役割は何か（自由記述）。
 - ・ 学校と福祉の連携に必要なことは何か。
 - ・ そのほかに学校と福祉の連携についての考え（自由記述）。
-

(5) 倫理的配慮

学校及び福祉事業所への質問紙調査を行うに当たり、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会において承認を得た。小・中学校長および福祉事業所長宛てに、実施に関する依頼書と質問紙を送付した。依頼書ならびに質問紙には、質問紙調査への協力及び返送は任意であることや返却された際の質問紙の取り扱いについても、個人や結果の公表について、個人名や学校名、事業所名は一切公表しないこと、調査に関わるデータは流失などないように厳重に管理し、研究終了後には廃棄することを記載し、質問紙の返却をもって同意とみなすことを明記した。また、対象の全ての小・中学校については、A地区教頭会の中で倫理的配慮の説明を口頭と文書で行った。同様に福祉事業所についても、質問紙調査依頼のために個別で事業所を訪問した際に口頭と文書で説明を行った。

3. 結果と小考察

(1) 学校と福祉事業所の連携の有無

小学校と児童発達支援事業所の就学時の連携の有無について、表6-4-5に示した。小学校と児童発達支援事業所との就学に関する連携については、18校が「就学に関して連携をしたことがある」と回答し、半数を超える学校が児童発達支援事業所と連携を取ったことがあるということが示された。また、「連携をしたことはないが名前を知っている。」という回答が12校であったことから、A地域の小学校では、30校が児童発達支援事業所の存在を認識しているという実態が示された。

表6-4-5 小学校と児童発達支援事業所の就学時の連携の有無

単位:校

選択項目	小学校 (n=32)
児童発達支援事業所や療育センターと児童のことで連携したことがある。	18
児童発達支援事業所や療育センターと児童のことで連携したことはないが、名前は知っている。	12
児童発達支援事業所の名前を初めて聞いた。	2

中学校と放課後等デイサービス事業所の連携の有無について表6-4-6に示した。8校が「就学に関して連携をしたことがある」と回答しており、約半数の学校で就学への連携が行われていることが分かった。また、6校が「連携をしたことはないが名前を知っている」と回答していることから、14校が放課後等デイサービスを認識していることが明らかとなった。

表6-4-6 中学校と放課後等デイサービス事業所の就学時の連携の有無

単位:校

選択項目	中学校 (n=15)
放課後等デイサービス事業所と児童生徒のことで連携したことがある。	8
放課後等デイサービス事業所と児童生徒のことで連携したことはないが、名前は知っている。	6
放課後等デイサービス事業所の名前を初めて聞いた。	1

また、上記の表6-4-5と表6-4-6から、小学校と中学校ともに「児童発達支援事業所と連携をしたことはないが名前は知っている」「児童発達支援事業所の名前を初めて聞いた」「放課後等デイサービス事業所との連携をしたことはないが名前は知っている」「放課後等デイサービス事業所の名前を初めて聞いた」といった回答から、約半数の学校が福祉事業所との就学時の連携を経験していないという事実も示された。

(2) 学校と福祉事業所の就学に関する連携の内容

学校と福祉事業所の連携の有無について、連携が「ある」と回答した小学校 18 校、中学校 8 校に対して、小・中学校への福祉事業所からの問い合わせの内容について、表 6-4-7 と表 6-4-8 のような回答を得た。

小学校はどの項目にも回答があり、「⑤入学予定の子どもの支援会議または移行支援会議に出席した。」（7 件）「⑥校内教育支援委員会に児童発達支援事業所や相談支援専門員などの福祉機関が参加し情報の共有を行っている。」（8 件）「⑦小学校入学の判断報告書を校内教育支援委員会で共有し、福祉関係者からの情報を就学の受け入れに活かしている」（9 件）「⑧市町村の教育支援委員会に福祉機関が参加し情報共有を行ってきた。」（6 件）の回答から福祉事業所との直接的な情報の共有が多く行われていることが示された。また、「③入学予定の子どもの実態把握のために児童発達支援事業所で活動する子どもの様子を小学校の教育相談に関わる担当者が見学した。」（8 件）「④幼稚園・保育所の様子のほかに、保護者や福祉関係者より児童発達支援事業所での様子について情報提供を受けた。」（9 件）といった回答から、児童発達支援事業所の活動の様子についての情報共有も行われていることが示された。

表6-4-7 小学校への福祉事業所からの問い合わせ内容(複数回答)

n=18

小学校への福祉事業所からの問い合わせ内容	合計(件)
① 入学についての問い合わせや相談を事業所や相談支援専門員から受けた。	6
② 学校見学の依頼があった。もしくは学校見学で案内した。	7
③ 入学予定の子どもの実態把握のために児童発達支援事業所で活動する子どもの様子を小学校の教育相談に関わる担当者が見学した。	8
④ 幼稚園・保育所の様子のほかに、保護者や福祉関係者より児童発達支援事業所での様子についての情報提供を受けた。	9
⑤ 予定の子どもの支援会議または移行支援会議に出席した。	7
⑥ 校内教育支援委員会等に児童発達支援事業所や相談支援専門員などの福祉機関が参加し、情報の共有を行ってきた。	8
⑦ 小学校入学の判断報告書を校内教育支援委員会で共有し、福祉関係者からの情報を就学の受け入れに活かしている。	9
⑧ 市町村の教育支援委員会に福祉機関が参加し情報共有を行ってきた。	6
⑨ その他 回答（入学式当日の支援の打ち合わせや入学後の参観）	1

中学校については、「④小学校の様子のほかに保護者や福祉関係者より放課後等デイサービス事業所の様子について情報提供を受けた。」（3 件）「⑥校内教育支援委員会等に放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所の福祉機関が参加し情報の共有を行ってきた。」（3 件）が最も多い 3 件であった。一方で、「③入学予定の生徒の子どもの実態把握のために放課後等デイサービス事業所で活動する様子を中学校の教育相談に関わる担当

者が見学した。」「⑧市町村の教育支援委員会に福祉機関が参加し情報共有を行ってきた。」
はともに回答がなかった。

表6-4-8 中学校への福祉事業所からの問い合わせ内容(複数回答)

n=8

中学校への福祉事業所からの問い合わせ内容	合計(件)
①中学校入学についての問い合わせや相談を放課後等デイサービス事業所や相談支援専門員から受けた。	2
②中学校見学の依頼があった。もしくは中学校の見学で案内した。	2
③入学予定の子どもの実態把握のために放課後等デイサービス事業所で活動する子どもの様子を中学校の教育相談に関わる担当者が見学した。	0
④小学校の様子ほかに、保護者や福祉関係者より放課後等デイサービス事業所での様子について情報提供を受けた。	3
⑤入学予定の子どもの支援会議または移行支援会議に出席した。	1
⑥校内教育支援委員会等に放課後等デイサービス事業所や相談支援専門員などの福祉機関が参加し、情報の共有を行ってきた。	3
⑦中学校入学の判断報告書を校内教育支援委員会で共有し、福祉関係者からの情報を就学の受け入れに活かしている。	1
⑧市町村の教育支援委員会に福祉機関が参加し情報共有を行ってきた。	0
⑨その他 回答(支援会議出席時の情報共有 2件)	2

これらのことから、小学校や中学校でも支援会議などを用いた受け入れ準備や、引継ぎに向けた情報共有といった連携が行われていることが分かった。また、小・中学校の異なる点としては、小学校では福祉事業所への見学が実施されたり、市町村の教育支援委員会に福祉事業所が参加していること、中学校ではそれらが実施されていないということである。

(3) 学校と福祉事業所の連携に関する調整と発信について

学校と福祉事業所の就学に関する連携の有無について、連携が「ある」と回答した小学校18校、中学校8校を対象に、関係機関と連携を行う際の調整や発信を誰が行っているのかを求め、図6-4-1と図6-4-2にそれぞれ示した。小学校と中学校の共通点として、入学先となる自校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任及び校長または教頭が連携の調整及び発信を行う役割を担うことが示された。

また、小学校の特徴としては、保健師6件、市町村教育委員会7件、療育コーディネーター9件と外部関係者からの連携に関する調整や発信の機会が多いことが示された。なお、その他の1件は、近隣の大学(社会福祉学部)准教授である。

中学校でも、療育コーディネーター(2件)やスクールソーシャルワーカー(2件)、放課後等デイサービス事業所(2件)といった外部関係者による発信が示されたが、小学校とは異なり保健師や市町村教育委員会による調整や発信は0件であった。

これらのことから、小・中学校ともに自校の校長や教頭、特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担任の発信や調整が多く行われていることが明らかとなった。その一方で、幼稚園や保育所から小学校への就学に関しては、保健師や市町村教育委員会、療育コーディネーターなどがつなぎ役となっているが、中学校への就学時には外部機関の多くが発信や調整の立場になっていないことから、子どもによっては、支援チームがすでに作られており、その結果、外部からの調整が不要になっているということが考えらえる。

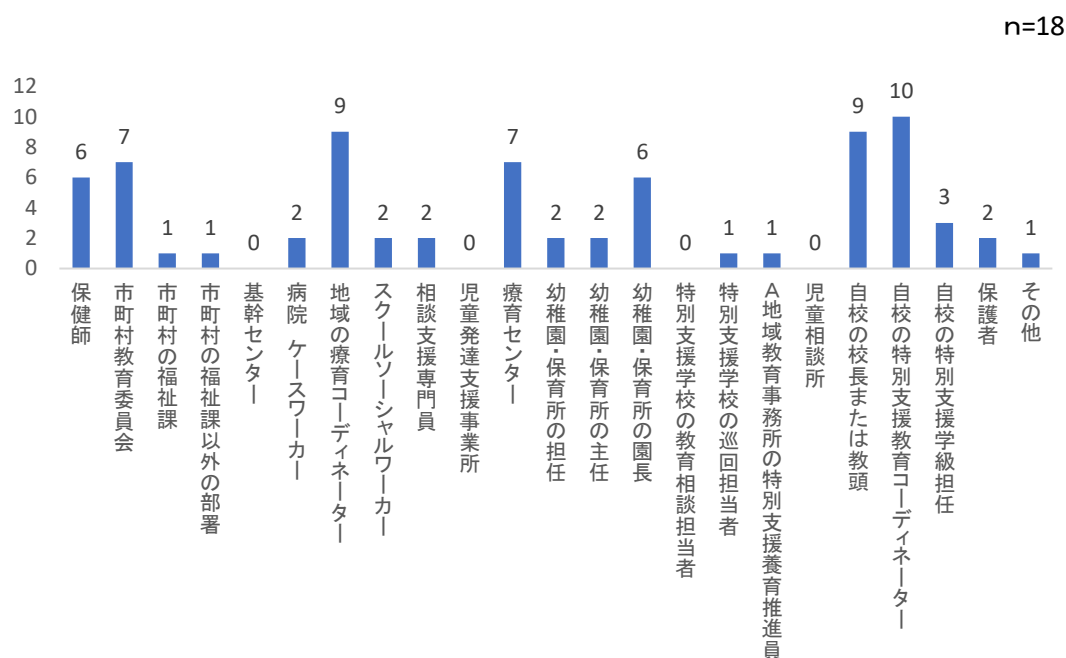


図6-4-1 小学校の就学に関する福祉事業との連携時の調整と発信者

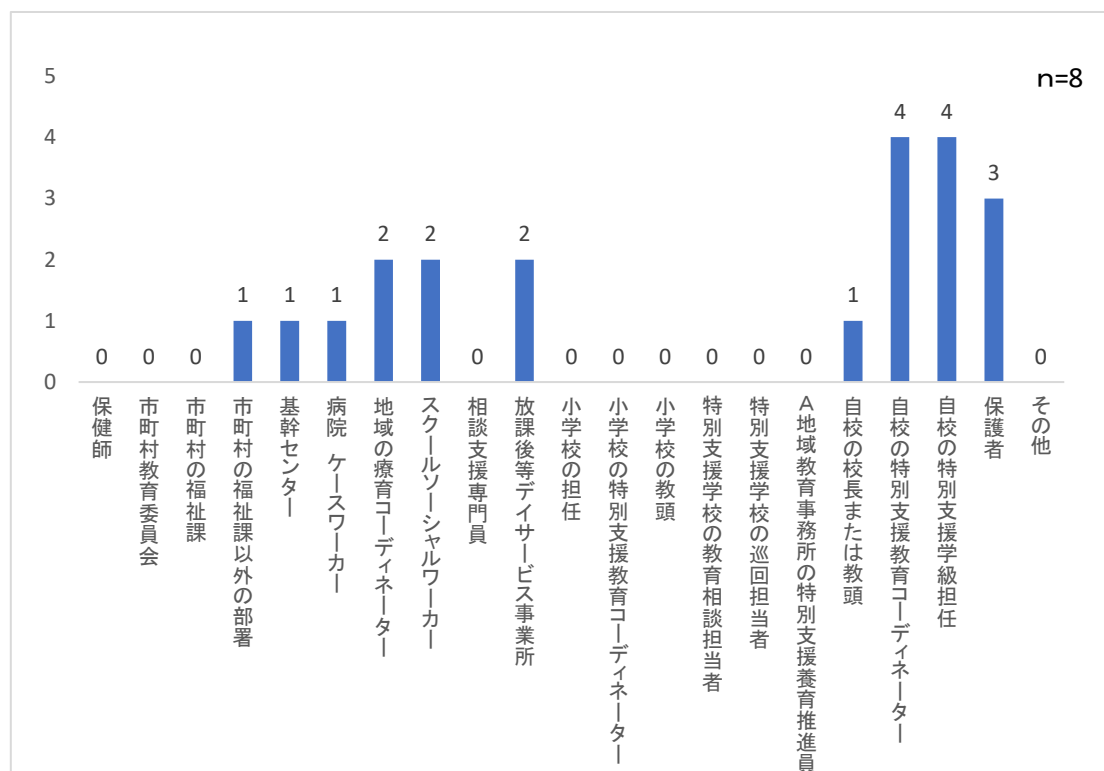


図6-4-2 中学校の就学に関する福祉事業所との連携時の調整と発信者

(4)連携の必要性について

学校と福祉事業所の就学に関する連携の有無について、連携の経験が「ある」と回答した小学校 18 校、中学校 8 校を対象に、福祉事業所との入学時の連携の必要性についての回答を表 6-4-9 に示した。その結果、小学校では 18 校全てで連携が必要と回答している。中学校では、8 校中 7 校で連携が必要と回答し 1 校が連携を必要としないと回答した。なお、連携を必要としない理由として、「事業所で困っているときは対応するが、学校からのアプローチは不要と考える。」という記述であった。

この結果から、就学時の連携を経験している小学校と中学校を合わせた 26 校中 25 校が連携は必要と回答しており、連携の必要性への認識を持っていることが示された。

表 6-4-9 福祉事業所と小学校または中学校の入学時の連携の必要性

選択項目	小学校 (n=18)	中学校 (n=8)
連携は必要と感じる	18	7
連携は必要と感じない	0	1

※ここでの福祉事業所とは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所をさす。

(5)就学時の連携について、小・中学校が福祉事業所に求めること

就学時の連携について小・中学校が福祉事業所に求めることを、(4) 連携の必要性の質問で「必要だと感じる」と回答した小学校 18 校と中学校 7 校を対象に、質問項目の中から優先順位をつけて 3 つを選択した回答の結果を、図 6-4-3 と図 6-4-4 に示した。

小学校が福祉事業所に求めることで、優先順位 1 位で最も高いのは「①子どもの実態や配慮することについて、教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。」(13 件)であった。また、優先順位 2 位で最も高かったのは「②家庭の様子や配慮することについて、教育と福祉での情報を共有するような機会がほしい。」(11 件)であった。1 位～3 位までの全体数の合計でも「①子どもの実態や配慮することについて、教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。」(15 件)と「②家庭の様子や配慮することについて、教育と福祉での情報を共有するような機会がほしい。」(17 件)が共に高く、他の質問の 2 倍以上の結果であった。

これらの結果から、小学校は就学時の福祉事業所との連携において、子どもや家庭に関する実態や配慮についての情報を共有する機会を高く望んでいると考えられる。

また、優先順位は高くないが、療育場面の見学や使用した教材教具の引継ぎ、個別の支援計画の提供、さらには、支援会議の継続といったことが就学に向けた取組として、福祉事業所に求められていることが分かった。

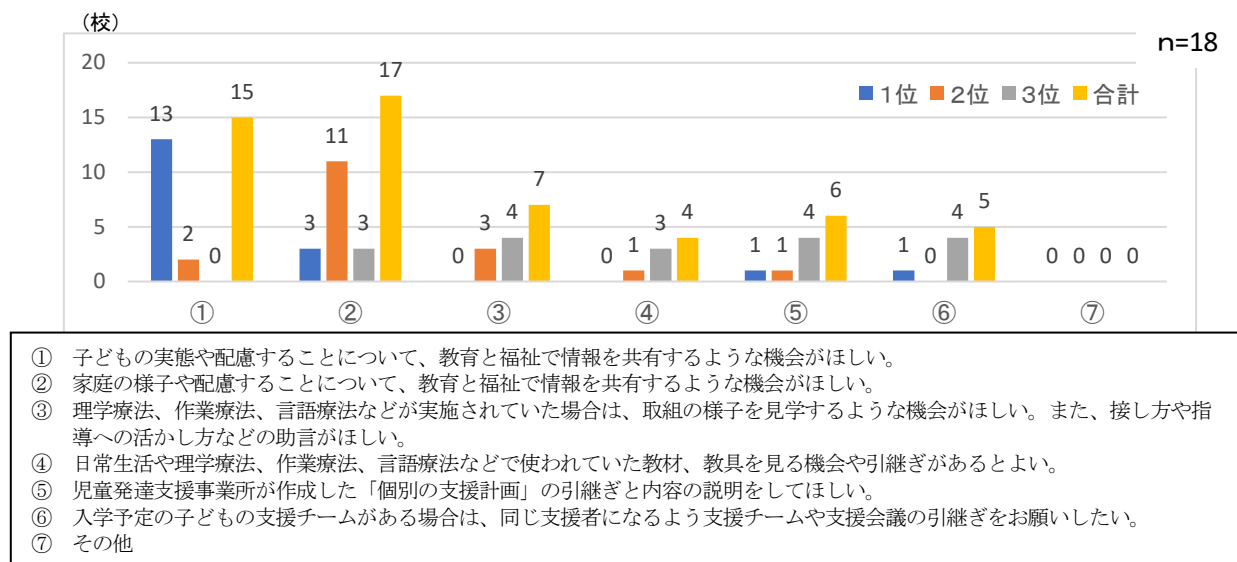


図6-4-3 小学校が就学時の連携で児童発達支援事業所等に求めること

中学校が福祉事業所に求めることで、優先順位1位で最も高いのは「①子どもの実態や配慮することについて、教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。」（3件）であった。また、優先順位2位で最も高かったのは「②家庭の様子や配慮することについて、教育と福祉での情報を共有するような機会がほしい。」（3件）であった。1位～3位までの全体数の合計でも「①子どもの実態や配慮することについて、教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。」（6件）と「②家庭の様子や配慮することについて、教育と福祉での情報を共有するような機会がほしい。」（4件）が共に高かった。

これらの結果から、中学校も小学校と同じく、就学時の福祉事業所との連携において児童生徒や家庭の実態や配慮に関する情報を望んでいることが示された。

また、小・中学校が就学時の連携において福祉事業所に求めることとして、子どもや家庭の情報を共有する機会がほしいという点で共通しており、小・中学校ともに入学時の受け入れを考えていく際の情報の引継ぎは重要であると捉えていることが分かった。

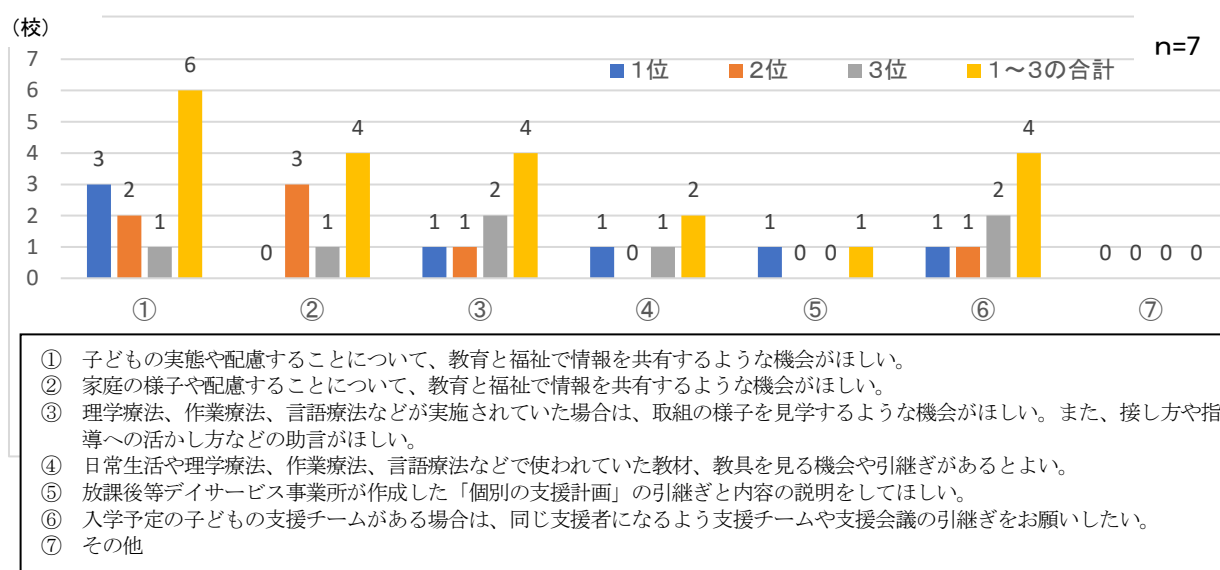


図6-4-4 中学校が就学時の連携で放課後等デイサービス事業所等に求めること

(6) 就学時に連携の経験がない小学校が捉える福祉事業所への興味や関心について

(1) の就学時の連携の有無の質問の中で、「連携をしたことはないが名前を知っている。」「連携をしたことがない」と回答した小学校 13 校を対象に、A 地域の福祉事業所に対する考えについての質問を行った。その結果、表 6-4-10 に示した通り全ての小学校が児童発達支援事業所や療育センターのことを知りたいとする回答であった。

表 6-4-10

就学時に連携の経験がない小学校の児童発達支援事業所及び療育センターに対する意識
(単位：校)

選択項目	小学校 (n=13)
児童発達支援事業所や療育センターについて知りたい。	13
特になし	0

上記の児童発達支援事業所や療育センターについて知りたいと回答した小学校 13 校に対して、「児童発達支援事業所や療育センターについて、どのような点を知りたいか」の質問を行い、優先順位をつけて 3 つを選ぶ方法で回答を得た。結果を図 6-4-5 に示す。

小学校では、優先順位 1 位は「④学校と児童発達支援事業所との連携の好事例を知りたい」(4 件)であり、次いで「①児童発達支援事業所の役割や仕組みを知りたい」「②福祉制度そのものについて知りたい」「③近隣の児童発達支援事業所と学校の連携の様子を知りたい」がそれぞれ 3 件であり大きな差は見られなかった。

これらのことから、児童発達支援事業所や療育センターについての取組や仕組み、好事例などの実践例を知りたいと考える学校が多いことから、児童発達支援事業所や療育センターを知る機会のような見学会や研修会の設定が有効であると考えられる。

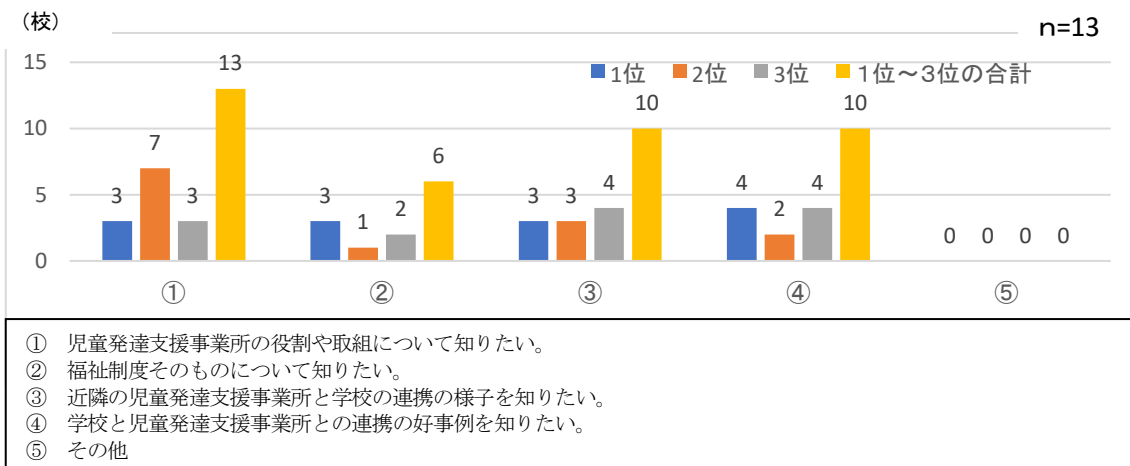


図 6-4-5 小学校が児童発達支援事業所や療育センターについて知りたいこと

(7) 就学時に連携の経験がない中学校が捉える福祉事業所への興味や関心について

(1) の就学時の連携の有無の質問で、「連携をしたことはないが名前を知っている。」
「連携をしたことがない」と回答した中学校7校を対象にA地域の放課後等デイサービス事業所に対する考えについての質問を行い、結果を表6-4-11に示した。5校が「放課後等デイサービスについて知りたい」、1校が「特にない」の回答であった。なお、今回の調査では、「特にない」という回答に対して、理由を記述する項目は設けなかった。

表6-4-11

就学時に連携の経験がない中学校の放課後等デイサービス事業所に対する意識

(単位：校)

選択項目	中学校 (n=7)
放課後等デイサービス事業所について知りたい。	5
特にない	2

表6-4-11で「放課後等デイサービス事業所について知りたい」と回答した中学校5校に対して「放課後等デイサービス事業所のどのような点を知りたいか。」の質問を行い、優先順位をつけて3つを選ぶ方法により回答を得た。回答のなかった1校を除く4校の結果を図6-4-6に示す。

中学校では、優先順位1位が「①放課後等デイサービス事業所の役割や仕組みを知りたい」(2件)であった。他の項目については、1位～3位や合計が全体に散らばるように選択されていた。

これらのことから、中学校では、放課後等デイサービス事業所の役割や仕組みを知りたいと考えている学校が比較的多く、事例については、好事例よりも周辺の学校と放課後等デイサービス事業所の具体的な事例を知りたいと考えていることが明らかとなった。

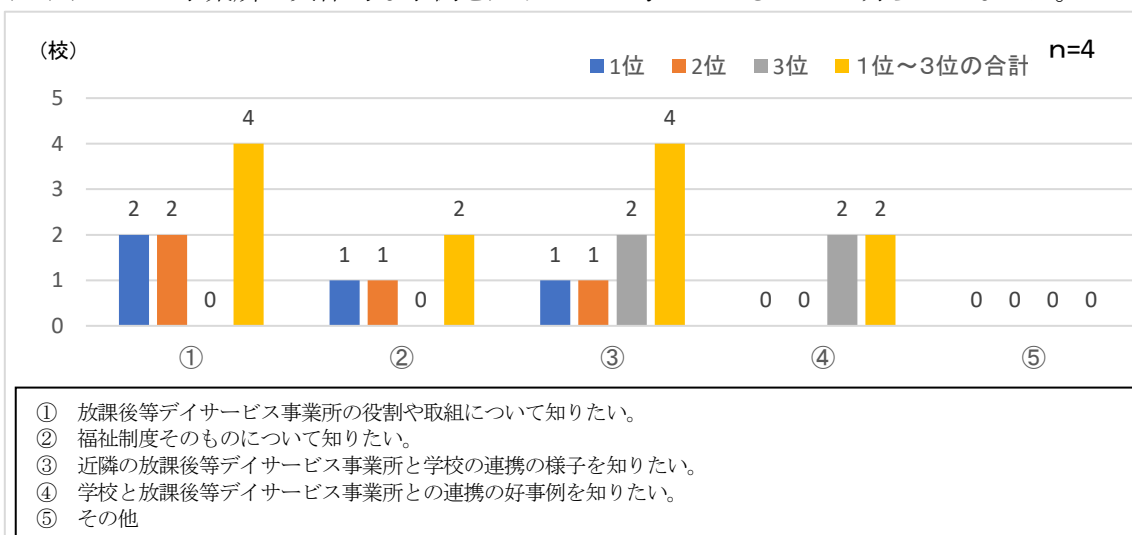


図 6-4-6 中学校が放課後等デイサービス事業所について知りたいこと

(8)小・中学校が就学時に福祉事業所に求めること

① 小学校が就学時に児童発達支援事業所や療育センターに求めること

小学校が児童発達支援事業所や療育センターに求めることについて、質問項目の中から優先順位をつけて3つを選ぶ方法で回答を求めた。結果を図6-4-7に示す。ただし、回答数32件であるが、無回答や回答条件に合わなかったものが5件あったため、ここでの有効回答数は27件とした。

優先順位1位は「①入学をする前に保護者に対してアセスメントに基づいたお子さんの特性や実態を伝えてほしい。」が13件と最も多く、他の優先順位1位の項目「②アセスメントに基づいた保護者が納得できる進路選択の情報を提供してほしい」（7件）と比べても約2倍の件数であった。優先順位2位については、「③基本的生活習慣の習得などを幼稚園や保育所、家庭と一緒に準備してほしい」が11件と最も高かった。

1位～3位の合計では、「②アセスメントに基づいた保護者が納得できる進路選択の情報を提供してほしい」が最も多く25件であった。「③基本的生活習慣の習得などを幼稚園や保育所、家庭と一緒に準備してほしい」については、合計は19件であるが、その内訳は、1位が1件、2位が11件、3位が7件と2位～3位に集中している。「⑤連携が十分とは言えないので、お互いのことを知る機会がほしい」については、合計が12件と全体的には高くないが、1位を6件含んでいることが特徴的である。

これらのことから、小学校が児童発達支援事業所及び療育センターに求めることとして、入学前の段階で、児童発達支援事業所や療育センターを利用している家庭に対して福祉事業所が持つ情報を基にしたお子さんの特性などを伝えてほしいことや、これらの情報を基にした保護者への進路選択の情報を提供してほしいといった要望が考えられる。また、お互いのことをもっと知りたいという意見にも応えていく必要があると思われる。

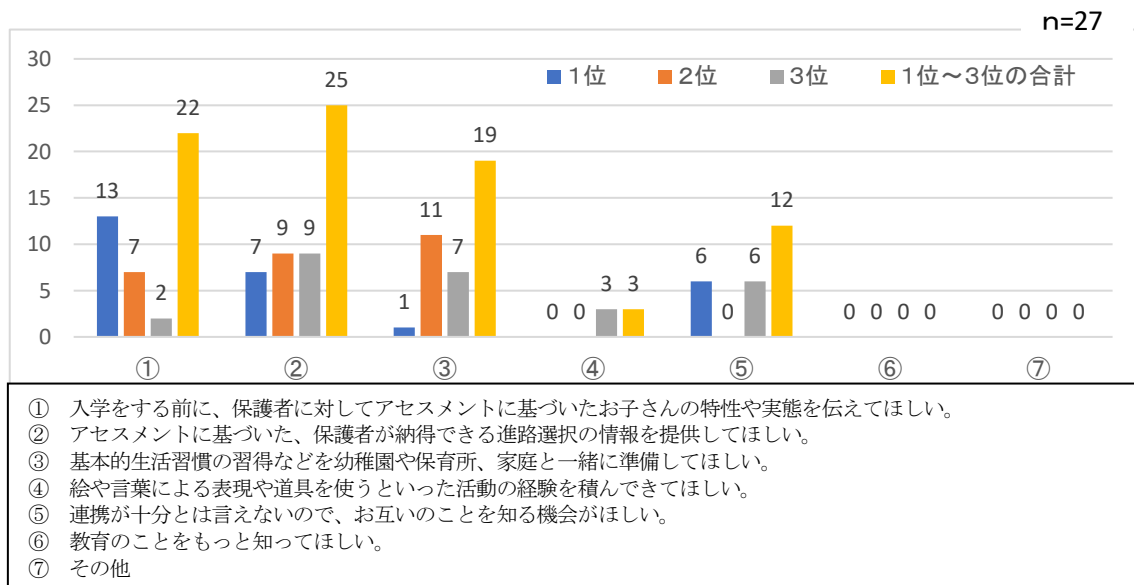


図 6-4-7 小学校が就学時に児童発達支援事業所や療育センターに求めること

② 中学校が就学時に放課後等デイサービス事業所に求めること

中学校が放課後等デイサービス事業所に求めることについて、質問項目の中から優先順位をつけて3つを選ぶ方法で求めた結果を図6-4-8に示す。回答数が15件であるが、無回答が1件あったため、ここでの有効回答数は14件としている。

優先順位1位は、「①入学をする前に保護者に対して放課後等デイサービスの持っている情報に基づいたお子さんの特性や実態を伝えてほしい。」と「⑤連携が十分とは言えないので、お互いのことを知る機会がほしい」が5件と最も多い。

1位～3位の合計という点では、「①入学をする前に保護者に対して放課後等デイサービスの持っている情報に基づいたお子さんの特性や実態を伝えてほしい。」(11件)、「②放課後等デイサービスの持っている情報に基づいた保護者が納得できる進路選択の情報を提供してほしい」(10件)、「⑤連携が十分とは言えないので、お互いのことを知る機会がほしい」(7件)と高いが、それぞれの1位～3位の内訳を見たときに「②放課後等デイサービスの持っている情報に基づいたアセスメントに基づいた保護者が納得できる進路選択の情報を提供してほしい」は1位1件、2位3件、3位6件と優先度が低くなっている。その他の1件については、「特になし」との記述であった。

これらのことから、中学校入学に当たっては、すでに放課後等デイサービス事業所を利用している児童については、例えば、小学6年生の時点で支援会議等などを通して、保護者に対して、放課後等デイサービス事業所の有する情報に基づき子どもの特性や実態を伝えた上で、保護者が納得できる就学先を選ぶための情報の提供を求めていると考えられる。

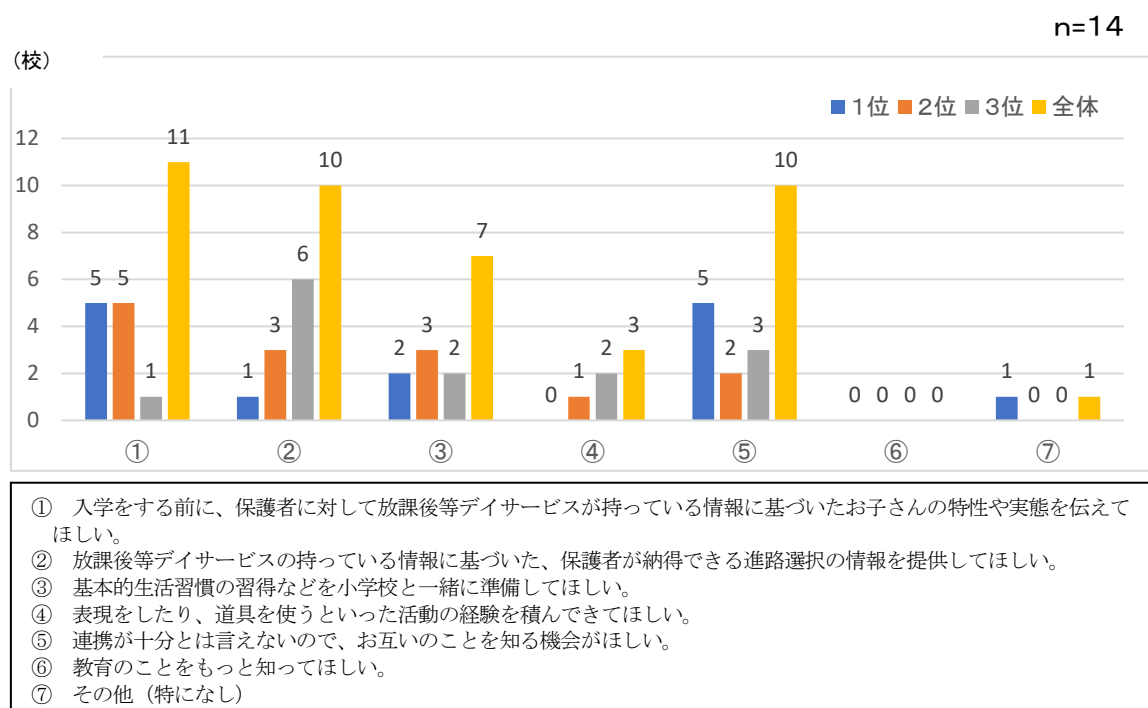


図 6-4-8 中学校が就学時に放課後等デイサービスに求めること

(9) 福祉事業所が受けたことのある就学に関する保護者からの相談について

福祉事業所が受けたことのある「小学校または中学校への就学に関する保護者からの相談の有無や内容」についての結果を表6-4-12に示した。なお、この質問については、

現実性を考えて「相談を受けたことがある」の基準を廊下による立ち話も含めて回答していただくようにした。

児童発達支援事業所では、「⑤保護者から就学に関して学校生活について不安を訴えられたことがある。」（6件）、次いで「①入学先についての相談を受けたことがある。」（5件）であった。その他の項目についてもすべてに1件以上の相談があった。「⑧相談を受けたことがない」という回答は1件であった。放課後等デイサービス事業所は「⑧相談を受けたことがない」が6件と最も多かった。

相談支援事業所については、「⑤学校生活についての不安を訴えられた」が10件と最も多く、次いで、「①入学先についての相談を受けたことがある」（8件）、「⑥友人関係の心配や不安の相談を受けたことがある」（7件）であった。

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所を比較したところ、児童発達支援事業所と相談支援事業所では同じような質問項目に回答が重なり、放課後等デイサービス事業所とは異なる結果となった。

これらのことから、児童発達支援事業所を利用する保護者は、小学校という初めての学校生活を迎えるに当たり、様々な心配事や不安を児童発達支援事業所のスタッフに相談したり訴えたりしていることが推察される。

放課後等デイサービスが、「ない」（6件）となっている一因には、中学校や中学部への進学を検討する以前に、すでに小学校からのサービス利用の経験とケースによっては支援会議を継続してきたことから、不安や心配はその都度会議の中で解決されてきた可能性があり、改めて相談や訴えを受けることがないとも考えられる。

相談支援専門員については、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の利用者を担当するため、それぞれからの相談を受ける形になると考えられる。

表6-4-12 福祉事業所が受けたことのある小学校または中学校への就学に関する保護者からの相談の有無や内容(複数回答)

就学に関する質問項目	保護者からの相談		
	児童発達 n = 8	放課後等 n = 9	相談支援 n = 15
①入学先についての相談を受けたことがある	5	3	8
②学校見学の相談を受けたことがある	4	1	5
③学校までの通学方法の相談を受けたことがある	3	0	6
④学校の勉強について相談を受けたことがある	4	0	4
⑤学校生活について不安を訴えられたことがある	6	2	10
⑥友人関係の心配や不安の相談を受けたことがある	4	2	7
⑦学校や学級の変更について相談を受けたことがある	3	1	6
⑧ない	1	6	3
⑨その他	0	0	1

※ 表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

(10)就学に関する相談を保護者から受けた福祉事業所の対応

(9)で保護者から就学に関する相談を受けたことがあると回答した福祉事業所を対象に、その際の対応方法についての回答を得た。結果を表6-4-13に示す。

児童発達支援事業所は、「保護者に自分で関係機関に連絡や相談をするように促す」(6件)、「保護者の相談を受けて福祉事業所から関係機関に連絡や相談を行う」(7件)であった。放課後等デイサービス事業所は、「保護者に自分で関係機関に連絡や相談をするように促す」(2件)、「保護者の相談を受けて福祉事業所から関係機関に連絡や相談を行う」(1件)となった。相談支援事業所については、「保護者に自分で関係機関に連絡や相談をするように促す」(11件)、「保護者の相談を受けて福祉事業所から関係機関に連絡や相談を行う」(11件)であった。

これらのことから、就学に関して保護者から相談を受けたことのある福祉事業所の多くは、保護者に関係機関への連絡や相談を促す一方で、事業所からも保護者の相談に対して、関係機関に連絡や相談を行っていることが明らかとなった。

表6-4-13 就学に関する保護者の相談を受けた福祉事業所が取る対応

相談対応に関する質問項目	児童発達 n = 7	放課後等 n = 3	相談支援 n = 12
保護者に自分で連絡や相談をするように促す。	6	2	11
保護者の相談を受けて福祉事業所から連絡や相談を行う。	7	1	11
未記入	0	1	1

※ 表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

(11)就学に関して保護者から相談を受けた際の保護者への案内先について

就学に関して保護者から相談を受けた福祉事業所がそれぞれ保護者にどのような相談先を提示し繋いでいるのかを表6-4-14に示した。合わせて、相談を受けた福祉事業所がどの関係機関と連絡を取るのかの結果を表6-4-15に示した。

児童発達支援事業所は、相談支援専門員が5件と最も多く、次いで在籍中の幼稚園や保育所、教育委員会、就学先の小学校や特別支援学校小学部がそれぞれ4件であった。事業所からの連絡先は、地域の基幹センター(6件)、在籍の幼稚園や保育所(5件)であった。

放課後等デイサービス事業所は、対象者数が2件と少なく、在籍中の小学校(2件)、就学先になる中学校や中学部、市町村福祉係、相談支援専門員がそれぞれ1件であった。事業所の連絡先は保健福祉機関であった。

相談支援専門員は、在籍中の幼稚園や保育所、小学校が8件と最も多く、次いで市町村教育委員会(4件)となっている。事業所からの連絡先は、在籍の幼稚園や保育所、小学校などが8件と最も多いが、保健師(5件)、市町村福祉課(6件)、相談支援専門員(5件)と保健福祉機関への連絡をしていることが分かった。

これらのことから、多くの福祉事業所では、保護者の就学に関する相談に対して、在籍する幼稚園・保育所、小学校・中学校・特別支援学校(小学部・中学部)または教育委員

会といった教育機関を紹介し繋いでいると考えられる。また、福祉事業所が関係機関に連絡を取る場合は、在籍の園や学校が多く、教育との連携の一端が伺えるが、その一方で基幹センターや福祉課を相談及び連絡先とする件数も多い。その理由としては、障害福祉サービスの利用に関する相談窓口は、福祉課や基幹センターであるため、一般的な対応を取っていると推察できる。

表6-4-14 福祉事業所が保護者から就学に関する相談を受けた際の案内先

就学に関して保護者から 相談を受けた際の案内先		福祉事業所		
		児童発達 n = 7	放課後 n = 2	相談支援 n = 11
教育機関	現在在籍中の幼稚園や保育所	4		8
	現在在籍中の小学校		2	
	市町村教育委員会	4	0	4
	就学先として該当する小学校や小学部	4		3
	就学先として該当する中学校や中学部		1	
保健福祉機関	保健師	2	0	0
	市町村の福祉係	1	1	3
	相談支援専門員	5	1	1
	地域の基幹センター	0	0	2
	その他（医療機関、療育コーディネーター、 適切と思われる機関を紹介）	0	0	3

※表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

表6-4-15 福祉事業所が保護者からの就学の相談について応対する際の連絡先

福祉事業所からの連絡先		福祉事業所		
		児童発達 n = 7	放課後等 n = 2	相談支援 n = 11
教育機関	現在在籍中の幼稚園や保育所	5		8
	現在在籍中の小学校		0	
	市町村教育委員会	4	0	4
	就学先として該当する小学校や小学部	1		4
	就学先として該当する中学校や中学部		0	
保健福祉機関	保健師	2	0	5
	市町村の福祉係	2	1	6
	相談支援専門員	2	1	5
	地域の基幹センター	6	0	
	現在利用している福祉事業所			3
	その他	2	0	2

※表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

(12)就学に関して保護者より相談があった場合に困ること

福祉事業所が保護者から就学に関する相談を受けた場合にどのような点で困るのかについての回答の結果を表6-4-16に示した。

児童発達支援事業所では、「③入学に至るまでの手順がわからない」（2件）「①入学についての情報がないため返答に困ることがある」「②入学についての相談先がわからない」が共に1件で、最も多かったのは「⑦困ることはない」（3件）であった。

放課後等デイサービス事業所は「⑤通常の学級や特別支援学級、特別支援学校における授業や活動といった教育の内容がよくわからない」（6件）と最も多く、次いで、「③入学の手順がわからない」（5件）であった。

相談支援事業所は、「①入学についての情報がないため、返答に困ることがある」（7件）が最も多く、次いで、「③入学に至るまでの手順がわからない」（5件）と「⑤通常の学級や特別支援学級、特別支援学校における授業や活動といった教育の内容がよくわからない」（5件）であった。

「⑧その他」については、表6-4-16に示したように、引継ぎや教育内容、就学判断、寄宿舍、相談支援専門員の関わり方などが述べられている。

これらのことから、福祉事業所が保護者から就学の相談をされた場合に、入学の情報がないこと、入学に至る手順や各学びの場の教育内容がよく分からないこと等で困ることがあることが分かった。また、担任との引継ぎの問題や地域による教育内容の差、就学の判断への意見、福祉関係者の関わり方への不安などを感じていることが分かった。

表6-4-16 福祉事業所が保護者からの就学の相談について困ること

就学に関する相談について困っていること	児童発達 n = 8	放課後等 n = 9	相談支援 n = 15
①入学についての情報がないため、返答に困ることがある	1	3	7
②入学についての相談先がわからない	1	3	2
③入学に至るまでの手順がわからない	2	5	5
④どの場所に小・中学校や特別支援学校があるのかわからない	0	0	0
⑤通常の学級や特別支援学級、特別支援学校における授業や活動といった教育の内容がよくわからない	0	6	5
⑥教育分野の仕組み自体がわからない	0	0	3
⑦困ることはない	3	1	3
⑧その他	2	1	3
⑨その他の回答内容 ・教員には転勤があり、現在相談している先生方も異動で上手く引継がれないこともあった。（児童発達） ・特別支援学級は、地域によってかなり教育内容が異なるので、地域特有の特別支援学級の環境や授業、活動内容が具体的にわからない。（児童発達） ・支援が必要と思われる児童でも、知的には全体ではボーダーレベルだが偏りが大きい。行動問題がないと「とりあえず通常へ」という判断になりがちであったこと。（児童発達） ・寄宿舍の相談を受けた。（放課後等） ・今まで経験がない。（相談支援） ・どこまで相談支援専門員という立場で介入したらよいのか。（相談支援） ・本人（家庭）と支援者で見立てに相違があること。（相談支援） ・関係機関への苦情相談の対応が困る。（相談支援）			

※ 表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

(13)就学に関して保護者から相談を受けた際に困った場合の相談先

福祉事業所が就学に関して保護者から相談を受けて困った場合にどこに相談をしているのかについての結果を表6-4-17に示した。

表6-4-17 福祉事業所が就学に関して相談する機関等(複数回答可)

	福祉事業所が就学に関する相談先	児童発達 n = 8	放課後等 n = 9	相談支援 n = 15
教育機関	市町村教育委員会	5	0	7
	幼稚園や保育所	3	0	3
	小学校	3	2	4
	中学校		1	2
	特別支援学校	3	4	5
福祉機関	地域の基幹センター	0	0	4
	担当の相談支援専門員	5	8	2
	他の児童発達支援事業所	0		0
	他の放課後等デイサービス事業所		1	0
	他の相談支援事業所	0	1	1
	療育センター	0		4
	児童相談所		0	1
	保健師	2	1	5
	市町村福祉課	3	5	6
	市町村の福祉課以外の部署	0	0	0
	地域の社会福祉協議会	0	0	0
	その他	0	0	3

※ 表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

児童発達支援事業所では、教育機関では市町村教育委員会に相談するという回答が5件と最も多く、回答した8事業所の半数以上が市町村教育委員会を相談先の一つにしていることが示された。福祉機関では、担当となっている相談支援専門員に相談することが最も多く、次いで、保健師や福祉課といった行政やサービスに直結する部署への相談が行われている。

放課後等デイサービス事業所について最も多かったのは、担当の相談支援専門員(8件)、次いで、市町村福祉課(5件)であった。また、小学校(2件)、中学校(1件)、特別支援学校(4件)と教育機関への相談は少ない結果となった。

相談支援専門員は、市町村教育委員会が7件と、半数近くが相談していることが示された。また、福祉機関では、市町村福祉課が6件、保健師が5件と続くが、相談支援事業所が唯一地域の基幹センター(4件)を相談先としていることも示された。

これらのことから、福祉事業所による市町村教育委員会への相談は小学校等への就学が伴うケースについて行われる可能性が高く、この他には、どの福祉事業所も学校に直接相談していることが推察される結果となった。また、福祉機関については、やはり、就学の相談をしてきた保護者を担当している相談支援専門員を相談先とする福祉事業所が多かった。その中で、相談支援専門員の相談先としては、結果に示されているように、市町村福祉課や保健師、基幹センターといった保健福祉行政へのアプローチがあると考えられる。なお、基幹センターへの問い合わせについては、ケースの困難さも影響すると思われる。以上のことから、福祉機関への相談も多いことから、特に市町村教育委員会と保健福祉機関または基幹センターによる連携が重要になると考えられる。

(14)福祉事業所が就学のことで知っておいたほうがよいこと

福祉事業所が保護者からの就学に関する相談や質問について、福祉事業所の立場であらかじめ知っておきたいことを質問項目の中から優先順位をつけて3つ選ぶ方法で求めた結果を図6-4-9、図6-4-10、図6-4-11に示した。なお、回答を得られなかった事業所があり、児童発達支援事業所を7事業所と相談支援事業所を11事業所として結果を示している。

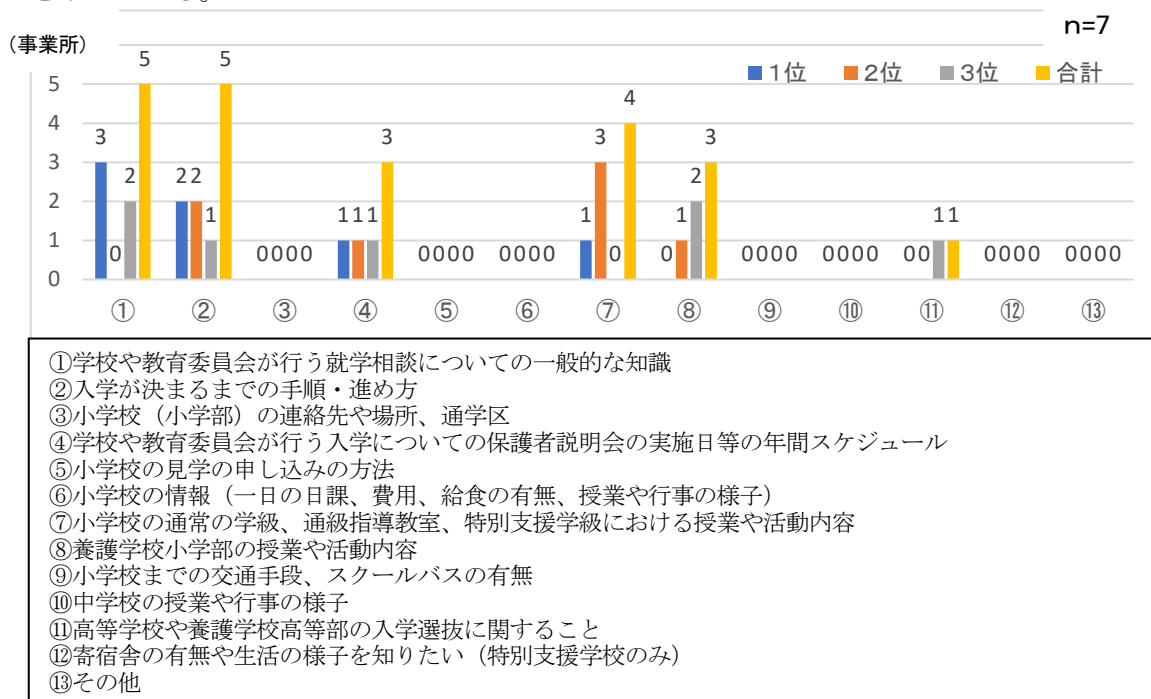


図6-4-9 児童発達支援事業所が就学のことで知っておいたほうがよいこと

児童発達支援事業所は、優先順位1位が「①学校や教育委員会が行う就学相談についての一般的な知識」（3件）であり、合計でも5件の回答であった。

放課後等デイサービス事業所は、優先順位1位が「①学校や教育委員会が行う就学相談についての一般的な知識」（4件）であり、合計で6件であった。合計という点からは、「②入学が決まるまでの手順・進め方」と「⑦小学校の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における授業や活動内容」がそれぞれ7件と優先順位は低いが高合計の値としては高い結果であった。

(事業所)

n=9

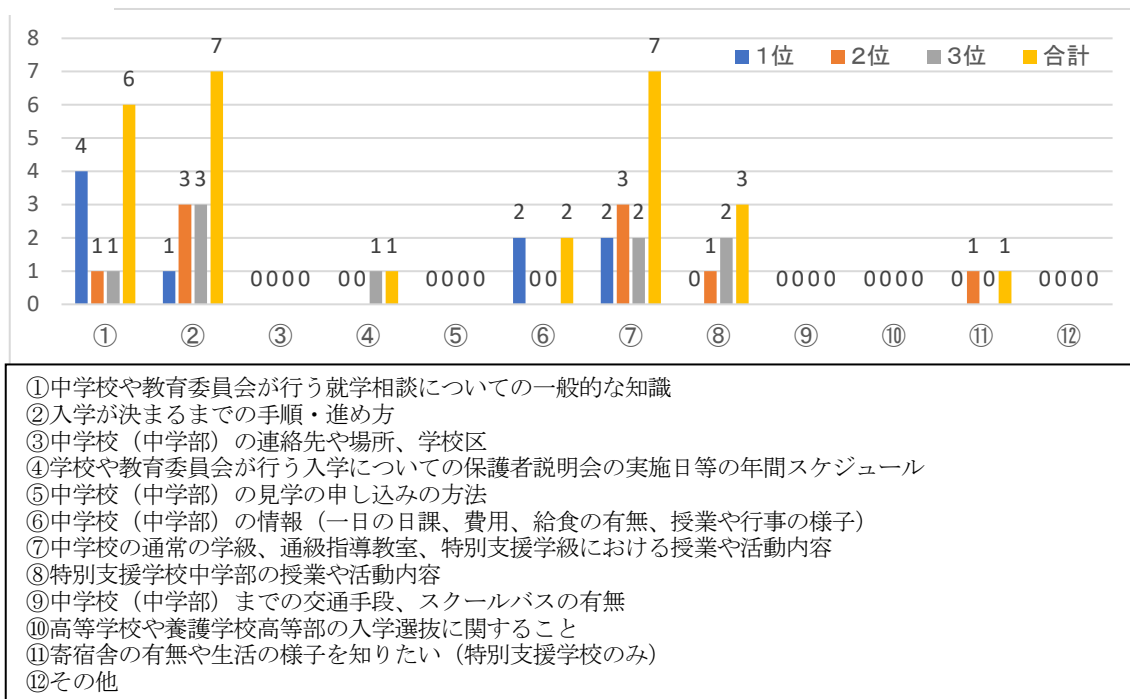


図6-4-10 放課後等デイサービス事業所が就学のことで知っておいたほうがよいこと

相談支援事業所は、優先順位1位で最も高いものは「学校や教育委員会が行う就学相談についての一般的な知識」(5件)であり、合計でも8件であった。その他の合計で次に高かったのは「②入学が決まるまでの手順・進め方」(7件)であった。

これらのことから、福祉事業所は共通して就学に関する知識や手順の情報を得たいと考えているのと同時に、優先度は高くないが、小・中学校の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級の授業や活動について知りたいと考えていることが明らかとなった。

(事業所)

n=11

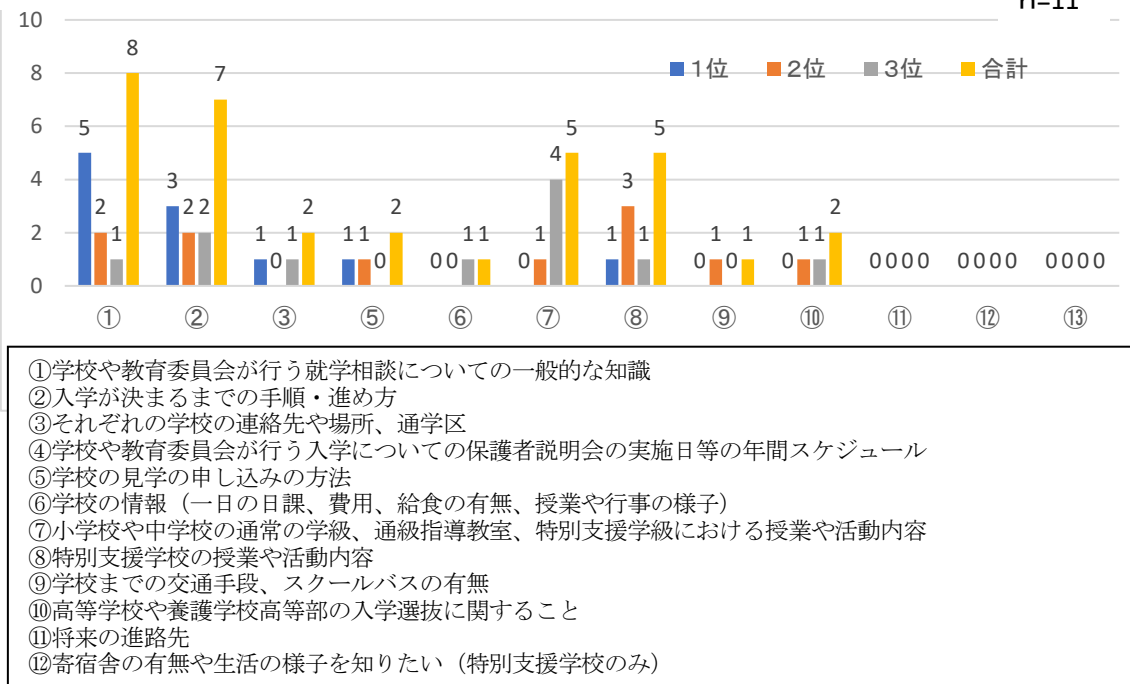


図6-4-11 相談支援事業所が就学のことで知っておいたほうがよいこと

(15)福祉事業所が就学先となる小・中学校及び特別支援学校に対する願い

福祉事業所が就学先となる小・中学校及び特別支援学校に対する願いについて、得られた結果を、表6－4－18に示した。

児童発達支援事業所は「⑥支援会議を継続してほしい」（6件）が最も高く、ほとんどの事業所が選択している。

放課後等デイサービス事業所でも「⑥支援会議を継続してほしい」が8件とほぼ全ての事業所が選択した形となった。

相談支援事業所については、「支援会議を継続してほしい」（12件）と「学校生活の中で困ることがあった場合は、福祉事業所にも問い合わせをしてほしい」（12件）が最も高く、次いで、「支援が必要な家庭や保護者については、福祉事業所が蓄積した情報や取組を活かしてほしい。」（12件）と半数以上の事業所が選択している。

これらのことから、福祉事業所が共通して小学校や中学校との就学に関する連携で願うことは、「支援会議の継続」と、これに付随した形での「情報の共有」であるということが他の項目の選択からも捉えることができる。

表6－4－18 福祉事業所の小・中学校への願い

福祉事業所が就学先となる小・中学校、特別支援学校に対する願い	児童発達 n = 8	放課後等 n = 9	相談支援 n = 15
① 福祉事業所での取組や生活の様子を学校の担任に引き継いでほしい。	2	4	4
② 福祉事業所の療育の取組や記録を小・中学校や特別支援学校の指導や支援に活かしてほしい。	2	2	6
③ 福祉事業所の日常支援や療育で身に着けたスキルを継続して行ってほしい。	4	4	4
④ 学校生活の中で支援方法に困ることがあった場合は、福祉事業所にも問い合わせをしてほしい。	4	4	12
⑤ 支援が必要な家庭や保護者については、福祉事業所が蓄積した情報や取組を活かしてほしい。	4	4	10
⑥ 支援会議を継続してほしい。	6	8	12
⑦ 福祉事業所が作成する「個別の支援計画」を学校の「個別の教育指導計画」や「個別の教育支援計画」に盛り込むなど活かすような工夫をしてほしい。	1	0	2
⑧ その他	0	1	2

※ 表中では表の構成上、児童発達支援事業所を児童発達、放課後等デイサービス事業所を放課後等、相談支援事業所を相談支援と表記した。

(16)就学時の小・中学校と福祉事業所の具体的な連携について

福祉事業所が回答する小・中学校及び特別支援学校と福祉事業所の入学前後、入学時、入学後の連携についての結果を図6－4－12、図6－4－13、図6－4－14に示す。なお、相談支援事業所については、無回答が2件あったため、対象を13事業所で示す。

児童発達支援事業所では、優先順位1位が「①小学校（小学部）に入学する前または入学時に移行支援会議を行う」（6件）、「②小学校（小学部）入学後の5月や6月頃に支援会議を行う」（2件）と回答した8事業所全てがこの2つの質問を選択している。また、合計でも決して高くはないが、「⑤入学後の小学校（小学部）の授業を参観し、担任などと意見交換を行う場があるとよい」（3件）と「子供によっては教育（就学）支援委員会に出席する機会があるとよい」という回答をしている。

放課後等デイサービス事業所については、「①小学校（小学部）に入学する前または入学時に移行支援会議を行う」が優先順位1位で5件、合計でも6件と半数以上の事業所が選択している。その他にも、「④支援会議以外に、本人の姿や家庭の様子について配慮する点を伝える機会があるとよい」が合計で4件、「⑤入学後の中学校（中学部）の授業を参観し、担任と意見交換を行う場があるとよい」が5件であった。

相談支援事業所については、優先順位1位が「①小学校（小学部）に入学する前または入学時に移行支援会議を行う」（6件）であり、合計も9件と高いが、合計という点では、「④支援会議以外に、本人の姿や家庭の様子について配慮する点を伝える機会があるとよい」「⑤入学後の中学校（中学部）の授業を参観し、担任と意見交換を行う場があるとよい」が6件で共に高い結果となった。この他に、相談支援事業所のみが、「⑦福祉の視点から将来についての見立てや意見の発信の場があるとよい」（合計で5件）となっている。

これらのことから、福祉事業所では、移行支援会議や5、6月の支援会議の実施といった情報の引継ぎに対する必要感が強く、合わせて、入学後の授業参観等も含めた状況把握と意見交換を大事に考えていることが推察できる。また、相談支援事業所等の立場によっては、将来への見通しについての連携の必要性も持っていると考えられる。

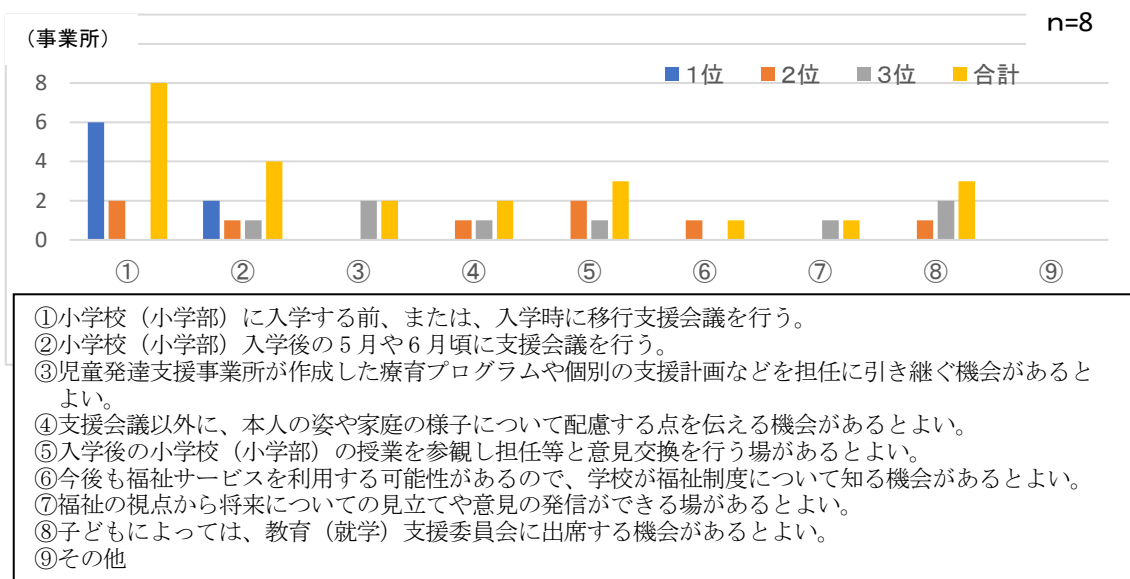


図6－4－12 児童発達支援事業所の小学校(小学部)入学前後及び入学時の連携に関する考え

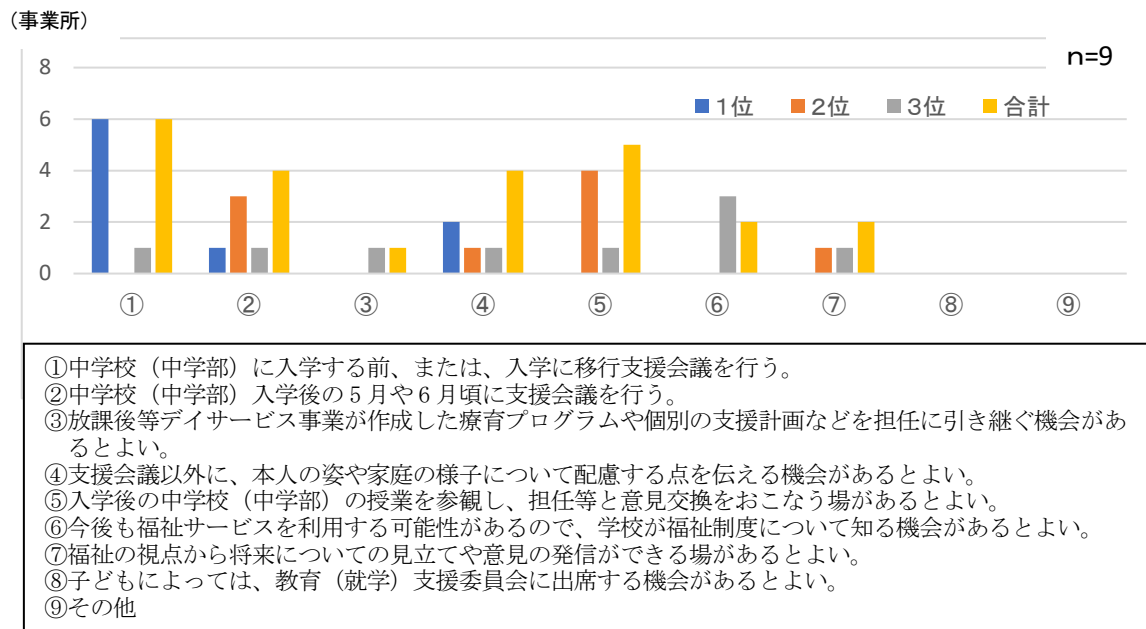


図6-4-13 放課後等デイサービス事業所の中学校(中学部)入学前後及び入学時の連携に関する考え

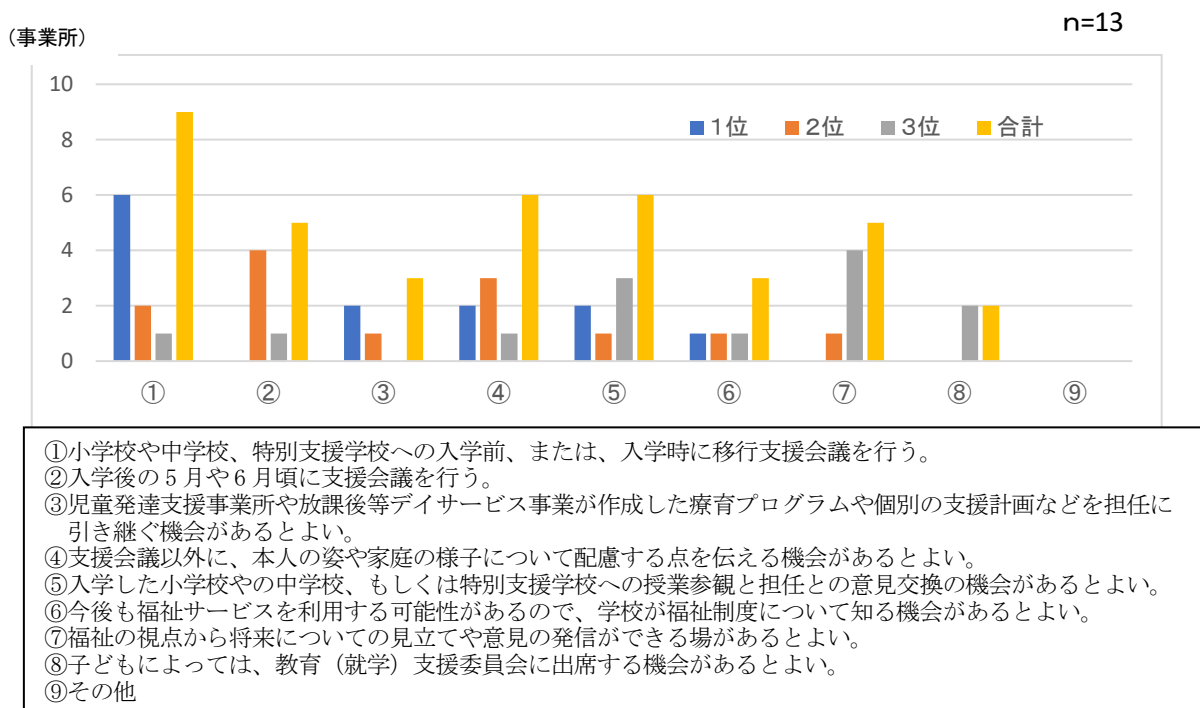


図6-4-14 相談支援事業所の小・中学校(小・中学部)入学前後及び入学時の連携に関する考え

V. 考察

1. 障害のある子どもの就学に係る教育と福祉の連携に関する長野県全域の実態

(1) 長野県の人口規模による分類から

本研究では、障がいのある子どもの就学に係る教育と福祉の連携の実態を明らかにするための調査を行った。その結果から、学校または教育委員会と福祉事業所が連携していることや福祉機関等が教育支援委員会に様々な形で参加していること等が示された。

しかし、長野県は、北信、東信、中信、南信と大きく4つの地域に分けることができ、それぞれに独自の地域性を持ちながら地域ごとに多様な風土を形成している。また、それらの地域に属する77の市町村についても、地理的要因や交通事情、社会資源、文化や風習など地域ごとにその背景は様々であるといった特徴がある。

そのため、教育と福祉の連携の在り方をより地域性にに基づき考察するためには、人口規模を指標としてそれぞれの地域の特徴を論ずることが必要である。

以下では、10万人以上の大規模地域と5万人規模の地域、小規模地域に分けて考察を行う。

① 10万人以上の人口の地域

この地域の傾向としては、人口規模に比例し、福祉資源が比較的豊富である。そのため、障害福祉サービスを利用している家庭も多く、学校と福祉事業所の関わりも深い。

福祉事業所との連携では、児童発達支援センターや児童発達支援事業所による幼稚園や保育園への訪問も行われるようになり、ケースによっては、教育委員会や保健師、特別支援学校などの教育相談担当者と児童発達支援事業所や療育コーディネーターによる巡回チームの訪問支援が行われていることが明らかとなった。

また、教育支援委員会への福祉事業所の参加については、福祉の視点からの意見や助言、情報提供者など福祉機関との連携に対する期待が高まっている様子が見られる。

就学相談の取組については、就学相談の対象者が多くなるに従い、地域によっては、現行の就学相談の仕組みや人員では十分に対応しきれない事態が見られ工夫を重ねている市町村がある。そのような中で、教育委員会の中に福祉担当者や保健師が常駐している、もしくは、同じフロアや同じ庁舎内で常に連絡を取っているといった市町村が増えており、教育と福祉、医療、行政の連携についての工夫や効果が示されていることから、今後もこのような就学に関する市町村教育委員会と関係機関の連携の促進が期待される。

課題としては、就学相談の対象児に対する人手不足と、教育と福祉の連携においては、個人情報の管理が課題となっている地域もある。

② 5万人規模の人口の地域

この地域の傾向としては、コンパクトシティというように、社会資源や人材も適度にあり、比較的、教育、福祉、医療、行政の連携が取りやすい規模であると推察される。しかし、地域によっては福祉資源の量や事業所数が異なり、福祉資源が少ない地域では、近隣の市町村と互いにカバーをしている様子が見られる。また、福祉資源が整っている地域で

は、幼稚園や保育所への訪問といった取組が進められており、今後も一層就学に関わる機会が増えてくると考えられる。

就学相談に関しては、全般的に教育、福祉、医療、行政の連携も比較的スムーズであり、教育委員会や保健師を中心に情報の共有が図られていると思われるが、一方で担当者を中心としたシステムが作られやすいことから、就学相談や教育支援委員会に関わる担当者の異動によっては、しばらくの間、混乱を生じる可能性があり、その対策として人材の育成やスムーズな業務の移行や引継ぎを考えている地域もある。

③ 町や村のような人口規模の地域

この地域の傾向として、地域によっては福祉事業所が少ない、または近隣にないといった地域もあり、福祉事業所との連携の有無や状況は様々である。福祉に関する相談については、基幹センターや療育コーディネーターが関わっている場合がある。

就学に関しては、保健師を中心に、教育、福祉、医療、行政が、対象の子どもや家庭についての小さい頃からの情報を把握・共有しており、「自分たちの地域に住む子ども達は地域で育てる」といった思いや願いの中で、将来の学びの場や生活の見通しを持ちながら就学相談を進めているといった地域もあった。

課題としては、人員の不足と人材の育成があり、特に教育支援委員会などに関わる専門家の確保や就学担当者の専門性の向上が挙げられる。これらの課題については、有識者として、教育関係者や福祉関係者などの外部関係者を近隣の地域に求めるなど工夫を重ねている地域がある。また、町村が合同で教育支援委員会を開催するなど運営方法の工夫を行っている地域もある。この他にも、地域によっては、単級や複式学級といった児童生徒数の減少や特別支援学級の運営に関することが話題となっている場合がある。

今回の長野県全域の調査を通して得られた情報から、上記のような人口規模から見た地域ごとに優れている点や課題が僅かではあるが明らかとなった。特に、人口規模を基本とした地域の類似性が見られたということは、同じような人口規模で似たような課題を抱えている地域が存在する可能性を示唆する。その一方で、実際の長野県は単純に大きく分類できるほど簡単ではなく、それぞれの地域に合わせた取組が行われているのが現状である。そこで、人口規模ごとに市町村が集まることで、互いの現状や工夫している点、課題となっている点をお互いに学び合い、今後のそれぞれの取組について検討していくことは可能であると考ええる。

2. 教育支援委員会に参加する福祉関係者に求められること

(1) 期待される役割と効果

特別支援学校 13 校と 5 市町村の教育支援委員会及び福祉事業所への聞き取り調査と A 地域への質問紙調査の結果から、複数の市町村において教育支援委員として関わる福祉関係者がいることが明らかとなった。

具体的には、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、基幹センターのスタッフ、療育コーディネーターなど様々な立場であるが、いずれも福祉の専門家としての参加が求められており、例えば教育関係者からは、福祉の立場や視点から見た子どもや家族の将来

像や生活支援など、教育とは異なる、福祉という立場からの発言や助言が求められているということが分かった。

また、福祉の視点のほかにも、重要な役割として実際に児童発達支援事業所を利用していたり、保育所や幼稚園への巡回訪問をしていたりする場合は、対象の子どもや家庭に関する情報提供者としての役割が求められることが明らかとなった。

課題としては、教育支援委員会への福祉の立場として、「どのように」「どの程度」関わったらよいのかといった、関わり方の線引きの難しさが示された。例えば、教育支援委員会の事務局などが、過度に福祉の専門家としての発言や助言を期待した場合に、参加した福祉事業所によっては、求められていることが福祉分野の領域を超えていると感じたり、就学の判断に大きく影響するような発言や助言を求められ困惑するといった実態が福祉事業所スタッフから挙げられている。

これらの対応策として、市町村教育委員会及び教育支援委員会事務局は、教育支援委員として参加する福祉事業所に対して、福祉領域の専門家としての立場の尊重と教育支援委員として福祉事業所に求める役割を事前に確認する必要があると考える。

(2) 課題と対応

①教育支援委員として望まれる知識と研修

福祉関係者が教育支援委員会に委員として参加する上で、就学相談や教育支援委員会の目的や趣旨の理解が重要である。今回の聞き取り調査では、実際に委員として取り組んでいる福祉関係者より、就学先決定に関する判定に関わる以上、教育支援委員会や就学相談の目的や目標、仕組みの理解が重要かつ必要であり、特に学校教育法施行令第22条の3の理解が必要であると述べている。地域によっては、市町村単位で福祉関係者をはじめ教育支援委員会に関わる全ての委員を対象にした研修会が設けられている例もある。これらのことから、福祉関係者をはじめとした全ての委員が適切な情報を得たり、共通理解の促進ができるような就学相談のための研修会が必要かつ重要であると考ええる。

②制度上の課題

福祉関係者が教育支援委員会に参加する際の課題として、委員としての報酬、交通費補助、人的補償が挙げられた。具体的には、参加する福祉関係者の所属や立場によっては、民間の事業所である以上、経営面への理解も必要とされ、その点から、ボランティアではない適正な報酬についての検討も重要である。これは、交通費についても同様である。もう一つは、教育支援委員会に福祉事業所のスタッフが委員として参加した場合に、福祉事業所によっては、委員として参加したスタッフの欠員補充を行う必要が出てくることである。具体的には、欠員が出た際には事業所によって対処の仕方は異なるであろうが、場合によっては人を手配するなどの負担や、そこに支払われる人件費の負担への考慮も必要と考える。これらのことについては、すでに検討や対応がなされている市町村もあるかと思われるが、今後、一層の福祉関係者の参加を求めている場合、福祉事業所によっては配慮すべきことであると考えられる。

3. 就学に関する学校と福祉事業所の連携

(1) 就学以前の子どもに対する福祉事業所の関わり

特別支援学校 13 校と 5 市町村の教育委員会及び福祉事業所への聞き取り調査の結果から小学校などへの就学以前の子どもに対する福祉事業所の関わりが明らかとなった。

最近、未就学の障害のある子どもの早期支援として、児童発達支援事業所などが乳幼児期から関わるようになってきた。今回の児童発達支援事業所への訪問調査の中でも、事業所の実態に合わせたクラスごとの活動や療育プログラムの取組、更には、作業療法士によるアセスメントなどの見学や参観を行うことができた。また、他の事業所でも、子どもの育ちを見ながら、幼稚園や保育所に通うための準備をしたり、すでに幼稚園や保育所に通っている子どもには、幼稚園や保育所への巡回や参観を行ったりしていることが確認できた。また、巡回という点でも、福祉事業所のスタッフが教育委員会の就学担当者や保健師、特別支援学校の教育相談担当者と一緒に幼稚園や保育所を訪問したり、市町村によっては、巡回チームの一員として関わったりしているという事業所もあった。

このような乳幼児を対象にした早期からの支援に児童発達支援事業所や療育センターが保健師や福祉行政と一緒にになって関わるようになり、療育という点で一定の効果が見られるようになってきた。その点からも、児童発達支援事業所や相談支援専門員は、障がいのある子どもに対して、幼い頃から関わり、療育を通して基本的生活習慣を身につける支援を行っている。その過程で得られた、特性の理解や配慮事項、支援方法、さらには、家庭状況の把握といった、たくさんの情報が福祉や療育の専門家の視点から蓄積され、個別の支援計画として整えられているのが現在の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の取組である。

(2) 就学先決定に関する福祉事業所の関わり

特別支援学校 13 校と 5 市町村の教育委員会及び福祉事業所への聞き取り調査と A 地域の質問紙調査から、就学先決定に関する福祉事業所の関わりの実態が明らかとなった。

市町村教育委員会では、就学支援に関わる子どもの把握について、これまでのように幼稚園や保育所と連携を密に取り、通知や連絡漏れの無いように細心の注意を払って就学支援の準備を進めている。その中で、最近では、児童発達支援事業所を利用している子どもについて、保護者の承諾のもとで情報の共有を行っている市町村が増えてきていることが聞き取り調査でも明らかになっている。また、質問紙調査においても、児童発達支援事業所を利用する保護者からの就学の相談に対して、教育委員会と連絡を取っている福祉事業所があることから、児童発達支援事業所を利用している子どもの就学に関しては、福祉事業所の蓄積している情報を活用しながら、教育委員会が主導する形で福祉事業所と一体となって、教育支援委員会に向けた情報の共有や支援会議を用いた合意形成に向けて取り組んでいくことが可能であると考えられる。

(3) 入学後に向けた福祉事業所の関わり

特別支援学校 13 校と 5 市町村の教育支援委員会と福祉事業所への聞き取り調査から、入学後に向けた福祉事業所の関わりが明らかとなった。

最近、例えば小学校や特別支援学校小学部への就学が決定した子どもについて、入学後の学校生活や家庭の状況の理解、通学方法など多岐に渡る引継ぎが受け入れ先の小学校や特別支援学校と幼稚園・保育所の間で行われると共に、児童発達支援事業所を利用している子どもや療育コーディネーターが関わっている子どもについては、入学前の移行支援会議が実施される機会が増えてきている。それに伴い、療育コーディネーターや福祉事業所のような幼稚園や保育所以外の場面の子どもの姿や家庭の情報を有する福祉関係者の移行支援会議や引継ぎなどへの参加が見られるようになり、保護者同席のもとで、学校にとっても有効な情報や教材が多方面から提供されるようになってきた。

今後の課題としては、蓄積された福祉事業所が有する情報を学校や学級担任がどのように活かしていくかが重要になってくると考えられる。特別支援学校への聞き取り調査の中で、ある受け入れ先の小学校の出来事として「本来の姿を見たいので福祉事業所からの資料は見ません。」とする担任がおり、福祉事業所のスタッフが愕然としたという話があった。児童発達支援事業所の訪問調査の中で、スタッフの方から「療育の専門家として3年という長い時間をかけて蓄積した情報なので、学校の先生方はしっかり活用してほしい。福祉事業所が作る個別の支援計画は、福祉事業所の英知の結晶である。」といった話を伺った。

これらのことから、学校や担任は、子どもや家庭の貴重な情報を学校に合わせた形で生かし、福祉事業所が長い時間をかけて蓄積した子どもの特性の理解や配慮事項などを確実に引き継いでいくことができるように考えていかなければならない。これらの引継ぎの成否が、新しく学校生活をスタートする子どもや家庭の心配や負担を減らす大きな材料だと考えられる。

(4) 就学に関する保護者と福祉事業所の関わり

A地域への質問紙調査より保護者は児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所のスタッフに就学先についての相談や不安を話していることが見受けられた。ケースによっては、幼稚園や保育所、小学校の担任ではなく、福祉事業所のスタッフに話をするなど、保護者にとっては教育機関だけが相談先や相談相手ではないことが明らかとなった。

しかし、相談を受けた相談支援専門員をはじめとする福祉事業所のスタッフは、障がいのある子どもの就学先について詳しいわけではないことも考えられる。福祉事業所スタッフが保護者から相談を受けた場合は、教育委員会や幼稚園、保育所、小学校や中学校に繋がっていることも質問紙調査を通して示されたが、果たしてどの程度の情報が共有されているかについては、更なる検討が必要である。そのため、一層の教育委員会と福祉事業所や福祉行政との情報共有の仕組み作りが必要であると考えられる。

(5) 福祉事業所への就学支援の仕組みの周知

A地域の質問紙調査を通して、福祉事業所から保護者に就学のことを聞かれたときに備えて、就学支援の仕組みを知りたいという回答が多く出された。また、就学支援の仕組みや通常の学級や通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の授業や活動について知りたいとの声が上がっていることから、就学の仕組みや就学先決定に関する様々な情報につい

での周知が必要であると考え。具体的には、県教育委員会や市町村教育委員会を中心とした福祉行政や福祉事業所との合同の研修会やリーフレットの配布が効果的であると考えられる。

4. 信頼に基づく学校と福祉事業所のより良い連携に向けて

最後に、本研究の結果から、長野県内では、決して多くはないが、すでに複数の市町村において、福祉事業所との連携による就学支援の取組と効果が示唆された。学校及び教育委員会と福祉事業所の連携の取組については、文部科学省と厚生労働省も教育と福祉の一層の連携という表現で、連携の後押しを行っている。

聞き取り調査において、多くの特別支援教育コーディネーターから、「教育と福祉は異なる文化であり、同じではない。だからこそ、目の前の子どもや家庭に対して、それぞれができることを行い、足りない部分は協力していくことが大事であり、それが連携である。」という意見が示された。

今後も就学や就学以外の場面において、教育と福祉の連携は重要になってくると思われる。お互いの立場の違いを理解した上で、それぞれの視点から意見を交わすことが、子どもや家庭を支える支援に繋がっていくものとする。

引用文献

- 厚生労働省（2014）．児童発達支援ガイドライン．
- 厚生労働省（2015）．今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～．
- 文部科学省（2018）．教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）．
- 長野県教育委員会（2018）．第2次長野県特別支援教育推進計画．
- 長野県教育委員会（2015）．教育支援ハンドブック．
- 長野県（2018）．長野県障がい者プラン 2018．

参考文献

- 文部科学省（2014）．学校教育法施行令の一部改正について（通知）．
- 文部科学省（2017）．発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
- 文部科学省（2018）．学校教育施行令の一部改正について（通知）．
- 文部科学省（2018）．特別支援教育 No.72. 16p-19p.

（令和元年度地域実践研究員 内田潤一）

特別支援教育コーディネーターおよび教育相談専任用（聞き取り）

国立特別支援教育総合研究所 地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

目的：①長野県の圏域ごとの教育、福祉、医療、行政の連携の実態を把握し、地域連携の体制が整うための要因と地域連携が整っていない地域の持つ課題を明らかにし、整えるための手立てについての意見を集める。

②圏域ごとの就学時と就学前後の福祉との連携について、取り組みや効果、課題について明らかにする。

- 1 ご回答いただく方の氏名ならびに特別支援教育コーディネーター、または教育相談専門教員の経験年数を教えてください。

☐ 特別支援教育コーディネーター	氏名	経験年数	年
☐ 教育相談専門教員	氏名	経験年数	年

- 2 特別支援教育コーディネーターならびに教育相談が関わっている市町村を教えてください。

- 3 地域連携協議会について

- (1) 圏域または地域に地域連携協議会もしくは、それに準ずるような団体はありますか。

地域連携協議会 ☐ある（ 年度設立） ☐ない

その他の団体

- (2) 地域連携協議会やその他の団体がある場合、具体的にどのような取り組みをしていますか。

- (3) 地域連携協議会やその他の団体の中で、就学に関しての取り組みがありましたら教えてください。

- (4) 地域連携協議会のような仕組みは必要だと思いますか。必要な場合、必要でない場合とも、それぞれ、その理由を教えてください。

必要だと思う理由

必要だと思わない理由

4 自立支援協議会について

- (1) 学校では、自立支援協議会に所属していますか？また、どの部門に所属していますか？

圏域自立支援協議会

- (2) 圏域の自立支援協議会に小学校や中学校は所属していますか。所属している場合は具体的な学校名または市町村名を教えてください。

☐ はい 所属している。

☐ いいえ 所属していない

- (3) 圏域の自立支援協議会では、教育と福祉の連携や協働について、これまで、議題や話題になったことはありますか。また、それは、どのような内容なのか教えてください。

- (4) 特に、就学に関しての取り組みがありましたら教えてください。

5 教育（就学）支援委員会について

- (1) 今年度、各市町村の教育（就学）支援委員会に所属している方はどなたか教えてください。

(2) 教育（就学）支援委員会の構成メンバーを教えてください。

- | | | | | |
|---|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 教育委員会 | ☐ 養護学校 | ☐ 小学校 | | |
| ☐ 中学校 | ☐ 保健師 | ☐ 医師・医療従事者 | ☐ 福祉関係者 | |
| ☐ 療育コーディネーター（所属先 | ） | | ☐ 福祉課 | ☐ 子育て課 |
| ☐ その他 | | | | |

(3) 福祉関係者が構成メンバーに入っていた場合、福祉の方は、どのような、役割や発言をされていますか。

--

6 地域連携について

(1) この地域の教育と福祉、医療、行政の連携の様子を教えてください。

--

(2) とくに就学時とその前後について上手く連携が取れている市町村や地域がありましたら教えてください。

--

(3) とくに就学時とその前後について、連携が上手くいっていない地域とその要因や課題がありましたら、教えてください。

--

7 福祉との連携について

(1) 児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、地域の療育センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所はどのような取り組みをしているか教えてください。

--

- (2) 保育所・幼稚園の訪問を通して、児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、療育センター、相談支援専門員が就学時や就学前後にかかわっているような事例がありましたら教えてください。

- (3) 小学校、中学校の訪問を通して、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所が就学時や就学前後にかかわっているような事例がありましたら教えてください。

- (4) 児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、療育センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所との連携の中で、お互いに方向性や考え方、見立てなどにズレを感じることはありますか。また、それはどのような場合に起きるのか教えてください。

- (5) これらのズレが発生した時に、どのような方法で対応しているのか教えてください。

- (6) 学校と児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、療育センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所で共通理解をした方がよいことがありましたら教えてください。

- (7) 児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、療育センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所との連携の中で、お互いの課題がありましたら考えらえる改善案も含めて教えてください。

(8) 教育と福祉の連携や協働の中で、大切にしていることがありましたら教えてください。

--

以上で聞き取り調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

児童発達支援事業所・基幹センター用（聞き取り）

国立特別支援教育総合研究所 地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

目的：①就学前および就学时、就学後に小中学校、特別支援学校と福祉事業所の連携がおこなわれている市の具体的な取り組みやその効果、課題について明らかにする。

1 ご回答いただく方の氏名ならびに立場を教えてください。

氏名	役職	経験年数	年

2 学校と福祉との連携について

(1) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所はどのような取り組みをしているか教えてください。

※ 基幹センターを兼ねていることの確認をおこなう。

(2) 近隣の保育所・幼稚園の訪問を通して、児童発達支援事業所（基幹センター）、相談支援専門員が小中学校ならびに養護学校への就学时や就学前後にかかわっているような事例がありましたら教えてください。

(3) 近隣の小学校、中学校の訪問を通して、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所が小中学校ならびに養護学校への就学时や就学前後にかかわっているような事例がありましたら教えてください。

- (4) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所と教育委員会や学校と連携の中で、方向性や考え方、見立てなどにズレを感じることはありますか。また、それはどのような場合に起きるのか教えてください。

- (5) これらのズレが発生した時に、どのような方法で対応しているのか教えてください。

- (6) 小中学校や養護学校と児童発達支援事業所、基幹センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所で共通理解をした方がよいことがありましたら教えてください。

- (7) 小中学校や養護学校と児童発達支援事業所、基幹センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所で、お互いの課題がありましたら考えらえる改善案も含めて教えてください。

3 教育（就学）支援委員会について

- (1) 市の教育（就学）支援委員会に参加していますか。

- ☐ 委員として参加している。
☐ 必要に応じて参加している。
☐ 参加していない。参加したことはない。

(2) 構成メンバーに入っていた場合、どのような、役割や発言をされていますか。

(3) 福祉関係者の方には、どのような役割を期待されていると感じますか。

(4) 教育支援委員会に福祉関係者がかかわることの効果は何だと思えますか。

(5) 教育支援委員会に福祉関係者がかかわる上での課題は何だと思えますか。また、具体的にどのような方法で課題が改善できると思えますか。

(6) 教育支援委員会の今後に向けて、教育と福祉、行政、医療の連携は必要だと思えますか。また、必要な場合は、今後どのような工夫や改善が必要だと思えますか。

4 地域連携協議会について

- (1) 地域連携協議会のような仕組みは必要だと思いますか。必要な場合、必要でない場合とも、それぞれ、その理由を教えてください。

必要だと思う理由

必要だと思わない理由

- (2) 地域連携協議会やそのほかの団体の中で、就学に関しての取り組みがありましたら教えてください。

5 自立支援協議会について

- (1) 自立支援協議会では、教育と福祉の連携や協働について、これまで、議題や話題になったことはありますか。また、それは、どのような内容なのか教えてください。

- (2) 特に、就学に関しての取り組みがありましたら教えてください。

- (3) 教育（学校）が自立支援協議会に所属することや、かかわることについてお考えを教えてください。また、その理由もおきかせください。

6 その他

(1) 教育と福祉の連携や協働の中で、大切にしていることがありましたら教えてください。

--

以上で聞き取り調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

長野県の就学相談時の学校と福祉事業所の連携に関する質問紙調査

～ 小学校入学時の学校と福祉サービスとの連携に関する研究アンケート ～

このアンケートは、現在、幼稚園や保育所に通いながら福祉サービスを利用している、もしくは、以前、福祉サービスを利用していたお子さんの小学校への教育（就学）相談が進む中で、福祉事業所がどのように保護者や学校とかかわっているのかを明らかにすることを通して、学校と福祉の連携のあり方の知見を得ることを目的に実施しています。

本調査の趣旨に同意していただける場合は、アンケート用紙への回答をお願いいたします。また、アンケートの返送を持ちまして、本調査の趣旨にご同意いただけたものとさせていただきます。なお、このアンケートは任意であり、ご回答いただかないことで不利益を被ることは一切ございません。

回答いただきましたアンケートは、個人や学校が特定されないように厳重な管理のもとで処理すること、研究以外の目的には使用しないこと、研究終了後は破棄することを堅くお約束いたします。

なお、得られた回答の結果につきましては、公表時に個人や学校が特定されないように配慮した上で、当研究所の報告書等にまとめて発信する予定です。また、学会の発表等で、広く研究成果を発信させていただくこともあります。これらの発信を通して、教育と福祉の連携がさらに深まるよう結果を活かしていきたいと考えております。

〔 回答方法について 〕

- ・ アンケートの質問は11問です。所要時間は20分程度です。記入漏れの無いようお願いいたします。ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
- ・ アンケートは、教育（就学）相談にかかわる方〔校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、校内分掌の教育（就学）相談担当者〕で、ご相談いただきながらご回答くださいますようお願いいたします。なお、回答に関わったかた全てを、アンケート冒頭の回答者の欄にご記入ください。
- ・ アンケートの回答の内容によっては、後日、直接お電話にて、詳細を伺う場合がございます。その際は、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ・ 回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒にて、10月11日（金）までにご投函くださいますようお願いいたします。なお、返信後に回答内容の訂正や撤回を希望される場合は、**研究実施者に電話またはメールにてご連絡ください。**
- ・ 本調査について、ご質問やご意見等がございましたら、下記の研究実施者にご連絡ください。

【問い合わせ先】

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
 研究実施者 インクルーシブ教育システム推進センター 地域実践研究員
 長野県小諸養護学校 内田 潤一
 TEL : 046-839-6835 E-mail : uchida-04@nise.go.jp
 研究代表者 研修事業部 上席総括研究員 牧野 泰美

学 校 名	小 学 校
回答者の 職名と経験年数	アンケートの回答に関わった全ての方の職名を下記から選び、✓をしてください。 また、お手数ですが、教職経験年数の中で、<u>これまで、教育（就学）相談にかかわった総年数</u>をお書きください。 記入例）教頭 教育（就学）相談にかかわった年数 3年 ☐ 校長 ※ これまで教育（就学）相談にかかわった総年数 年 ☐ 教頭 ※ これまで教育（就学）相談にかかわった総年数 年 ☐ 特別支援教育コーディネーター ※ これまで教育（就学）相談にかかわった総年数 年 ☐ 特別支援学級担任 ※ これまで教育（就学）相談にかかわった総年数 年 ☐ その他 (教育（就学）相談にかかわった総年数 年)

I 学校と福祉サービスとの連携について

次のようなお子さんの小学校と福祉との連携について、特に就学のことでお伺いします。

(なお、これまで1人でも福祉機関がかかわったことがある場合を「連携したことがある」とします。)

- ① 現在、幼稚園や保育所に通っている、小学校または養護学校への入学についての就学相談が進んでいるお子さんで、児童支援センター、児童発達支援事業所といった福祉サービス、もしくは、療育センターを利用しているお子さん。
または、幼稚園や保育所の併用ではなく、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、療育センターのみを利用しているお子さん。
- ② 現在、小学校に在籍するお子さんで過去に小学校に入学時点または就学相談時に、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、療育センターの利用があったお子さん。

【児童発達支援事業所および療育センターについては、下の説明を参考にしてください。】

未就園児・未就学児の発達に不安のあるお子さんに対して発達段階に応じた早期療育をおこなう事業所。基本的な生活習慣や認知、コミュニケーションなどを療育プログラムや日中活動を通して培います。また、家族支援の役割も担っています。

佐久圏域にある事業所名と所在地は次の通りです。

- ・ にじいろポケット（軽井沢町） ・ ひまわり園（小諸市） ・ 社協アスパラキッズ（小諸市）
- ・ 児童発達支援事業所ハンナ（御代田町） ・ ひまわり（佐久市）
- ・ らいおんハート遊びリテーション児童デイ佐久南（佐久市）
- ・ 佐久市療育支援センター（佐久市） ・ あゆみ園（小海町）

問1 学校と福祉サービスとの連携についてお伺いします。あてはまるところに✓をしてください。

- ☐ 児童発達支援事業所（またはセンター）や療育センターと児童のことで連携したことがある。
→ 問2へ
- ☐ 児童発達支援事業所（またはセンター）や療育センターと児童のことで連携したことはないが、
名前は知っている。
→ 問7へ
- ☐ 児童発達支援事業所（またはセンター）の名前を初めて聞いた。
→ 問7へ

問2 問1で「連携したことがある」と答えた方にお伺いします。

どのような連携がおこなわれましたか。あてはまるところに✓をしてください。（複数回答可）

- ☐ 入学についての問い合わせや相談を事業所や相談支援専門員から受けた。
- ☐ 学校見学の依頼があった。もしくは、学校見学で案内した。
※ 幼稚園・保育所、保健師の方と一緒に事業所や相談支援専門員が見学に参加する場合も含みます。
- ☐ 入学予定の子どもの実態把握のために児童発達支援事業所で活動する子どもの様子を小学校の教育（就学）相談に関わる担当者が見学した。
- ☐ 幼稚園・保育所の様子の他に、保護者や福祉関係者より児童発達事業所での様子について情報提供を受けた。
- ☐ 入学予定の子どもの支援会議または移行支援会議に出席した。
- ☐ 校内教育支援委員会等に児童発達支援センターや相談支援専門員などの福祉機関が参加し、情報の共有をおこなってきた。
- ☐ 小学校入学の判断報告書を校内教育支援委員会で共有し、福祉関係者からの情報を就学の受け入れに活かしている。
- ☐ 市町村の教育（就学）支援委員会に福祉機関が参加しており情報共有をおこなってきた。
- ☐ その他（ ）

→ 問3へ

問3 問1で「連携したことがある」と答えた方にお伺いします。

そのときは、どなたが連携の調整や発信をおこないましたか。あてはまるところに✓をしてください。
(複数回答可)

- ☐ 保健師 ☐ 市町村教育委員会 ☐ 市町村の福祉係 ☐ 市町村の福祉係以外の部署
- ☐ 基幹センター（障害者総合支援センター） ☐ 病院（ケースワーカーなど）
- ☐ 地域の療育コーディネーター ☐ スクールソーシャルワーカー
- ☐ 相談支援専門員 ☐ 児童発達支援事業所 ☐ 療育センター
- ☐ 幼稚園・保育所の担任 ☐ 幼稚園・保育所の主任等 ☐ 幼稚園・保育所の園長
- ☐ 小諸養護学校の教育相談担当者 ☐ 小諸養護学校の巡回担当者
- ☐ 東信教育事務所の特別支援教育推進員 ☐ 児童相談所
- ☐ 自校の校長または教頭 ☐ 自校の特別支援教育コーディネーター
- ☐ 自校の特別支援学級担任 ☐ 保護者
- ☐ その他（ ）

→ 問4へ

問4 連携についてどのように感じていますか。 あてはまるところに✓をしてください。

- ☐ 児童発達支援事業所、療育センターとの小学校入学時の連携は必要だと感じる。 → 問5へ
- ☐ 児童発達支援事業所、療育センターとの小学校入学時の連携は必要だとは感じない。 → 問6へ
- ☐ わからない。 → 問6へ

問5 連携について問4で「必要だと感じる」と答えた方にお伺いします。

学校は、地域の児童発達支援事業所や療育支援センターなどにどのようなことを求めますか。 下記の項目より必要と思われるものを3つ選び、順位の高いものから①～③の順番で〔 〕内に番号をお書きください。

- 〔 〕 子どもの実態や配慮することについて教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。
- 〔 〕 家庭の様子や配慮することについて、教育と福祉で情報を共有するような機会がほしい。
- 〔 〕 理学療法、作業療法、言語療法などが実施されていた場合は、取り組みの様子を見学するような機会がほしい。また、接し方や指導への活かし方などの助言がほしい。
- 〔 〕 日常生活や理学療法、作業療法、言語療法などで使われていた教材、教具を見る機会や引継ぎがあるとよい。
- 〔 〕 児童発達支援事業所が作成した「個別の支援計画」の引継ぎと内容の説明をしてほしい。
- 〔 〕 入学予定の子どもに支援チームがある場合は、同じ支援者になるよう支援チームや支援会議の引継ぎをお願いしたい。
- 〔 〕 その他（ ）

→ 問9へ

問6 問4で「必要を感じない」「わからない」と答えた方にお尋ねします。

必要を感じない、わからないとした理由について、具体的な説明が可能でしたらご記入ください。

--

→ 問9へ

問7 問1で「連携したことがない」「名前を初めて聞く」と答えた方にお伺いします。

児童発達支援事業所や療育センターについてどのように考えますか。 あてはまるものに✓をしてください。

- ☐ 児童発達支援事業所、療育センターについて知りたい → 問8へ
- ☐ とくにない → 問9へ

問8 福祉について、どのような点を知りたいとお考えですか。下記の項目より、必要と思われるものを3つ選び順位の高いものから①～③の順番で〔 〕内に番号をお書きください。

- 〔 〕 児童発達支援事業所の役割や取り組みについて知りたい
- 〔 〕 福祉制度そのものについて知りたい
- 〔 〕 近隣の児童発達支援事業所と学校の連携の様子を知りたい。
- 〔 〕 学校と児童発達支援事業所との連携の好事例を知りたい。
- 〔 〕 その他（ ）

→ 問9へ

問9 学校として児童発達支援事業所や療育センターに求めることがありますか。あてはまるものを3つ選び、順位の高いものから①～③の順番で〔 〕に番号をお書きください。

- 〔 〕 入学をする前に、保護者に対してアセスメントに基づいたお子さんの特性や実態を伝えてほしい。
- 〔 〕 アセスメントに基づいた、保護者が納得できる進路選択の情報を提供してほしい。
- 〔 〕 基本的生活習慣の習得などを幼稚園や保育所、家庭と一緒に準備してほしい。
- 〔 〕 絵や言葉による表現や道具を使うといった活動の経験を積んでほしい。
- 〔 〕 連携が十分とは言えないので、お互いのことを知る機会がほしい。
- 〔 〕 教育のことをもっと知ってほしい。
- 〔 〕 その他（ ）

II 福祉全般についての質問 ※ここからは、以下の全ての問いについてお答えください。

ここでは、小学校ー中学校ー高校までの学齢期における学校と福祉との関係について質問します。
お考えをお聞かせください。

問1 学校からみた「学校」と「福祉事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所）」のそれぞれの役割について、お考えを教えてください。

(1) 障害のある児童に対して「学校」が担う役割について次の2つの項目を自由記述でお書きください。

① 障害のある児童の就学という点で学校が担う役割は何ですか。

② 障害のある児童の日常生活（学校生活も含む）という点で学校が担う役割は何ですか。

(2) 障害のある児童に対して「福祉」が担う役割について次の2つの項目を自由記述でお書きください。

- ① 障害のある児童の就学という点で福祉事業所が担う役割は何だと思いませんか。

(3) 学校と福祉の連携に必要なことは何だと思いますか。あてはまるものを3つ選び、順位の高いものから①～③の順番で〔 〕内に番号でお書きください。

- [] 教育と福祉が共に参加する教育（就学）支援委員会や地域連携協議会などの連携のためのシステム（仕組み）
- [] 連携のためのマニュアル
- [] 連携のための理解啓発のパンフレットなど資料
- [] お互いが顔を合わせる機会 [] 情熱・人柄
- [] 教育、福祉といった各分野の役割の明確化
- [] 研修会の機会 [] それぞれの分野の知識
- [] 学校の理解と協力 [] 学校の管理職の理解と支援
- [] 教育委員会による学校と福祉機関との連携推進
- [] 教育委員会と佐久圏域障害者自立支援協議会の連携
- [] その他（ ）

問2 その他に学校と福祉の連携について、何かお考えがありましたらお書きください（自由記述）。

--

これで質問は終わります。ご協力ありがとうございました。

長野県の就学相談時の学校と福祉事業所の連携に関する質問紙調査

～ 小学校入学時の学校と福祉サービスとの連携に関する研究アンケート～

このアンケートは、現在、幼稚園・保育所に通いながら福祉サービスを利用している、もしくは、以前、福祉サービスを利用していたお子さんの小学校への教育（就学）相談が進む中で、福祉事業所がどのように保護者や学校とかかわっているのかを明らかにすることを通して、学校と福祉の連携のあり方の知見を得ることを目的に実施しています。

本調査の趣旨に同意していただける場合は、アンケート用紙への回答をお願いいたします。アンケートの返送を持ちまして、本調査の趣旨にご同意いただけたものとさせていただきます。なお、このアンケートは任意であり、ご回答いただかないことで不利益を被ることは一切ございません。

回答いただきましたアンケートは、個人や事業所名が特定されないように厳重な管理のもとで処理すること、研究以外の目的には使用しないこと、研究終了後は破棄することを堅くお約束いたします。

なお、得られた回答の結果につきましては、公表時に個人や事業所名が特定されないように配慮した上で、当研究所の報告書等にまとめて発信する予定です。また、学会の発表等で、広く研究成果を発信させていただくこともあります。これらの発信を通して、教育と福祉の連携がさらに深まるよう結果を活かしていきたいと考えております。

〔 回答方法について 〕

- ・ アンケートの質問は10問です。所要時間は20分程度です。記入漏れの無いようお願いいたします。ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
- ・ アンケートは、**児童発達支援管理責任者の方がご回答くださいますようお願いいたします。**
- ・ アンケートの回答の内容によっては、後日、直接お電話にて、詳細を伺う場合がございます。その際は、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ・ 回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒にて、**10月11日（金）までにご投函**くださいますようお願いいたします。なお、返信後に回答内容の訂正や撤回を希望される場合は、**研究実施者に電話またはメールでご連絡ください。**
- ・ 本調査について、質問や意見等がございましたら、下記の研究実施者にご連絡ください。

【問い合わせ先】

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
研究実施者 インクルーシブ教育システム推進センター 地域実践研究員
長野県小諸養護学校 内田 潤一
TEL : 046-839-6835 E-mail : uchida-04@nise.go.jp
研究代表者 研修事業部 上席総括研究員 牧野 泰美

事業所名	記入される方の児童発達管理責任者としての経験年数 年
------	----------------------------

I 基本情報

問1 過去3年間で、貴児童発達支援事業所のサービス利用後に小中学校ならびに養護学校（特別支援学校）に入学したお子さんの人数をお書きください。また、小学校の場合は、その入学先の学級の種別がわかりましたら下の記入欄にご記入ください。不明な場合は、無理に含めずに下段の小学校の総人数に合算して表記するようにお願いします。

学 校 種 別	小学校			養護学校
学 級 種 別	通常の学級	通級指導教室	特別支援学級	小学部
人 数	人	人	人	人
	小学校の総人数			
			人	人

II 入学（就学）についての質問

問1 これまで、貴事業所の利用者であるお子さんやご家庭が入学先を決めるときに、事業所としてかかわったことはありますか。あてはまるものの□に✓をしてください。廊下での立ち話や雑談として行われた場合も含みます（複数回答可）。記入後は問2へ（どちらも「□ ない」に✓の場合は問3へ）

保護者（家族）や本人から	{	☐ 入学先についての相談を受けたことがある。 ☐ 学校見学の相談を受けたことがある。 ☐ 学校までの通学方法について相談を受けたことがある。 ☐ 学校の勉強について相談を受けたことがある。 ☐ 学校生活について不安を訴えられたことがある。 ☐ 友人関係の心配や不安の相談を受けたことがある。 ☐ 学校や学級の変更について相談を受けたことがある。 ☐ その他（ ） ☐ ない
他機関から	{	☐ 入学先についての相談を受けたことがある。 ☐ 学校見学の相談を受けたことがある。 ☐ 学校までの通学方法について相談を受けたことがある。 ☐ 学校の勉強について相談を受けたことがある。 ☐ 学校生活についての不安を相談されたことがある。 ☐ 友人関係の心配や不安の相談を受けたことがある。 ☐ 学校や学級の変更について相談を受けたことがある。 ☐ 生活基盤の安定や生活費などの経済面の心配の相談を受けたことがある。 ☐ その他（ ） ☐ ない → 「保護者から」「他機関から」とともに「□ ない」場合は問3へ

問2 問1で、いずれかの項目（□ない を除く）に✓をつけた方にお伺いします。

入学に関して上記回答のような相談を受けたときに、事業所としてどのような対応をされていますか。

あてはまるものの□に✓をつけてください。(複数回答可)

- 保護者が自分で
- ☐ 現在在籍している、幼稚園や保育所に連絡や相談をするように促す。
 - ☐ 市町村教育委員会に連絡や相談をするように促す。
 - ☐ 該当の小学校や養護学校小学部に直接連絡を取るように促す。
 - ☐ 保健師に連絡や相談をするように促す。
 - ☐ 福祉係などの福祉行政に連絡や相談をするように促す。
 - ☐ 相談支援専門員に連絡や相談をするように促す。
 - ☐ 地域の基幹センターに連絡や相談をするように促す。
 - ☐ その他 ()

- 保護者の相談を受けて、事業所から
- ☐ 現在在籍している、幼稚園や保育所に連絡や相談をおこなっている。
 - ☐ 市町村教育委員会に連絡をとっている。
 - ☐ 当該の小学校に連絡をとっている。
 - ☐ 保健師に連絡をとっている。
 - ☐ 市町村の福祉係に連絡をとっている。
 - ☐ 相談支援専門員に連絡をとっている。
 - ☐ その他 ()
- 問3へ

問3 入学について保護者からの相談があった場合、どのような点で困ることがありますか。
あてはまるものの□に✓をつけてください。(複数回答可)

- ☐ 入学についての情報がないため、返答に困ることがある。
- ☐ 入学についての相談先がわからない (知らない)。
- ☐ 入学に至るまでの手順がわからない (知らない)。
- ☐ どの場所に小学校や養護学校小学部があるのかわからない (知らない)。
- ☐ 通常の学級や特別支援学級、養護学校 (特別支援学校) における授業や活動といった教育の内容がよくわからない。
- ☐ 教育分野の仕組み自体がわからない (知らない)。
- ☐ その他 ()
- ☐ 困ることはない

問4 保護者からの入学についての相談で困った場合に、どこに相談をされていますか (相談する予定ですか)。
あてはまるものに✓をつけてください。(複数回答可)

- ☐ 市町村教育委員会 ☐ 幼稚園や保育所 ☐ 小学校 ☐ 養護学校

- ☐ 基幹センター（障害者総合支援センター） ☐ （担当の）相談支援専門員
☐ 他の児童発達支援事業所 ☐ 他の相談支援事業所 ☐ 療育センター
☐ 保健師 ☐ 市町村福祉係 ☐ 市町村の福祉係以外の部署 ☐ 地域の社会福祉協議会
☐ その他（ ）

問5 今後、サービスを利用している保護者（家庭）、本人から、小学校、養護学校小学部への入学に関する相談を受けた場合に備え、福祉の立場として、あらかじめ入学のことで知っておいたほうがよいものは何ですか。下の項目より、知りたいこと3つを順位の高いものから①～③の順番で〔 〕内に番号で記入してください。

- [] 学校や教育委員会がおこなう就学相談についての一般的な知識
- [] 入学が決まるまでの手順・進め方
- [] 小学校（小学部）の連絡先や場所、通学区
- [] 学校や教育委員会がおこなう入学についての保護者説明会の実施日等の年間スケジュール
- [] 小学校（小学部）の見学の申し込みの方法
- [] 小学校（小学部）の情報（一日の日課、費用、給食の有無、授業や行事の様子）
- [] 小学校の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における授業や活動内容
- [] 養護学校小学部の授業や活動内容
- [] 小学校（小学部）までの交通手段、スクールバスの有無
- [] 中学校の授業や行事の様子
- [] 高等学校や養護学校高等部の入学選抜（入試）に関すること
- [] 寄宿舎の有無や生活の様子を知りたい（養護学校のみ）
- [] その他（ ）

Ⅲ 入学決定後の連携について

問1 貴児童発達支援事業所では、福祉サービスを利用しているお子さんの入学先となる小学校または養護学校に向けて、どのような願いをお持ちですか。あてはまるものの□に✓をしてください。
(複数回答可)

- ☐ 事業所の日常の支援や療育の取り組みを学校の担任に引き継ぎいでほしい。
- ☐ 事業所の療育の取り組みや記録を小学校（小学部）の指導・支援に活かしてほしい。
- ☐ 事業所の日常支援や療育で身につけたスキル（トイレ、着替え、食事、コミュニケーションなど）を継続してほしい。
- ☐ 学校生活の中で支援の仕方について困ることがあった場合は、児童発達事業所や相談支援専門員にも問い合わせをしてほしい。
- ☐ 支援が必要な家庭については、児童発達支援事業所が蓄積した情報や取り組みを活かしてほしい。
- ☐ 支援会議を継続してほしい。
- ☐ 児童発達支援事業所が作成する「個別の支援計画」を学校の「個別的教育指導計画」や「個別的教育支援計画」に盛り込むなど、活かすような工夫をしてほしい。
- ☐ その他（ ）

問2 児童発達支援事業所と小学校（小学部）との具体的な連携について、必要だと思うものを下から、3つ 選び、順位の高いものから①～③の順番で〔 〕内に番号でお書きください。

- 〔 〕 小学校（小学部）に入学する前または、入学時に移行支援会議をおこなう。
- 〔 〕 小学校（小学部）入学後の5月や6月頃に支援会議をおこなう。
- 〔 〕 児童発達支援事業所が作成した療育プログラムや個別の支援計画などを担任に引継ぐ機会があるとよい。
- 〔 〕 支援会議以外に、本人の姿や家庭の様子について、配慮する点を伝える機会があるとよい。
- 〔 〕 入学後の小学校（小学部）の授業を参観し担任等と意見交換をおこなう機会があるとよい。
- 〔 〕 今後も福祉サービスを利用する可能性があるので、学校が福祉制度について知る機会があるとよい。
- 〔 〕 福祉の視点から将来についての見立てや意見の発信ができる機会があるとよい。
- 〔 〕 子どもによっては、教育（就学）支援委員会に出席する機会があるとよい。
- 〔 〕 その他（ ）

IV 福祉全般についての質問

ここでは、小学校—中学校—高校までのいわゆる学齢期における学校と福祉との関係について質問します。お考えをお聞かせください。

問1 福祉からみた「福祉事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所）」と「学校」のそれぞれの役割について、お考えを教えてください。

- (1) 障害のあるお子さんに対して「福祉事業所」が担う役割について、次の2つの項目を自由記述でお書きください。

- ① 障害のあるお子さんの就学（進路決定）という点で、福祉事業所が担う役割は何だと思えますか。

② 障害のあるお子さんの日常生活（サービス利用も含む）という点で、福祉事業所が担う役割は何だと思えますか。

- (2) 障害のあるお子さんに対して「学校」が担う役割について、次の2つの項目を自由記述でお書きください。

- ① 障害のあるお子さんの就学（進路決定）という点で学校が担う役割は何だと思えますか。

② 障害のあるお子さんの日常生活（学校生活も含む）という点で、学校が担う役割は何だと思えますか。

- (3) 福祉と学校の連携に必要なことは何だと思えますか。あてはまるものを3つ選び、順位の高いものから順番に〔 〕内に①～③の番号でお書きください。

- 〔 〕 教育と福祉が共に参加する就学支援委員会や地域連携協議会などの連携のためのシステム（仕組み）
- 〔 〕 連携のためのマニュアル

- [] 連携のための理解啓発のパンフレットなどの資料
[] お互いが顔を合わせる機会 [] 情熱・人柄
[] 教育、福祉といった各分野の役割の明確化
[] 研修の機会 [] それぞれの分野の知識
[] 学校の理解と協力 [] 学校の管理職の理解と支援
[] 市町村教育委員会による連携推進
[] 教育委員会と佐久圏域障害者自立支援協議会の連携
[] その他 ()

問2 その他に学校と福祉の連携について、何かお考えがありましたらお書きください（自由記述）。

--

これで質問は終わります。ご協力ありがとうございました。

第 7 章

柏市の就学相談の課題解明と今後の在り方

I. 研究の背景と目的

II. 方法

III. 結果および考察

IV. 取組および改善点

V. 成果と課題

章末資料

①就学相談に関するアンケート

②就学移行支援計画

③特別支援教育関係書類 引き継ぎチェックリスト

I. 研究の背景と目的

1. 背景

柏市は、千葉県の北西部に位置し、平成 20 年 4 月 1 日に千葉県では 2 番目の中核市となった。人口およそ 43 万人で、都心へのアクセスが良いことや、近年、つくばエクスプレスの沿線である北部地区では住宅開発が進んだことから子育て世代の転入が増えてきている。

平成 22 年には、柏市総合保健医療福祉施設「ウェルネス柏」の中に子ども発達センターが開設されたことにより、1 歳 6 ヶ月健診や 3 歳児健診で発見された発達が気になる幼児に対する早期支援の体制が整えられた。子ども発達センターが開設されて 10 年が経ち、保護者はもちろんのこと、幼稚園・保育所・こども園（以下 幼保こ園と記す）からの認知度も高まり紹介が増えたこともあり、センターの年間利用者は 1400 人に及んでいる。

柏市教育委員会も、子ども発達センターの開設にあたり、同フロアに就学相談窓口を移設し、発達が気になる幼児に対して、気づきから療育そして、就学先決定の相談（以下 就学相談と記す）までが同じ施設で行えるよう相談体制を整備した。

子ども発達センター利用者の増加に加えて、平成 19 年にスタートした特別支援教育によって保護者の就学先に関するニーズが多様化したためか、就学相談の件数もこの 10 年間で非常に増えており、この現状における課題の解明と今後に向けての展望が求められている。

2. 課題設定の理由

図 7-1 は、年長児の就学相談件数をまとめたものだが、本市の就学相談は、この 10 年で 2 倍以上と件数が非常に増えている。

しかし、就学相談件数が増加する一方で、特別支援学級途中入級者の増加や、本来通級による指導を受けることが望ましいと判断したにもかかわらず、通級していない、いわゆる通級待機児童の存在などの課題も明らかになってきた。

平成 29 年度を例にとってみると、207 人の年長児に就学相談を実施した。そのうち、23 人に情緒障害通級指導教室の利用が適当であると判断したが、実際に入学し、平成 30 年度に通級指導教室を利用した児童は 4 人だけで、19 人が通級待機児童となっている。また、年度途中で 60 人を超える児童が特別支援学級に転級しており、そのうちの 40 人ほどは入学段階で就学相談を受けていない児童であった。

そこで本研究では、このような現状から、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備を考えていく上では、実態に即した就学相談の在り方を改めて見直す必要があると考えた。

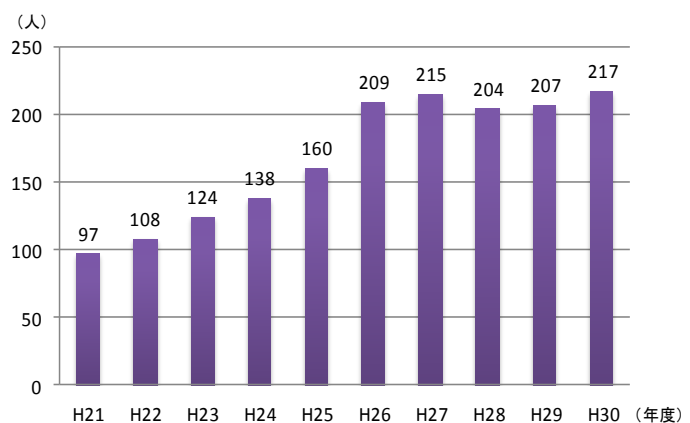


図 7-1 年長児の就学相談件数

Ⅱ．方法

1．先行研究及び先進地域からの情報収集

就学相談に関する大学等における先行研究や先進地域における取組を知ることで、本市の就学相談が抱える課題解明に役立てる。

2．就学相談の実情の把握

（１）幼保こ園職員からのアンケート調査

５月に障害児等療育支援事業の一環として行われた「発達が気になる幼児支援研修会」に参加した市内の幼保こ園の職員（75人）を対象にアンケート調査（資料１）を行い（以下、幼保こ園職員アンケート調査）、就学相談を受けてほしい、または実際に紹介した年長児の困り感や、就学相談、就学移行支援計画について調べた。

なお、就学移行支援計画は、本市にて保護者と幼保こ園が１枚ずつ作成し、小学校入学時の引継ぎのツールとして使用するものであり、年長児の困り感の項目には「幼稚園・保育園における発達障害の可能性のある子どもへの支援Ｑ＆Ａ」（千葉県教育委員会，2014）に掲載されている項目（表７－１）を使用した。なお、「困り感」の語については、千葉県教育委員会（2014）において用いられており、それに基づいて、本稿においても使用している。

表 7－1 「幼稚園・保育園における発達障害の可能性のある子どもへの支援Ｑ＆Ａ」（千葉県教育委員会，2014）に掲載されている困り感の項目

困り感の項目	具体例
指示が理解できない	ことばを理解でない、周りを見てから遅れて動く
活動に参加できない	活動に関係なく自由にふるまう、部屋から出る
ルールを守れない	順番やルールがわからない、待てない
友だちと仲よく遊べない	カッとなりやすい、手が出る、自分勝手、一人遊び

（２）他部局関係者からの聞き取り調査

７月には、日頃、幼保こ園の訪問支援を行っている他部局の職員に就学相談に関する聞き取りを行い、就学相談を受けてほしい年長児の困り感や、幼保こ園を訪問支援している際に感じた就学相談の課題について確認した。この聞き取り調査でも年長児の困り感について、幼保こ園職員アンケート調査と同様に表 7－1 の項目を使用した。

（３）保護者の相談理由の分析

今年度、就学相談の申し込みのあった保護者 100 人（申し込み順）の相談理由についても、幼保こ園職員に実施したアンケートの 4 つの困り感で、カテゴリー分類を実施した。

Ⅲ．結果および考察

1．先行研究及び先進地域からの情報収集の結果

就学相談に関する研究では、大塚・青山（2014）の「就学相談の現状と課題に関する一考察」、杉崎（2018）の「特別支援教育における就学相談－10年間の研究動向からみる現状と課題－」から、就学相談の増加傾向は柏市に限ったことではなく全国的にも見られることが分かった。

さらに、柏市と同様に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の地域実践研究事業に参画している富士見市（埼玉県）、坂城町（長野県）との情報交換を通して、それぞれの市の規模の違いから生じる問題やシステムの違いを知る中で、人口の多い柏市においては、情報を周知することの難しさを改めて知ることができた。

2．就学相談の実情の把握

（1）幼保こ園職員アンケート調査の結果

幼保こ園職員アンケート調査では、就学相談をうけて欲しい年長児の困り感は表7－2のようになり、「指示理解」（34人）と「活動参加」（25人）が多かった。

（2）他部局関係者からの聞き取り調査の結果

他部局の訪問支援担当者の聞き取りからは、就学相談をうけて欲しい年長児の困り感は表7－3のようになり、「活動参加」が2人、「友だち」が1人であった。

また管理職の入れ替わりが多いことや若年層の職員が増えたことから、訪問時に就学相談について聞かれる事が増えていることも分かった。

（3）保護者の相談理由の分析の結果

保護者が就学相談に来る理由は、表7－4のようになった。幼保こ園の職員や訪問支援担当者と同様に「指示理解」と「活動参加」も多かったが、一番多かったのはこの4つには分類できなかった「その他」で、全般的な発達や言葉の遅れなど、保護者の相談理由、つまり心配している内容は多岐にわたっていることが分かった。

以上のことから、就学相談を受ける側と紹介する側の理由の違いが、就学相談の数の増加の一要因になっているものと推察された。

表7－2 幼保こ園の職員が感じる年長児の困り感

項目	人数
指示理解	34
活動参加	25
ルール	9
友だち	9
その他	2
無回答	5

表7－3 他部局関係者が感じる年長児の困り感

項目	人数
指示理解	0
活動参加	2
ルール	0
友だち	1
その他	0

表7－4 保護者の相談理由

項目	人数
指示理解	25
活動参加	24
ルール	2
友だち	14
その他	32

(4) 幼保こ園の職員の就学相談の役立ち感及び、就学移行支援計画

幼保こ園職員アンケート調査において就学相談について尋ねたところ、表7-5のようになり、75人中20人が就学相談について、「知らない」、「わからない」、「無回答」という結果になった。

「就学移行支援計画」については、小学校では活用してもらえていない、複数の園児の作成をしないといけない場合、負担が大きいなどの思いを持っていることが分かった。

表7-5 幼保こ園職員が感じる就学相談の役立ち感

項目	人数
役立つ	38
少し役立つ	14
あまり役立たない	3
役立たない	0
知らない	5
わからない	12
無回答	3

IV. 取組および改善点

1. 就学相談に関する周知

就学相談について、「就学に不安のある子の相談」という漠然としたイメージで捉えられていることが多かったが、「一人一人に合った就学先を考える相談」という表現に統一することで、広がりすぎてしまった就学相談のイメージを整理し、対象者を明確にすることとした。

そのために取り組んだことが、市のHP・子育て関係情報誌の就学相談に関するコメントの統一である。就学相談を紹介する立場となるこども発達センター職員及び幼保こ園職員への周知にも取り組んできたが、現段階においては、研修会参加者等に限定されており、全体への周知には至っていない。

そこで、就学相談のポスターを作成し、幼保こ園に掲示してもらうことを考えた。ポスターを掲示してもらうことで、就学相談を紹介する立場となる幼保こ園の職員と利用する立場である保護者が、就学相談の存在について知ることはもちろん、どんな相談であるのか内容についても同じ認識が持てることが利点であると考えた。

なお、ポスターにはQRコードを設定し、就学相談の流れなど、詳細がわかるように工夫したいと考えている。

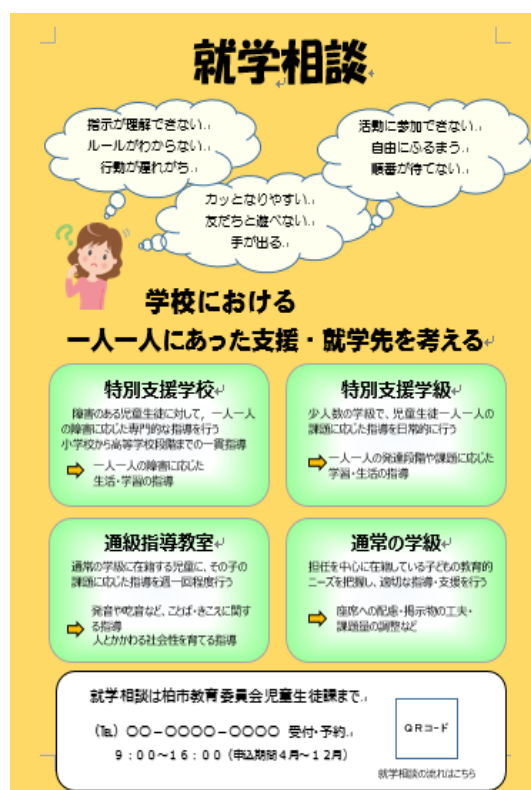


図7-2 就学相談ポスター（案）

2. 就学移行支援計画の見直し

文部科学省(2013)「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」や平成28年の障害者差別解消法が施行されたことをうけ、それまでの就学指導委員会という名称を変更した市が県内外にあり、本市も平成28年度より「柏市就学指導委員会」を「柏市教育支援委員会」に変更した。

さらに就学相談では、就学先の決定のみならず、就学後の学校生活における指導や支援への相談も行っている市があるなど、就学相談に一貫した支援の充実が求められるようになってきた。その実現を目指した一つの取組として、本市では、特別支援学級で入学する児童について作成していた「就学移行支援計画」を通常の学級で入学する児童までに対象を拡大し、切れ目のないなめらかな接続を目指してきた。

しかし、真鍋(2016)の「幼児期から学童期への移行を支える就学支援の考え方と具体的方法」にも記されているように、就学前後の機関同士の情報共有がうまくいかないという課題が本市でも明らかになってきた。「就学移行支援計画」を作成する対象が広がったことにより、小学校に伝わる情報量が増え、その管理と活用が滞っていること、作成する幼保こ園側の負担になっていることが、今回実施したアンケートや聞き取りから分かったのである。

そこで、平成21年度に開始した「就学移行支援計画」の様式を現状に合った形に改めるとともに、入学後、担任に情報が確実に伝わるシステムの見直しを以下のように取り組んだ。

① 情報量の整理と作成にかかる負担軽減

保護者と幼保こ園が、それぞれ1枚ずつ作成していた「就学移行支援計画」を、1枚のシートにまとめる新しい様式(資料2)を作成した。これにより、学校に伝えたい情報を必要最低限に整理すると共に、記入欄が少なくなったことにより、作成にかかる負担軽減を目指した。

② 引継ぎシステムの構築

小学校入学時の引継ぎのツールとして存在する「就学移行支援計画」の活用に限らず、進級時及び小学校から中学校への進学時における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の引継ぎの不徹底から起こる問題は毎年起きている。そこで、昨年度末、「特別支援教育関係書類引継ぎチェックリスト」(資料3)を作成し、特別支援教育コーディネーターが実施できるように市内全校に配布した。このチェックリストを活用することで、他の関係書類同様、「就学移行支援計画」が、新年度、確実に担任の手に渡ることを目指した。さらに、「就学移行支援計画」の新しい様式には、引継ぎ者と担任名を記載する欄を設け、引継ぎが途切れないよう工夫した。

V. 成果と課題

今回、この地域実践研究事業に参画したことにより、本市の就学相談について改めて見直す機会を得られたことは、非常に有意義であったと考えている。担当する指導主事が一

定期間で交代していく現在のシステムにおいては、業務をこなすことに精一杯で、就学相談の数の増加に対しても、忙しいから人を増員して欲しいという視点しか持てなかったのが現状だった。

しかし、この研究により、「なぜ増えたのか」「今、何が必要なのか」などの課題に気付く、その解決のために、新しい取組に踏み切ることができたのは、大きな成果であると考ええる。

この10年で就学相談が増えたことには、様々な理由・背景があったように、これからの10年にも色々な変化が起こるであろう。今後は、就学相談に関する事業の見直しを適宜行い、課題が見つかったから改善という対処的なことではなく、より良い相談事業を目指し、積極的な改善を心がけていく必要を感じている。

そのためには、今回、新たに取り組んだこと、改善したことに対する評価をしっかりと行うことが大切だと考える。一度完成したシステム（体制）は永久的なものではなく、計画・実行・評価・見直しを続けていくことで、より良いものになっていく。インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備においても、この流れを途切れさせないことが最も重要で、本市のこれからの課題であると考えている。

引用文献

- 千葉県教育委員会(2014)．幼稚園・保育園における発達障害の可能性のある子どもへの支援Q&A．
- 真鍋健(2016)．幼児期から学童期への移行を支える就学支援の考え方と具体的方法．発達障害研究, 第38巻, 第3号, 248-256．
- 文部科学省(2013)．教育支援資料 障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実．
- 大塚千恵子・青山眞二(2014)．就学相談の現状と課題に関する一考察．北海道教育大学紀要教育科学編, 第65巻, 第1号, 391-402．
- 杉崎雅子(2018)．特別支援教育における就学相談 ―10年間の研究動向からみる現状と課題―．小田原短期大学研究紀要, 第48巻, 89-97．

参考文献

- 大塚千恵子・青山眞二(2013)．A市教育委員会における就学判断に関する一考察:就学指導から就学後1年間の追跡調査を通して．北海道教育大学紀要教育科学編, 第64巻, 第1号, 295-310．
- 関根真紀(2016)．就学支援の体制づくりにおける実践と課題:インクルーシブ教育の構築を目指して．発達障害研究, 第38巻, 第3号, 271-277．
- 丹野哲也(2016)．インクルーシブ教育システム構築を施行した学校教育法施行令の改正と就学に係る教育支援．発達障害研究, 第38巻, 第3号, 240-247．
- 全国連合校長会(2014)．平成25年度研究紀要, 84-98．

(令和元年度地域実践研究員 青木孝予)

就学相談に関するアンケート

皆様のご意見を今後の就学相談に生かしていきたいと思いますので、アンケートにご協力ください。

1. あなたの所属・職名を教えてください（☒をお願いします）

☐幼稚園 ☐公立保育園 ☐私立保育園 ☐こども園

☐園長 ☐副園長 ☐主 任 ☐担 任 ☐その他()

2. これまであなたが就学相談をすすめた・すすめたいと思ったお子さんには、どのような困り感がありましたか（☑をお願いします）

また、答えが複数になる場合は、()に数字で優先順位を記してください

□() 指示が理解できない 例:ことばを理解できない、周りを見てから遅れて動く など

□() 活動に参加できない 例:活動に関係なく自由にふるまう、部屋から出る など

□() ルールを守れない 例: 順番やルールがわからない、待てない など

□() 友だちと仲よく遊べない 例: カッとなりやすい、手が出る、自分勝手、一人遊び など

☐ () その他 ※具体的にお答えください

--

3. あなたは就学相談が役立つと感じていますか (☑をお願いします)

☐役立つ ☐少し役立つ ☐あまり役立たない ☐役立たない ☐知らない ☐わからない

4. 個別の移行支援計画作成について、ご意見をお聞かせください(☑をお願いします)

☐ 内容・記載量・システム等が適当である☐ 内容・記載量・システム等が不適當である☐内容がわかりづらい ☐記載量が多い ☐学校との連絡などシステムがわかりづらい

☐ その他 ()

5. 教育委員会で行っている教育相談は幼児も対象であることを知っていますか (☑をお願いします)

☐ 知っており保護者に紹介したこともある ☐ 知っている ☐ 知らない

ご協力ありがとうございました

就 学 移 行 支 援 計 画		
(ふりがな)		在籍園名
児童氏名	在籍園記載者氏名 印	
様子と対応	保護者から	幼稚園・保育園・こども園等から
健康面・運動面 ○健康面 ○身体面 ○運動面 ○手指の動き、器用さ		
⇒これまでの支援		
社会性・対人関係 ○集団参加 ○遊びへの参加 ○コミュニケーション ○会話		
⇒これまでの支援		
生活面・認知面 ○着替え、排泄、食事、片付け ○言葉 ○指示やルールを理解 ○絵画、制作、文字、数字など		
⇒これまでの支援		
性格・行動・情緒面 ○性格、行動、情緒面の特徴 例) 多動性、衝動性、パニック、自傷行為、 他害行為、チック、吃音、場面緘黙、 爪かみ、指しゃぶり、こだわりが強い 不安が強い、環境の変化が苦手 など		
⇒これまでの支援		
その他 ○学校に伝えたいこと		
得意なこと、好きなこと (保護者記入欄)		苦手なこと、嫌いなこと (保護者記入欄)
就学移行支援計画の作成及び情報提供に同意します 保護者氏名 印		
①保護者が「保護者から」等を記入 ②在籍園が「幼稚園・保育園・こども園等から」を記入 ③保護者が記載内容を確認 ④在籍園は小学校との引継ぎ日まで保管 ⑤在籍園から小学校への引継ぎで活用する ⑥小学校の担任が内容の確認		
小学校引継ぎ担当		小学校担任

特別支援教育関係書類 引き継ぎチェックリスト

【平成30年度末～平成31年度初め】

特別支援教育関係書類の引き継ぎをより確実にするために、チェックリストを作成いたしましたので、ご活用ください。場合によっては提出を求める場合がございますので、各校で保管をお願いします。
(詳しくは、別添『特別な教育的支援を必要とする児童生徒の引き継ぎ等について』をご参照下さい。)

年 度	時 期	実施内容	時 期 (担 当)	小学校 ☒	中学校 ☒
今 年 度	小学校 入学前	引き継ぎの依頼（就学相談担当者から連絡）があった児童について、就学移行支援計画に基づいた引き継ぎを行ったことを確認した。	平成30年度 3月末まで (今年度特コ)	☐	/
	中 学 校 入 学 前	学校間で連絡を取り合い、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた引き継ぎを行ったことを確認した。通常の学級に在籍する予定の生徒については、本人・保護者の意向を確認した上で、引き継ぎを行った。 ※写しの引き渡しを含む（原本は小学校保管）	平成30年度 3月末まで (今年度特コ)	☐	☐
	中 学 校 卒 業 前	個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている児童生徒については、本人・保護者の了解を得た上で、学校間で連絡を取り合い、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた引き継ぎを行ったことを確認した。 ※写しの引き渡しを含む（原本は中学校保管）	平成30年度 3月末まで (今年度特コ)	/	☐
新 年 度	小学校 入学後	引き継ぎの依頼（就学相談担当者から連絡）があった児童の、就学移行支援計画や引き継ぎ時の情報を各担任が確認し、文書については、回収後、耐火書庫等に保管した。	平成31年度 4月初めから入学式まで (新年度特コ)	☐	/
		就学移行支援計画に基づいて、各担任が保護者と内容について共有したことを確認した。	平成31年度 4月～5月まで (新年度特コ)	☐	/
	進 級 時	前年度に、特別支援学級に在籍していた児童生徒、通級による指導を受けていた児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が全員分作成されていることを確認した。	平成31年度 4月初めから 始業式まで (新年度特コ)	☐	☐
		個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている児童生徒については、計画に基づいた学年間の引き継ぎを行ったことを確認した。		☐	☐
		個人面談や、家庭訪問を通じて、各担任が、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている児童生徒の願いや目標についての見直しを行ったことを確認した。	平成31年度 4月～5月まで (新年度特コ)	☐	☐
管理職 確認欄		上記の全てが、完了していることの報告を受け、確認した。	平成31年度 4月～5月まで	☐	☐

※特コ：特別支援教育コーディネーター

2019年 月 日

学校名

校長名

印

第 8 章

富士見市における就学サポートリーフレットの作成

I. 研究の背景と目的

II. 就学サポートリーフレットの試作

III. 保護者を対象とした簡易的なモニター評価

IV. 簡易的なモニター評価を踏まえた就学サポートリーフレットの改良

V. 考察

VI. まとめ

章末資料

○就学サポートリーフレット

I. 研究の背景と目的

1. 研究の背景

(1) 富士見市の就学相談に関する現状

本市は、埼玉県南東部に位置し、人口は約 11 万人で、交通の便が良いことから都市中心部にもアクセスがしやすい地域である。本市には小学校 11 校、中学校 6 校そして、市立特別支援学校 1 校があり、児童生徒数は約 8,400 人である。

本市の特別支援学校は、埼玉県内に 4 校ある市立特別支援学校のひとつで、小・中・高の 3 学部を有する知的の特別支援学校である。そして、その専門性と特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内小中学校に設置された特別支援学級と連携することで、特別支援教育体制の充実を図っている。

近年、特別支援学級に就学する児童生徒数は、特に小学校においては少しずつ増加しており、様々なニーズに合わせた支援が求められている。また、令和 2 年度には市内全ての学校に特別支援学級が設置される。以下に、本市の特別支援学校の学級数及び児童生徒数の直近 5 年間の推移を表 8-1 に、小学校と中学校における特別支援学級数と児童生徒数の直近 5 年間の推移を表 8-2、表 8-3 に示す。

本市では、こうした就学状況下において、義務教育 9 年間の就学の入り口である就学相談を重要視し、一人一人に寄り添った丁寧な相談を行うことを心がけている。そして、特別支援教育の更なる充実に向けた取組として「就学相談及び巡回教育相談等の充実」、「早期療育及び就学支援に関する専門性向上研修」、「特別支援学校のセンター的機能の強化」等に注力している。

表 8-1 本市における直近 5 年間の特別支援学校の学級数及び児童生徒数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平均値
学級数（学級）	18	18	19	18	17	18
児童生徒数（人） 小 中 高 計	17	24	30	29	29	25.8
	24	20	18	17	16	19
	19	21	25	24	19	21.6
	60	65	73	70	64	66.4

表 8-2 本市の小学校における直近 5 年間の特別支援学級数及び児童生徒数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平均値
学級数（学級）	18	20	21	22	21	20.4
児童生徒（人）	55	63	59	65	72	62.8

表 8－3 本市の中学校における直近 5 年間の特別支援学級数及び児童生徒数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平均値
学級数（学級）	7	7	7	7	8	7.2
児童生徒（人）	25	23	25	23	22	23.6

（２）本市における就学相談に関する課題

近年、保護者の間で特別支援教育に対する関心は高くなっているものの、実際に小学校や特別支援学校（小学部）への就学に際し、最初の一步が踏み出せない、すなわちどこに相談したら良いのか分からないことが多い。なぜなら相談機関のことを知らない等のケースがあるからである。

こうしたケースを少しでも少なくするために、本市教育委員会としては、市の関係課や機関との連携強化を図りながら、小学校や特別支援学校（小学部）への就学を予定している子どもの保護者に対し、就学に関する様々な情報の提供と保護者に寄り添う就学相談を行う必要があると考えている。

本研究では、「就学を予定している子どもの保護者に対して就学に関する様々な情報の提供や保護者に寄り添う就学相談を行うこと」を「就学サポート」と記述することにする。また、本研究では小学校や特別支援学校（小学部）への就学を予定している子どもの保護者への就学サポートに着目し、保護者が気軽に安心して就学に関する相談を行うことができる第一歩の情報を提供するための一助となる地域実践研究を推進することとした。

2. 研究の目的

本研究では、小学校や特別支援学校（小学部）への就学を予定している子どもの保護者への就学サポートに着目し、保護者が、気軽に安心して就学に関する相談を行うことができる就学サポートを充実させるために、就学サポートリーフレット（以下リーフレット）を作成することを目的とした。

このリーフレットから就学に関する情報を収集することができる内容につなぐリーフレットを試作する。次に、試作したリーフレットを用いた保護者向けの簡易的なモニター評価を行う。最後に、その簡易的なモニター評価を踏まえたリーフレットの改良を行う。なお、本研究の構成図を図 8－1 に示す。

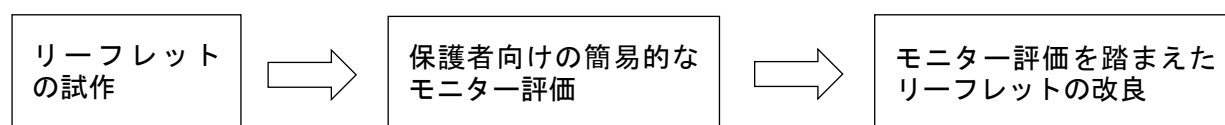


図 8－1 本研究の構成図

Ⅱ．就学サポートリーフレットの試作

1．リーフレットの試作方法

就学前の段階の保護者に向けて、気軽に安心して就学に関する相談を行うことができる情報を提供するためのツールの一つとして、小学校や特別支援学校（小学部）への就学を予定している子どもの保護者向けのリーフレットを試作した。

そのために、本市の就学サポートを担う市の関係課や機関の取組を踏まえつつ、他の自治体の就学サポートに関する情報収集を行い、それらを参考に、保護者向けのリーフレットに盛り込むべき事項を検討した。具体的には、リーフレットの構想を練る段階で、他の自治体の類似の情報提供ツールとして、就学相談支援ハンドブック（大阪市「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」）を参考にし、保護者が就学相談先を選定できるリーフレットにすることとした。

また、リーフレットに掲載すべき本市の就学サポートに携わる市の関係課や機関も検討した。具体的には、「教育相談室」（教育委員会）、「健康増進センター」、「子ども未来応援センター」が実際に就学サポートに携わっていることから、リーフレットに掲載する市の関係課や機関とした。なお、市の関係課や機関に対してリーフレットに掲載して良いかどうかを確認し、内諾を得た上でリーフレットを試作した。

さらに、リーフレットの表現等を検討する段階で、専門的な文言ではなく、誰に対しても分かりやすい文言とするべきと考え、できるだけ分かりやすい文言で案内するように努めることにした。

2．試作したリーフレット

試作したリーフレット（評価版）を図8－2（表面）、8－3（裏面）に示す。まず、保護者に窓口である教育委員会の教育相談室に親しみをもってもらえるようにリーフレット内に本市のキャラクターを用いることにした。

また、気軽に問い合わせてもらえるようにリーフレットの表紙には「お子さんの発達について心配なことはありますか」というメッセージを付すことにした。

リーフレットの裏面は、保護者が相談する目的に対応する4つのカテゴリーに分け、カテゴリーに対応した就学サポート機関名を明記した。具体的には、カテゴリーの1つ目は「楽しい学校生活を送るために」、カテゴリーの2つ目は「健康が心配な時には」、カテゴリーの3つ目は「子どもと家庭の安心のために」、カテゴリーの4つ目は「勉強や友達のことで困った時には」である。なお、それぞれの就学サポート機関名はカテゴリーに対応させて、1つ目が「教育相談室」（教育委員会）、2つ目が「健康増進センター」（健康福祉部）、3つ目が「子ども未来応援センター」（子ども未来部）、4つ目が「通学区域の学校」（教育委員会）につながるようにした。そして、各カテゴリーの説明文もできる限り平易な表現に努め、分かりやすくするようにした。

保護者のみなさまへ

富士見市の就学相談

お子さんの発達について

心配なことは ありますか？



～子育てをする保護者の方へ～

富士見市教育委員会 教育相談室

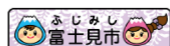


図 8 - 2 試作したリーフレットの
の表面

子育てを応援する富士見市のサポート

楽しい学校生活を送るために

子どもの特徴や発達のしかたは、一人一人違います。
どのような環境で教育を受けるのがいいかを、考えていきます。

- 学校生活や家庭生活等での心配やお困りのことについて相談をお受けします。
- お子さんのことばや聞こえの心配についても教育、心理を専門とする相談員が相談に応じます。

○早めにご相談ください。お子さんの成長を確認しあいながら、相談させていただきます。

＜教育相談室＞に
TEL 000-000-0000



健康が心配な時には

- 病気のこと、心身の健康のこと、食生活のこと、発達のこと、予防接種に関する相談を、保健師、管理栄養士がお受けします。

＜健康増進センター＞に
TEL 000-000-0000



子どもと家庭の安心のために

- お子さんと子育てに関する様々な相談やお子さんと保護者への家庭支援（児童・家庭・ひとり親）の相談を、ケースワーカー、家庭児童相談員がお受けします。

＜子ども未来応援センター＞に
TEL 000-000-0000



勉強や友達のことで困った時には

- 今、通っている学校（住んでいる場所の通学区の学校）の先生に、いつでもご相談ください。学校では、担任の先生や管理職の先生のほかにも、特別支援教育コーディネーターの先生がお話を伺い、一緒に考えてまいります。

通学区の学校

学校名 _____ 電話番号 _____

図 8 - 3 試作したリーフレットの裏面

次節では、試作したリーフレットを用いて、保護者を対象とした簡易的なモニター評価について述べる。

Ⅲ. 保護者を対象とした簡易的なモニター評価

1. 簡易的なモニター評価の方法

前節で試作したリーフレットを用いて保護者を対象とした簡易的なモニター評価を行った。ここではその評価方法について簡潔に記述する。

（1）簡易的なモニター評価の参加者

簡易的なモニター評価の参加者は、過去に小学校（特別支援学級）への就学に向け

て就学相談を経験した保護者と次年度からの小学校（特別支援学級）の就学を予定している子どもの保護者を対象とした。

これまで就学相談を経験した保護者には、過去の就学相談の経験を振り返り、今後就学を予定している保護者にとって必要な就学に関する情報であるかどうかを確認するためである。次年度からの就学を予定している子どもの保護者には、リーフレットが就学を検討する際に有用かどうかを確認するためである。

具体的なモニター評価の参加者には、本市在住の保護者5名でその内訳は、これまで過去に就学相談を経験した保護者4名と次年度からの就学を予定している子どもの保護者1名である。なお、モニター評価の参加者は市内の小学校の特別支援学級（小学部）に在籍する児童の保護者である。参加者については、倫理的な配慮を考慮し、負担なく自主的に参加してもらえる保護者5名であった。また、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する児童の保護者や特別支援学校に在籍する児童の保護者へのモニター評価も行いたかったが、時間的な制約があったため、本評価では過去に小学校（特別支援学級）への就学に向けて就学相談を経験した保護者と次年度からの小学校（特別支援学級）への就学を予定している子どもの保護者に限定してモニター評価を行うことにした。

（２）手続き

実施時期は2019年11月～12月であった。保護者については、事前に本研究についての趣旨説明を行い、同意を得られた保護者に対してのみ簡易的なモニター評価を行った。簡易的なモニター評価の際には試作したリーフレットを実際に提示し、保護者の立場で率直な評価を依頼した。なお、保護者への負担を配慮して簡易的なモニター評価の時間は20分程度（趣旨説明等も含む）とした。実施場所に関しては、市内の小学校で行った。内容については参加者に許可を得てからモニター評価の中でコメントしているところを録画し、録画したものを見直しながら評価コメントを書き出し、整理することにした。なお、保護者には後述する（３）の表8-4のモニター評価の項目に沿ってコメントを求め、各項目から発展した回答も得られることを見込み、自由コメントの時間も設定し、就学サポートリーフレットの改良に役立つコメントも集約した。

（３）簡易的なモニター評価の項目

表8-4にモニター評価の項目を示す。具体的な評価項目として、「就学サポートリーフレットは有用かどうか」、「教育相談室、健康増進センター、子ども未来応援センターの取組を熟知しているかどうか」、「その他必要であると考えられる情報はあるかどうか」、「相談する時の懸案事項はあるかどうか」を用意し、最後に自由コメントの機会も設けた。

表 8－4 保護者へのモニター評価の項目

-
- (1) リーフレットは就学を検討する際に有用か
 - (2) 教育相談室、健康増進センター、子ども未来応援センターの取組を熟知しているか
 - (3) その他必要であると考えられる情報はあるか（あれば具体的な内容を）
 - (4) 相談する時の懸案事項はあるか
 - (5) 自由コメント
-

(4) 簡易的なモニター評価の参加者のコメントの取り扱い

簡易的なモニター評価の参加者のコメントは、参加者に許可を得てビデオで録画し、録画動画を確認しながら個人情報に配慮し、評価の項目に直接関係するコメントをテキストデータ化した。

2. 簡易的なモニター評価の結果

試作したリーフレットを用いて保護者を対象として簡易的に実施したモニター評価のコメントを示す。

(1) リーフレットは就学を検討する際に有用か

- ・就学を予定している特別支援教育の対象となる子どもを持つ保護者は就学についての情報をもっていない方もいると思うので有用だと思う。
- ・就学を予定している子どもの保護者はこうした情報をもっていない方がとても多いと思うので、どこに相談しに行くべきかを教えてあげる時に、役立つのではないかな。
- ・自分が経験した時のことについて、就学を予定している子どもの保護者に聞かれることがあるが、こうしたリーフレットがあれば詳細に説明しなくて済むので、とても有用だと思う。
- ・実際に私の子どもの就学では、試行錯誤しながら様々な機関に問合せをした経験があるので、私の就学の時にこうしたリーフレットが欲しかった。
- ・子育てについての窓口が、こんなにたくさんあることを改めて認識することができたので、こうした情報をもっていない保護者には役立つのではないかな。

(2) 教育相談室、健康増進センター、子ども未来応援センターの取組を熟知しているか

- ・就学サポートに携わる各機関の取組は熟知していない。
- ・すべての機関の取組は熟知していないが、これらの機関の中の取組について一部は知っている。

（３）その他必要であると考えられる情報はあるか（あれば具体的な内容を）

- ・就学前と就学後では必要な情報が違ってくるので、就学後の保護者に対してさらに詳しい情報をホームページ上で掲載してもらえると有難い。
- ・発達検査等を実施している病院の情報があると良い。

（４）相談する時の懸案事項はあるか

- ・相談すると自分の子育てや自分の子どもの現状を否定されるのではないか。
- ・相談相手が誰なのか、しっかりと話を受け止めて聞いてくれるかどうか等不安である。
- ・相談して良いレベルが分からない。
- ・就学先についての保護者の想いや希望をどこまで聞いてもらえるのか不安である。
- ・相談する際には、生育歴が分かるような資料（診断書等）が必要なのかどうか分からない。
- ・電話で問い合わせをすることは敷居が高く、自分の子どものことをすべて話さなくてはいけないので、気が引けてしまう。

（５）自由コメント

- ・リーフレットの中の関係機関への問合せができる電話番号や関係機関のホームページに直接アクセス可能なQRコードは有効だと思う。
- ・QRコードがあると、最初の段階では、少しハードルが低くなり相談してみようと思う保護者が増えてくると思う。
- ・直接会って相談するのではなく、パソコンやメール等で相談でき、回答が受け取れるような相談システムがあると良い。

以上のようなことから、リーフレットのみですべての情報を提供することはできないが、保護者が就学に関わる情報を入手するきっかけとして有用であることが明らかになった。次節では、このモニター評価を踏まえてリーフレットの改良について記述する。

Ⅳ．簡易的なモニター評価を踏まえた就学サポート

リーフレットの改良

１．リーフレットの改良方法

前節で述べた簡易的なモニター評価で得られた保護者のコメントを参考にしてリーフレットを改良した。なお、改良の段階では、就学相談に関わる市の関係課や機関の

担当者にも保護者のコメントを共有し、改良への助言をもらいながらリーフレットの改良を進めた。

2. 改良したリーフレット

試作したリーフレットの簡易的なモニター評価を踏まえて改良したリーフレットを図8-4（表面）、図8-5（裏面）に示す。

表紙については、リーフレットのタイトルを「就学相談」としていたが、保護者の相談の際の懸案事項についてのコメントを踏まえ、できる限り気軽に保護者に問い合わせしてもらうために、教育委員会の教育相談室のスタッフと協議し、「サポートします」という意味を込めて「就学サポートリーフレット」とはっきりと明記することにした。また、「学校でうまくやっていたけれど・・・すぐ泣いてしまう　すぐ手が出る」、「言葉がはっきりしない　コミュニケーションがなかなか・・・順番が持てない　じっとしてられない」、「体のことで心配だわ　行動が遅れがち　ルールが守れない」といった吹き出しにより、幼児児童の発達について心配なことの例を示すことで、保



図8-4 改良したリーフレットの表面

子育てを応援する富士見市のサポート

楽しい学校生活を送るために

子どものよさは、一人一人違います。お子さんに合った教育について一緒に考えていきましょう。

<教育相談室>

TEL 000-000-0000

- 学校生活や家庭生活等での心配やお困りのことについて相談をお受けします。
- お子さんのことばや聞こえの心配について相談員が相談に応じ専門家にもつなぎます。
- どんなことでもご相談ください。お子さんの成長に合わせて一緒に考えていきましょう。



各QRコードは
ホームページに
つながります。

子どもと家庭の安心のために

<子ども未来応援センター>

TEL 000-000-0000



子どもに関する総合相談窓口です。どこに相談したらいいかが分からない時は、まずお電話ください。専門のスタッフが話を伺い、必要な支援につなぎます。



<家庭児童相談室>

市役所：障がい福祉課

TEL 000-000-0000



お子さんの相談を、ケースワーカー、家庭児童相談員がお受けします。進学の参考になる各種手帳の相談もお受けします。

健康が心配な時には

乳幼児の健診・相談、心身の健康や予防接種に関する相談を、保健師等がお受けします。

<健康増進センター>

TEL 000-000-0000



勉強や友達のことで困った時には

今、通っている学校（住んでいる場所の通学区の学校）に、いつでもご相談ください。学校では、担任の先生の他にも、相談にのってくれる先生がいます。話をしながら、一緒に考えていきましょう。

通学区域の学校は…



学校の電話番号が
わかるよ！



図 8 - 5 改良したリーフレットの裏面

護者が相談しやすくするようにした。

裏面について、保護者からは「実際に私の子どもの就学では、試行錯誤しながら様々な機関に問い合わせをした経験がある。」とのコメントがあったため、就学サポート機関として教育委員会の「教育相談室」、健康福祉部の「健康増進センター」、子ども未来部の「子ども未来応援センター」、教育委員会の「通学区域の学校」で十分であるか

どうかを再検討した。就学相談における特別な支援を必要とする場合に相談窓口として障がい福祉課の「家庭児童相談室」が欠かせないという教育委員会の教育相談室のスタッフや市の関係課や機関の担当者からの意見が挙がったため、家庭児童相談室の許可を得て3つ目のカテゴリである「子どもと家庭の安心のために」の関係施設として「子ども未来応援センター」に加えて障がい福祉課の「家庭児童相談室」を新たに併記することにした。

2つ目のカテゴリについては、「健康が心配な時には」に対応する「健康増進センター」の説明文において、保健師以外の専門家も明記していたが、保護者にとって一番身近なのが保健師であるため、保健師を強調できるように説明文の中で「保健師等」と明記するようにした。

4つ目のカテゴリに関して、保護者から「リーフレットに關係機関に問い合わせできる電話番号や關係機関のホームページに直接アクセス可能なQRコードは有効だと思う。」というコメントをもらった。そこで、4つ目のカテゴリである「勉強や友達のことで困ったときには」に問合せできる「通学区域の学校（教育委員会）」の情報については、学校一覧を提供するQRコードを新たに付した。なお、各カテゴリにQRコードを付して各ホームページにアクセスし易くするようにした。

以上のように、保護者を対象としたモニター評価を踏まえ、リーフレットを改良することができた。

V. 考察

本研究の簡易的なモニター評価を通じて、就学サポートに携わる機関が保護者に十分に知られていないことが分かり、こうしたリーフレットが保護者向けには必要であることを実感することができた。一方で、相談の際の懸案事項について保護者からの貴重なコメントを踏まえると、リーフレットの配布に留まらず、就学サポートに関わる関係機関が連携を密に取りながら保護者に寄り添った就学サポートを行っていく必要があると考えられる。

今回の簡易的なモニター評価において、保護者のコメントにもあるように、リーフレットを通じて就学サポートに携わる機関のホームページに保護者がアクセスすることを想定すると、保護者のニーズにあった情報の提供が必要であると思われる。具体的には、「就学前と就学後では必要な情報が違ってくるので、就学後の保護者に対してさらに詳しい情報をホームページ上で掲載して欲しい。」「発達検査等を実施している病院の情報があると良い。」という保護者のコメントがあった。また、保護者が安心して就学相談ができるようにするためには、対面での丁寧な対応は勿論大事であるが、ホームページを上手く活かして就学に関する正確な情報を発信していくことも大切であると考えられる。近年では、保護者もスマートフォンを活用して情報収集や情報共

有を行っていることから、本リーフレットにも各関係機関のホームページに簡単にアクセス可能にするためにQRコードを付すことにしたが、ホームページにより提供する情報の検討も必要となる。

就学においては、保護者間の情報共有も大切であることは、筆者らが就学相談の実務を通じて保護者からよく聞いており、教育相談室を通じて、保護者が交流できる機会の提供についても検討の余地があると考えられる。

最後に、本研究をまとめる直前に今後の活動の一環として、本リーフレットを試行的に少数ではあるが就学に関わる小学校教員と保育園・幼稚園の年長クラスの担任に見てもらったところ、小学校教員からは「かなり分かりやすい内容である。」との意見をもらった。保育園・幼稚園の年長クラスの担任からは「園職員の就学サポートに関する理解啓発にも大変役に立つと思う。」との意見をもらった。本市における就学サポートを充実させていくための一助となる意見をもらうことができることから、今後も就学に関わる関係者にもリーフレットの簡易的なモニター調査を実施していくことができればと考えている。併せて、小・中学校に就学している児童の保護者等への同様なモニター評価も行う必要があるとも考えている。

VI. まとめ

本研究では、保護者向けに就学サポートを充実させるために、気軽に安心して就学に関する相談を行うことができる情報を提供するためのリーフレットを作成した。具体的には、まず、リーフレットを試作した。次に、試作したリーフレットを用いた保護者向けの簡易的なモニター評価を行った。最後に、その簡易的なモニター評価を踏まえたリーフレットの改良を行った。今後は、就学に関わる関係者にリーフレットの簡易的なモニター調査を継続して行い、近い将来、本市で就学を予定している子どもの保護者に、就学に関する様々な情報を提供するツールとして、また、保護者が気軽に安心して就学に関する相談ができるために本リーフレットを配布していければと考えている。なお、その際には、リーフレットの配布と併せてリーフレットの活用効果の検証も行う必要があると考える。

参考文献

大阪市教育委員会. 大阪市の就学相談 ～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～
[https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000469/469856/\(6\)6-2.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000469/469856/(6)6-2.pdf)
(アクセス日、2019-8-1)

(令和元年度地域実践研究員 加藤篤史, 齊藤七実)

保護者のみなさまへ

就学サポートリーフレット

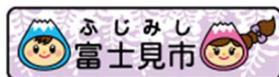
～子育てをする保護者の方へ～

お子さんの発達について

心配なことは ありませんか？



富士見市教育委員会 教育相談室



子育てを応援する富士見市のサポート

楽しい学校生活を送るために

子どものよさは、一人一人違います。お子さんに合った教育について一緒に考えていきましょう。

＜教育相談室＞

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- 学校生活や家庭生活等での心配やお困りのことについて相談をお受けします。
- お子さんのことばや聞こえの心配について相談員が相談に応じ専門家にもつなぎます。
- どんなことでもご相談ください。お子さんの成長に合わせて一緒に考えていきましょう。



各QRコードは
ホームページに
つながります。

子どもと家庭の安心のために

＜子ども未来応援センター＞

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



子どもに関する総合相談窓口です。どこに相談したらいいかが分からない時は、まずお電話ください。専門のスタッフが話を伺い、必要な支援につなぎます。



＜家庭児童相談室＞

市役所：障がい福祉課
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



お子さんの相談を、ケースワーカー、家庭児童相談員がお受けします。進学の参考になる各種手帳の相談もお受けします。

健康が心配な時には

乳幼児の健診・相談、心身の健康や予防接種に関する相談を、保健師等がお受けします。

＜健康増進センター＞

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



勉強や友達のことなどで困った時には

今、通っている学校（住んでいる場所の通学区の学校）に、いつでもご相談ください。学校では、担任の先生の他にも、相談にのってくれる先生がいます。話をしながら、一緒に考えていきましょう。

通学区域の学校は…



学校の電話番号が
わかるよ！



第 9 章

坂城町の幼・保・小・中学校における 一貫した教育支援のための情報の一元化

I．研究の背景と目的

II．研究の内容

III．研究の成果と課題

IV．今後に向けて

章末資料

○令和元年度坂城町子育て支援事業の連携及び体制

I. 研究の背景と目的

1. 坂城町教育支援体制の概要

(1) 坂城町の概要

埴科郡坂城町は、長野県北信地区の南部に位置し、人口1万5千人程の町である。中小企業を中心に多数の企業や工場がある工業の町で、稲作の他に果樹栽培の盛んな地域である。

町内には、3つの小学校と1つの中学校がある(表9-1)。各小学校区に3つある町立保育所は各年齢の園児は減少している一方で、0歳児から入園させる家庭が多くなり、保育士が不足している。また、1つの私立幼稚園は、全園児50人余りの小規模園である。

町内には、県立高等学校(普通科・各学年3クラス)もある。



表9-1 坂城町立小・中学校の在籍児童数及び学級数

	A小学校	B小学校	C小学校	D中学校
児童生徒数	308人	177人	216人	410人
学級数(特級外数)	12(3)	7(3)	9(3)	13(3)

* 外国籍児童生徒：小学校18人 中学校14人 日本語指導に加えて、就学相談が必要な児童生徒も在籍する。

(2) 教育委員会(教育文化課)の組織

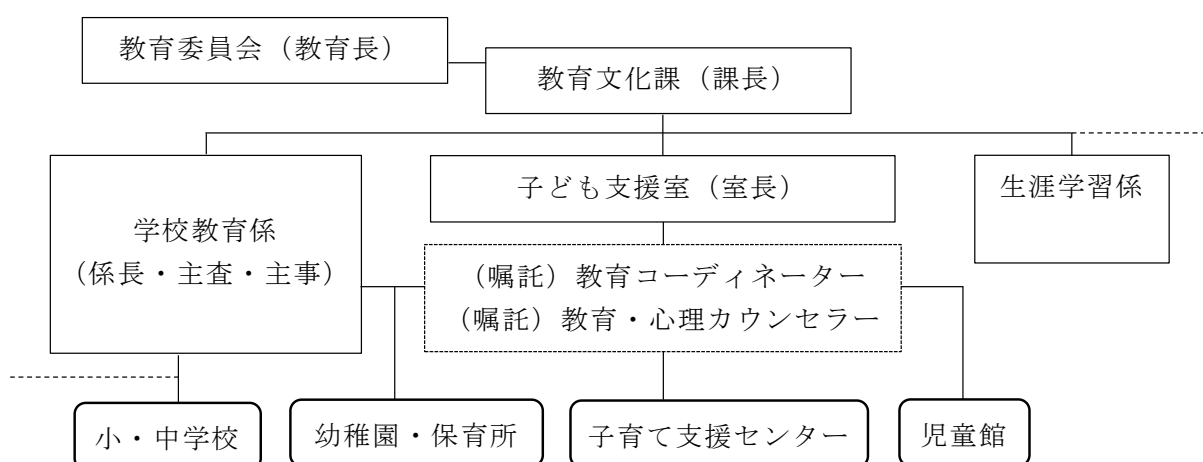


図9-1 坂城町教育委員会の組織

坂城町教育委員会の組織は図9-1のとおりである。

平成30年度より、教育委員会内に「子ども支援室」を置き、保育所の管理・運営、子育て支援を行っている。また、町内保育所内には「子育て支援センター」を設置し、子育て家庭の支援を進めている。

就学相談に関して、以前は就学相談委員会を隣接する千曲市と共同設置をしていた。平成 25 年に単独設置となり、町教育支援委員会が、就学相談、教育支援を行っている。業務の中心は嘱託職員（学校退職者）の教育コーディネーターが担当し、教育・心理カウンセラーが教育相談に当たっている。

（３）子育て支援体制

町では、子どもたちを「障害のある子」と「障害のない子」にわけて支援を行うのではなく、日常生活を観察する中で「気になる子ども」に対して、乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援をしていきたいと考えている。表 9－2 に町が行っている子育てに関する事業を示す。

表 9－2 坂城町の子育てに関する事業

該 当 者	事 業 名	事 業 内 容
0 ～ 3 歳	乳 幼 児 健 康 診 断	健康診査：4 か月 1 歳 6 か月 3 歳 健康相談：7 か月 10 か月 1 歳 2 歳
気になる 親 子	た ん ぽ ぽ 教 室	保健師が「気になる親子」を対象に、遊びを通して発達を促進。心理士・言語聴覚士・作業療法士も参加。年間 18 回開催。
年 小 児 気になる子	巡 回 相 談	教育支援委員会の事業の一環として、専門家チーム（保健師・心理士）が早期からの教育相談や就学相談を行うために、年間 2 回保育所・幼稚園を訪問。
年 中 児 親子悉皆	す く す く 相 談	個性や特徴を大切に、幼児が健やかに成長し、もっている力を十分発揮できるために、個に応じた育ちを支援。保健師・担任が健康診断等を踏まえて作成した「基礎調査票（すくすくシート）」を確認した後、運動遊び・リズム遊び等を心理士等が中心になり観察。その活動の様子をもとに、保護者と発達相談。「気になる幼児」には、後日、心理士等とともに保護者・担任とで「応援カード」を作成。就学まで必要に応じて継続して支援計画を更新していく。
年中保護者 全 員	就 学 ガイダンス	参観日の保護者懇談会に合わせ、就学に向けた手続きや大まかな流れを教育委員会担当職員が説明。
年 長 児 全 員	す く す く ラ ンド	数人程度のグループで、リズム遊びや運動遊びを行い、「すくすく相談」以降の発達をフォローしていく。また、課題を順次高めながらプログラムを進めていく中で、就学に向け、必要な支援を考えていく。年間 7 回実施。心理士・作業療法士等も観察。
年 長 児 該 当 児	教 育 支 援 委 員 会	これまでの早期からの教育相談・支援を受け、就学先決定を行う。また、その後の一貫した支援についても、助言を行う。

年長該当児 保 護 者	移 行 支 援 会 議	保護者、幼稚園及び保育所長・担任、小学校長・支援コーディネーター、教育委員会職員等が集まり、小学校入学へ向けた具体的支援（合理的配慮等）について、具体的に協議する。
----------------	----------------	--

＊ 章末資料「令和元年度 坂城町子育て支援事業の連携及び体制」参照

（４）地域支援ネットワーク

小・中学校に設置された知的障害特別支援学級、及び自閉症・情緒障害特別支援学級に加え、「言語障害通級指導教室」「日本語教室」「中間教室（不登校・集団不適応等の生徒が学習の場として利用）」を活用して、支援を行うことを基本としている。更に、町の関係諸機関、隣接市のLD等通級指導教室からの支援、北信地区・東信地区の県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱特別）のセンター的機能も活用している（図９－２）。なお、LD等通級指導教室については、令和２年度から隣接市から教員が出向くサテライト教室の設置が決まっている。

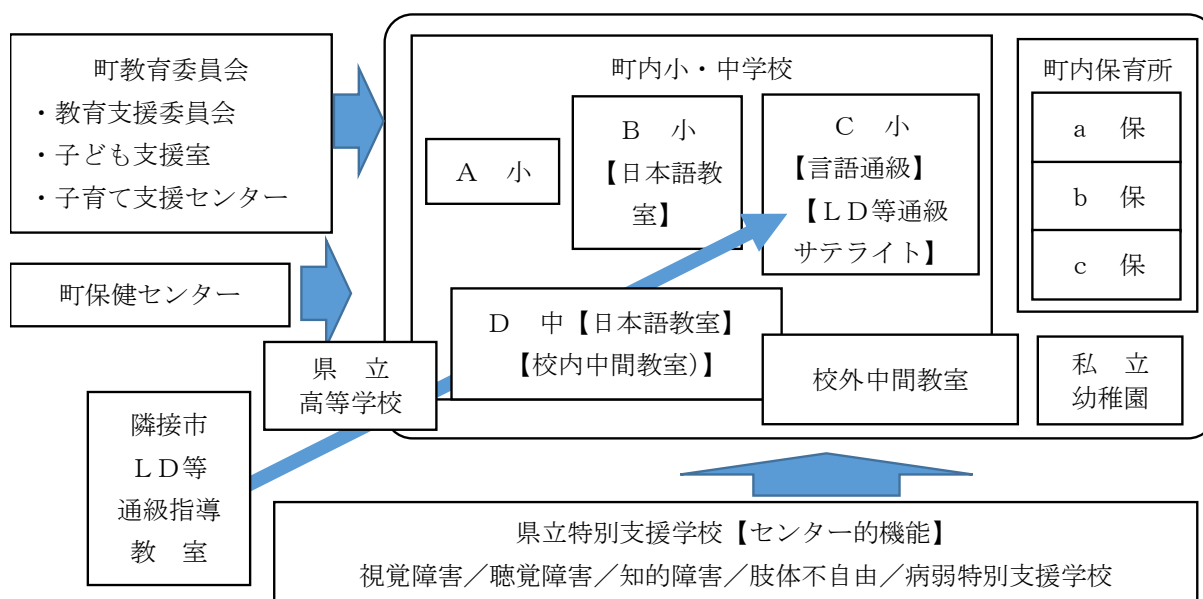


図 9－２ 坂城町地域支援ネットワーク

（５）教育支援（就学相談）の現状

平成 30 年度の町教育支援委員会における就学相談の結果は、表 9－3 の通りである。

なお、就学相談を担当する調査員は、特別支援学校の教員に加え、町小・中学校の教員及び保育所職員、県立特別支援学校教員がつとめている。

表 9－3 坂城町教育支援委員会における就学相談結果の内訳

校種	学年	相談 件数	判断 済み	判断結果の内訳									
				通常 の 学級	特別支援学級		特別支援学校				通級指導教室		
					知的	自・情	肢体	知的	視覚	聴覚	言語	LD等	終了
幼保	年長	19	19	3	4	5					2	5	
小学校	1年	1	1			1							
	2年	2	2								2		
	3年	1	1			1							
	4年												
	5年	2	2								1	1	
	6年	8	8			3	1	1				1	
中学校	1年												
	2年												
	3年												
合計		33	33	3	4	10	1	1	0	0	5	7	0

単位：件

* 判断と異なる措置 1件（特別支援学校⇒中学校特別支援学級（知））

令和2年度措置替えの予定

* 集計表外 退級1件（特別支援学級（自・情）⇒通常の学級）

2. 研究の目的

（1）支援情報共有化における現状と課題

坂城町校長会では、以下のような会議内容により、町教育委員会等と協議を行う中で、学校運営を行っている。

【坂城町校長会】

○回数：月1回

○参加者：校長（小学校3校、中学校、県立高等学校）、教育委員会（教育長、教育文化課長、学校教育係長、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー）、子育て支援センター所長、保育所統括園長

○協議内容：気になる子について、町教育委員会からの指示伝達、町学校職員会関係、各校の運営上の課題等

会議の中で、気になる子の情報交換を行い、支援の方向を検討する場では、各校の単独の児童生徒支援にとどまらず、学校をまたぐ兄弟姉妹関係、学校の情報にはない家庭環境や町等での支援の現状、乳幼児期からの支援の経過等の情報が必要となる。

また、町教育支援委員会では、就学判断に当たって、町内小・中学校及び保育所、県立特別支援学校の教職員が、検査・観察等によるアセスメント、資料作成等を行っている。多くのよさもある一方で、負担感も少なくない。

そこで、情報共有にかかわり、次のような課題が出された。

- 各校が共通のフォームで資料を作成することで、情報の共有化をしやすくする。
- 各学校で作成したデータをリンクさせることで、特定項目の検索を可能にする。
- 過去の支援の経過を累積し、支援情報を適切に引き継いでいく。
- 教職員の負担軽減となるよう、就学相談資料、個別の指導計画、移行支援計画等の作成に活用できるようにする。

（２）研究の方向

幼児児童生徒支援について一貫してデータ管理を行う「さあかすプロジェクト」を立ち上げる（図 9－3）。

データの一元化に向けては、まず、各小・中学校の気になる子のデータ管理をするファイルをマク

ロ有効エクセルファイルで作成し、先行的に実施する。その中で、成果と課題を明らかにし、改善を図りながら、町立保育所、私立幼稚園（町内）、県立高等学校（町内）に協力を求め、対象年齢を拡大していく。

シート作成に当たっては、町教育委員会、町校長会の要請に基づき、C 小学校の I C T の専門性の高い教諭が中心的役割を担う。

＊ C 小学校には、I C T 活用を進める教諭がリーダーシップを発揮する時間等を生み出すために、非常勤講師（半日勤務）が県より加配されている（令和元年度単年度加配であるが、令和 2 年度も継続予定）。

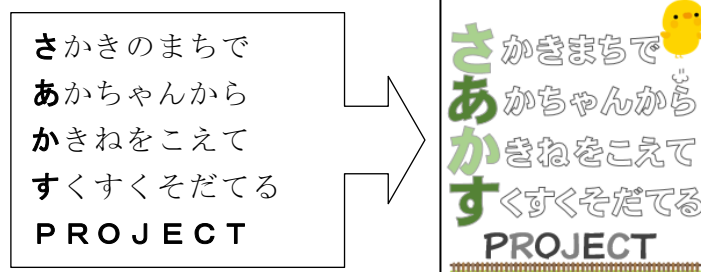


図 9－3 さあかすプロジェクト

Ⅱ．研究の内容

1．研究の手段

（１）エクセルファイルによる情報共有ソフトの開発

各校、園でファイルを作成し、統合することで、全体を管理できるようにする。管理体系は図 9－4 のとおりである。

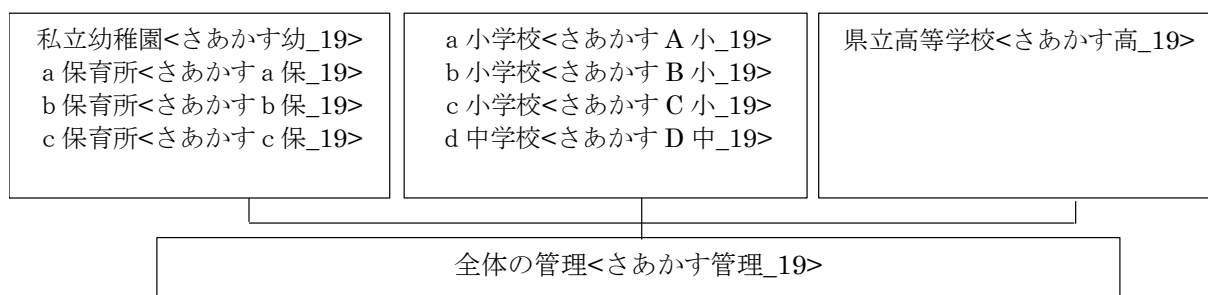


図 9－4 さあかすファイルの管理体系図

本ファイルは校務支援システムのアクセス制限（管理職のみ）がある書庫の中で運用する。各校のさあかすファイルはフォルダ内に置き、管理（親）ファイルは、そのフォルダの外において、管理ファイルが子ファイルデータの回収作業を行う。保存シートにある回収ボタンを押すと、管理（親）ファイルの設定シートの下部にある子ファイル名のファイル全てのファイルを開きデータをコピーした後閉じるといった一連の作業を自動で行う。

各校が表 9－4 の共通の言葉（ドロップダウンリストから選択）を使うことで、ファイル間で連携し、解析ができるようにしていく。ドロップダウンリストは、項目の見直しが必要であり、定期的に検討を行い、更新を行っていく。

表 9－4 さあかすファイルにおけるドロップダウンリスト

性別	小学校区	地区	在籍学校	在籍学年	在籍学級	家庭環境	課題・傾向	支援状況
男	A 小	あ地区	a 保	0 歳児				自情障学級入級
女	B 小	い地区	b 保	1 歳児				知障学級入級
	C							

☆ リストの項目については、「家庭」「現状」「支援」について、3つの項目の選択が可能となっている。1年間の活用の中で項目内容の見直しをすすめ、児童生徒の現状を端的に情報共有できるものへと改善していきたい。

001 ←通し番号

しめい				さかき		たろう		着手		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
氏名		坂城 太郎		年少		0日		0日		2日													0日	
性/コード		男		☎1234567		小 1④》自分の世界に入りやすい。乾燥肌アレルギーがあり、毎日、自宅で服薬している。ヨモギ、カビのアレルギーがある。チックがあり、精神的に無理が重なったときに出やすい。 【記入例】小 1 ④》は、小学校 1 年時 4 月の記録であることを示す。上へ上へと追記をして、記録を蓄積していく。																		
校区		〇〇小		地区																			〇〇	
在籍		〇〇小		小〇																			〇組	
家庭		〇〇〇〇																						
現状		〇〇〇〇																						
支援		〇〇〇〇 〇〇〇																						

図 9－5 管理ファイルの例

【付属機能】

学校保存：保存シートに転記保存する。管理ファイルでデータを回収するための機能。

欄高調整：文字数を基準に、所見欄を最大 2 倍まで拡張する。

全員印刷：入力人数に合わせて、自動で印刷範囲を可変して、入力者全員のデータを印刷する。

学齢並替：学齢がばらばらであっても、これにより学齢順に表示させる。入力者が多数いて、学齢がばらばらであってもこのボタンを押すことで学齢順に表示

される。

番号取得：保存シートに入力されている電話番号一覧を作成する。その電話番号をドロップダウンリストにして、家族コード検索を行う。

現状抽出：現状別（抱える困難さ）により、抽出することが可能となっている。子ファイルでは学校全体の傾向、親ファイルでは町全体の傾向を把握することができる。

コード検索：ドロップダウンリストで指定した家族コード（電話番号）で兄弟関係を検索する。電話番号（主に緊急時連絡先となる母親携帯）により、家族判定をすることにより、兄弟関係を親ファイルから検索できるようにしている。また、管理ファイル上で行うと、高等学校、中学校、小学校、保育所、幼稚園の垣根を越えて、兄弟姉妹を表示する。

例えば、図9-6のように、小・中学校にそれぞれ在籍する同一世帯の兄妹を検索できる。このことにより、それぞれの学校での実態と支援の状況を把握する。

情報を蓄積することで、家族支援の方向を検討する資料とすることを期待している。保育所から高等学校までのデータがそろくと、兄弟姉妹5人のデータが一覧できる家庭もあり、関係諸機関が一堂に会する支援会議等での共通理解と支援情報の共有に活用が期待できる。

001 【妹】

しめい	〇〇〇	△△△	着手	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
氏名	〇〇	△△	小4	3日	0日	3日										6日
性/コード	女	☎		小6④》4年生のときより転校。心身の不調による欠席が多いため、学習の遅れも目立つ。定期的に本人、家庭支援を進めていく必要がある。												
校区	〇〇小	地区	〇区													
在籍	〇〇小	小〇	〇組													
家庭	〇〇〇															
現状	〇〇〇	〇〇〇〇														
支援	〇〇〇															

002 【兄】

しめい	〇〇〇	□□□	着手	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
氏名	〇〇	□□	中1	0日	0日	0日										0日
性/コード	男	☎		中2④》・原級で友人と過ごすことが好きで、学習を頑張っている結果をあげられれば、原級での学習ができると考えており、学習への取り組みは意欲的。 ・集中が続かないので、学習のパターンにメリハリをつけていく必要がある。												
校区	〇〇小	地区	〇区													
在籍	〇〇中	中〇	〇組													
家庭	〇〇〇															
現状	〇〇〇															
支援	〇〇〇															

図9-6 同一世帯兄弟姉妹のコード検索結果例

(2) 運用にあたって

さあかすファイルの運用に当たっては以下の点に留意していく。

- 資料作成に時間をかけず、量が大きくなり過ぎないように、端的な表記を行う。
- プルダウンメニューの「家庭環境」「課題・傾向」「支援状況」の各項目については、1年間の実施を行い、見直しが必要だと考えている。今年度末に大きな見直しを行うとともに、定期的に検討をしていきたい。
- 年度末には、進級・進学に伴うデータ移行が円滑にできるように、システムを構築していく。

(3) 就学相談用「基礎票」等の作成にあたって

更なるデータの一元化を目指して、教育相談にかかわる資料を統合し、適切な引継ぎができるようにするとともに、業務の効率化を図るためのシステムを検討している。例えば、下記の現行の就学相談「基礎票」等のデータ管理を進めたい。

秘 基礎票（学校用）		No.	
(様式 2 - 1)		記入者 () 年 月 日 作成	
ふりがな	男	学校名	
①児童生徒	女	年 組	年 組 (担任)
氏 名	年 月 日生 (歳)	身長 () cm	体重 () kg
ふりがな	父	③(住所)	
②保護者名	母	連絡可能電話番号 TEL ()	
④家族(年齢)	父 () 母 () 兄 () 姉 () 本人 () 弟 () 妹 ()		
祖父 ()	同居 ・ 近隣 ・ 遠方 ・ なし		祖父 () 同居 ・ 近隣 ・ 遠方 ・ なし
祖母 ()	同居 ・ 近隣 ・ 遠方 ・ なし		祖母 () 同居 ・ 近隣 ・ 遠方 ・ なし
家庭の状況			
⑤発達 ・ 健康 ・ 通院等の状況 ・ 入学前の様子（医療機関受診歴 ・ 相談歴）			
出生時：		⑥相談歴(医療機関、相談機関等)	
乳児期：			
幼児期：			
すくすく相談：			
療育手帳 (A1、A2、B1、B2) 年 月 日交付更新時期 () 身障手帳 () 種 () 級 () 年 月 日交付			
⑦学校生活の様子（身辺自立、集団活動、性格、学習理解、表現、運動、製作、興味関心、得意なこと、人間関係他）			

図 9-7 就学相談用「基礎票」の様式

また、作成に当たっては、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日）にある「不登校児童生徒への効果的な支援について

は、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること」等を踏まえ、「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援等を参考にして検討したい。

2. 研究の経過と今後の予定

本研究における経過と、今後の予定については表 9-5 のとおりである。

表 9-5 研究スケジュール

月	取 組	備 考
3 月・4 月	さあかすプロジェクト準備 1 児童生徒実態共有化の共通シート作成 2 操作性のチェックと操作ガイド作成 町教育委員会、町校長会より、町 ICT 活用委員会委員長（坂城小教諭）に、共通シートの作成を依頼。3 月末に、委員長から試作版 Ver.1 の説明とデモンストレーションを行ってもらう。それを受けて、町校長会からの変更要望を出し、改良を依頼する。要望を受けて、Ver.2 の作成を進める。	4 月 25 日・26 日 第 1 回推進プログラム
5 月	さあかすプロジェクト試作シートでの運用 1 小・中学校での子ファイルの作成 2 データを統合した親ファイルの作成 3 試作シートの修正 Ver.2 が完成し、ファイルを小・中学校に配布し、データの入力を行う。各校の入力状況を確認し、修正を加えた上で、校務支援システム上の共通書庫に保管を完了する。坂城小において子ファイルから親ファイルへの統合を行い、動作を再確認した後、プログラムに再修正を加える。	
6 月	さあかすプロジェクト始動 1 修正シートを使つての小・中学校での子ファイル作成と親ファイル作成 2 保育所・幼稚園へのシート配布 Ver.3 に移行をし、小・中学校で入力を進める。活用に支障がないことから、保育所、幼稚園にも同ファイルデータを配布し、入力の準備を始めてもらう。	6 月 7 日 特総研研究員の坂城町訪問と助言
7 月	3 幼・保での子ファイル作成 4 小・中学校での親ファイルの活用 作成したデータが、「町子育て支援を考える会」の資料や放課後児童クラブの児童支援に活用できないかという要望が出される。また、Ver.3 に対する中間評価を行い、今後の方向を	

	検討する。	
8月	5 ファイルの課題点の修正 ○ 特総研中間報告書の作成	8月29日・30日 第2回推進プログラム
9月	さあかすプロジェクト本格始動 1 幼保小中での子ファイル作成と親ファイル作成 2 統合ファイルの分析	
10月	3 幼保小中高での連携の検討 4 就学相談での活用	(中間評価ヒアリング)
11月	5 高等学校での活用法の検討 ○ 特総研報告書の作成	11月13日 特総研研究員による坂城町訪問と助言
12月	さあかすプロジェクトの評価 1 データー一元化の有効性 2 教育支援委員会資料との互換性 就学相談用「基礎票」等の試作開始 就学判断シート、個別引継ぎシートと連動するプログラムの作成を開始する。 ＊ 0歳から高等学校卒業までの追跡支援を目的に作成、シートをリンクさせることで、作成の効率化も図る。	12月19日・20日 第3回推進プログラム ＊報告書原稿目標
1月	○ 特総研最終報告書の作成 さあかすのバージョンアップ 不具合の修正とともに、来年度に向けて、年度移行が可能となるように、プログラムを修正する。 就学相談用「基礎票」等のデモ版の検討 デモ版にて、修正点を検討し、試作版を作成する。	(評価委員会)
2月	本年度のさあかすプロジェクトのまとめ 1 成果と課題の検討 2 今後の計画 就学相談用「基礎票」等の試作版の検討 修正された試作版を検討し、運用に向けて準備をする。	2月6日 研究成果報告書締切
3月	次年度に向けてのさあかすプロジェクトの準備 就学相談用「基礎票」等の試作版でのテスト運用 「さあかす 19」から「さあかす 20」へのデータ移行	3月26日 修正版締切 (評価委員会)
4月	教職員へのシステムの周知と「さあかす 20」運用開始 ・ システムの入力方法の研修 ・ 昨年度の支援情報の確認と支援会議の計画 就学相談用「基礎票」等の本格運用に向けた準備（予定）	

Ⅲ. 研究の成果と課題

1 中学校に町内 3 小学校児童がすべて進学をすること、各小学校にはそれぞれの地域の保育所園児が入学することから、小 1 プロブレムや中 1 ギャップ等、不適應への早期対応のため、必要感のある取組となっている。また、本町は各児童生徒の顔がわかり、家庭状況がとらえやすい規模であることから、情報の共有と蓄積により、よりよい支援が継続していくことを願っている。

また、システムの予算化には経費がさけないため、エクセルを教員の手によりプログラムすることで、いち早く運用にこぎつけることができている。

1. 情報管理面での成果と課題

本取組における情報管理面での成果については以下のとおりである。

- 取組開始当初のファイルへの入力は大変であったが、月々の入力は負担感が少なくなってきたこと
- 共通のフォームとなったことで、入力にかかわる労力が軽減されるとともに、各校提出の資料が読みやすくなったこと
- 各学校等が、ドロップダウンメニューから、共通の言葉で状況を選択することにより、気になる子の分類の視点が明確になり、的確に実態把握ができるようになったこと。また、協議の際には、課題となる事項がとらえやすくなること
- 校務支援システム上の管理者権限のある書庫で保管するため、情報管理が適切に行えるようになったとともに、各校、町教育委員会等で常時閲覧が可能になったこと。そのことにより、個別対応が必要になったとき、情報を確認できること
- 家庭環境等の支援が必要な場合、小・中学校、保育所をまたいだ兄弟姉妹関係の検索が有効に働くこと

一方で、課題と考えられることは以下の点である。

- 初期の入力にかなりの労力を要すること
- 紙ベースで印刷配布したとき、資料枚数が多くなってしまうこと
- 町立であっても、保育所には校務支援システムの導入がされておらず、電子媒体を使った資料のやり取りになってしまうこと。また、入力にあたっては、一時的に業務が増えることになってしまうこと

2. 就学相談面の成果と課題

本取組の就学相談面における成果については以下のとおりである。

- 保育所の支援情報がいち早く町教育委員会、入学先小学校に入り、円滑に教育相談・就学判断が進むとともに、小学校での受け入れ準備が進められること
- 小学校の支援情報を継続的に中学校に伝えることで、支援の継続が図れること
- 高等学校等への進学希望を関係諸機関が把握し、必要に応じて情報提供や支援ができること

- 地元高等学校へ進学した生徒の状況が把握でき、必要に応じ町企業への就職等の支援ができること
- 一方で今後課題となっていくと考えられることは、
- 0歳から18歳までの支援を具体的に進められるよう、更に取り組を進めること
- 地元企業とのつながりを強めるため、坂城勤労者福祉センター、テクノハート坂城協同組合等との連携を図っていくことが挙げられる。

3. 来年度の活用に向けて

4月には、年度が変わることから、「さあかす_19」から「さあかす_20」へのバージョンアップの必要がある。1年間の活用を通して分かった不具合を修正するとともに、次年度へのデータ移行を可能とするように、プログラムの修正を行った。

2月から新バージョンでの入力を開始して使い勝手を確認するとともに、3月には年度移行のためのデータ移行を行う予定である。

バージョンアップの主な内容は、以下のとおりである。

- 並び替えの際のデータのずれについて、バグを修正する。
- 転出した児童生徒を一覧表から削除する転出処理のボタンをつける。
- 印刷データでは、最近の支援情報のみが出力されるように、行数制限をかける。
- 保育所、高等学校についても、最寄りの小学校に月末データを届けることで、校務支援システムにアップできるようにする。
- 学年を次の学年に、進学した小学校、中学校、高等学校へ移行できるように、年度更新ボタンを追加する。ただし、クラス替えに伴う学級の変更については、手入力により修正が必要となる。
- リセットのための全消去ボタンを追加する（通常は不要）。

IV. 今後に向けて

取組を継続していくために、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校のすべての教職員に理解と協力を求めていく必要がある。このシステムにより、児童生徒の一貫した支援が促進されること、書類作成の負担が将来にわたって軽減されること等を丁寧に説明していきたい。それと同時に、運用を軌道に乗せ、成果を出していくことが求められる。児童生徒への適切な支援、保護者の安心、教職員の負担軽減、地域の活性化等について、成果を検証するとともに、取組の改善を図っていきたい。

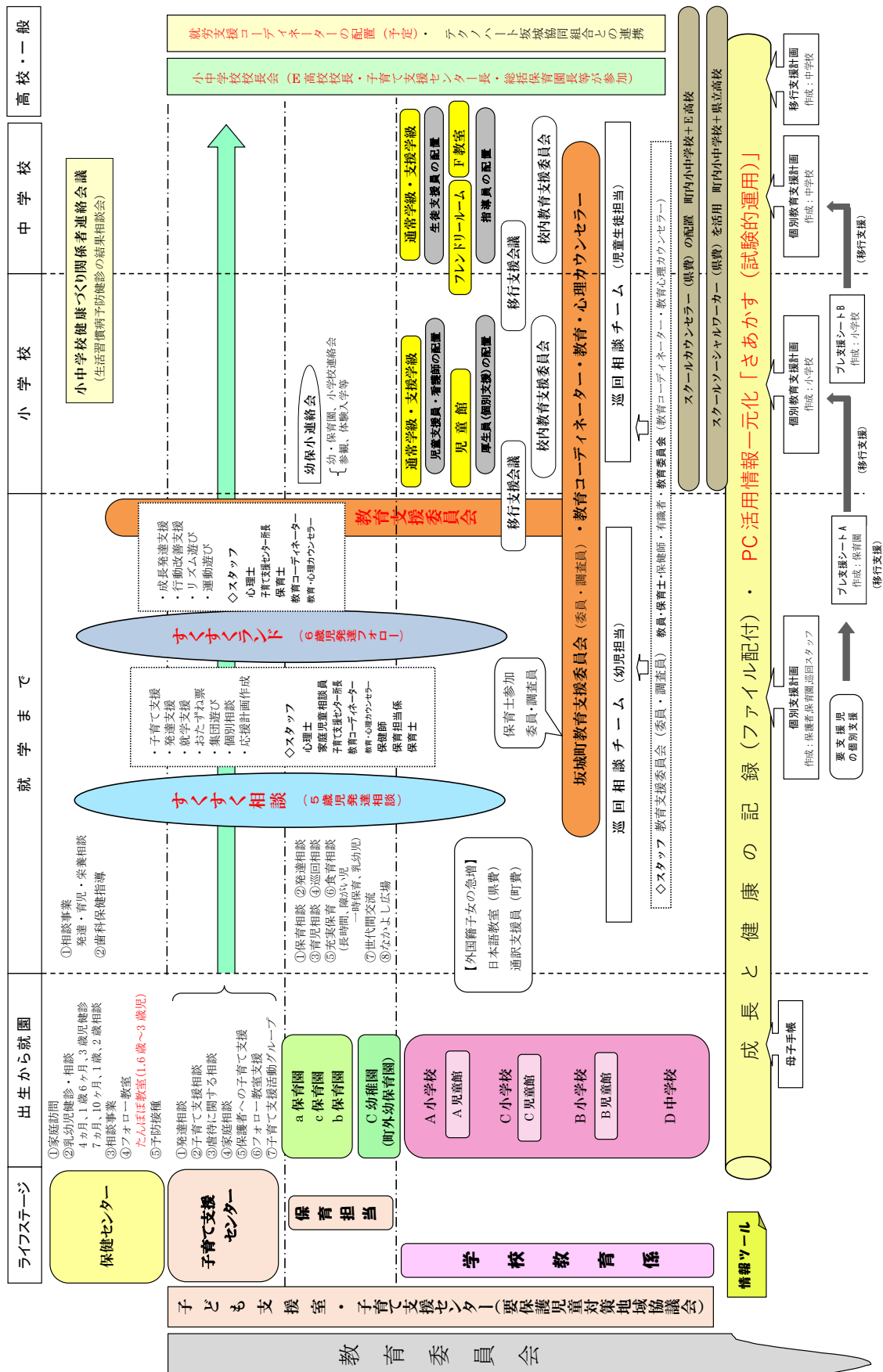
更に、期待される情報の一元化にかかわる取組は以下のとおりである。

- 町の関係会議の資料として活用し、資料作成の労力を軽減するとともに、情報の適正な管理を前提に、放課後児童クラブ等での支援情報としても活用したい。
- ドロップダウンメニュー検索により集約した傾向を学校ごと、町全体で把握できる自動計算プログラムを開発したい。
- 入力したデータが、個別の指導計画や就学相談資料、移行支援計画等に反映され、入力の重複を避けるシステムを開発したい。

(令和元年度地域実践研究員 宮坂 正)

章末資料：令和元年度 坂城町子育て支援事業の連携及び体制

令和元年度 坂城町子育て支援事業の連携及び体制



第 10 章

総合考察

- I. 学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年）以降の就学先決定に関する現状と課題
- II. 教育相談・就学先決定の取組の充実に向けて
－指定研究協力地域の取組から－
- III. 今後の課題

I. 学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年）以降の

就学先決定に関する現状と課題

国立特別支援教育総合研究所が平成 28 年度～29 年度地域実践研究「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究」において行った青森県内の各市町村教育委員会に対する調査において、就学先決定に関する事項（①障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みの確立、②保護者及び専門家からの意見聴取の機会の設定と就学先決定への反映、③就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制の確立、④保育所・幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどの活用、⑤就学に関する保護者への情報提供などの支援体制の充実）は比較的多くの自治体が行っている実態が見られた（国立特別支援教育総合研究所，2018）。また、全国の都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会に対して行った調査（国立特別支援教育総合研究所，2017）においても、就学支援システムに関する事項（①就学先決定に関する研修会や協議会等の実施、②本人・保護者と市区町村教育委員会・学校の意見が一致しない場合の第三者的な有識者の派遣などの都道府県教育委員会からの支援の実施、③保護者及び専門家からの意見聴取の機会の設定と総合的な判断による決定への反映、④就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制の整備、⑤保育所・幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シート等の活用、⑥保護者に対する就学に関する早期からの教育相談・学校見学会などの支援体制の充実）について、いずれも高い実施率が示された。これらのことから、我が国のインクルーシブ教育システムの構築・推進に向けて必要な取組のうち、就学先決定に関することについては、各自治体において体制整備が進められていると考えられる。

本研究における各自治体への訪問調査においても、就学に向けた教育相談・就学先決定に関しては、各自治体が、相談システム、教育・心理・医療・福祉等の専門家による就学に関する委員会、本人・保護者への情報提供、保護者や専門家からの意見聴取等のそれぞれについて整備を進めている現状が示された。このことから、仕組み作りという意味では各自治体がインクルーシブ教育システム構築・推進に努力しているといえる。しかし、各自治体が体制、仕組みを整えつつある中で、就学先決定に向けた各プロセスにおいて、第 3 章のまとめ及び第 4 章の考察で述べたように課題を抱えていることも本研究によって示された。このことは、自治体が必要な取組は進めているが、その質においては改善・充実させていく必要があるということである。第 3 章及び第 4 章の結果・考察からは、就学先決定の取組において抱えている課題は、就学先決定の各プロセスが、本人・保護者にとって十分なものとなっているか、本人・保護者に対して十分に機能しているか、という観点から捉えることができると考えられる。以下、この観点から、考察しておきたい。

1. 合意形成をめぐる

就学先決定に向けての取組において、保護者と、教育委員会、学校が「合意形成」を図ることは重要であるが、「就学先」「学びの場」についての意見を一致させることに重点が置かれている状況が見受けられる。就学先、学びの場だけではなく、本人の実態、教育

的ニーズや必要な支援の内容・方法について、合意形成を図ることがまず重要であり、就学先、学びの場については、その延長線上にあると考えられる。

まずは、教育委員会等は、子どもの将来に向けた保護者の願い、子どもの状況等について、十分に保護者の話を聴いた上で、子どもの実態、必要な支援等について、丁寧に情報交換、意見交換を行いつつ、合意形成を図ることが必要と考えられる。就学先、学びの場については、合意を得た必要な支援が実践され、充実した学校生活を送ることができる場という観点から、十分に検討することが重要である。

第3章の調査結果から、合意形成の課題として、「保護者の意見を可能な限り尊重する」ことが、単に、保護者の意見に従うことになってしまいかねないことが挙げられていたが、対等な話し合いを行うためには、子どもの実態、教育的ニーズ、必要な支援等について、十分に話し合いがなされること、様々な学びの場について、そこでの学習や生活について、十分な情報が提供され、保護者にイメージが持てるようにすることが必要と考えられる。この意味では、先の結果にも表れていたが、保護者が学びの場を検討するために十分な学校（該当する小学校、該当する通級指導教室、設置されている特別支援学級、特別支援学校等）に関する情報を提供でき、かつ、確実に保護者に伝わるように努める必要がある。

また、保護者を取り巻く周囲、地域の状況、たとえば、障害のある子どもや特別支援学校・特別支援学級等に対する周囲の理解不足等、保護者の置かれた状況が、合意形成、就学先決定を難しくしている場合もある。いわゆる、偏見、世間体がもたらす課題である。就学担当者は、保護者の悩み、考えの出どころ、背景に思いを寄せる必要があると同時に、家族、地域に対して理解を広げるための戦略（広報、説明会、学校開放、等）を検討し実践することが求められる。それには、教育委員会だけでなく、福祉をはじめ他の部局との連携も不可欠であり、自治会等の協力も得ながら、その地域性に応じた取組を行う必要がある。

人口規模の小さな自治体では、多くが顔見知りの関係であったり、すぐに個人が特定されやすい状況があったりと、説明会に参加すること自体に、保護者が困難を感じる場合もありうる。都道府県や近隣自治体との連携等により工夫できる可能性も考えられる。

2. 保護者への情報提供

上記の合意形成をめぐる課題の多くは、保護者にいかに情報が十分に届くようにできるか、ということにも関連が深い。

子どもの発達や様々な障害についての必要十分な情報、子育てに関して役立つ情報、子どもの実態や必要な支援及びその内容・方法に関する情報、そして、様々な学校（学びの場）についての情報等を保護者に確実に提供することが重要である。また、就学先決定の仕組みについても保護者が理解できるように周知することが求められる。

本研究の調査からも、「合意形成」の捉えが、就学担当者と保護者とで異なっている可能性、さらには、たとえば特別支援学級での学習や生活、特別支援学級でできること等について、保護者の捉え、イメージが、就学担当者とは異なっている可能性が指摘された。各学びの場の特色、そこでの学習や生活、メリット等が十分に保護者に理解されることが重要であり、そのための戦略が求められる。

近年では、各学校は、危機管理・安全確保が求められる一方、地域に開かれた学校とし

での努力も求められている。地域資源の一つとして、学校を地域に知ってもらう、活用してもらう、そして地域の力を学校教育に取り込む取組である。これを進める中で、学校の特色、教育内容、子どもたちの学校生活等について周囲の理解を広げ、深めていくことが重要となる。障害のある子どもの受け入れ体制も含め、各学校ができることを整理し知らせていくことが必要である。就学を控え、障害のある子どもの保護者のみならず、障害のない子どもの保護者も含め、地域に対して、学校をもっと知ってもらう取組が、就学先決定に向けた保護者への情報提供にもつながる可能性がある。いずれにしても、行政だけでなく、各学校が、教育内容・教育活動の充実とともに、保護者をはじめ周囲に「知ってもらう」取組は重要と考えられる。

3. 専門家・専門性

各自治体において、就学先決定に関して、教育支援委員会の設置も含め、専門家の意見を聴く機会を設けることは取り組まれてきている。子どもの実態や、これからの成長の見通し等の専門家からの知見は、就学先決定に向けた保護者との話し合いにも重要である。ただし、自治体によっては専門家の確保に苦労しているところもある。都道府県との連携、さらには各自治体同士の連携によって工夫できる可能性も考えられる。

また、各学びの場の教員の、子どもの実態把握、必要な配慮、指導・支援に関する専門性も課題となっている。この充実に向けて研修会等が各県、市町において行われているが、その内容、方法も含め、充実させていく必要がある。研修会の企画に関しても、参加に関しても、時間的な制約もあり、十分に実施できないことは、多くの自治体の課題になっている。各部局、各学校等の組織のキーパーソン（特別支援教育コーディネーター等）を中心に、相互に学び合える状況を作っていくことが重要となる。

各学校の受け入れ体制や指導力の充実については、第4章の保護者への調査からも、保護者が安心して就学を迎えるために不可欠であることが示唆されており、就学先決定をめぐっては、就学先決定までに関わる機関、担当者の専門性だけでなく、就学後に関わる学校・教員の専門性も含めて考える必要がある。

4. 教育相談担当者の専門性

各学校の教員の専門性も本人・保護者にとって重要なことであるが、就学先決定に向け、教育相談を担当する者の専門性も重要である。本研究で行った自治体への訪問調査における直接の質問項目ではないが、就学に係る教育相談の担当者は、保護者の伴走者であることが重要との声も聞かれた。保護者が話しやすい雰囲気の中で、保護者の思いを丁寧に受け止め、子どもの将来的な姿を共有できるような教育相談が望まれる。教育相談に関連して、その在り方に関する参考資料はこれまでも提供されており（国立特殊教育総合研究所，2007，等）、就学前の保護者との相談の進め方等について触れたものもある（国立特別支援教育総合研究所，2016）。

本研究においても、第3章及び第4章を通して、保護者との信頼関係の構築が重要であり、最終的には就学先を決断するとしても、それに至るまでに保護者の思いに十分寄り添い、保護者の考えを受け止める力量が担当者に求められることが示されている。第4章の保護者の声からも、相談担当者が保護者に、急かされる感じ、迫られる感じ、断定的な

感じ、等を与えた場合に、保護者は相談にネガティブな思いを抱き、前向きに話し合うことができにくくなる事が分かる。

就学に関する様々な知見を有する相談担当者。一方、日々の子育てに追われながら、不安を抱きながらも我が子の就学に向き合おうとする保護者。立場や有する知識は異なっても、対等に話し合いを行うことが重要であり、その力量が相談担当者には必要である。

本研究における自治体への訪問調査や保護者への調査において、質問項目に対する直接的な回答ではないが、意見交換の中で、「教育委員会の就学担当者と保護者という関係の中では、相互に意見が平行線でも、別の場所で（スーパー等のお店等で）偶然出会ったときには、理解し合えた。」という話を聞いた。これは、場所や役回りを離れたら理解し合えることがある、ということの例と考えられる。また、同様に、「理解し合えないまま判断するより、状況によっては、最初は保護者の考えに沿って就学して、そのあとで考え直すことがよい場合もあるのでは」という声も聞かれた。これらの声も、就学に係る教育相談における保護者との対等性や、保護者の意見を尊重することを考えていく上で示唆に富むものと思われる。

5. 連携

保育所・幼稚園等における支援を小学校等につなげるために、支援シート等の活用は重要である。長野県の調査からも、実際の連携に機能するよう、各学校、機関、自治体で工夫を重ねていく必要がある。

各部局、学校、機関等の連携の必要性は言を待たないが、保護者にとっても、各機関にとっても、それぞれの機能の充実とともに、それぞれが、できること、担うことを整理し、分かりやすく保護者や他の機関に伝えることが重要と考えられる。

このことによって、保護者にとっては、それぞれの機関、場が、我が子にとって何ができる場なのか、何が提供可能な場なのかを知ることができる。また、それぞれの機関、場にとっては、相互に、その子どもにとって何ができる場なのかを知ること、知らせることになり、相互の連携が図りやすくなる。連携を進めるためには、地域の中で、相互に、つながりやすくする工夫をしていくことが求められる。

また、保護者同士の連携、つながりを支えていくのも、各部局、学校、機関等が取り組むべきことと考えられる。第4章の保護者への調査からも分かるように、我が子の就学先決定の時期を迎える保護者にとって、同じ立場にいる保護者同士や、先輩保護者とのつながりが支えになる。保護者同士の情報交換の場や先輩保護者の体験談を聞く機会の確保など、地域に住む保護者をつないでいくことも重要な取組と考えられる。

Ⅱ. 教育相談・就学先決定の取組の充実に向けて

―指定研究協力地域の取組から―

長野県は、平成 30 年度の取組において、A 地域を中心に、就学先決定に関する現状、

課題を整理し、その課題を解決するための必要事項を考察した（第5章）。まずは、それを少しでも実践していくための手立てを、教育委員会、学校と連携しながら検討していくことが必要と考えられる。長野県は全国的に市町村が多く、とりわけ村も多い。先にも触れたように地域の様々な事情を保護者が背負い、就学先決定を難しくしている状況も見られる。また、特別支援学級の設置率も高い現状がある。特別支援学級以外の方がよりその子どもの学習にとって適している場合も含め、地域の理解を促し、総合的判断による就学先決定の取組を支えるためのガイドブック等の作成等も今後に向けた一手段と考えられる。こうした各都道府県等の実情に応じたガイドブックの作成（改良）も有効であろう。

また、令和元年度には、就学先決定に向けた取組における、教育（学校）と福祉（福祉事業所）の連携について取り組んだ（第6章）。子どもの様々な情報を共有し多面的に議論することは、就学先決定やその後の指導・支援において有益であることは言を俟たない。福祉事業所のおかれた状況も、地域の事情も異なる中で、連携のありようも一概に論じることにはできないが、本研究から、連携がスムーズにできているところは、教育委員会内に福祉担当者が配属されているなど、横断的で柔軟な組織となっていることが示唆された。第6章の調査からも、学校と福祉事業所の連携は多くが望んでおり、少しでも機能するように工夫することが自治体には求められる。

柏市は、人口 40 万人を超える中核市であることから、就学に関する相談件数の増加が課題となっていた。そこで、本研究において、相談に訪れる保護者、相談を紹介する保育等の担当者の相談理由及び紹介理由の分析を行った（第7章）。その結果、保護者の相談理由と保育担当者等の紹介理由のズレが分かり、大きく膨らんだ就学相談のイメージの整理に取り組んだ。「就学に不安のある子の相談」から「一人一人に合った就学先を考える相談」に改め、ポスターの作成と周知に取り組んだ。人口規模や地域資源の違いから、就学に係る教育相談の抱える課題も自治体によって異なると考えられる。「就学に係る教育相談」の内容、機能、役割も決して一様ではないと考えられ、各自治体が就学に係る教育相談にどのような機能・役割を持たせるのか今一度検討することも、自治体によっては必要な取組であろう。

富士見市は、就学に係るサポートに関する適切な情報が保護者に十分行き届いていないことから、適切な情報提供の在り方を検討した（第8章）。人口約 11 万人という規模から、保護者向けのリーフレットの作成・配布を検討した。この過程で、どのような情報をどのように示すことがよいのか、保護者による簡易的なモニター評価を実施しながら取り組んだ。リーフレット作成の取組を通し、効果的な情報提供につなげるには、利用者の声を聞くことも重要であることが示された。

坂城町は、人口約 1 万 5 千人の小さな町であり、町内の各学校での支援の現状、乳幼児期からの支援の経過等、情報の共有化が課題であり、情報の一元化に取り組んだ（第9章）。この取組を通して、職員の負担感の軽減、共通のフォームによる資料の検討のしやすさ、支援の継続等の成果につながった。小規模の地域ならではの取組といえる。

以上の各指定研究協力地域の取組は、それぞれの地域での取組であるが、全国の各自治体にとっても参考となると考えられる。これらを通して重要と考えられるのは、利用者の声を聞きながら取り組むということである。第3章で実施した、各自治体への訪問調査において、研修会・相談会の実施、説明会・見学会の実施、リーフレットの作成、巡回相

談等、就学先決定に向けての様々な取組、工夫が挙げられたが、これらについても、いかに保護者の声を聞くかが、より充実した取組にしていくためには求められていると言える。

Ⅲ．今後の課題

本研究において、研究１年目の平成 30 年度は、各県教育委員会就学担当者、各市町教育委員会就学担当者、各市町療育センター等保護者支援担当者への訪問聞き取り調査、及び指定研究協力地域である長野県の A 地域の市町村教育委員会就学担当者への訪問聞き取り調査をもとに、就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状、課題を把握、整理し、必要と考えられる事項を考察した。研究２年目の令和元年度は、各地の就学に係る教育相談を経験した保護者に対して質問紙及びインタビュー調査を実施し、保護者の声をもとに、自治体の取組や課題を検討した。また、人口規模の異なる各指定研究協力地域の取組をもとに、就学に係る教育相談、就学先決定に向けて参考となる知見を整理した。

就学先決定に向けて、保護者と話し合いをもつうえで、先に、保護者が地域の中で抱える課題について触れたが、保護者自身が病気を抱えていたり、障害があったり、外国籍であったり等の状況の場合も考えられる。第４章において、障害の程度が重い場合と比較的軽い場合の違いが明らかになったが、障害の程度だけでなく、就学に関する相談の前に、すでに「障害」の診断がある場合と、診断を受けていない場合では、相談の対応や質も異なってくることも考えられる。また、障害種によっても異なることも考えられる。さらに、相談を受ける前に、すでに就学に係る教育相談がどのようなものであるかを知っている保護者とそうでない保護者では、相談の進め方が異なってくることも予想される。

本研究においては、限られた数のデータのため、上記のことは十分に検討できなかったが、今後、就学先決定に関する研究を進める上で、地域性、保護者自身が抱える課題、障害種、診断の有無などの観点から検討する必要があるだろう。また、就学後の学びの場の見直しについても、今後、事例を蓄積しつつ検討する必要がある。

さらに、地域によっては、学校以外の民間や N P O 等の教育機関、フリースクール等も子どもの学習活動の充実に機能している場合がある。今後はこうした機関との連携も視野に入れる必要があるだろう。

いずれにしても、障害のある子どもの学習活動の充実に向け、また、保護者にとっては子どもの成長の見通しがもてるような就学先決定の取組が求められており、各自治体（教育委員会）、学校、関係機関、それぞれに一層の努力が求められる。

引用文献

国立特殊教育総合研究所（2007）．学校コンサルテーションケースブックー実践事例から学ぶー．課題別研究「地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究」報告書．

国立特別支援教育総合研究所（2016）．インクルーシブ教育システム構築のための体制づ

くりに関する研究－学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成－．専門研究A研究成果報告書．

国立特別支援教育総合研究所（2017）．インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書．基幹研究（横断的研究）「我が国のインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究」調査報告書．

国立特別支援教育総合研究所（2018）．地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究．地域実践研究成果報告書．

（牧野泰美）

おわりに

本報告書は、本研究の2年間にわたる取組と成果、今後の課題をまとめたものである。

本研究は、「本人・保護者の意見を尊重し、十分な情報提供をし、子どもの実態、教育的ニーズ、必要な支援等について合意形成を図り、総合的な判断によって市町村が就学先を決定する」すなわち、就学に係る教育相談・就学先決定の取組を充実させるための知見の検討・提供を目的としており、各自治体が取り組むべき視点等、一定の成果を提示できたと考えている。

この2年間の研究活動を通して見えてきたことの一つとして、保護者の声を聞くことの重要性が挙げられる。保護者が本当に必要とする情報を十分に提供できているか、地域の状況、そこで暮らす保護者の状況を踏まえた相談ができているか、といった保護者の視点に立った就学に関する支援体制、対応ができていなければ、相互に理解し合いながら、子どもに適した学びの場を検討することは難しいということである。

本報告書は、各地の教育委員会、保護者支援担当者、就学相談を経験された保護者への調査、各指定研究協力地域の調査や取組から成り立っている。それぞれの取組から、就学に係る教育相談、就学先決定の充実に向けて実践すべき事柄、工夫の観点、仕組みづくりのポイントなどが整理されると同時に、それに携わる人の専門性・人間性も重要であることを示している。就学に係る教育相談、就学先決定に向けた体制整備とともに人材の育成も急務である。

今後、就学に係る教育相談、就学先決定に向けた取組を一層充実させていくためには、地道な努力が必要である。ひとまず、本研究にご協力いただいた研究協力者をはじめ、各調査にご協力・ご回答いただいた皆様、各地の取組を支えていただいた皆様に感謝するとともに、今後も、ご支援・ご協力をお願い申し上げる次第である。

研究代表者 研修事業部 牧野泰美

地域実践研究

教育相談・就学先決定に関する研究

平成 30 年度～令和元年度

研究成果報告書

研究代表者 牧野 泰美

令和 2 年 3 月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<http://www.nise.go.jp>